

令和 5 年

# 豊見城市議会会議録

第 2 号

第 4 回定例会 令和 5 年 6 月 5 日 会期 24 日間  
令和 5 年 6 月 28 日



豊見城市議会



# 豊見城市議会会議録 第4回定例会 目 次

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
◎令和5年第4回定例会 —6月5日～6月28日— (1頁～284頁)				
	会期日程	1～2	—	—
	応招議員	3	—	—
	第4回定例会議案一覧及び審議結果	4～5	—	—
6月5日(本会議 初日)				
	出席議員及び事務局職員 —6月5日—	7	—	—
	地方自治法第121条による出席者	8	—	—
	本日の会議に付した事件	8～9	—	—
	議事日程(第1号) —6月5日—	10～11	—	—
	会議録署名議員の指名	12	—	—
	会期の決定	12	—	—
	議長諸般の報告	12	—	—
	市長の市政一般報告	12	—	—
議案第29号	豊見城市附属機関の設置に関する条例及び非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	12～13	即決	原案可決 14

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
議案第30号	豊見城市税条例の一部改正について	14	即決	原案可決 15
議案第31号	豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	15～16	即決	原案可決 17
議案第32号	豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	17	即決	原案可決 18
議案第33号	豊見城市立学校設置条例の一部改正について	18	即決	原案可決 19
議案第34号	豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしによる損害賠償に関する調停等について	19～23	即決	可決 24
議案第35号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について	24～25	即決	可決 26
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	26～27	即決	承認 28
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	28～29	即決	承認 29
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	29～30	即決	承認 30
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて	30～31	即決	承認 32
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて	32	即決	承認 33
同意案第4号	豊見城市固定資産評価員の選任について	33	即決	同意 33
報告第2号	令和4年度豊見城市一般会計繰越明許費繰越計算書について	33～34	報告	報告 34
報告第3号	令和4年度豊見城市水道事業会計予算繰越計算書について	34	報告	報告 34

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
報告第4号	令和4年度豊見城市下水道事業会計予算繰越 計算書について	34~35	報告	報告 35
報告第5号	令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画 書について	35	報告	報告 35
議案第28号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第1 号)	35	総財 委員会	原案可決 235
陳情第3号	「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復 元」のための意見書採択を求める陳情	36	教民 委員会	採択 236
陳情第4号	「30人以下学級早期完全実現」のための意見 書採択を求める陳情	36	教民 委員会	採択 236
請願第1号	那覇空港自動車道豊見城東道路の桁下利用に ついて(請願)	36	経建 委員会	採択 237
陳情第2号	公契約条例の制定を求める陳情	36	経建 委員会	継続審査 284
<b>6月19日(本会議 2日目)</b>				
出席議員及び事務局職員 — 6月19日—		37	—	—
地方自治法第121条による出席者		38	—	—
本日の会議に付した事件		38	—	—
議事日程(第2号) — 6月19日—		39	—	—
	会議録署名議員の指名	40	—	—
	議長諸般の報告	40	—	—
《 一般質問 》 6月19日(一般質問の1日目)(詳細は目次後の一覧表を参照) 瀬長恒雄議員、宮城 恵議員、宜保龍平議員、高山美雪議員、大田善裕議員				

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
<b>6月20日（本会議 3日目）</b>				
	出席議員及び事務局職員 — 6月20日—	83	—	—
	地方自治法第121条による出席者	84	—	—
	本日の会議に付した事件	84	—	—
	議事日程（第3号） — 6月20日—	85	—	—
	会議録署名議員の指名	86	—	—
《 一般質問 》 6月20日（一般質問の2日目）（詳細は目次後の一覧表を参照） 波平邦孝議員、長嶺吉起議員、真栄里 保議員、要 正悟議員、赤嶺吉信議員				
<b>6月21日（本会議 4日目）</b>				
	出席議員及び事務局職員 — 6月21日—	137	—	—
	地方自治法第121条による出席者	138	—	—
	本日の会議に付した事件	138	—	—
	議事日程（第4号） — 6月21日—	139	—	—
	会議録署名議員の指名	140	—	—
《 一般質問 》 6月21日（一般質問の3日目）（詳細は目次後の一覧表を参照） 新垣龍治議員、仲田政美議員、吉濱智也議員、瀬長 宏議員、伊敷光寿議員				
<b>6月22日（本会議 5日目）</b>				
	出席議員及び事務局職員 — 6月22日—	183	—	—

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
	地方自治法第121条による出席者	184	—	—
	本日の会議に付した事件	184	—	—
	議事日程(第5号) —6月22日—	185	—	—
	会議録署名議員の指名	186	—	—
《一般質問》 6月22日(一般質問の4日目)(詳細は目次後の一覧表を参照) 新垣亜矢子議員、川満玄治議員、宜保安孝議員、楚南留美議員				
<b>6月28日(本会議 6日目)</b>				
	出席議員及び事務局職員 —6月28日—	231	—	—
	地方自治法第121条による出席者	232	—	—
	本日の会議に付した事件	232	—	—
	議事日程(第6号) —6月28日—	233	—	—
	会議録署名議員の指名	234	—	—
議案第28号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第1号)	234	総財 委員長 報告	原案可決 235
陳情第3号	「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1還元」のための意見書採択を求める陳情	235	教民 委員長 報告	採 択 236
陳情第4号	「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情	235	教民 委員長 報告	採 択 236
請願第1号	那覇空港自動車道豊見城東道路の桁下利用について(請願)	236~237	経建 委員長 報告	採 択 237
議案第36号	那覇市字具志地先への船だまり整備に伴う公有水面埋立について	237~249	即 決	原案可決 250

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
報告第6号	専決処分の報告について	250	報告	報告 250
意見書案第3号	「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書	250～252	即決	原案可決 253
意見書案第4号	「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書	253～254	即決	原案可決 256
意見書案第5号	「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書	256～258	即決	原案可決 258
意見書案第6号	健康保険証の廃止は中止し、トラブルの多いマイナンバー制度の見直しを求める意見書	258～267	即決	否決 272
意見書案第7号	沖縄を再び戦場にしないために日本政府に対し対話と外交による積極的平和構築への努力を求める意見書	272～280	即決	否決 283
	閉会中の継続審査の申し出について（経済建設常任委員会）	283～284	—	—
議案等処理一覧表（285頁～286頁）				
議長諸般の報告（12頁） —詳細は287頁～288頁参照—				
市長の市政一般報告（12頁） —詳細は289頁～294頁参照—				
一般質問（40頁～228頁） —詳細は次頁参照—				



# 令和5年第4回豊見城市議会定例会一般質問通告一覧表

(一般質問の日程＝6月19日、20日、21日、22日、4日間)

◆ 6月19日 (一般質問の1日目) ◆

質問者 (7番) 瀬長恒雄議員 (通告番号1) …………… (P 40～ 51)

- 質問事項
- (1) 生活環境整備について
  - (2) 性の多様性尊重について
  - (3) マイナンバーカードについて
  - (4) 子どもの虫歯について
  - (5) 与根土地区画整理事業について

答 弁 者 市長、市民部長、こども未来部長、都市計画部長、経済建設部長、教育部長

質問者 (21番) 宮城 恵議員 (通告番号2) …………… (P 51～ 56)

- 質問事項
- (1) 女性の経済的自立の支援について
  - (2) 公園の遊具について
  - (3) 豊見城団地の安全整備について
  - (4) 庁舎のアピールについて
  - (5) 介護予防について
  - (6) 放課後児童クラブの待機児童について
  - (7) 安心・安全対策について

答 弁 者 総務企画部長、福祉健康部長、こども未来部長、都市計画部長、経済建設部長

質問者 (2番) 宜保龍平議員 (通告番号3) …………… (P 56～ 63)

- 質問事項
- (1) 下水道事業について
  - (2) マイタク事業について
  - (3) モノレール導入について
  - (4) 金融リテラシーについて
  - (5) 公営墓地について

答 弁 者 市長、市民部長、都市計画部長、上下水道部長、教育部長

質問者 (6番) 高山美雪議員 (通告番号4) …………… (P 63～ 72)

- 質問事項
- (1) 学校給食について
  - (2) 水道水の安全性について

- (3) 公民館の建て替えについて
- (4) 下原雨水幹線事業について
- (5) 豊崎中学校（仮称）について

答 弁 者 市民部長、上下水道部長、教育部長

質 問 者 (17番) 大田善裕議員（通告番号5）……………（P 72～ 81）

- 質 問 事 項
- (1) 観光産業の振興について
  - (2) 西部地域の振興について
  - (3) 動物愛護について

答 弁 者 市長、総務企画部長、市民部長、都市計画部長、経済建設部長

◆ 6月20日（一般質問の2日目） ◆

質 問 者 (12番) 波平邦孝議員（通告番号6）……………（P 86～ 96）

- 質 問 事 項
- (1) デフバレーボール世界選手権大会について
  - (2) 母子保健行政について
  - (3) 観光産業について
  - (4) 農業振興について
  - (5) 「まちの顔」拠点づくり事業について

答 弁 者 市長、教育長、総務企画部長、こども未来部長、経済建設部長、教育部長

質 問 者 (4番) 長嶺吉起議員（通告番号7）……………（P 97～107）

- 質 問 事 項
- (1) 学校教育環境の整備について
  - (2) 道路行政について
  - (3) 教育行政について
  - (4) 街なみ整備助成事業について

答 弁 者 市長、教育長、都市計画部長、経済建設部長、教育部長

質 問 者 (13番) 真栄里 保議員（通告番号8）……………（P107～118）

- 質 問 事 項
- (1) 新型コロナ対策について
  - (2) 会計年度任用職員について
  - (3) 窓口業務職員について
  - (4) 教職員の働き方改革について
  - (5) 水道料金について
  - (6) 安全な道路について

答 弁 者 総務企画部長、市民部長、福祉健康部長、こども未来部長、教育部長

質 問 者 (15番) 要 正悟議員 (通告番号9) …………… (P118～127)

- 質問事項
- (1) 各地域の環境整備について
  - (2) 道路行政について
  - (3) 下水道整備について
  - (4) 市内在住の駐留軍等労働者について
  - (5) オストメイトについて

答 弁 者 総務企画部長、市民部長、福祉健康部長、経済建設部長、上下水道部長、教育部長

質 問 者 (20番) 赤嶺吉信議員 (通告番号10) …………… (P127～136)

- 質問事項
- (1) 教育行政について
  - (2) 道路行政について
  - (3) 文化財保護行政について
  - (4) 水産業振興について

答 弁 者 副市長、総務企画部長、総務企画部参事監、経済建設部長、教育部長

◆ 6月21日 (一般質問の3日目) ◆

質 問 者 (5番) 新垣龍治議員 (通告番号11) …………… (P140～150)

- 質問事項
- (1) 生活保護行政について
  - (2) 放課後児童クラブについて
  - (3) 保育行政について
  - (4) 医療的ケア児等の支援について
  - (5) 安心安全な生活環境について

答 弁 者 福祉健康部長、こども未来部長、教育部長

質 問 者 (22番) 仲田政美議員 (通告番号12) …………… (P150～157)

- 質問事項
- (1) 物価高騰対策について
  - (2) 道路行政について
  - (3) 医療用ウィッグ購入費助成について

答 弁 者 市長、福祉健康部長、こども未来部長、経済建設部長、教育部長

質問者 (8番) 吉濱智也議員 (通告番号13) …………… (P157～164)  
質問事項 (1) スポーツ振興について  
(2) 市民にやさしいまちづくりについて  
(3) 市民生活を支える仕組みについて  
(4) 動物愛護について  
答 弁 者 教育長、市民部長、福祉健康部長、こども未来部長、教育部長

質問者 (14番) 瀬長 宏議員 (通告番号14) …………… (P164～174)  
質問事項 (1) パワハラ防止条例制定について  
(2) 子どもの居場所づくりについて  
(3) 市育英会の運用改善について  
(4) 就学援助について  
(5) 与根体育施設に関する条例廃止について  
答 弁 者 市長、総務企画部長、こども未来部長、都市計画部長、教育部長

質問者 (16番) 伊敷光寿議員 (通告番号15) …………… (P174～182)  
質問事項 (1) 保育・子ども行政について  
(2) 福祉行政について  
(3) 安心・安全な街づくりについて  
(4) 道路行政について  
(5) 物価高騰について  
(6) 平和行政について  
答 弁 者 総務企画部長、市民部長、福祉健康部長、こども未来部長

◆ 6月22日 (一般質問の4日目) ◆

質問者 (11番) 新垣亜矢子議員 (通告番号16) …………… (P186～197)  
質問事項 (1) 監査報告について  
(2) 保育行政について  
(3) 防災教育について  
(4) 教育行政について  
(5) 水道事業について  
答 弁 者 市長、代表監査委員、総務企画部長、市民部長、  
市民部参事監兼福祉健康部参事監、こども未来部長、都市計画部長、  
上下水道部長、消防長、教育部長

質問者 (10番) 川満玄治議員 (通告番号17) …………… (P197～208)

- 質問事項
- (1) 給食センター建替えについて
  - (2) 安心・安全な街づくりについて
  - (3) 公正・公平及び適正な業務委託について

答 弁 者 市長、総務企画部長、総務企画部参事監、市民部長、  
市民部参事監兼福祉健康部参事監、福祉健康部長、都市計画部長、教育部長

質問者 (9番) 宜保安孝議員 (通告番号18) …………… (P209～218)

- 質問事項
- (1) 保育行政について
  - (2) 教育行政について
  - (3) 観光振興について
  - (4) 交通行政について
  - (5) 防災行政について

答 弁 者 市長、総務企画部長、こども未来部長、都市計画部長、経済建設部長、  
教育部長

質問者 (18番) 楚南留美議員 (通告番号19) …………… (P218～228)

- 質問事項
- (1) ヤングケアラーの支援について
  - (2) 女性の社会参画について
  - (3) 認可外保育園の処遇改善について
  - (4) 通学路の安全対策について
  - (5) 教育行政について

答 弁 者 市長、総務企画部長、市民部長、こども未来部長、教育部長



令和5年

# 豊見城市議会会議録

## 第4回定例会

第4回定例会

令和5年6月5日  
令和5年6月28日

会期24日間





# 令和5年第4回豊見城市議会定例会会期日程

開 会 6月5日  
 閉 会 6月28日  
 会 期 24日間

月 日	曜	会 議 別	開議時間	摘 要
6月5日	月	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 市長の市政一般報告 ○ 議案の上程（即決案件） 議案第29号 議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第34号 議案第35号 承認第1号 承認第2号 承認第3号 承認第4号 承認第5号 同意案第4号 ○ 議案の上程（委員会付託案件） 議案第28号 請願第1号 陳情第2号 陳情第3号 陳情第4号 ○ 議案の上程（報告案件） 報告第2号 報告第3号 報告第4号 報告第5号
6月6日	火	委 員 会	午前10時	各委員会
6月7日	水	委 員 会	午前10時	各委員会
6月8日	木	委 員 会	午前10時	各委員会
6月9日	金	委 員 会	午前10時	各委員会
6月10日	土	休 会		
6月11日	日	休 会		
6月12日	月	委 員 会	午前10時	各委員会
6月13日	火	委 員 会	午前10時	各委員会
6月14日	水	委 員 会	午前10時	各委員会
6月15日	木	委 員 会	午前10時	各委員会
6月16日	金	委 員 会	午前10時	各委員会
6月17日	土	休 会		
6月18日	日	休 会		

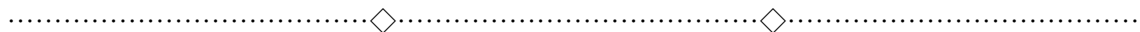
月 日	曜	会 議 別	開議時間	摘 要
6月19日	月	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
6月20日	火	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
6月21日	水	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
6月22日	木	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
6月23日	金	休 会		慰霊の日
6月24日	土	休 会		
6月25日	日	休 会		
6月26日	月	委 員 会	午前10時	各委員会
6月27日	火	委 員 会	午前10時	各委員会
6月28日	水	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 ○ 議案の上程（委員会報告案件）
				閉 会

## 令和5年第4回豊見城市議会定例会

令和5年第4回豊見城市議会定例会は令和5年6月5日豊見城市議会議場に招集された。

応招した議員 21人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(9番) 宜保 安孝 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(22番) 仲田 政美 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	



応招しなかった議員 1人

(19番) 大田 正樹 議員

## 令和5年第4回豊見城市議会定例会議案一覧及び審議結果

番号	議案番号	件名	経過	審議結果
1	議案第28号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第1号）	総財 委員会	原案可決
2	議案第29号	豊見城市附属機関の設置に関する条例及び非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	即決	原案可決
3	議案第30号	豊見城市税条例の一部改正について	即決	原案可決
4	議案第31号	豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	即決	原案可決
5	議案第32号	豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	即決	原案可決
6	議案第33号	豊見城市立学校設置条例の一部改正について	即決	原案可決
7	議案第34号	豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしによる損害賠償に関する調停等について	即決	可決
8	議案第35号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について	即決	可決
9	議案第36号	那覇市字具志地先への船だまり整備に伴う公有水面埋立について	即決	原案可決
10	同意案第4号	豊見城市固定資産評価員の選任について	即決	同意
11	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	即決	承認
12	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	即決	承認
13	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	即決	承認
14	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて	即決	承認
15	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて	即決	承認
16	報告第2号	令和4年度豊見城市一般会計繰越明許費繰越計算書について	報告	報告

番号	議案番号	件名	経過	審議結果
17	報告第3号	令和4年度豊見城市水道事業会計予算繰越計算書について	報告	報告
18	報告第4号	令和4年度豊見城市下水道事業会計予算繰越計算書について	報告	報告
19	報告第5号	令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書について	報告	報告
20	報告第6号	専決処分の報告について（事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）	報告	報告
21	意見書案第3号	「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書	即決	原案可決
22	意見書案第4号	「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書	即決	原案可決
23	意見書案第5号	「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書	即決	原案可決
24	意見書案第6号	健康保険証の廃止は中止し、トラブルの多いマイナンバー制度の見直しを求める意見書	即決	否決
25	意見書案第7号	沖縄を再び戦場にしないために日本政府に対し対話と外交による積極的平和構築への努力を求める意見書	即決	否決
26	請願第1号	那覇空港自動車道豊見城東道路の桁下利用について（請願）	経建委員会	採択
27	陳情第3号	「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1還元」のための意見書採択を求める陳情	教民委員会	採択
28	陳情第4号	「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情	教民委員会	採択



— 令和5年第4回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第1号）

令和5年6月5日（月）





令和5年第4回

豊見城市議会（定例会）会議録（第1号）

令和5年6月5日（月曜日）午前10時開会

出席議員 21人

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (1番) 外間 剛 議員    | (12番) 波平 邦孝 議員 |
| (2番) 宜保 龍平 議員   | (13番) 真栄里 保 議員 |
| (3番) 新垣 繁人 議員   | (14番) 瀬長 宏 議員  |
| (4番) 長嶺 吉起 議員   | (15番) 要 正悟 議員  |
| (5番) 新垣 龍治 議員   | (16番) 伊敷 光寿 議員 |
| (6番) 高山 美雪 議員   | (17番) 大田 善裕 議員 |
| (7番) 瀬長 恒雄 議員   | (18番) 楚南 留美 議員 |
| (8番) 吉濱 智也 議員   | (20番) 赤嶺 吉信 議員 |
| (9番) 宜保安 孝 議員   | (21番) 宮城 恵 議員  |
| (10番) 川満 玄治 議員  | (22番) 仲田 政美 議員 |
| (11番) 新垣 亜矢子 議員 |                |

欠席議員 1人

- (19番) 大田 正樹 議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

- |           |            |
|-----------|------------|
| 事務局長 金城 悟 | 主査 大城 利枝   |
| 次長 比嘉 豊   | 主任主事 嘉数 信仰 |
| 班長 比嘉 剛   |            |

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	瀬 長 盛 光	総務企画部長	内 原 英 洋
市 民 部 長	上 地 五十八	こども未来部長	森 山 真由美
都市計画部長	嘉 川 聡 子	経済建設部長	城 間 保 光
上下水道部長	大 城 堅	消 防 長	高 良 寛
教 育 部 長	赤 嶺 太 一	総 務 課 長	上 原 元 樹
人 事 課 長	翁 長 卓 司	財 政 課 長	宮 城 盛 秀
税 務 課 長	運 天 俊 郎	こども応援課長	安谷屋 元
保育こども園課長	屋 宜 圭 太	公園緑地課長	金 城 司
上下水道部 総務課長	比 嘉 幸 治	上下水道部 施設課長	新 垣 栄
学校施設課長	石 川 ミ コ		

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 会期の決定
- 日程第3. 議長諸般の報告
- 日程第4. 市長の市政一般報告
- 日程第5. 議案第29号 豊見城市附属機関の設置に関する条例及び非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6. 議案第30号 豊見城市税条例の一部改正について
- 日程第7. 議案第31号 豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8. 議案第32号 豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9. 議案第33号 豊見城市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第10. 議案第34号 豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしによる損害賠償に関する調停等について
- 日程第11. 議案第35号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について
- 日程第12. 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13. 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第14. 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

- 日程第15. 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第16. 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第17. 同意案第4号 豊見城市固定資産評価員の選任について
- 日程第18. 報告第2号 令和4年度豊見城市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第19. 報告第3号 令和4年度豊見城市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第20. 報告第4号 令和4年度豊見城市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第21. 報告第5号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書について
- 日程第22. 議案第28号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第23. 陳情第3号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採  
択を求める陳情
- 陳情第4号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情
- 以上2件一括上程
- 日程第24. 請願第1号 那覇空港自動車道豊見城東道路の桁下利用について（請願）
- 陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情
- 以上2件一括上程

# 令和5年第4回豊見城市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年6月5日（月） 午前10時 開 会

日程 番号	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		市長の市政一般報告	
5	議案第29号	豊見城市附属機関の設置に関する条例及び非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	即 決
6	議案第30号	豊見城市税条例の一部改正について	〃
7	議案第31号	豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃
8	議案第32号	豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃
9	議案第33号	豊見城市立学校設置条例の一部改正について	〃
10	議案第34号	豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしによる損害賠償に関する調停等について	〃
11	議案第35号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について	〃
12	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	〃
13	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	〃
14	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	〃
15	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて	〃
16	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて	〃
17	同意案第4号	豊見城市固定資産評価員の選任について	〃
18	報告第2号	令和4年度豊見城市一般会計繰越明許費繰越計算書について	報 告
19	報告第3号	令和4年度豊見城市水道事業会計予算繰越計算書について	〃

日程 番号	議案番号	件名	備考
20	報告第4号	令和4年度豊見城市下水道事業会計予算繰越計算書について	報告
21	報告第5号	令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書について	〃
22	議案第28号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第1号)	総務財政 委員会付託
23	陳情第3号	「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための 意見書採択を求める陳情	教育民生 委員会付託
	陳情第4号	「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求 める陳情 以上2件一括上程	〃
24	請願第1号	那覇空港自動車道豊見城東道路の桁下利用について(請 願)	経済建設 委員会付託
	陳情第2号	公契約条例の制定を求める陳情 以上2件一括上程	〃

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから令和5年第4回豊見城市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

開 会 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に伊敷光寿議員、大田善裕議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月28日までの24日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から6月28日までの24日間と決しました。

————— ◇ 日程第3 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第3、議長諸般の報告であります。

あらかじめお手元に配付してあります報告書をもって、前定例会より今回までの間における議長諸般の報告に代えさせていただきたいと思っております。

————— ◇ 日程第4 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第4、市長の市政一般報告であります。市長の発言を許します。

○ 市長 徳元次人

おはようございます。令和5年第4回豊見城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、誠にありがとうございます。本6月定例会もよろしくお願いたします。

市長の市政一般報告につきましては、お手元に配付してございます報告書をもって、前回の議会から今回までの間における報告に代えさせていただきたいと思っております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時02分)

再 開 (10時04分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第5 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第5、議案第29号 豊見城市附属機関の設置に関する条例及び非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第29号 豊見城市附属機関の設置に関する条例及び非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、総合計画等に係る審議の効率的な運用を図るため、「豊見城市振興計画審議会」と「豊見城市まち・ひと・しごと創生審議会」を統合する等、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務

企画部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど市長から提案のありました議案第29号 豊見城市附属機関の設置に関する条例及び非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明します。

2ページの新旧対照表をお開きください。第1条は、豊見城市附属機関の設置に関する条例の新旧対照表となります。現行においては、総合計画とまち・ひと・しごと総合戦略は一体的な計画となっており、その進行管理を振興計画審議会とまち・ひと・しごと創生審議会と同じ構成員により同日開催で会議を行っております。右側の改正前の市長の項中において、豊見城市振興計画審議会と豊見城市まち・ひと・しごと創生審議会を分けて記載しておりますが、今年度からは審議会の効率的な運用を図るため2つの審議会を統合し、左側の改正後のように、市長の項中を総合計画等審議会として改正する内容であります。

次に3ページをお願いします。第2条は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表となります。右側の改正前において、第6項の都市計画審議会の欄で会長と委員を分けて掲載しておりますが、報酬が同額であることから左側の改正後のようにまとめて記載し、豊見城市都市計画審議会委員、月額5,000円として改正する内容であります。

次の第7項の都市計画審議会と第79項の豊見城市まち・ひと・しごと創生審議会についても先ほどの第1条の豊見城市附属機関の設置に関する条例の改正に合わせて第7項の豊見城市総合計画等審議会委員に統合し、月額5,000円として改正する内容であります。

また、別表中の改正前の第79項を削除することにより、改正後の項の番号が1項ずつ繰り上げになります。

1ページに戻りまして、附則において、この条例は、公布の日から施行します。

以上が議案第29号 豊見城市附属機関の設置に関する条例及び非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号 豊見城市附属機関の設置に関する条例及び非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第29号 豊見城市附属機関の設置に関する条例及び非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電

子表決システムで行います。

議案第29号 豊見城市附属機関の設置に関する条例及び非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第29号 豊見城市附属機関の設置に関する条例及び非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第6 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第6、議案第30号 豊見城市税条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 市長 徳元次人

議案第30号 豊見城市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ 市民部長 上地五十八

先ほど市長から提案のありました議案第30号 豊見城市税条例の一部改正について説明します。改正の内容については、新旧対照表4ページをお開きください。右側が改正前、左側が改正後になります。なお、条文の修正については、下線部分の修正を行っていますので確認をお願いします。

まず、市民税の第34条の9から第47条の6までの主な改正については、森林環境税の導入と法規定の新設に併せて条文に項を新設、それに伴う項ずれの改正となります。4ページから9ページの部分になります。

次に9ページの軽自動車税の第82条、附則第15条の2、第16条の2の主な改正については、法律改正に合わせての条文と割合の変更に伴う改正となります。9ページから10ページです。

以上が議案第30号 豊見城市税条例の一部改正についての説明となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号 豊見城市税条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第30号 豊見城市税条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。



議案第30号 豊見城市税条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第30号 豊見城市税条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第7 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第7、議案第31号 豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 市長 徳元次人

議案第31号 豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後児童支援員の要件が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、こども未来部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ こども未来部長 森山真由美

議案第31号 豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、先ほど市長が述べたとおりでございます。

改正の内容といたしまして、放課後児童クラブにおける職員としての要件に、認定資格研修の修了予定者を含む改正を行うものでござ

います。

2ページの新旧対照表をお開きください。第10条第3項において、改正後下線部に研修を修了した者の次に（市が放課後児童健全育成事業者等と相談して職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することになってから2年以内に研修を修了することを予定している者（以下「研修修了予定者という。）を含む。）を加え、ただし書として、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす場合は、原則として、採用から1年以内に研修を修了させるよう努めなければならないを加える改正となります。

1ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとなります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

#### ○ (14番) 瀬長 宏議員

今の件については、正誤表の中の新しくなったところで研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することになってから2年以内に研修を修了する予定の者と言いながら、ただし書のほうで1年という期限を切っているのですが、こうしなければならないという理由はどういうことなのか。支援員の資格を取るには県がやるか、あるいは政令指定都市、あるいは中核都市がそういう研修をやって修了した者が資格を得ると。その資格の取り方についても6項目あって、平均で全体で24時間ですから1項目4時間程度で終わるという簡単な内容で、研修内容を見ても子どもの発達状況をどう把握するのか、あるいは学校、保護者、地域とどう連携を取

るのか、あるいは放課後児童クラブにおける安心安全の対応はどうあるべきなのかという原則的な研修を受ける程度で、24時間程度であれば1年で普通は修了すべきではないかと思うのですが、そうしないで括弧の中で2年と設定をするということは、こども家庭庁からの趣旨の中にあるのかと思うのですが、裁量は市町村に委ねられているのではないかと思います。思ったらこういうことは1年以内で研修を修了するただし書のほうを基準に考えるべきではないかと思うのですが、そこはどうかですか。

○ こども未来部長 森山真由美

ただいまの質疑にお答えいたします。

ただし書、以前2年以内の研修を終えることということは、放課後児童健全育成事業の実施要綱等においてそういう定めになっております。なので、それに準じて今回改正を行っているところです。原則としてただし書で入れているように1年以内で修了するようということ、ここでただし書を加えているところで、放課後児童健全育成事業の要綱に沿った改正ということで現在本市は行っているところであります。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質疑一

先ほども申し上げましたそんなに難しい国家資格でもないわけで、当然支援員は2人以上配置しなさいというのが基準になっていて、そういう意味で言うと、できるだけ研修を早く終わらせて支援員として正確に資格を持って子どもの対応に充てるべきだと思うのですが、原則的にという努力目標に位置づけられているという1年以内というところなのですが、市としては積極的に1年以内で修了するように働きかけをやるべきだと思うのですが、そこはどうかですか。

○ こども未来部長 森山真由美

改正の内容にもあるように、研修計画については市と放課後児童健全育成事業者等と併せて、相談の上で研修計画を策定していく形となりますので、その中においてはしっかりとただし書のとおり1年以内で研修を修了できるような計画実行を心がけてまいりたいと考えております。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号 豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第31号 豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第31号 豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第31号 豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第8 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第8、議案第32号 豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 市長 徳元次人

議案第32号 豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、厚生労働省からこども家庭庁に事務移管されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、こども未来部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ こども未来部長 森山真由美

議案第32号 豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、先ほど市長が述べたとおりとなります。

2ページの新旧対照表をお開きください。新旧対照表第1条といたしまして、第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同じく次のページ、新旧対照表第2条において第15条第1項第4号及び第44条中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

1ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するとなります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号 豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第32号 豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい

ては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第32号 豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第32号 豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第9 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第9、議案第33号 豊見城市立学校設置条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 市長 徳元次人

議案第33号 豊見城市立学校設置条例の一部改正につきましては、令和6年4月1日予

定の伊良波中学校分離新設校の開校に伴い、新設校の校名及び位置を当該条例に加えることに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ 教育部長 赤嶺太一

それでは議案第33号 豊見城市立学校設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この議案につきましては、令和6年4月1日に開校予定の伊良波中学校の分離新設校の校名及び位置につきまして、豊見城市立学校設置条例の別表第3に加える条例の一部改正に係る議案となっております。

議案3枚目の新旧対照表をご覧ください。左欄が改正後、右欄が改正前となっております。

左欄の太枠で囲われた箇所をご覧ください。中学校の名称 豊見城市立豊崎中学校、位置 豊見城市豊崎1番地1を別表第3の伊良波中学校の項の次に加える内容となっております。

この条例の施行時期につきましては、令和6年4月1日からの施行となっております。

議案の説明は以上であります。ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号 豊見城市立学校設置条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第33号 豊見城市立学校設置条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第33号 豊見城市立学校設置条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第33号 豊見城市立学校設置条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第10 ◇ —————

## ○ 議長 外間 剛

日程第10、議案第34号 豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしによる損害賠償に関する調停等についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

## ○ 市長 徳元次人

議案第34号 豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしによる損害賠償に関する調停等につきましては、沖縄県建設工事紛争審査会に調停、仲裁を申し立

てるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○ 教育部長 赤嶺太一

それでは議案第34号 豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしによる損害賠償に関する調停等についてご説明申し上げます。

この議案につきましては、豊見城中学校で令和4年9月6日に、給水管の施工不良を原因とする特別教室棟の漏水が発生いたしました。電気設備及び天井化粧ボードに被害が生じ、その復旧に808万5,000円を要することとなったものであります。その後、施工業者に重ねて復旧費用の対応を求めてまいりましたが、現時点におきましても当該復旧費用の支払いが確認できなかったことから、沖縄県建設工事紛争審査会に調停及び仲裁を申し立てる必要があり、この申し立てには市議会の議決を要することから、この議案を提出しているところでございます。

調停等申し立てをする相手方につきましては、特定建設工事共同事業者JVに係る事業者2者となっております。1者目は、沖縄県豊見城市字饒波107-2、有限会社 与儀工業、取締役 与儀弘玄及び2者目、沖縄県豊見城市字上田536番地21、株式会社 三星建設、代表取締役 瀬長誠の2者でございます。

議案の説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

## ○ (2番) 宜保龍平議員

ご説明ありがとうございました。幾つか気になる点があるので確認の上、教えていただければと思います。

今回豊見城中学校で漏水という形で被害が出ました。その前に完了検査というものを行うと思うのですが、実際この完了検査はどなたが行うのか。この設計管理者が行ったのか、それとも職員が行ったのか。その辺を教えていただきたいのが1点と。あと、今回調停を行う上では調停申立書が作成されていると思うのですが、これは実際作成されているのか。作成するに当たってはどなたが行うのか。まず、この2点をお聞かせください。

○ 教育部長 赤嶺太一

まず1点目、お答えいたしたいと思います。どなたが検査をするのかということでありまず。

まず工事につきましては、工事施工者において責任を持って施工されていることが前提になっておりまして、その施工に当たっては、施工管理の事業者が施工管理をしていくことになっています。その後、検査につきましては、都市計画課のほうが……、当該学校施設課が担当課になるのですが、そこ以外の者が完了検査を行って、検査が適切であるということを確認担保しているということになっております。

2つ目のご質疑のところではありますが、今申立書については作成中であります。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質疑

分かりました。調停申立書については作成中ということで、これは顧問弁護士が作成されるのですかというのが1点と、今回都市計画部が完了検査を行ったという部分ではあるのですが、そういう意味では本当に今回の件は見抜くことができなかったのかとい

うところはかなり気になる場所であって、できたら起きる前に完了検査の上で発見しておけば学校が被害を被ることもなかったでしょうし、その辺、担保というふうにおっしゃったのですけれども、本当に見抜けなかったのかという部分において、再度ご説明をお願いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

まず、顧問弁護士のほうが作成するのかというご質疑のところについては、今契約を進めておりまして、その中で委託弁護士と学校施設課のほうで協議をして作成することになると考えております。

2つ目のご質疑、この検査が適正に行われたのか。あと、未然に防ぐことができたのではないかということであるかと思えます。この検査につきましては、完成については書面及び現場で確認をしており、適切に行われたと考えているところでございます。それと、完了検査で今回接着不良が発見できなかったのかということではありますが、継手施工箇所を全て一つずつ確認することは物理的に困難であると考えております。仕様書や管理指針等で定められた試験の実施結果や施工方法等を書面で確認するとともに、現場においては仕上げなどを目視確認で行っており、今回の接着不良についての予見はかなり困難であったものと理解をしております。

また、設計や施工管理に問題がなかったのかということではありますが、設計においては材料の選定や施工方法など、設計基準等に基づき行っていることや、施工管理におきましても材料検収や施工状況の確認、加圧試験等も管理指針に基づいて行われており、今回の接着不良についても今回起こって初め

て発見できたというふうに理解をしております。

○（２番）宜保龍平議員 一再々質疑一

非常に細かい説明、ありがとうございます。

この調停申立書も今作成中というところなのですが、教育部長がご説明いただいたとおり、調停なので判断するところはそういうところになるかとは思うのですけれども、しっかりと事実に基づいて作成をしていただきたいという私の思いと、今回の件においては発見するのは困難であったとは思いますが、できれば起きる前に、一番は学校が被害を被るというところに着眼点を置いていただいて、今後は豊崎中学校も建設中であって、先ほどの議案も通りました。同じようなことができれば起きないように努力していただければと思います。そこはぜひお願いしたいと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時39分）

再 開（10時40分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一 一訂正一

先ほど申立書については「顧問弁護士のほうが」ということでお答えしましたが、同じ方ではありますが、こちらは今回別件で別に委託をいたしますので、同じ弁護士であります、「委託弁護士が作成し」ということで訂正させていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○ 議長 外間 剛 一許可一

この訂正については、議長にて許可いたします。

○（３番）新垣繁人議員

1点だけです。

議案説明でも確認したのですが、先ほど宜保龍平議員からも質疑がありましたように、今後完了検査として、今回はこのような結果ということなのですけれども、今実際に豊崎中学校を建設しております。これは完了検査を受けて初めてその目的物の引渡しになりますので、ここはしっかり本市として、今後完了検査として今回の反省を踏まえ、しっかりチェックすることは可能なかというところをもう一度お聞かせください。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

ご指摘のとおり、豊崎中学校は大丈夫なのかというご疑念だと思います。現在、豊崎中学校の施工事業者に対しまして学校施設課を通しまして、このような事案が生じましたと、きちんと責任施工していただきますように重ねてお願いをしておりますし、管理をいただいている管理者におきましてもその旨、重ねて管理をしていただくようお願いしているところです。この検査につきましても、今後完成に応じて検査をしていくわけですが、そこを重点的に含めて検査を進めて、このようなことが起こらないように最善を尽くしていきたいと考えているところでございます。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

新垣繁人議員のご質疑にお答えします。

今後の豊崎中学校建設に当たっても同じようなことが起きないかというところでの検査の在り方につきましてですが、基本的には都市計画部のほうで検査職員を任命して、各種工事等の検査に当たっているところでございます。全ての工事箇所を検査するというのは、先ほども教育部長からも答弁がありましたと

おり、実質的には難しいところがありますのと、基本的には設計図書及び契約書に基づいて請負者が責任施工の上に目的物の完成を目指していくというのが公共工事の進め方というところもございますので、請負者がしっかり写真等の管理、目視で確認できないところ、また目に見えないものに関しては事前に写真等の管理を行って、適切に管理していく。完成検査におきましては、その写真及び目視確認できるところについては現場で確認を行っていくということになりますので、今後につきましてもできる限り、役所としても管理する責任はございますので、しっかりと対応していきたいと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質疑一

今回の案件があつて、漏水ということで実際施設としての、学校側としての被害も受けているわけでありまして。ですから被害がないように、かなり細かな厳しい完了検査になってくるかと思うのですけれども、今都市計画部長がおっしゃったように、写真等もそうだと思います。ただ、被害が起きないようにしていただきたいのと、完了検査でもしこれがチェックとしてできるのであれば、その先に企業にも後々被害が出ないように、そういう意味での企業の人材育成もあるかと思うので、ただ、今回の案件は意図的にやったものではないと思っております。これは確かに企業の瑕疵的なものだと思うのですが、意図的でないからこそ、企業もそうですけれども執行部としても、一番は学校の子もたちに被害に遭わないようにしていただきたいのと、できればこういう案件は、防げるのであれば防いでいただきたい。事前にチェック機能としてやっていただきたいということをお願いして、質疑ではないのですけれども、

要望に代えさせていただきたいと思います。ここは執行部も気を引き締めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○（10番）川満玄治議員

ちょっとお聞きしたいのですけれども、紛争審査会になるということなのですが、とりあえず、その当時の状況の説明を聞かせていただければと思います。例えば事故当時、学校はどのように対応した。また、業者が修理を依頼したと思うのですが、そこら辺、すぐ来たのかとか、その当時の状況を教えていただけないでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時45分）

再 開（10時46分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

当日漏水が発生した時点で報告がございましたので、学校施設課担当職員を含め学校に出向きまして、その措置を学校と協力して対応に当たったところです。すぐ教育部内で教育総務課等の協力も得ながらインターネットの復旧に努め、またその他の被害においても対応いたしまして、おおむね1か月で全ての復旧については終えたところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質疑一

すぐ当日に業者を呼んで修理に向かわせたということよろしいのでしょうか。

ちなみに、漏水というのはどれぐらいの量だったのか私も分からないのですが、そういう詳しいことを聞きたかったのですが、分からないのであれば、多分総務財政常任委員会で予算審査のほうで入っていくと思いますの



で、そのときにもぜひ聞かせていただければと思います……。即決か。

漏水事故は例えばですが、水が一気にたまって下にボンッと落ちるということも可能性としてはあり、今回はあくまでも漏水ということでちょこちょこ落ちたのかちょっと状況が分からないのですが、そういうことで天井がいきなりポコッと落ちることも可能性としては無きにしも非ずなものですから、これは簡単に見過ごすわけにはいかないということを私は思いまして、これは一個ずつの検査が難しいというのは分かったのですが、それも例えば工事の段階、業者が接着するときにもこういうマニュアルをしっかりつくって、過去にこういう漏水の件はよくあるものですから、そこら辺、特に水の重さというのはやはり上から来るのは本当に危険ですので、ぜひそこら辺のリスク管理もしっかりやっただき対応していただければと思います。よろしくをお願いします。

#### ○ 教育部長 赤嶺太一

ご質疑のところ、すぐ業者が駆けつけて対応したのかということをございます。教育部と事業者も含めて、駆け付けて対応しているということをございます。あと、ご指摘のところ、真摯に受け止めて、現在の豊崎中学校の工事にも生かすとともに、今後そのようなことが起こらないように最善の努力を尽くしていきたいと思っております。

#### ○ (10番) 川満玄治議員 一訂正一

すみません、訂正をお願いします。

「裁判」ではなくて、「紛争審査会」に訂正をお願いします。

#### ○ 議長 外間 剛 一許可一

ただいまの訂正については、議長にて許可いたします。

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号 豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしによる損害賠償に関する調停等については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第34号 豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしによる損害賠償に関する調停等については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第34号 豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしによる損害賠償に関する調停等について、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第34号 豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしによる損

害賠償に関する調停等については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時51分)

再 開 (11時00分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第11 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第11、議案第35号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第35号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更につきましては、沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に沖縄市が加わることに伴い、同協議会規約を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、消防長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 消防長 高良 寛

議案第35号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど市長から説明があったとおりでございます。

次に2ページの新旧対照表をお開きください。沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部を変更する内容となっております。改正後の第3条中の糸満市の次に沖縄市を加えます。また、第5条中の糸満市長の次に沖縄市長を加えます。

1ページに戻っていただきまして、附則として、この規約は、協議が整った日から施行するとなっております。

議案の説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

○ (14番) 瀬長 宏議員

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約変更で沖縄市が加わるということなのですが、中身を少し掘り下げて説明してもらいたいのですが、これは運営協議会ができた当時、12年ぐらい前には沖縄市も那覇市も浦添市も入って運営協議会がスタートしたのですが、いざ施設整備の時期になると5市町村、那覇市とか沖縄市が抜けて今の体制になっているのですが、気になるのが、その当時の施設整備の初期投資で二十何億円か投資をしてこの指令センターが整備されたのですが、その整備費用についてはどういうことになるのか。それとも沖縄市が加わるということは、近いうちにこの指令センターの設備そのものを更新するという時期が来ていて、その更新の段階から沖縄市は加わるということなのか。その初期投資に対する費用の負担についてを含めて説明していただきたい。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

議員ご質疑の初期投資の件につきましては現在話し合われてはいませんが、令和8年の指令センター全体更新に伴う事業については、沖縄市を含めた案分方法になると考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質疑一

分かるように説明していただきたいのですが、令和8年というのが新たな施設の更新に

合わせてということになるということなのか。附則で規約は協議が整った日から施行するというふうになっていて、それはどういう基準で整った日を考えて今の提案をされているのか。今ある施設整備の20何億円かの初期投資の費用については沖縄市は関与しない。新しい施設整備が更新されるという部分についての負担が発生するという考えでいいのかどうか。その辺、分かりやすいように説明していただきたい。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

沖縄市が入ることで37市町村の構成団体となり、管轄人口が100万人を超え、管轄する面積は2,127キロ平方メートルで、県内の93.2%となります。また、令和8年度に消防指令センター全体更新を控えており、費用負担が軽減され、消防応援体制の充実強化、情報の共有化が図られるものと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一 再々質疑一

私の聞いたことに明確に答えていただきたいのですが、当然指令要員としては、100名前後が3分の1程度に人員を減らすことができるのでセンター方式にすると。そして、その指令対応していた職員を現場に戻すほうがメリットがある。そういうことでセンター方式に移行するというのは理解していたのですが、今聞きたいのは、多分平成28年ぐらいから運用を開始されているのですが、その施設整備については沖縄市は関わっていないはずなのです。そこの初期投資についてはどう考えていらっしゃるのか。それともわざわざ令和8年という説明が先ほどあったのですが、それは今の施設の更新という時期が来ていて、その更新に当たって、そこの費用からは沖縄市も入った形で負担をしてもらうという考え

なのか。その線引きを今聞いていますので、答えていただきたい。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時07分)

再 開 (11時07分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

当初の負担金はかかっておりませんが、今後、先ほど申したように令和8年からスタートする全体更新の費用負担については、沖縄市は案分されることになっております。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第35号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第35号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第35号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

————— ◇ 日程第12 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第12、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 市長 徳元次人

承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、人事院規則9-129の一部を改正する人事院規則が施行されることに伴い、緊急に所要の改正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、豊見城市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

#### ○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど市長から提案のありました承認第1号 専決処分の承認を求めることについて説明をしたいと思っております。

2枚目の専決処分書をお開きください。専

決処分書につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年5月8日付で豊見城市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を下記の理由で専決処分しております。

今回の条例改正につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律「感染症法」で定められている感染症は、感染力や感染した場合の重篤性などを総合的に勘案して1類から5類に分類されておりますが、令和5年5月8日から新型インフルエンザ等は感染症が2類相当から5類感染症になったことに伴い、人事院規則に倣って設けた防疫作業手当の特例による特殊勤務手当を削るものであります。

改正の内容につきましては、4ページをお願いします。4ページの豊見城市の職員の特殊勤務手当支給条例新旧対照表で説明します。第1条中の括弧書き内の「いう」の次に句読点の「。」を加えます。次に附則の第3項の見出し並びに同項及び第4項を削るという改正になっております。

3ページに戻りまして、附則において、この条例は公布の日から施行するとしておりますので、公布した令和5年5月8日から施行されています。

以上が承認第1号 専決処分の承認を求めることについての説明となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

#### ○ (12番) 波平邦孝議員

ご説明ありがとうございます。

これは主に消防職員のことを指しているとは思いますが、各種支給実績があれば教えてください。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市においては消防職員に主に手当のほうは支給されております。実績等ということですが、まず令和2年度に出動件数が60件、出動延べ人数が162人、総支給額が63万2,000円であります。次に令和3年度が出動件数が212件、出動延べ人数が565名、総支給額が226万円となっております。次に令和4年度、出動件数が670件、出動延べ人数が1,570人、総支給額が628万5,000円となっております。次に令和5年度につきましては5月7日までの実績になりますが、出動件数は8件で出動延べ人数が24人、総支給額が9万6,000円となっております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質疑一

まだ完全に終息したわけではないのですが、今の件数を聞いても、本当に消防職員の皆様、各対策室の皆様、本当にご苦労さまでした。本当にありがとうございます。

あと1点消防体制に対してなのですが、例えば3番、各班の体制で隊員が感染して影響が出たのか。影響が出た場合、どのように対応されたのか教えてください。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時15分)

再 開 (11時16分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 消防長 高良 寛

消防については、隊員の搬送によって勤務の状態に支障はございませんでした。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再々質疑一

消防長、ありがとうございます。

先ほど申したように消防職員というのは、

市民の生命、身体及び財産を最前線で守っていただいているので、本当に改めて感謝を申し上げます。各執行部の皆さんも、今後とも各手当、また消防職員に対してもいろいろなバックアップをお願いしたいのと、また現場経験も豊富な新消防長も就任されていますので、また消防職員の皆様も一致団結して頑張ってもらいたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押ししてください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、賛成多数であります。よって、本案は承認と決しました。

————— ◇ 日程第13 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第13、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

承認第2号 専決処分の承認を求めることにつきましては、子育て世帯生活支援特別給付金事業の実施及び損害賠償請求事件訴訟弁護業務の予算措置のため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度豊見城市一般会計補正予算専決第1号を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど市長から提案のありました承認第2号 専決処分の承認を求めることについて説明します。

2枚目の専決処分書をお開きください。専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年4月21日付で令和5年度豊見城市一般会計補正予算専決第1号を下記の理由により専決処分しております。

補正予算の内容につきましては、次のページをお開きください。第1条、歳入歳出予算

の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億913万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ335億8,313万5,000円とする補正予算であります。内容については、後ほど事項別明細書のほうで説明いたしたいと思っております。

次に第2条、債務負担行為の補正につきましては、4ページをお願いします。4ページの第2表 債務負担行為の補正となりますが、追加としまして事項で損害賠償請求控訴事件の訴訟費用及び報酬額で、期間が事項の損害賠償事件が終了するまでとし、限度額は事項の損害賠償請求事件に係る実費額及び報酬金の額となります。

内容につきましては、本市の児童自死に係る損害賠償請求事件において、原告が第一審の判決を不服として控訴したことに伴い、本市も同様に控訴するための費用となっております。

次に事項別明細書で歳入歳出予算について説明をします。事項別明細書の3ページをお願いします。歳入予算を説明します。14款2項2目の民生費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用して低所得のひとり親世帯、低所得の子育て世帯、直近で収入が減少した世帯（家計急変世帯）などを対象に生活支援特別給付金の支給に対する国庫補助金として2億745万6,000円を増額しております。補助率は10分の10となっております。

次に18款2項1目の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の収支の差額に伴い財源を調整するため、財政調整基金から167万9,000円を繰入れし、財源調整を行います。以上が歳入予算の内容となります。

次に4ページ、歳出予算をお願いします。

3款2項1目の児童福祉総務費は、食費等の物価高騰に直面し影響を受ける低所得者の子育て世帯に対し特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活支援を行う事業で、給付金が2億325万円、事務費が421万3,000円で、合計2億746万3,000円の増額となります。

次に5ページの10款1項2目の事務局費は、第2表の債務負担行為の補正にも関連しますが、訴訟等の弁護委託料の着手金等として167万2,000円の予算を計上しております。

以上が承認第2号 専決処分の承認を求めることについての説明となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電

子表決システムで行います。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、賛成多数であります。よって、本案は承認と決しました。

————— ◇ 日程第14 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第14、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 市長 徳元次人

承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、緊急に所要の改正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、豊見城市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

#### ○ 市民部長 上地五十八

先ほど市長から提案のありました承認第3号 専決処分の承認を求めることについての説明をします。

1ページの専決処分書をお開きください。専決処分については、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付で

豊見城市国民健康保険税条例の一部改正を下記の理由により専決処分しています。

条例改正の主な内容について、新旧対照表4ページをお開きください。右側が改正前、左側が改正後になります。なお、条文の修正については下線部分の修正を行っていますので、確認をお願いします。

第2条、課税額について、後期高齢者支援金等課税額を20万円から22万円に賦課限度額を引き上げております。

次に第21条の国民健康保険税の減額について、5割軽減基準で28万5,000円から5,000円引上げ29万円に、2割軽減基準で52万円から1万5,000円引上げ53万5,000円とし、軽減措置の拡充を図る内容となっております。

5ページから9ページについては、条文の変更等に伴う改正となります。

なお、この条例につきましては、令和5年4月1日から施行されております。

以上が承認第3号 専決処分の承認を求めることについての説明となります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、賛成多数であります。よって、本案は承認と決しました。

#### ————— ◇ 日程第15 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第15、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 市長 徳元次人

承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部改正する法律等が施行されることに伴い、緊急に所要の改正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、豊見城市税条例の一部改正を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めらるるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、よろしくお願



いたします。

## ○ 市民部長 上地五十八

先ほど市長から提案のありました承認第4号 専決処分の承認を求めることについての説明をします。

1ページの専決処分書をお開きください。専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付で豊見城市税条例の一部を改正する条例を下記の理由により専決処分しております。

条例改正の内容については、新旧対照表6ページをお開きください。右側が改正前、左側が改正後になります。なお、条例の修正については下線部分の修正になっておりますので、確認をお願いします。

まず、市民税の第46条、第48条、第50条とたばこ税の第98条、第101条に係る主な改正については、施行規則様式の新設による条文改正となります。6ページから8ページとなります。

次に8ページの市民税に係る附則第8条は、法改正に合わせて適用期限の延長による条文改正となります。同じく8ページの固定資産税に係る附則第10条、第10条の2、第10条の3の主な改正につきましては、法律改正による条文の新設、変更、それに伴う項ずれの条文改正となります。8ページから10ページとなります。

次に軽自動車税に係る附則第15条の2、第15条の6、第16条、第16条の2の主な改正につきましては、法律改正による条文の削除と特例期間の延長による条文改正となります。10ページから13ページとなります。

最後に市民税に係る附則第17条の2の主な改正につきましては、法改正に合わせて適用期間の延長による条文改正となります。13

ページから14ページとなります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行されております。

以上が承認第4号 専決処分の承認を求めることについての説明となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

## ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、賛成多数であります。よって、本案は承認と決しました。

————— ◇ 日程第16 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第16、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

承認第5号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が施行されることに伴い、緊急に所要の改正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、豊見城市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○ 市民部長 上地五十八

先ほど市長から提案のありました承認第5号 専決処分の承認を求めることについての内容を説明します。

1 ページの専決処分書をお開きください。専決処分については、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付で豊見城市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を下記の内容により専決処分しております。

条例改正の主な内容については、新旧対照表4ページをお開きください。右側が改正前、

左側が改正後になります。なお、条例の修正については下線部分の修正を行っておりますので、確認をお願いします。

固定資産税の課税免除に関する主な改正につきましては、適用期限の延長についての改正となっております。第7条、促進区域における課税免除について、令和5年3月31日から令和7年3月31日に改正となっております。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行されております。

以上が承認第5号 専決処分の承認を求めることについての説明となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、賛成多数であります。よって、本案は承認と決しました。

————— ◇ 日程第17 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第17、同意案第4号 豊見城市固定資産評価員の選任について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

同意案第4号 豊見城市固定資産評価員の選任につきましては、地方税法第404条第2項の規定により、運天俊郎氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第4号 豊見城市固定資産評価員の選任については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって同意案第4

号 豊見城市固定資産評価員の選任については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

同意案第4号 豊見城市固定資産評価員の選任について、これを同意することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

同意案第4号 豊見城市固定資産評価員の選任については、賛成多数であります。よって、本案は同意と決しました。

————— ◇ 日程第18 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第18、報告第2号 令和4年度豊見城市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第2号 令和4年度豊見城市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告するものであります。

よろしく願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

○ (4番) 長嶺吉起議員

繰越計算書の2ページの8番、一番下です。

土木費、都市計画費の中の字豊見城地区街なみ環境整備事業について、繰越しとなった内容を教えていただけますでしょうか。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

街なみ環境整備の繰越し内容についてご説明いたします。

今回繰越ししました内容につきましては、本市が補助対象として行っております住宅の改築に伴います花ブロックの設置及び赤瓦ぶきの工事について現在工事中でございます。それが年度内に工事の完了が厳しということから、年度を繰り越して繰越手続を取ったものでございます。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質疑一

ご説明ありがとうございます。

これは2件繰越したのは、現在着工中ということでしょうか。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

先ほどお答えしました2件については同一工事の案件となっており、現在工事中の案件となっております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再々質疑一

ありがとうございます。

この2件に関しては、令和5年度内で完了する予定というふうに捉えてよろしかったでしょうか。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

現在建築工事中の工事につきましては、8月末で完了予定ということで伺っております。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって報告第2号 令和4年度豊見城市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

————— ◇ 日程第19 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第19、報告第3号 令和4年度豊見城市水道事業会計予算繰越計算書についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第3号 令和4年度豊見城市水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものであります。

よろしく願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって報告第3号 令和4年度豊見城市水道事業会計予算繰越計算書についてを終了いたします。

————— ◇ 日程第20 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第20、報告第4号 令和4年度豊見城市下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第4号 令和4年度豊見城市下水道事

業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものであります。

よろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって報告第4号 令和4年度豊見城市下水道事業会計予算繰越計算書についてを終了いたします。

————— ◇ 日程第21 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第21、報告第5号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第5号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

よろしくお願をいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって報告第5号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書についてを終了いたします。

————— ◇ 日程第22 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第22、議案第28号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第1号)について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第28号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第1号)について説明いたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,321万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ339億6,635万2,000円といたします。

同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとします。

第2条により、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものとします。

第3条により、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」によるものとします。

以上が議案第28号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第1号)の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、総務財政常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第28号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第1

号)については、総務財政常任委員会へ付託いたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

————— ◇ 日程第23 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第23、陳情の各委員会付託について議題に供します。

本定例会において受理した陳情第3号「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情、陳情第4号「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情、以上2件については教育民生常任委員会へ付託いたします。

豊見城市議会議長 外間 剛

署名議員(16番) 伊 敷 光 寿

署名議員(17番) 大 田 善 裕

————— ◇ 日程第24 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第24、請願、陳情の各委員会付託について議題に供します。

本定例会において受理した請願第1号 那覇空港自動車道豊見城東道路の桁下利用について(請願)、陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情、以上2件については、経済建設常任委員会へ付託いたします。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は6月19日、午前10時開議といたします。ご苦労さまでした。

散 会 (11時51分)

— 令和5年第4回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第2号）

令和5年6月19日（月）





令和5年第4回

豊見城市議会（定例会）会議録（第2号）

令和5年6月19日（月曜日）午前10時開議

出席議員 21人

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (1番) 外間 剛 議員    | (12番) 波平 邦孝 議員 |
| (2番) 宜保 龍平 議員   | (13番) 真栄里 保 議員 |
| (3番) 新垣 繁人 議員   | (14番) 瀬長 宏 議員  |
| (4番) 長嶺 吉起 議員   | (15番) 要 正悟 議員  |
| (5番) 新垣 龍治 議員   | (16番) 伊敷 光寿 議員 |
| (6番) 高山 美雪 議員   | (17番) 大田 善裕 議員 |
| (7番) 瀬長 恒雄 議員   | (18番) 楚南 留美 議員 |
| (8番) 吉濱 智也 議員   | (20番) 赤嶺 吉信 議員 |
| (9番) 宜保安 孝 議員   | (21番) 宮城 恵 議員  |
| (10番) 川満 玄治 議員  | (22番) 仲田 政美 議員 |
| (11番) 新垣 亜矢子 議員 |                |

欠席議員 1人

- (19番) 大田 正樹 議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

- |           |            |
|-----------|------------|
| 事務局長 金城 悟 | 主査 大城 利枝   |
| 次長 比嘉 豊   | 主任主事 嘉数 信仰 |
| 班長 比嘉 剛   |            |

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	瀬 長 盛 光	総務企画部長	内 原 英 洋
市 民 部 長	上 地 五十八	福祉健康部長	久手堅 勝
こども未来部長	森 山 真由美	都市計画部長	嘉 川 聡 子
経済建設部長	城 間 保 光	上下水道部長	大 城 堅
消 防 長	高 良 寛	教 育 部 長	赤 嶺 太 一
総 務 課 長	上 原 元 樹	管 財 課 長	大 城 光
デジタル推進課長	後 間 大 輔	産業振興課長	千 住 文 子
協働のまち 推 進 課 長	喜久里 則 子	市 民 課 長	長 嶺 茂 樹
国保健康保険課長	吉 元 美 幸	生活環境課長	国 吉 有 貴
障がい長寿課長	比 嘉 徹 夫	こども応援課長	安谷屋 元
都市計画課長	健 山 博 之	都市計画課参事	譜久山 誠
道 路 課 長	大 城 英 貴	公園緑地課長	金 城 司
農林水産課長	比 嘉 真 人	上 下 水 道 部 施 設 課 長	新 垣 栄
学校教育課長	金 城 徹	学校教育課参事 (指導主事)	吉 田 順 太
学校施設課長	石 川 ミ コ	生涯学習課 振 興 課 長	大 城 武

本日の会議に付した事件

- |       |            |
|-------|------------|
| 日程第1. | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2. | 議長諸般の報告    |
| 日程第3. | 一般質問       |

令和5年第4回豊見城市議会定例会議事日程（第2号）

令和5年6月19日（月） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		議長諸般の報告	
3		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に楚南留美議員、赤嶺吉信議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、議長諸般の報告であります。

あらかじめお手元に配付してあります正誤表については、本定例会中に係る議案附属の調書及び概要の一部に字句の誤りがあったことによる訂正依頼が徳元次人市長より議長へありました。よって正誤表のとおり訂正させていただきますので、ご了承願いたいと思います。

————— ◇ 日程第3 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第3、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号1 (7番) 瀬長恒雄議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、瀬長恒雄議員の質問を許します。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 —登壇—

おはようございます。日本共産党の瀬長恒雄です。よろしくお願ひします。

では質問通告に従って質問を始めたいと思います。

(1)生活環境整備についてです。

2月の市議選挙のときに日本共産党市議団が行った市民アンケートに多くの市民から様々な意見や要望が寄せられていました。特に生活環境整備についての要望が多くありました。それを今回質問させていただきます。昨年5月の大雨で地滑りが起きた高嶺地内の農道については、1年以上ブルーシートで覆われ、通行止めになっている状態が続いています。高嶺地域の方々から早期の復旧工事の要望や工事のスケジュール等の問合せが多く寄せられています。

①高嶺地内の農道地滑り箇所災害復旧に向けた進捗状況をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 経済建設部長 城間保光

おはようございます。お答えします。

令和4年5月31日の豪雨により崩落した宇高嶺地内の農道及び里道については、令和4年度中に現地調査及び実施設計業務が完了したことから、現在工事発注に向け準備を進めているところでございます。工事概要としましては、崩落したのり面と影響のある箇所を含め、延長約53メートルの区間に平均杭長約8.5メートルの抑止杭を29本設置し、モルタルによる吹き付けを行う復旧工事となります。今後の予定としましては、6月中に請負契約の締結を行い、7月中の現場着手となるよう取り組んでまいります。なお、工事の完了予定につきましては、令和6年2月を予定しております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 —再質問—

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

次に、字翁長300番地前の道路については、

アスファルト舗装をしてほしいという住民の方々からの要望があります。長年、市にも要望しているのですが、実現できていないとのことでした。

②字翁長300番地前の道路整備について、お伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

字翁長300番地前の道路につきましては、集落内道路の里道となっております。当該道路につきましては、以前よりアスファルト舗装の要望がありましたが、舗装の支障となる構造物があったため整備ができない状況でありました。現場を再度確認したところ、支障となる構造物が撤去され、道路幅員が確保されていることから、全面舗装は厳しいですが、住居前までの一部区間において整備ができないか、検討してまいりたいと考えております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

ありがとうございます。

続きまして、字翁長246番地裏の道路については、大型車両の通行により、道路に凹み何箇所もあり、補修工事をしてほしいという要望の声がありました。

③字翁長246番地裏の道路整備について、お伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

字翁長246番地裏の道路整備につきまして、現場を確認したところ、アスファルト舗装に一部ひび割れはあるものの、通行の支障となるまでの損傷ではないと判断しております。現状のひび割れ対策につきましては、応急対応としてパッチングなどの補填材により対応してまいりたいと考えております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

続きまして、④字翁長244番地前の道路に亀裂が入って危険な状態となっているが、早期の整備ができないか、お伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

字翁長244番地前の道路につきまして現場を確認したところ、道路幅員が狭く、接道する民地が道路より低いため、高低差が生じている箇所となっております。安全確保の観点から道路敷地内に転落防止対策を実施しなければならず、現状よりもさらに幅員が狭くなるのが想定されますので、再度現場の状況を確認しながら対策について検討してまいりたいと考えております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

対策のほうをよろしくお願いします。

次、(2)性の多様性尊重について、お伺いします。

①昨年、豊見城市性の多様性尊重宣言「レインボー宣言」を行ったが、それを踏まえてどのような取組みを行っているか、お伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市では第5次豊見城市総合計画において、性の多様性の理解増進を図り、パートナーシップ制度の検討など、当事者の様々な課題解決に積極的に取り組むと掲げております。令和4年度は9月に豊見城市性の多様性尊重宣言「レインボー宣言」を発表した後、お互いの立場や気持ちについて理解し、多様性のある社会を目指して、これからの生き方、働き方を見つめ直すことを目的とし、市民講座を2回開催いたしました。今年度は引き続きパネル展や市民講座を通して、広く市民へ性の多様性への理解促進を行うとともに、第3

次豊見城市男女共同参画プランの中間見直しの年に当たりますので、その中で関係各課への性の多様性を考慮した施策の推進を周知していくこととしております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

②に入りたいと思います。

同性婚の法制化を求める声が国内でも大きくなってきています。同性婚を認めない民法などの規定は憲法に違反するとして、福岡市と熊本市に住む同性カップル3組が国を訴えた。「結婚の自由をすべての人に」、九州訴訟で福岡地裁は現行規定を違憲状態とする判断をいたしました。同様の訴訟は2019年に全国5地裁で起こされ、今回の福岡地裁で一審判決が出そろいました。違憲判決は札幌地裁が2021年3月、名古屋地裁で今年の5月、違憲状態判決は東京地裁で2022年11月と今回の福岡地裁です。違憲判断が司法の流れとなっています。今回の福岡地裁判決では、国会に違憲状態を解消する措置に着手すべきだと述べています。パートナーシップ制度は、民法の婚姻とは異なり、法律上の効果はありません。しかしながら、自治体が性的マイノリティのカップルを結婚と同等の関係と認める制度です。公営住宅入居や緊急時の病院での面会などで親族同様な扱いを可能にします。また子どもを含めたファミリーシップ制度にしている自治体もあります。パートナーシップ制度導入については、今年の3月まで272自治体でしたが、4月、5月に53自治体で新たに実施され、12都府県、18政令市を含む325自治体に広がっています。これらの地域の人口の合計は約8,898万人、日本の全人口約1億2,593万人の70%を超えています。沖縄県では那覇市と浦添市の2市が既に制度の制定をしています。豊見城市においても昨年の12月

定例会でパートナーシップ制度を求める陳情を全会一致で可決しております。

②豊見城市でもパートナーシップ制度を制定すべきだと考えるが、市の見解をお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

パートナーシップ制度は、各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め、証明書を発行する制度で、自治体が発行する証明書をそれぞれの事業所等で適用できるよう理解を求める内容となっていることから、制度の導入に合わせて証明書の適用がより多くの事業所等で認められるためには市民だけでなく、市内事業所に対しての性の多様性への理解を深め、広げる取組に努める必要があります。本制度を導入している那覇市や浦添市からもその状況を聞いておりますので、先行している自治体の取組を参考とし、当事者、関係者、有識者から意見等を聴取して市民及び市内事業所に対しても理解が深まり広がるような本市のパートナーシップ制度の在り方を調査研究してまいります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

再質問なのですが、この件については議会でも陳情を採択して、このパートナーシップ制度の制定については、やはりトップである市長の決意が大事だと思います。市長はこのパートナーシップ制度の制定に向けての意気込みというか、決意はあるのか、お伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

先ほども答弁しておりますとおり、本制度を導入している那覇市や浦添市からもその状況を聞いておりますので、先行している自治体

の取組を参考として、市民及び市内事業所に対して理解が深まり広がるような本市のパートナーシップ制度の在り方を調査研究していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

ぜひ全国の流れに遅れないように豊見城市でも早期の制定をお願いします。

続きまして、(3)マイナンバーカードについて質問いたします。

①豊見城市のマイナンバーカードの取得率について、お伺ひします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

令和5年度4月30日現在の豊見城市マイナンバーカードの交付率は60%で、県内11市中では4番目となっております。交付率につきましては、全国平均69.7%、沖縄県の平均が57.1%となっております。また申請率は令和5年4月30日現在77.9%で、県内11市中では3番目となっております。申請率につきましては、全国平均が76.8%、沖縄県の平均が73.8%となっております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

確認なんですけど、豊見城市では申請が77.9%。ということは、逆を言えば23%の方が申請をまだ行っていないということではないでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

先ほど答弁しましたように、申請率は令和5年4月現在で77.9%となっておりますので、議員がおっしゃるような状況になってございます。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

6月13日までのマイナンバーカードのトラブルについて、政府が発表しています。健康保険証とマイナンバーカードが一体化したマ

イナ保険証では、別人の医療情報が登録された事例が今年の5月までに計7,372件発覚し、このうち処方薬や医療費などの情報が実際に閲覧されたケースが10件確認されています。マイナポイントで別人へのポイント付与が173件、マイナンバーに全く他人の公金受取口座をひもづけられた可能性が高い事例が約750件、本人が希望していないのに保険証機能を持たせた事例が5件、証明書のコンビニ交付サービスで住民票の写しと別人の証明書が14件発行。公金受取口座の登録では本人ではなく家族での名義の口座を登録したと見られるケースが約13万件に上っています。政府がマイナンバーカードの導入を急ぐあまりに起きたトラブルだと考えられます。

②マイナンバーカードのトラブルが全国で起きているが、豊見城市では起きていないか、お伺ひします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市においては、全国的に発生したコンビニにおける証明書発行のシステム障害等のトラブルはございません。なお、同様な事案が発生する可能性がないか確認するために、システムの総点検を実施した結果、同様な事案は発生しないことを確認しております。引き続き市民の皆様が安心してサービスを利用できるように、システムの安定稼働等に向けて取り組んでまいります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

次、マイナンバーカードと保険証廃止についてお伺ひしますが、今朝の沖縄タイムスの一面に「来秋の保険証廃止に反対が72%」と大きく報道されております。これは共同通信社が17、18日の両日に実施した全国電話世論調査によると、現在の健康保険証を来年秋に

廃止して、マイナンバーカードに一本化する政府方針に関し、延期や撤回を求める声が72.1%に上っているというようなアンケートの結果が公表されております。またマイナンバーカードと保険証のひもづけに関しては、医療の現場では既に大混乱が起きています。全国保険医団体連合会が医療機関を対象に行った調査では、マイナンバーカードを使った保険資格の確認で2,481件のトラブルが報告されました。その63.5%に当たる1,575件がシステムで無効、該当資格なしと表示されたというものです。カードを読み込む機械の不具合も多数報告されています。本人が持参した保険証で保険資格を確認した例が1,634件と、保険証の提示でトラブルを切り抜けたケースが66%に上りました。保険証を廃止すればトラブルの拡大は確実です。全国保険医団体連合会からも保険証の廃止を行わないように、政府に対し、要請が出されておりました。それにも関わらず政府は、今国会で来年10月に保険証を廃止する決定をしております。

③マイナンバーカードと保険証廃止について、お伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

マイナンバーカードと保険証の一本化に伴う健康保険証廃止につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正案、通称マイナンバー法一部改正案が6月2日付け、参議院本会議で可決、成立したことで、健康保険証はマイナンバーカードに一本化することが決定しております。これにより2024年、令和6年の秋頃、健康保険証を原則廃止とし、2025年、令和7年秋以降に従来の紙の健康保険証は利用不可となり、基本的に保険診療を

受ける際は、マイナンバーカードを健康保険証として利用することとなります。またマイナンバーカードを取得していない方については、必要な保険診療が受けられるよう、当該者からの求めに応じ、資格確認書を発行することで、引き続き保険診療を受診することができるものとしております。本市としましては、今後、国の動きを注視しながら、被保険者が必要な保険診療を受けることができるよう取り組んでまいります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

先ほどの答弁でもあったように、現在、豊見城市では約2割の方がマイナンバーカードを申請していない。そのような方々に対しての対応はどうなっていくのか、お伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

国は本人申請が厳しい方が資格確認書を必要とした場合、すみません、訂正です。ちょっと休憩いたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時21分）

再 開（10時22分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

国は本人申請が厳しい方が資格確認書を必要とした場合に、代理申請も可能とする方針をしております。また、いずれの申請も望めない方で必要な保険診療を受けることができよう、加入する保険者の判断で資格確認書の発行を行ってもよいとしております。詳細な手続方法については、今後、国から示されることとなっておりますので、その内容を確



認しながら、対応について進めていきたいと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

今の市独自で判断して発行していいということなんですか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

詳細な手続の方法については示されておられません。今後、国から示されることとなっておりますので、その内容を確認しながら、対応について進めていきたいと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

資格確認書についてなんですが、マイナンバーカードを取得していない人については、国保税を納付しているのであれば、再来年の3月には自動的に郵送すべきだと考えておりますが、市独自でその対応ができるのか、お伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

国は資格確認書について、本人からの申請による交付を原則としております。本人や家族などからの申請が期待できない場合は、保険者、市による職権交付を可能とする対応を想定しております。資格確認書発行に係る経費についても地方財政措置がなされるよう、関係省庁で調整し、必要な対応を行っていきとしており、具体的な運用については、今後示されることとなっておりますので、その内容を確認しながら、対応について進めていきたいと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

先ほど私が沖縄タイムスの今朝の報道を紹介したんですが、市長におかれましては、市長会等で保険証の廃止はやめるよう訴える気

持ちというか、考えがあるのか、お伺いします。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

国が進めているマイナンバー制度でもありますし、先週全国市長会にも参加いたしましたけれども、その内容のこともお話をしておりました。DXが進められる中においては、非常に国民の利便性の向上という面では大事な制度だと思っていますので、私としては、その廃止を求めるという意向はありません。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

世論調査に逆行するような市長の発言ではないかと私は感じております。マイナンバーカードの申請を行っていない、マイナンバーカードを持っていないことによって、診療が受けられない状態が起こる可能性があるということで、全国の医療団体からもこの制度は廃止すべきだというふうに要請があります。豊見城市でも絶対に、保険証がないことによって、診療を受ける機会が失われる。そのようなことがないように要望しておきます。

次(4)子どもの虫歯について。

①小中学校での歯科検診の結果について、お伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校保健安全法施行規則に基づき実施しております令和4年度の歯科検診結果につきましては、小学校は受検児童数4,535人に対し、虫歯未処置児童数1,237人となっており、虫歯のある子の割合は27.3%となっております。中学校は受検生徒数2,237人に対し、うち虫歯未処置生徒数807人となっており、虫歯のある子の割合は36.1%となっております。虫歯のある子の平均、虫歯本数については集計

がなされていないため把握しておりません。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

この検診はいつ行ったのか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時27分）

再 開（10時27分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

令和4年度の年度初めに行っているということでございます。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

今年の歯科検診はまだですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

現時点ではまだ集計が上がってきておりませんので、把握しておりません。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

私は昨年も同じような質問をしたんですが、昨年度とほぼ虫歯のある子の割合があまり変わっていないと感じていて、子どもの健康というか、食育を考えた場合においても虫歯の未処置が多いということは非常に問題だと思っております。

②歯科検診後の治療についてどのような取り組みを行っているか、お伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

議員ご指摘のとおり、虫歯については非常に課題だと捉えております。学校におきましても、学校保健安全法施行規則第9条に基づきまして、学校におきましては健康診断を行った結果を、まず保護者に通知しております。治療が必要な場合には、必要な治療を受けるよう指示することとなっております。各学校におきましては、歯科検診後の治療につ

いても保護者に受診勧奨を行い、治療後の報告を求め、児童・生徒の健康維持に取り組んでいるところであります。また沖縄県保健医療部が令和3年度から令和7年度までの期間において、5歳児を対象に、親子で歯っぴ〜プロジェクトを実施しており、本市はモデル市として就学前児童の虫歯の状況の改善に取り組んでいるところであります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

昨年4月から子どもの医療費無料化が中学校卒業まで拡大されましたが、私の周りの小中学生の子どもを持つ保護者の中には、病気やけがが無償化の対象で、虫歯の治療や眼科治療が子ども医療費の無償化の対象になっていると知らない方がいらっしゃいました。

③子ども医療費の中学校卒業までの無料化の周知について、お伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

沖縄県において、令和4年4月から子ども医療費助成制度の対象者が中学校卒業までに拡大されたことに伴い、対象者拡大に伴う周知として、市広報紙やホームページによる周知に加え、市内小中学校を通して、保護者宛の通知文を配付するなど、周知を図ってきたところであります。今後とも市の広報紙や保護者に対するメール等を活用するなど、子ども医療費助成制度の対象などがより分かりやすくなるよう工夫を図りながら周知を図ってまいりたいと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

せっかく子ども医療費の無料化が中学校まで拡大されていますから、その制度を大いに利用していただく。そのような周知をよろしくお願ひします。

④学校での虫歯予防の取り組みについて、お

伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校での虫歯予防の取組といたしましては、日常的には新型コロナウイルス5類移行後に、歯磨き、ぶくぶくタイムの指導が一部学校で再開されているほか、養護教諭、歯科校医の来校によるブラッシング指導や保健室での個別指導が行われております。また年間での取組といたしまして、6月の「むし歯予防デー」や11月の「いい歯の日」に、歯に関する取組を行っているところであります。具体的には保健だよりによる歯科衛生の情報発信や保健掲示板を活用いたしました啓発、また歯に関する読み聞かせや児童集会、保健委員会等での発表等、学校によって様々な取組が行われているところでございます。また先ほどご指摘のありました無償化の周知につきましても、今、調べましたところ、一部の学校では保健だよりを通じて、その無償化の取組について告知しているところでありますが、全校でこういった取組ができるように、周知については取り組んでいきたいと思っております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

ぜひよろしく申し上げます。

次、(5)与根土地区画整理事業について。

①与根土地区画整理事業の進捗状況をお伺いします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

与根西部土地区画整理事業につきましては、主な造成工事や組合が行う道路工事などについて、おおむね完了しており、総事業費ベースでの進捗率は、令和4年度末時点で約71%との報告を受けております。併せて今後の計画につきましては、出来形確定測量や換地処

分などの作業を実施し、令和7年度の事業完了に向けて取り組んでいくことを組合に確認をしております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

豊見城の市有地部分についての事業の進捗状況は分かりますか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時32分)

再 開 (10時32分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

市有地の残りの除却工事と造成工事などの工事を実施する予定と聞いております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

②与根体育施設区域の地区計画、土地利用方針について、お伺いします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

与根体育施設を含めた区域につきましては、本市都市計画マスタープランや、与根西部地区地区計画におきまして、都市基盤整備を推進し、本市の産業振興を牽引する産業拠点として位置づけられております。既存施設などの操業環境の向上とともに、交通利便性を活かした新たな産業振興のため、工業、流通、業務施設などの立地を図る新産業拠点地区(2)として、土地利用を誘導していくことを方針としておりますので、それらに沿った内容で今後も土地利用を図っていきたいと考えております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

今、答弁をいただいた与根体育施設地域の地区計画、土地利用方針は、一昨年でしたか、

与根体育施設の設置条例の改正がありました  
が、その後も変更はなく、そのままの方針だ  
ということで確認してもいいですか。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、当該地区に  
つきましては、新産業拠点地区(2)と位置づ  
けられておりますので、土地利用の方針とし  
て、交通の利便性を活かした新たな産業振興  
のため、それぞれの施設の立地を図るものと  
しております。それらについては、今後も市  
都市計画マスタープランに合致した内容とな  
っておりますので、変更は考えておりませ  
ん。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

与根体育施設設置条例は、市の地区計画土  
地利用方針に反するものだと考えております。

③与根体育施設設置条例はすぐにでも廃止  
すべきだと考えるが、市の見解をお伺いま  
す。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご質問の豊見城市立与根体育施設の設  
置及び管理に関する条例の廃止に関しまして  
は、与根西部土地区画整理事業の進捗状況や、  
同地区の将来的な土地利用を勘案し、条例廃  
止に向けた調整を進めてまいりたいと考えて  
いるところでございます。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

条例は制定のときに、当時の市長及び野党  
の皆さんは、再構築するんだという内容での  
条例改正だったと思うんですが、再構築する  
予定はないということでもいいですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

廃止につきましては、議員ご指摘のとおり、

これまでの経緯も含めて検討する必要がある  
と思っておりますので、丁寧に手続を進めて  
いきたいと思っております。関連いたします  
が、施設の整備につきましては、今後代替施  
設として森の風テラス構想やスポーツエリア  
拠点構想を含めた計画の中で、こういった  
サッカー施設も含めた検討がなされていくも  
のと考えております。そこも踏まえながら、  
条例廃止に向けた取組を進めてまいりたいと  
考えているところであります。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

続きまして、(5)④与根体育施設の補償費  
について。

(イ)からやりたいと思います。

(イ)区画整理組合の当初予算で市が確認し  
ていた物件補償費(残存価値)の見積額はい  
くらなのか、お伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

与根西部土地区画整理組合の当初事業計画  
書においては、区画整理事業全体の補償費と  
して、4億1,360万円が計上されております。  
そのうち与根体育施設に係る補償費について、  
当時幾らで見積もっていたのかと確認したと  
ころ、当初事業計画で計上している補償費は、  
他の同等地区の事例を基に概算で算出したも  
ので、個別の補償費の提示はできないとの回  
答でありましたので、この部分だけの額につ  
いてはお示しできないということでありませ  
ん。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

組合に確認はしなかったということですか。  
豊見城の部分だけの補償が幾らなのか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

これは確認をした結果、個別のところにつ  
いてお示しができないということの回答であ  
ります。

りました。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

再質問を行いたいと思いますが、除却工事の時期までには補償算定はできていると考えますが、令和元年の野球場の物件補償費、残存価値の確認は教育委員会で行ったのか、その額は幾らだったのか、お伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時38分）

再 開（10時39分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今のご質問につきましては、年度ごとの工作物の補償費額ということで理解をして、お答えしたいと思います。令和元年度は工作物補償費といたしまして、1,031万9,000円、令和3年度は建物補償費、工作物補償費といたしまして490万3,000円、令和4年度は建物補償費、工作物補償費といたしまして4,356万3,000円、合計補償金額として5,878万5,000円の提示となっているところであります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

今のは(ア)の答えになっているんですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時40分）

再 開（10時40分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

それぞれの年度ごとに令和元年度も確認を行い、令和3年度も確認を行ったということですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

提示につきましては3月上旬に提示を受けて、内訳につきましては、その後、示された資料に基づいて、今申し上げた額を把握しているところでございます。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

提示は今年の3月だったんですか。令和元年と令和3年に除却を許可したときには、この残存価値は確認できていなかったということですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

組合とはまとめて最後の時点で確認をする。処分時の残存価値を、この時点で算定をした上でトータル額を最後で清算をするということで確認をしておりましたので、確認はしておりませんでした。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

市民の皆さんから私の一般質問のこれまでのやり取りで、契約も交わさずに残存価値が幾らなのかも分からないで除却を許可してきたのか。それはおかしいのではないかと。自分の土地であればそんなことは絶対にしないだろう。市の財産の処分に対して、そんな不誠実な態度で当局は行ってきたのかという声が寄せられています。先ほどの答弁で最終年度で全体の物件補償の提示を行い、補償契約を交わすと。協議を行ってきたと答弁がありましたが、その協議はいつ行ったんですか。協議の記録はあるんですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時42分）

再 開（10時42分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今、具体的に協議がいついつ、どこでというところについては、今、手持ちの資料がございませんので、お答えできませんが、区画整理事業の補償の手続といたしましては、基本的には補償交渉を行った後、除却等を進めていくのが一般的な方法の一つであると理解しております。まずそこをつかまえて、議員はご指摘なさっていると思っておりますが、事業の早期進捗を図るために施行承諾という形で、補償契約前に除却等を先に行う方法もございます。与根体育施設につきましては、本市が所有する附帯工作物と街路築造工事等の関係が複数年度にまたがることから、組合との間において一括での補償契約について協議してまいりました。保留地部分の処分前には施行者である組合から令和元年11月26日付で旧野球場の敷地に係る工作物について、市が自ら除却するかどうかの照会がありましたので、本市としては、組合での除却を依頼する回答をしていることから法的な問題はないと考えているところでございます。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

この件は後でまた聞きたいと思えます。

次に、先ほど与根体育施設の条例は今残っていると。令和3年度には野球場及びサッカー場の除却を許可したと。まだ行政財産のままだと思うんですが、行政財産は地方自治法第238条の4、行政財産の管理及び処分、処分はできないというふうに規定されているんですが、その件については違反しているのではないですか、行政財産のまま処分したということは。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時44分）

再 開（10時44分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

法律に違反しているのではないかというご指摘ではありますが、法律に違反しているようなことはないと理解をしているところでございます。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

地方自治法第238条の4に違反はしていないんですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時44分）

再 開（10時45分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

与根体育施設の上物除却につきましては、令和3年3月の議会により旧野球場残地が体育施設に追加される条例の一部改正を行ったことによって、サッカー施設の再整備を検討することが可能となった状況下において、条例を廃止せず上物を除却しても将来にわたってサッカー場の機能を直ちに減したことはならず、地方自治法の違反にはならないものだと考えているところでございます。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

サッカー場の機能ではなくて、行政財産の処分はできないのではないですかと聞いています。

○ 教育部長 赤嶺太一

今回のケースにつきましては、基本的には答弁をしたとおりの経緯でございますが、行

政財産としましても、基本的には最後で整理をする中で公有財産規則上の手続を終わらせて治癒させていくということで、違法性はないものと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

行政財産を処分できない。その行為を行ったことは違法だと私は考えています。この件については、また追求したいと思います。

—— 通告番号2（21番）宮城 恵議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、宮城恵議員の質問を許します。

○（21番）宮城 恵議員 一登壇一

おはようございます。会派公明党、宮城恵です。本日も気を引き締めて、市長、執行部の皆様と共に、安心、安全、平和に暮らせる豊見城市を目指して進めていけるような答弁をいただけるよう頑張っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

早速、通告に従いまして、質問させていただきます。

（1）女性の経済的自立の支援について。

長引くコロナ禍は特に女性の雇用、就業面に多大な影響を及ぼしてきました。新型コロナで職を失った女性は、男性の2倍とも言われています。そういった中の女性の経済的自立の支援にデジタルスキルの向上と就労支援が大変重要となってくると考えます。情報通信業はコロナ禍においても雇用が増加し、その他の業種でもデジタル人材の需要が高まっています。2025年までにIT業界は2万人程度の人材が不足すると言われていています。こうした状況の中で、ITスキルという武器を身につけさせ、就業につなぐことが大変有効的で重要なのではないかと考えております。

（ア）本市独自で行っているDX人材の育成事業があるか、伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

DX人材の育成につきましては、令和2年度から令和4年度にかけて、市民の新たな収入源の確保につなげることを目的に、テレワーク人材育成事業を実施しており、3年間で合計160名の登録者に対して育成プログラムを提供したところであります。

○（21番）宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございました。テレワークの事業をされたということなんですけれども、さらに高度な技術を習得できるような事業を本市でも取り組んでいくことが必要なのではないかと考えます。OTVやNHKで「糸満でじたる女子」の特集を放送していましたが、見られた方も多いのではないのでしょうか。2人のお子さんを育てているシングルマザーの方が、以前は朝早くから洋菓子店で働き、身を削って生計を立てていましたが、体調を崩してしまい、そのときに役所の方から紹介されたのが、市内在住の女性を対象にしたリスティング講座でした。講義は自宅でeラーニングで、都合のつく時間に受講ができます。パソコンの電源の入れ方も分からなかった女性が生活を変えたいという一心で、必死に頑張り、3か月半の講義を終えて認定試験に合格、現在はシステムエンジニアとして東京の大手企業のシステムチェックや、保守管理をしていて、以前の時給の2.5倍で働いています。自宅で高単価で働くことができるようになり、子どもと過ごす時間もかなり増え、心にもゆとりが持てるようになったそうです。お子さんもお母さんの仕事が変わって、たくさんおしゃべりができるようになってうれし

いと大喜び、経済的に自立することが子どもの心の安定にもつながっていくと思われま

(イ)糸満市でスタートしている「糸満でじたる女子プロジェクト」を本市でも実施ができないか、見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

糸満でじたる女子プロジェクトにつきましては、糸満市でも令和4年度後期から始めたばかりの事業であり、現在は実績を確認している段階とのことです。本市での事業実施につきましては、他市の実施状況の実績等を見ながら、事業の費用対効果を検証し、実施について検討していきたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。確かに糸満市ではまだスタートしたばかりで、成功事例とまではまだ言えないかもしれませんが、沖縄市でも令和5年度からスタートしていると聞いています。他県でも取り組んでいるところも多くありますので、ほかの自治体の動向を見ながら、ぜひ豊見城市でもスタートができるように前向きに検討していただけないか、見解をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほどの答弁と同じになりますが、他の市町村の実施状況等を確認しながら、本市も検討していきたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。ぜひ豊見城市でも事業をスタートしていただけるように、ご検討のほうをよろしく願います。

続きまして、(2)公園の遊具について。

本土のほうではインクルーシブ公園、障害のあるなし、年齢、性別、国籍、貧富の差など問わずに、みんなが楽しく遊べる公園の整

備が多く進んでいます。私も今回東京恵比寿のインクルーシブ公園を視察してきましたが、公園の入り口に自転車の進入や、車椅子の道路への飛び出しを防ぐ車止めがいたり、視覚障害者の方のための点字ブロック、様々なニーズに合わせた遊具の設置、オムツ替えや授乳ができるトイレ等、至るところに工夫がされていました。

(ア)壊れた公園遊具の整備を行う際や新しく公園を整備する際にインクルーシブ遊具を取り入れる考えがあるのか、見解を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

インクルーシブ遊具については、障害の有無にかかわらず、あらゆる子どもたちが容易に利用でき、多様な選択肢の中で適切なリスクに挑戦しながら、一緒に安全快適に楽しめる遊具となっております。市内公園におきましては、豊見城市総合公園ほか6公園にバケット型ブランコ、また豊崎にじ公園ほか2公園にパネル遊具が設置されております。今後の市内公園遊具などの改築につきましては、バリアフリー化対策及び公園施設長寿命化計画に基づき、トイレや園路、バスケットコート、ベンチ、照明器具などが主な施設更新予定となっております。新規整備につきましては、平成30年度から国庫補助事業である社会資本整備総合交付金を活用し、長嶺城址総合公園整備事業を行っていることから、充実したインクルーシブ遊具を取り入れた整備ができるのか、検討してまいりたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ご答弁ありがとうございます。そのまま次の質問に行きます。

(イ)豊見城市の公園は、遊具が魅力的なも



のが少ない。インクルーシブ遊具も含めて、親子がわくわくするような遊具の選定ができないか伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

平成30年度から国庫補助事業である社会資本整備総合交付金を活用し、長嶺城址総合公園整備事業を行っております。その中で遊具設置の整備計画があることから、議員のご質問にもあるように、公園を利用する誰もがわくわくし、楽しいと感じられる遊具の選定やインクルーシブ遊具の設置も含め、今後の実施設計において検討していきたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。豊見城市の公園も部分的にインクルーシブ遊具を取り入れているとのことですが、次の改築や長嶺城址総合公園を含む新規の公園の公園計画の際には、公園を利用する様々な方の意見を聞きながら、ぜひ総合的なインクルーシブ公園の計画をしていただきたいと思います。そして糸満市の命の卵や、金武町のタームランド、南風原町のチンクワーランドに負けないような大人も子どももわくわくする公園の計画、さらに災害が起きたときの避難所になる防災公園の計画をお願いしたいと思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時57分)

再 開 (10時57分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

これにつきましても、今後検討する方向で考えていきたいと思っております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ぜひ前向きなご検討をよろしく願いいたします。

(3) 豊見城団地の安全整備について。

豊見城団地C棟の共同利用部分の廊下が滑りやすく、雨の日に転んでケガをした方がいて大変危険との声があり、調査の要望を出しましたが、進捗状況をお伺いいたします。

(7) 調査をしたのか伺う。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

議員からご質問のあります豊見城団地の共同利用部分につきましては、令和5年4月20日付豊見城団地市改良住宅の指定管理を行っている沖縄県住宅供給公社宛てに要望書の提出があり、その後、本市改良住宅各棟の共同利用部分について現場の調査を行っております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時59分)

再 開 (10時59分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

(イ) 同じ時期に施工した他の棟も含めて調査の結果を伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

住宅供給公社のほうで調査を行った結果、全6棟のうち4棟につきまして、床が滑りやすい状況が確認されたことから、滑り止めの工事が必要と判断をしております。なお、A棟につきましては、令和4年4月に共同利用

部分の滑り止め工事を実施しております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

(ウ)工事時期はいつになるのか、お伺いいたします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

議員ご質問の箇所につきましては、本市といたしましても、危険性のある状況だと認識しておりますので、早期の対応ができるよう指定管理者と協議してまいりたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。また次のけが人がでる前に早めの工事をよろしく願いいたします。

続きまして、(4)庁舎のアピールについて。

令和4年第6回議会で新垣龍治議員も取り上げていましたが、市民の方から私宛てにも要望が届きます。再度検討をいただきたいと思えます。自然災害が多い昨今、庁舎が避難場所になると思われれます。目印になるように庁舎の屋上部分に豊見城市役所の文字を入れてアピールしてもらいたいと思えますが、当局の見解をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

平成31年1月に字翁長にありました旧庁舎から市の中心にある上田交差点に移転し、業務を行っております。4年余りが経過し、本庁舎の位置は広く市民に認知していただける状況であると理解しております。議員ご提案の庁舎屋上への文字入れによる市庁舎のアピールにつきましては、過去に検討したことがございます。令和2年の当時の見積り額で約125万円という高額な費用であったため、費用対効果等を勘案した結果、実施しない方

針となっております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。費用対効果が全く見込めないということはないのではないかと思うんですけれども、市民の方がおっしゃるには、真玉橋の方面から車を走らせてくると、市役所の存在感を感じることができない。私たち市民は市役所がどこにあるか分かっていますが、観光客や他の市町村の方にもぜひもっとアピールをしてもらって、市のイメージアップにもつなげてほしいとおっしゃっていました。アンケートを取るなどして、市民の声を聞いて、再度前向きな方向性で検討をしていただけないか、お伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

観光客とか、市外の方への案内等につきましても、市役所の東側と南側の敷地内に車道から見える位置の高さに立て看板等がそれぞれ設置されております。それによって市庁舎である確認が可能であるという認識でありますので、ご理解のほどよろしく願います。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。ぜひ庁舎の上の部分に豊見城市役所というふうに出してもらいたいという希望を持っておりますので、また質問させていただきたいと思えます。よろしく願います。次に移ります。

(5)介護予防について。

骨コツ貯筋運動教室の事業者選択について、前回の3月の一般質問で事業者の選択を今年度は1者から2者にしてほしいと要望いたしました。2者選択されたのかを伺いいたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

高齢者が転倒、骨折の原因により、要介護状態に陥らないための予防や加齢に伴う運動機能低下を予防し、高齢者の運動機能の維持、向上を目指し、介護予防の推進を図ることを目的として実施している骨コツ貯筋運動教室の令和5年度の委託事業者選定につきましては、公募型プロポーザルにより募集を行い、令和5年4月にプレゼンテーションによる選考会を実施し、選定委員会において2事業者を選定しております。なお、事業につきましては、今月より各地域において開始しております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。各自治会が選択して、希望の事業者による運動教室がスタートできてよかったです。私も地元自治会の教室に行かせていただいたのですが、皆さんともうれしそうに参加をされていました。そこで障がい長寿課にもう一つお願いがあるのですが、ミニデイには行きたくないけれども、運動教室なら行こうかという高齢者の方も多くいらっしゃる中で、障がい長寿課で骨コツ貯筋運動教室のチラシを作っていて、自治会から周知をしてもらい、まだ地域とつながっていない方にも骨コツ貯筋運動教室をきっかけに地域とつながってもらえたらと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

骨コツ貯筋運動教室につきましても、地域の皆さん、多くの方々に周知するよう、ミニデイの中でチラシを配布するなりして周知を図ってまいりたいと思います。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。ぜひよろしくお伺いいたします。

(6)放課後児童クラブの待機児童について

お伺いいたします。

令和5年度の放課後児童クラブの待機児童の人数と、校区別の人数をお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

現在、市内の放課後児童クラブは37施設、38支援設置されており、そのうち公設の放課後児童クラブは9施設、10支援となっております。待機児童数につきましては、毎年放課後健全育成事業の実施状況調査5月1日現在において確認をしております。令和5年度につきましては、37施設で定員数が1,485人となっており、5月1日現在、1,357人の児童が放課後児童クラブを利用しております。待機児童数につきましては24名となっております。校区別の待機児童数につきましては、上田小学校区で5名、ゆたか小学校区で19名となっております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。皆様の努力のおかげで待機児童も令和4年度が60名、令和5年度は24名と大分減ってきています。本当に素晴らしいと思います。ありがとうございます。学童に入れなくて困っている。仕事を辞めないといけないと言っていた方々の中からも、新設の学童クラブに入ることができたと安堵の声がたくさん届いていました。ただ、まだゼロになったわけではありません。放課後児童クラブを開設したいという相談は少なくなるとのことでしたので、引き続き待機児童ゼロを目指して頑張りたいと思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

現在もまだ待機児童がいる状況でございますので、引き続き待機児童解消に向けて取り

組んでまいりたいと思います。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございます。

(7)安心・安全対策について。

サンエーウイングシティと陸上競技場の間の市道30号線において、雨の日に車両がスリップし立ち往生して度々渋滞を引き起こしているため、全面滑り止めをしてほしいとの声が多く上がっていますが、当局の見解をお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道30号線の滑り止め対策につきまして、現地を確認したところ、陸上競技場サンエー側出入口付近から県道7号線交差点向け延長約160メートル区間は、上り坂となっております。雨天時に信号待ちの車両が発進する場合にスリップする状況が見受けられます。対策として、全ての区間で整備するとなりますと、多額の費用が見込まれることから、今年度予算の範囲内で部分的にも整備ができないか、検討してまいりたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。あちらの市道30号線の坂は、上るときにスリップして立ち往生するというお話もあったんですけども、逆に下ってくる、下りてくる時にお話があったのは、軽トラックが降りてきたときに滑って、上り坂で、赤信号で待っている車のところに入ってきたこともあると言っていたんです。ちょうどそのときには間が空いていたので、間に入って事故にはつながらなかったということだったんですけども、結構冷や冷やする場面に遭遇した方が何名もいらっしゃるということなので、そのような滑り止めを

全面ではなくてもよく滑る場所にやっていただけということを知って安心しました。ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございます。以上で本日の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時12分)

再 開 (11時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号3 (2番) 宜保龍平議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、宜保龍平議員の質問を許します。

○ (2番) 宜保龍平議員 一登壇一

皆さん、こんにちは、城の風、宜保龍平でございます。一般質問に入る前に、今朝4階のほうに用事があって下りたんですけども、企画調整課のところに大きいパネル、市の鳥制定のクロツラヘラサギのパネルを見て、そういえば今回、ようやく一般質問で鳥の質問がないということに気づいて、なるべく周知も含めて、また執行部にはご尽力をいただきたいと思います。そして先月5月に、直接国のほうに伺いまして、ビニールハウスの再生支援だとか、一括交付金に関わることを意見交換、要望してまいりました。そういった中で、今までビニールハウスに関してはこの間、補助は無理だと言われてきたものが、今回私たち豊見城市のほうで調整を行った結果、単なる再生ではなくて、補強、強化という文言を変えることによって補助に該当しますと。やはり一番感じたのは、そういったストーリーづくりだとか、そういった中身というのは非常に大事なんだと。今回これは豊見城市としてはかなりの実績になるのではないかと

期待しております。そういった中で、今回私の質問も特殊事情も踏まえた中身になっておりますので、ぜひ答弁のほうをお願いしたいと思います。

それでは通告に従いまして、一般質問に入ります。

(1) 下水道事業について。

沖縄県の下水道事業については令和8年度に向け早期整備に努めることとあるが、令和8年度以降も引き続き交付金等を活用し整備を行う必要があると考える。

当局として国に対して要請を行う考えがどうか、伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えいたします。

沖縄県の下水道事業につきましては、沖縄汚水再生ちゅら水プランにおいて、10年概成の令和8年度に向け、早期整備に努めることとしておりますが、沖縄振興公共投資交付金の配分額は年々減少傾向にあり、また未普及対策の予算につきましては、既存施設の改築・更新の増加に伴い、未普及対策への投資余力は減退していくことから、令和8年度以降の配分については、現状より明るくなる材料はないと説明を受けております。一方で、本市においては、人口増加や市街化区域の拡大など、今後も下水道整備を必要とする区域が多く残っていること、また都市計画法では市街化区域については少なくとも下水道を定めるものとし、良好な都市環境を保持するために必要不可欠となっております。以上を踏まえ、本市においては、令和5年度沖縄県振興拡大会議や令和5年度沖縄県土木建築部との行政懇談会、また令和6年度沖縄振興予算

要請などにおいて、令和8年度以降も引き続き沖縄振興公共投資交付金などを活用して、下水道整備が行えるよう要請を行っているところであり、今後においても引き続き県や国に対して要請を行ってまいります。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

明るくなる材料はないというふうにおっしゃっていたんですけども、やはり豊見城市は2040年までは人口が増え続けるだとか、上下水道部長がおっしゃったとおり、市街化も拡大していくということにおいては、やはり下水道整備が課題ではないか感じております。令和8年度までとなっているんですけども、これからも令和9年、令和10年と続いていく中で、しっかりと交付金が活用して整備ができるように取り組んでいただきたいというのがまず一つなんですけれども、やはり歴史的事情だとか、そういったのも豊見城市の特殊事情として訴えていくべきだと思っておりますので、その辺についてはそういった形で要請、要望をやっていく考えはないか、再度伺いいたします。

○ 上下水道部長 大城 堅

今、議員がおっしゃるように、本市の特殊事情というのは、今、本市としても人口も増加しています。あと市街化区域の拡大なども行っている状況ですので、その辺も踏まえて、今後も要望をしていきたいと考えております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

ここで市長に伺いたいんですけども、先日4区の西銘代議士との意見交換をされたと思いますが、こういった形で要請だとか、その辺の中身について伺いたいと思います。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

下水道部分に関しては、やはり市民の安心

安全な都市生活、経済活動を支える重要なインフラであると思っていますので、龍平議員がおっしゃるように、県のプランも分かるんですけども、そのとおりに予算がついていない中で、我々市町村が苦しむという状況が生まれています。予定どおりやった上で我々も合致するような計画が進められたらいいんですけども、そうではない今の現状の中で、沖縄県に対してはその先も認めてくださいと。人口減少というものは全国的に起こっているかもしれませんが、先ほど龍平議員がおっしゃったように、本市は増え続けるという傾向がまだその先も続きますので、そういう意味では、市街化区域は認めていく方向であるのに、でもそこに対するインフラは認めないとやはりおかしい話だと思いますので、当然、沖縄県にもこの先も要望していくとともに、西銘代議員を通じて、いろいろなところ、国に対しての要望、沖振法の中でもどう認めてもらえるかということも含めて、私としても勉強もしながら、要請・要望は絶えず行っていきたいという考えであります。よろしく願いいたします。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

市長、ぜひ引き続き下水道に関しての要請をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

次に(3)に行きます。モノレール導入について。

①モノレール導入について本市の取り組み状況を伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

沖縄県が平成30年5月に策定しております概略ルートを示した沖縄鉄軌道の構想段階における計画書におきまして、豊見城方面を含

めた南部地域への延伸が、那覇から名護間の採算性の低下を招くとの結果から、概略ルートから外される結果となっております。本市におきましては、令和3年10月15日に沖縄県知事へ、南部地域への軌道系を含む新たな公共交通システムの導入検討の沖縄県での取組について要望を行っております。モノレールの誘致につきましては、市内関係団体などとの連携を図るとともに、関係機関との意見交換を行う必要があると考えております。今後も要請活動につきましては、継続して沖縄県への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

ありがとうございます。

②に行きます。モノレール導入についてはハードルが高いと思われるが、実際豊見城市独自において採算性の調査を行い採算性があるとされている。そういった中で現時点の市長の見解を伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

本市において、令和元年に豊見城方面へのモノレール延伸の需要予測等を実施しており、採算性を含む導入の事業可能性について確認することができました。平成23年6月の内閣府調査におきまして、豊見城・糸満方面は一定程度の需要が見込まれ、新たな公共交通システムのインパクトにより、交通需要分布の変化が誘発されるとさらなる需要が増える可能性が高いエリアであるとされております。そのため豊見城方面を含む南部地域への軌道系を含む新たな公共交通システムの導入の実現につきまして、沖縄県へさらなる検討を実施することを引き続き要望してまいりたいと考えております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

一つ確認なんですけれども、需要調査を行ったんですけれども、モノレールが来ることによって、豊見城市の経済効果だとか、どれだけ発展するとか、そういった調査というものも併せて行ったということで、よろしかったですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時41分）

再 開（11時42分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

当初令和元年に行いました需要予測などにおきましては、採算性の予測分となっております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。できたら経済効果だとかも調査できれば、そういった県に対しての要望の材料にもなるのかと思ったので、確認でした。できたらお願いしたいと思います。やはり沖縄県の21世紀ビジョンにもしっかりとこういった計画、計画ではないんですけれども、盛り込まれておりますので、しっかりとその部分も訴えながら、折衝してほしいと思っております。恐らくですが、平成28年頃に当時の宜保晴毅元市長宛に促進協議会立上げの依頼文書が届いていたはずなんです。私もこの間、モノレール導入については市民の機運だとか、企業の皆様の協力だとかも必要不可欠になってきます。なので、促進協議会は立ち上げるべきではないかと訴えてきましたが、市長の今の見解をお聞かせください。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

モノレールなどの軌道系公共交通の整備につきましては、本市としても応分の費用負担が生じるため、導入に必要な予算などについて、庁内においてしっかり議論する必要があるものと考えております。ご質問のモノレール延伸につきまして、協議会の立上げにつきましては、これらの検討や議論を行った上で、関係機関への要請となった場合には、モノレール導入に関する市民の機運を高め、市内関係団体、さらには近隣市町村とも連携を取りながら、官民一体となって取り組む必要があると考えておりますので、その際には促進協議会などの立上げについても検討してまいりたいと考えております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

ありがとうございます。通告書にも書いてあるように、ハードルは高いと思われるんですけれども、冒頭で申し上げたビニールハウスの再生支援もそうでした。無理だと言われたことが、粘り強い交渉だとか、機転を利かして違う角度でお願いをしたら、実際にそういったことができた。執行部の皆さんも大変だとは思うんですけれども、そういった事例もありますので、実績もありますので、必ずモノレールは引っ張れるのだという強い思いで、これからも業務に励んでいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

(2)マイタク事業について。

高齢者支援のためのマイタク事業について当局の見解を伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

マイタク事業は、高齢者をはじめとする交通弱者の外出支援及び移動手段の確保が可能であり、近い将来直面する少子高齢化社会を

見据えて、早急に取り組むべき重要な課題であると現市政においても認識しております。これまでと同様に、課題解決に向けた諸施策を展開してまいりたいと考えております。また市内一周線バスを含む路線バスやタクシーなど、既存の公共交通を補完し、利便性が高く持続可能な公共交通システムの導入に向け、市民を対象とした交通需要調査を実施し、真に移動の需要が見込まれる方や、地域を把握するとともに、関係者で組織する豊見城市地域公共交通協議会におきましても、今後も引き続き議論を重ね、本市に最適な交通システムの在り方を検討してまいります。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

令和５年度はそういった形で調査をするということだったんですけれども、その調査を行った上で、やはりマイタク事業が必要だとなった場合、高齢化率も年々高まる現状でもありますし、医療費の抑制の観点からもひきこもり防止も私は必要ではないかと思っております。先ほど質問したモノレールも今、豊見城市においては鉄軌道もない状態ということで、これは事業展開するに当たって、国の協力も必要なのかと考えているんですけれども、その辺については現時点において、どういった考えを持っているのか、伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時48分）

再 開（11時48分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

ただいまの龍平議員のご質問につきまして、今年度予定しております需要調査などを

踏まえまして、国の補助活用がどのようなものが利用できるかというところは今後も調査研究してまいりたいと考えております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

ぜひお願いします。豊見城市も起伏が激しいまちでありますし、特殊事情もしっかり踏まえていただきたいんですけれども、文字どおりマイタク事業については、マイナンバーを活用してタクシーの補助をするというふうになりますので、先ほど質問されていた方がいましたが、マイナンバーの普及率にもつながって、市長が先ほどおっしゃったDX化にもつながります。なので、調査も含めてやっていただきたいんですけれども、市長、現時点において必要性があるかどうかについて伺います。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

マイタク事業については、私はこれまでも市民の多くの声、特に高齢者の声を聞いて掲げた政策、公約でもあります。非常に大事な市民の、特に高齢者の交通の足となる手段だと思っています。このマイタク事業の中身というのがマイナンバーを活用して認識をしていくというのは、煩雑な事務を省くということにもなりますので、まさにそれがデジタルトランスフォーメーションだと思っています。なので、その普及率をもっと上げて、周知をすることによって展開ができるレベルまで達することをまずは目標としていて、あとはその中身、先ほどのどういう補助があるかという内容にもなるんですが、全てをスピーディーに進められるような取組を、これまでも、これから先も続けていきたいと思っております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一



市長、これはぜひお願いしたいと思います。市長選のときにもそういった形でスピーチをされていて、本当にこれはやるべきだと私も思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に(5)に行きたいと思います。公営墓地について。進捗を伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

公営墓地整備事業につきましては、平成27年度に公営墓地建設用地立地可能性調査の実施、平成28年度に公営墓地整備計画の策定、平成29年度に基本設計の実施、平成30年度から令和元年度にかけて実施設計を行っております。地元自治会との合意形成に向けての説明や意見交換につきましては、平成29年度から令和4年度までの6年間に12回行っており、令和5年度につきましては、去る5月19日に意見交換を行ったところであります。現在、地元自治会と随時調整を行っているところであります。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

ありがとうございます。いろいろと調整を自治会の方々とやられていると思うんですけども、喫緊で、次いつそういった説明を行うのかとか、そういった時期が分かれば教えてください。

○ 市民部長 上地五十八

今回、去る5月19日に意見交換を行っておりまして、自治会のほうの要望とか、こちらの条件等のお話をさせていただいておりますので、その辺がまた自治会と相談できる状況になりましたら、ぜひやっていくというところで、細かいスケジュール等はまだできておりません。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

なるべく早めにスケジュールを設定していただいて、自治会の方々に丁寧に説明をしていただきたいと思います。今回質問に入っているのは、やはり必要とされている方々がかなりいるということで、今この事業がストップしているので、本当に早めに丁寧に交渉していただきたいんですけども、最終的にはお願いしますという本当に誠意だと思います。前市長が過去4年間動いてこなかった。しかし、徳元次人市長が先日、自治会の方に会っていろいろ話をされたと思います。引き続きこういった交渉を誠意を持ってやっていただきたいと思うんですけども、市長、その辺についてどうですか。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

この問題については、大事な公営墓地事業でありますので、おっしゃるとおり誠心誠意向き合って、自治会の皆様に理解を求めていきたいと思っております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

(4)金融リテラシーについて。

①市長は施政方針の中で義務教育課程でのマネーリテラシー教育について発言されておりましたが、具体的にどのような教育を考えているのか、伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

金融教育につきましては、外部講師を学校に招聘する授業と各教科で金融教育を取り入れていく授業の二本柱で進めてまいります。外部講師を招聘する授業につきましては、金融機関やファイナンシャルプランナー等で構成される沖縄県金融広報委員会と沖縄総合事務局の協力をいただき、今年9月以降に市内

3中学校の3年生、23学級の全クラスで、クラス単位で出前講座が実施できるよう調整してまいります。また各教科で金融教育を取り入れていく授業につきましては、学識経験者や日本銀行副総裁等で構成される金融中央委員会より、指導計画例が示されており、市内小中学校に対しまして、この指導計画例を参考に、各教科で金融教育に関連した授業展開などを進めております。また小学校のほうでは6月28日、長嶺小学校でも金融リテラシー事業を活用した授業をすると今、報告を受けているところです。各学校で独自の取組を含めて、今年度から芽出しをしていきたいと考えているところであります。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

ありがとうございます。金融リテラシーはお金や経済に関するあらゆる情報を適切に取得し、理解し、その上で自分に必要な商品やサービスを判断できる力ということで、実は沖縄県は金融の知識や判断力が全国で最下位になっていまして、学校などの金融教育が必要だと考える人は72.1%、全国平均を上回っている一方、金融教育を受けた人は6.8%にとどまると。かなり低い数字なので、教育委員会の皆さん、こういったことがあるということ把握した上で取り組んでいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

②現社会をリアルに生きる家庭に、ライフプランナーが今を見据えて将来的に安定するための生活プランを相談できるような環境を本市庁舎内、若しくは市民講座として取り入れるべきだと考えるが、見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えをいたします。

人生100年時代と言われる中で、安心して老後を迎えるには将来的に安定したライフプ

ランを構築していくことは大変重要だと考えているところでございます。金融庁ではお金や、お金の流れに関する知識や判断力を最低身につけるべき金融リテラシーとして金融知識に加え、家計管理、生活設計、金融商品の選択、外部の知見を活用する力を身につけていくことが重要としております。市といたしましても、市民一人ひとりが今後の人生において想定されるライフイベントやリスクに備え、正しい金融知識を気軽に学ぶ場を提供できるよう、今後、市民講座の中で開催できないか、検討してまいりたいと思っております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

お願いします。この市民講座については、できれば本当に早めに開催していただきたいと思うんですけれども、今年度で可能なのか、その辺を教えてください。

○ 教育部長 赤嶺太一

今年度はもう既に市民講座については年間事業計画が定まっているところですので、どのような形で入れられるか、盛り込めるかについては検討させていただきたいと思っておりますが、また教育委員会としては、その他各種施設も持っておりますので、どこか可能な場面で金融に関する講座ができないか、検討してまいりたいと思っております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。先ほどからこういった金融知識とか、判断力が全国でワーストという中で、先ほど金融庁の最低限身につけるべき金融リテラシーということで、やはり金融庁からもそういったものがある中で、資産形成や金融犯罪防止のためにも金融リテラシー講座の取組を粘り強く進めることが求められているとライフプランナーの方がおっしゃっております。市民講座を開いて何名集まるか分か

りませんが、粘り強く、10名でも来ていただいたら、そういう金融リテラシーという言葉自体を知ってもらふ。そのきっかけづくりをぜひお願いしたいと思います。通告の中にも本市庁舎内というふうに表示させてもらっているんですけども、その辺についてはどうですか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

市民部協働のまち推進課において、消費生活に関する様々な問題に対し、定期的に相談窓口を設けて対応しております。専門的な知識を持った相談員、弁護士や司法書士などが相談対応を行い、消費者の問題解決、救済に努めているところです。消費者問題の解決とは別にトラブルの予防、または将来的な生活プランの設計は市民生活の充実化を図る上で大変意義のあることだと思いますので、合同相談会などを活用して実施できないか、前向きに検討していきたいと思っております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

ありがとうございます。トラブルは起きてから相談、もちろん相談は必要であるんですけども、一番はトラブルになる前に予防するのが重要だと思っております。これは虫歯も一緒です。虫歯になって行くのではなくて、虫歯になる前にしっかりと予防するのが大事だと私は思っていますので、前向きにというふうにおっしゃったので、ぜひ開催できるように取り組んでいただければと思います。午前中で一般質問終わりました。ありがとうございます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (12時01分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号4 (6番) 高山美雪議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、高山美雪議員の質問を許します。

○ (6番) 高山美雪議員 一登壇一

皆さん、こんにちは。本日の一般質問4番目、日本共産党、高山美雪です。通告に従いまして、一般質問をいたしますが、(1)②食育と、③の給食の残渣量の順番を入れ替えて質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず(1)学校給食についてですが、全国の出生数は80万人を割り込み、異常なほどのスピードで少子化が進む中、本市、豊見城はありがたいことに年少人口比率が全国でも高く、子育て支援の拡充を求める市民の声が多く寄せられています。全国でも子どもの多いまちだからこそ、市民の要望に寄り添うため、子育て支援は積極的に手厚く取り組むべきだと考えます。未来を担う子どもは国の宝であり、豊見城の宝です。子どもが給食を食べることは、基本的人権にひもづく権利であることから、学校給食についての質問をいたします。

①給食センター建て替え事業についてですが、本市の給食センターは、およそ40年の歳月が経過し、老朽化が進んでいることから建て替えが必要な状況にあります。給食センターの建て替えは豊見城市の学校給食の方針や品質に関わる非常に重大な事業であると考えます。今現在は建て替え事業について具体的な計画、建設スケジュールがあるのか、伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市の学校給食センターは、昭和60年3月に着工いたしまして、同年11月に完成、学校給食の提供は翌年1月から開始しているところでございます。学校給食の提供が始まって約37年経過しているところであります。毎年施設や調理器具等の修繕等を行いながら、安全で安心な学校給食の提供を目指して取り組んでいるところでございます。しかし、施設の老朽化が確認されることから、早急に給食センターの建て替えに関する検討を進めるべく、本市教育委員会では5月24日に学校教育課長、学校給食センター所長、給食センターに配置されました栄養教諭及び学校給食センター職員を中心といたしまして、豊見城市学校給食センター改修検討委員会を立ち上げているところでございます。今後は同検討委員会において、学校給食センターの在り方について検討し、基本的な方針等について定めていきたいと考えているところでございます。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

ありがとうございます。豊見城市の給食センターでの提供量は県内でも多い規模になっていると思います。毎日およそ8,000食を安心安全に提供するため、徹底した衛生管理の下、時間までに子どもたちに届けるためには、これまで蓄積されてきたたくさんのノウハウとスタッフの方々の大変なご尽力があつてのことと心から感謝申し上げます。検討委員会が立ち上げられたばかりで、これから給食センターの方向性を議論していくとのことですが、最終的な見通しはいつ頃までに検討を出されるのか伺います。また新設に当たり、アレルギーを持つ子どもたちへの対応は検討されるのか、伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今、具体的なスケジュールについては、検討の緒に就いたところでありますので、お答えすることが難しい状況ではありますが、現在、基本的な方針案の策定を目指して作業を進めております。作業スケジュールとしては、基本方針の下、基本構想を策定し、国の補助金等を活用した場合、基本構想を基に基本計画を策定し、建設候補地が確定した後は基本設計、実施設計を行い、その後に建設工事が入るものと考えております。建設候補地が市有地でない場合には、用地購入等も含まれるので、この期間については今後の検討で決まってくるものだと考えているところでございます。あと加えまして、建設の際にアレルギーの対応ができるような給食の提供もするのかなということでもありますけれども、その件につきましては、今年また先進地の視察等も考えておりますので、その中で実現に向けて基本方針に盛り込めるべく取り組んでまいりたいと思っております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

アレルギー対応も盛り込んで検討いただけるということで安心いたしました。学校給食というのは、市内の豊見城の子どもたちが安心して食べられるよう、提供できるよう全力で取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ではアレルギー対応給食も前向きに検討いただくということで、早期実現に向けて取り組んでいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

次の質問に移ります。③給食の残渣量・処理方法について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えをいたします。

各学校の給食の残渣につきましては、一度

給食センターに集められます。そこで一括し、指定した時間に処理業者が回収しているということでございます。給食の残渣量は献立内容によって日々変わってまいります、一日平均で300キログラムから350キログラム程度になります。回収した残渣につきましては、市から産業廃棄物処理業者として許可を得た業者へ処理を委託しているところでございます。

#### ○（6番）高山美雪議員 一再質問一

令和元年10月になりますが、食品ロスの軽減の推進に関する法律が施行されております。地方公共団体が食品ロス削減の施策の策定や、実施の責務を有することがこちらでは定められております。学校給食調理施設も食品廃棄物、食品ロスが多く発生している施設の一つになっています。食べ残しの削減を目的として、環境教育の取組を行った事例の一つを紹介させていただきますと、山梨県甲府市では甲府市環境部、甲府市教育委員会が主体となって、給食の食べ残しを堆肥化、肥料化して、資源を有効活用する啓発活動を積極的に行ったところ、食べ残し量が最大で65%削減される結果が出たそうです。地球にやさしい循環を生み出すため、残渣を活用し、子どもたちとともに環境問題解決に向けて取り組んでいる。そのほかの自治体の先行事例なども参考にいただきながら、本市でも持続可能な未来のために取り組めないか、見解を伺います。

#### ○ 教育部長 赤嶺太一

貴重なご提言ありがとうございます。本市におきましては、基本的には学校給食センターで一元管理をしておりますので、かなり堆肥化につきましては、施設やその規模等の確保、検討を要するものだと考えております

が、今後、建て替えの段階で検討の中でそこを検討させていただけたらと思っております。現在、残渣の活用ということではありませんが、どのようにしているかということでもありますけれども、家畜の餌として、利用の範囲内で利用しているということも伺っておりますし、そもそも残渣が出ないような食育等も大事だと考えております。食育による巡回指導を行っているほか、児童・生徒の取り入れてほしい給食メニューのアンケートを実施し、子どもたちが食べたいメニューの提供を図っております。ただ、毎回好きなメニューだけを提供できず、やはり郷土メニューだとか、若干子どもたちには人気はなくてもやはり食育の観点から必要な料理等がございますので、そういった中で少し残渣が出ている現状がありますので、今後引き続き残渣が出ないような、少なくなるような食育の取組等を進めてまいりたいと考えているところでございます。

#### ○（6番）高山美雪議員 一再質問一

様々な課題があることは理解いたしますが、先ほどお伝えしました先行事例、ほかの自治体の取組も参考にいただきながら、環境にやさしい給食センターを目指していただきながら、前向きに検討をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次の質問に移ります。②食育の取り組みについて伺います。

#### ○ 教育部長 赤嶺太一

お答えをいたします。

本市の学校給食センターには、沖縄県から派遣されました栄養教諭が3名配置されております。令和5年度、令和6年度につきましては、沖縄県教育委員会より、長嶺中学校が食生活に関する教育実践校に指定されたことに伴い、その指導担当者として、栄養教諭が

1名増員され、4名体制となっているところでございます。これら配置されました栄養教諭が市内小中学校と協力連携いたしまして、年間を通じて計画的に食育に関する授業や特別活動、給食時間における指導等を行っているところでございます。各学校の教員、先生方とも打合せをしながら、指導内容等を決めていきますが、具体的には食材の特徴や、食材の持つ栄養に関すること。朝ごはんの大切さや必要性に関すること。郷土料理の由来や食材、料理に関すること。心身の成長等に関する授業を行っているところであります。また児童・生徒が抱える食に関する課題に対し、解決に向けた取組も実施しているところでございます。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

様々取り組んでいただきまして、ありがとうございます。

食の安全を揺るがす問題が次々と発生したことから、食育基本法が制定されておりますが、最近議論になっているものとして、安全性がまだ確認されていない遺伝子組み換え食品やゲノム編集食品、家畜に投与される抗生物質、また食品添加物についても子どもたちが分かりやすく、学びを深められる内容で食育が行われているかも伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校での授業につきましては、文科省が定めますが、学習指導要領に基づいて行われているところでございます。ご質問の遺伝子組み換え食品やゲノム編集食品、家畜に投与される抗生物質については、その中では触れられておりませんが、しかしながら、技術・家庭編におきましては、加工食品について、その原材料、食品添加物、栄養成分、アレ

ギー物質、期限、保存方法等の表示を理解して、用途に応じた選択ができるようにすることということで指導要領に定められております。また食品添加物や残留農薬、放射性物質などについては、基準値を設けて食品の安全を確保する仕組みがあることにも触れるようにすることになっております。ちなみに学校給食に関しましては、そういったことも踏まえながら、食材等の選定が行われているところでございます。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

成長期にある子どもたちにとっては、健全な食を学ぶことは、体だけでなく、心も育む大切なことであると同時に、将来の食習慣においても大きな影響を持つことが考えられます。子どもたちの健康を守るためにも安全な食品を選択する力が育まれるように、今後とも取り組んでいただきますよう、心よりお願い申し上げます。

次の質問に移ります。④給食費負担軽減の取り組みについて。

政府は異次元の少子化対策の一つとして、給食費の無償化を掲げておりました。今月1日に政府が公表したこども未来戦略方針では、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとしておりますが、給食費無償化の実施時期は明記されておられません。しかし、コロナ禍における経済的影響や急激な物価高騰が子育て世代の家計を圧迫しております。沖縄県では4人に1人の子どもが貧困状態にあり、深刻な問題となっています。この貧困対策としても学校給食無償化の願いは、今かつてないほど大きく広がっています。いつ実現するのか不透明な国の対応を待つのではなく、豊見城独自でも可能な限り早期に無償化を実現するため、アクションを起こす必要がある

と思います。国から交付される令和5年度地方創生臨時交付金の取扱いについては、事務連絡事項の中において、推奨事業メニューとして、物価高騰における小中学校の保護者負担を軽減するために、学校給食費の支援を上げております。豊見城市では1億2,000万円の交付額となっておりますが、その交付金を活用し、一定期間でも減額、あるいは無償化の取組ができないのか、見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えをいたします。

本市ではこども未来基金からの充当額を5,400万円から7,100万円まで増額することにより、1人当たり月額小学生で600円から800円へ、中学生で700円から900円へ、それぞれ助成額を増額しているところでございます。そのことから保護者からの徴収額を据え置き、負担を増やすことがないよう対応しているところであります。

併せて貧困家庭につきましては、就学援助の認定を生活保護基準の1.5倍までを対象として拡充いたしまして、学校給食費の支援を図っているところでございます。

○ (6番) 高山美雪議員 一再質問一

保護者が負担する学校給食費は公立小学校で年平均約5万円、公立中学校では平均約6万円と、義務教育に係る様々な費用の中で最も重い負担となっております。こども未来基金を活用しているとおっしゃってございましたけれども、さらなる拡充を必要と考えますので、教育に係る費用の負担軽減は待ったなしの状況となっておりますので、ぜひ前向きに交付金を活用した無償化に向けて具体的に取り組む必要があると思いますので、見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

全くご指摘のとおりだと思っております。ただ財源の議論がどうしても避けて通れないと考えております。交付金につきましては、本市においては別の事業に充てているところでもあります。給食費についてはこども基金から充てて、経済対策、困っている世帯については十分な支援を行っているところと理解をしております。またさらなる負担軽減につきましては、現在、県のほうでも、県知事が選挙公約の中で無償化を掲げておりますので、市長会と教育委員会を通しながら、無償化施策の推進を今、お願いしているところでございます。その施策展開を待ちながら財源の確保ができ次第、拡充の検討を進めてまいりたいと思っております。

○ (6番) 高山美雪議員 一再質問一

豊見城市の地方創生臨時交付金の件も検討に含めていただきながら、なるべく早期に保護者の負担軽減に向けて取り組んでいただきますようお願い申し上げます。では次の質問に移ります。

(2)水道水の安全性について伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時48分)

再 開 (13時48分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (6番) 高山美雪議員 一再質問一

水質検査の状況について伺います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えいたします。

豊見城市水道事業は、水道用水供給事業体である沖縄県企業局から浄水を購入することによって、市内全域に水道水を供給している水道事業体でございます。本市が行う水質検

査については、水道法に基づき、毎年水質検査計画を作成し、検査地点、検査項目、検査頻度などを設定し、検査を行っており、これまで異常は確認されていないため、水道水の安全性は保たれている状況でございます。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

では有害性が指摘されております有機フッ素化合物のPFOSは、沖縄県アメリカ軍基地周辺での河川や地下水から暫定的な目標値を超える値が相次いで検出されています。豊見城市が行う検査項目に含まれているのか、伺います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

本市の令和5年度水質検査計画において、PFOS等の検査項目は含まれておりません。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

今後、検査項目を追加する予定はございますでしょうか。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

有機フッ素化合物であるPFOS等の検査については、水道用水供給事業者である沖縄県企業局が定期的に行っております。本市へ水を供給している石川浄水場や西原浄水場の検査結果において、厚生労働省が定めた目標値の50ナノグラムパーリットルを大きく下回る1ナノグラムパーリットル未満となっていることから、市内の水道水の安全性は確認されており、検査項目を追加する必要はないと考えております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

今のところ安全が確認されているということで安心いたしました。しかしながら、環境に応じて水質は変わってくるかと思っておりますので、今のところ検査項目追加の必要はないと

の認識でいらっしゃるようですが、安全な水は市民のライフラインであるため、今後の状況に応じては追加していただくことも検討していただければと思います。では次の質問に移ります。

(3) 公民館の建て替えについて。

3月定例会にて老朽化が進んでいる公民館の建て替えについて質問いたしました。執行部からの回答では、自治会へヒアリングや利用団体のアンケート、施設の目視調査やコア抜き調査など完了し、今後対策に関する検討をまとめる作業に入るとのことでしたが、今現在の進捗状況について伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（13時53分）

再 開（13時53分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

3月定例会にて老朽化が進んでいる公民館の建て替えについて質問しましたが、執行部からの回答は、自治会へのヒアリングや利用団体のアンケート、施設の目視調査やコア抜き調査など完了し、今後対策に関する検討をまとめる作業に入るとのことでしたが、①調査結果について伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

公民館の建て替えにつきましては、本市において、豊見城市共同利用施設等長寿命化計画を策定いたしました。本計画では、応急修繕、予防改修、長寿命化改修といった長寿命化手法により建物の目標、使用期間に応じて適切に改修周期を構築し、持続可能な財政運営を進めながら、公民館などの長寿命化を図



る目的で計画を策定しております。公民館などは地域に密着した施設であり、将来にわたり地域で生活する人々の拠点として安全安心に利用することが必要と考えておりますので、施設の長寿命化を図るために建物の劣化状況や、地域のニーズ等に応じて大規模な修繕、あるいは改築を計画的に進めてまいります。整備等に当たりましては、地域の自治会と十分に協議を行い、整備などの実施手法や費用調達、補助金等を検討し、快適な地域住民の生活環境構築に努めてまいります。ちなみに建築年数が40年となる施設が5か所あることから、それらの古い施設を対象にして何らかの施設の建て替え、改修等が必要になると考えております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

②建て替えや修繕に活用できる補助メニューについて伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

自治会が集会所を新たに設ける場合に、新たな建築費用に対し、市の自治会等まちづくり支援補助金の中に集会所整備支援補助がございます。この補助金は建築費用の50%以内を補助するものであり、上限が400万円となっております。また市の補助金とは別に国庫補助金を活用する場合、本市の予算確保と同時に、自治会にて補助金で賄えない部分の費用を負担していただく必要があります。国庫補助金を活用して施設整備の際は、関係部署とも連携して進めてまいります。また自治会においても事前に建設委員会を立ち上げ、自治会内での総意で取り組んでいただく必要がありますので、これらの状況確認を行いながら進める必要があると考えております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

共同利用施設は市の所有財産のほうです。市の所有であれば、なるべく住民負担を強いことなく建て替えることや、補修などの支援が必要であると考えます。補助メニューで伺いましたまちづくり支援補助金は上限が400万円と設定されていますが、この補助額では地域住民の負担が重くのしかかるため、建て替えや修繕を諦めざるを得ない自治会も多いのではないのでしょうか。地域の防災施設としての顔も併せ持つ共同利用施設が老朽化した状態で放置されるのは地域住民の生命にも関わることから、予算の増額、補助メニューの拡充など検討できないか、伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市では市民と行政の協働によるまちづくりの推進のため、市内の自治会などの自主的に行うまちづくり活動事業に対し、予算の範囲内で支援を行っております。議員ご質問の補助率の拡充と予算の拡充等につきましては、他の事業経費や市の財政状況についても考慮する必要があると思いますので、今後の検討課題となるかと考えます。施設の整備に係る考え方としましては、まず地域の自治会と調整や確認を行いながら対応をしていきたいと考えております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

これも地域課題の一つかと思っておりますので、なるべく増額、もしくは拡充に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。自治会活動活性化と地域住民が安心して暮らせる環境を整えるためにも、前向きに検討していただきたいと思っております。

③伊良波公民館の老朽化に伴うコンクリート剝離部分の対応について伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

伊良波公民館の剝離部分の対応につきましては、危険性の除去を図るため、緊急的な対応としましては、自治会等まちづくり支援補助金の中の特別支援補助金を活用していただくことができます。この補助金の活用についてですが、まずもって自治会内の施設の整備の方針を確認していきながら、市として何が対応できるかというところを考えていきたいと思っております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

人的被害も起こり得る危険性の除去を図るため、今後とも併せて支援金、補助金の拡充を検討いただきながら、極力住民負担を強いることなく、早期に対応いただきますよう改めてお願いいたします。次の質問に移ります。

(4)下原雨水幹線事業について。

①工事の状況について伺います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

下原雨水幹線の一部における令和5年度の名嘉地地内雨水管整備工事につきましては、昨年度の工事に引き続き、県道231号線沿い水路下流側の延長27メートルを予定しており、5月末に入札を行い、請負業者が決まったところでございます。工事期間につきましては、令和5年12月中旬の完了を見込んでおります。今後につきましては準備が整い次第、現場着手する予定でございます。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

この事業の区間となっております名嘉地地域住民から度重なる浸水被害に不安と恐怖を感じているとの声が寄せられております。これから台風の上陸シーズンとなり、不安感も大きくなると思います。一日も早く安心安全に暮らせる環境のため、浸水被害解消に向け

尽力いただきますようお願いいたします。次の質問に移ります。

②工事に伴い地域住民の協力、理解を得る必要があると思いますが、地域住民への周知活動状況を伺います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

地域住民への周知につきましては、昨年度の工事着手前において、名嘉地自治会長と調整を行い、地域説明会や周辺住宅地へチラシを配るなど、周知活動を行っております。本年度の工事につきましても、自治会長と調整しながら地域のご理解、ご協力が得られるよう地域説明会等を進めてまいります。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

ありがとうございます。③に移ります。

工事着工に当たり、作業が住民と隣接して行われるため、徹底した安全管理が必要であると思います。

③安全対策について伺います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

本工事につきましては、既存水路を取り壊してボックスカルバートを設置する工事ですが、現地の施工スペースが狭いことから農道を通行止めにして工事を行う必要があります。そのため通行止めの際には、迂回路や注意喚起の看板設置を行うとともに、また緊急車両通行の支障となることから、事前の届け出を豊見城市消防本部などに行っております。また本工事が住宅地と近接することから、住宅地への工事影響を把握する目的で事前に住宅を調査するとともに、工事については振動、騒音が少ない工法を選定し、また使用する機械類についても低振動、低騒音を利用するなど、周辺環境及び安全対策に努

めてまいります。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

この工事は名嘉地地域住民から何とか被害をなくしてほしいと長きにわたり切望されてきた案件です。安全管理に今後も努めていただきながら、工事完了に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。では次の質問に移ります。

（5）豊崎中学校（仮称）について。

3月定例会の一般質問におきまして、豊崎中学校の建設は掘削工事に伴い湧水が発生していることから、湧水対策や掘削工事に時間を要したため、工程に若干遅れが生じているとの回答がありました。豊崎中学校へ通う予定の子を持つ保護者から、令和6年度の開校に間に合うのかと疑問と不安の声が届いております。学び舎となる校舎などの施設について、今現在の工事の状況について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊崎中学校建設工事の進捗状況につきましては、基礎工事の際に生じた湧水対策などを行い、現時点で工程に2か月半程度の遅れが生じている状況であります。建物の供用開始の時期につきましては、令和6年3月上旬を見込んでいただいております。供用開始に向けまして、校舎棟及び屋内運動場棟の工事を優先するため、グラウンド整備工事などの工事着手時期を遅らせる必要があることから、グラウンドや外構施設の一部については、開校時点での供用開始が大変厳しい状況となっております。現時点ではグラウンド等の完成を令和6年11月頃と想定しているところであります。そのため7月上旬をめどに、豊崎中学校に通う保護者を対象とした説明会を開催し、開校時の状況などについて説

明してまいりたいと考えているところでございます。工事が遅れていることに関しまして、新しい学校に通われることを楽しみにしている生徒や保護者、学校関係者の方々には大変心苦しく感じているところでありますが、引き続き工程管理、安全管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

工事が遅れている中でグラウンド、屋外の体育施設については、開校に間に合わないということだそうですが、その場合、完成までの期間、体育の授業への影響と部活動にとって大きな支障が生じると心配されます。とりわけ日々、熱心に部活動に取り組む学生にとっては、活動に対して大きな不安を抱くことにならないか懸念されますが、どのように対応されるのか、伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

確かにご指摘のとおり、心配なところだと思っております。これは7月の説明会でもこれから答弁する内容を説明してまいります。1点目の体育の授業につきましては、履修する授業が指導要領で示されておりますので、屋内運動場や武道場、プールで実施できる授業を優先して実施するなど、影響が小さくなるように対応していきたいと考えているところでございます。屋外でどうしてもしないといけないものについては、完成後に体育の授業で活用していただくということを考えております。また部活動に関しましては、豊見城中学校改築事業においてもグラウンドがない状況でございましたので、豊見城中学校での対応を参考に、夏季中学校総合体育大会までは伊良波中学校での活動を基本とし、代替施設の確保や送迎について学校と調整しな

がら検討してまいりたいと考えております。  
また運動会などの学校行事につきましては、  
陸上競技場の利用やグラウンド完成後の実施  
など、今後学校と調整しながら進めてまいり  
たいと考えております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

思春期の運動は心と体の成長に大きく影響  
を及ぼすため、成長過程の学生たちがなるべ  
く不便さを感じることなく、元気いっぱい、  
はつらつと体育授業、部活動に参加できるよ  
う細やかな配慮を改めて心よりお願いいたし  
ます。

工事完了までの取組について伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時08分）

再 開（14時08分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

新設される豊崎中学校建設事業は備蓄倉庫、  
市内初の温水プールを設置することから、健  
康増進に役立つ施設としても非常に大きな役  
割を担う重要事業と考えます。前回の一般質  
問にて、温水プールは一般開放を見据えた施  
設計画を行い、将来的には市内各学校の屋内  
運動場と同様に一般開放ができるよう、管理  
方法も含め、関係部署と協議することと  
したが、開放される場合の動線のことも考え  
て協議しているのか、伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今回、豊崎中学校のプールにつきましては、  
温水プールとしての整備を行いますので、基  
本的には年間を通しての施設利用は可能であ  
ると考えております。それに当たりまして、

施設の利活用の観点から建物出入口やエレ  
ベーターの配置、また管理室を個別に設ける  
など、学校運営と一般開放の動線について考  
慮した計画としているところであります。将  
来的には市内小中学校の屋内運動場と同様に  
一般開放を行うことも可能だと考えておりま  
すことから、管理方法も含め、関係部署と協  
議してまいります。一般開放を行う時期につ  
きましては、原則学校運営が優先されること  
から、開校後の学校活動での利用状況や需要  
等を踏まえながら、判断してまいりたいと今、  
考えているところでございます。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

豊崎中学校の建設は豊崎地域の活性化にも  
大きく影響するため、市民の期待も大きいこ  
とから、地域だけではなく、多くの市民が恩  
恵を受けられるように温水プールの開放も併  
せて、今後とも改めてご尽力いただきますよ  
うにお願い申し上げまして、私の本日の一般  
質問を終了とさせていただきます。ありがと  
うございました。

—— 通告番号5（17番）大田善裕議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、大田善裕議員の質問を許します。

○（17番）大田善裕議員 一登壇一

先ほどお昼休み少し記事を見ましたら、コ  
ロナの3年間も含めてですけれども、政府の  
中の一般歳入が所得税、法人税、消費税を含  
めてそうなんですけれども、過去最高の2022  
年度の数字が出たと。一つよく共産党などは  
指摘しますけれども、法人税とか、そういう  
部分は下げ過ぎて、消費税の部分について国  
民に負担が大きいという指摘がありますけれ  
ども、この物価高の状況において、その指摘  
も一理あるなということ強く感じました。  
やはり消費税は物価、物の値段に合わせて税

をかけますので、当然物価が高くなれば高くなるほど、同じパーセンテージをかけたとしても、それだけ税収にして跳ね返ってくると。所得制限を設けなくて、みんな金持ちも低所得の方にも等しく税率をかけるわけですから、そうなったときに消費税の問題として、逆進性の問題がよく指摘されています。それはやはり低所得者層ほど負担感が強い性質があるというようなことを考えたときに、単純に国が潤っている。うはうはだからといって何だというようなことで、実際はコロナであったとしても、このような世界情勢、ウクライナを発端とした世界情勢、円安であったとしても税収は上がっているのではないかというようなことで見誤って、ここで私たちの末端の自治体の物価高対策を見誤らないようにしていただきたい。というのは、やはりこれだけ国が、税収が伸びているという数字の中で、そういうことを背景にあるということが分かって、市長としては市民の皆さんのそのような状況に置かれているということを念頭に置いて、ぜひともコロナ対策、物価高対策の補正予算を含めた対応をしていただきたい。今回は私の質問の中で物価高対策の質問がありませんでしたので、ほかの議員もやられますけれども、冒頭そのことをお願いさせていただきたいと思います。

(1)観光産業の振興についてお尋ねをいたします。

①市長は観光収入の見える化で、利益を生む観光産業を目指していますが、現時点での作業状況をお尋ねいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今年度、本市の観光振興の新たな指針となる第2次豊見城市観光振興計画の策定業務を行っております。当該策定業務の中で観光収入の把握や見える化を図っていきたくと考えております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

沖縄県全体で2018年、コロナの前に7,000億円以上の県全体の観光収入が数字として出ていまして、また直近でも2022年で7,000億円台の数字が出ているということで、これをベースに、沖縄県の全体が7,000億円だから豊見城市はどれぐらいだろうという数字として把握しているものではないということでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

豊見城市として、今この数字は把握していないところであります。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

ちなみに、県の数字の積み上げというものは毎年出すわけですが、私たち本市にもそのような形で数字の紹介、末端の市町村に数字を調べるというような方法は、私たち自治体を通らずに数字の積み上げがなされているという認識ですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

今、県が行っております観光収入につきましては、沖縄県の観光統計の実態調査で用いられている航空機の乗客アンケートの調査による観光客の収入の把握方法や各種統計資料、あと携帯端末の情報を用いたビックデータ等による把握の方法、その他他市の独自のアンケート調査による把握方法等が想定されますが、これらの様々な観光収入の把握を検討して、本市の観光収入についても検討していきたくと考えております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

今の答弁は、②の質問に重なると思いますので割愛したいと思います。

それでは③の質問に移りたいと思います。観光危機管理計画というものがございまして、これは少し資料として紹介しますが、皆さんが今、豊見城市の地域防災計画の中で観光客の対応計画、対策計画というものがあありますけれども、それとは別に観光危機管理計画というものがああります、徳元市長が観光に非常に注力をする。またリーディング産業として、今後も本市の地域経済を引っ張っていくという指針を強く打ち出しておりますけれども、観光に重点を置いた施策を展開する中で、観光客の皆さんの災害、もしくは有事、いろいろなシーンがあると思います。そういったときにいち早く危機の中で、私たち市民と観光客、それぞれの役割、もしくは避難するに当たって、観光客の皆さんにどういったことが何と言いますか、行政として危機の中で提供できるのか、そういうものを計画として示すものでありますけれども、2022年6月現在で16市町村、お隣の糸満市、うるま市、石垣市、沖縄市、久米島町、那覇市、金武町、恩納村、南城市、国頭村、北中城村、伊江村、粟国村、多良間村、渡嘉敷村、与那国町、北大東村、座間味村ということで、いわゆる観光に非常に脚光を浴びている。もしくは非常にウェットを置いている市町村の名前が並んだと思います。本市としても、こういうものに対してしっかりと整備をした上で観光客をお迎えする。もしくは観光立市として打ち出していくためには、この計画の設置というものがあ必要だと認識しますが、当局のお考えを伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本県並びに本市のリーディング産業である観光産業の持続的な発展を図る上で、観光危機管理計画を策定することは安心安全で快適な観光地形成に資するものであると認識しております。本市ではこれまでに令和3年度に沖縄コンベンションビューローの主催する観光危機管理体制運用図上訓練へ参加するなど、観光危機管理計画への理解を努めてまいりました。今年度、本市の観光振興の新たな指針となる第2次豊見城市観光振興計画の策定を行っておりますが、当該計画との整合性等も考慮しながら、観光危機管理計画の策定に引き続き検討してまいりたいと考えております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問

私もこの計画をサポートするというか、産業支援センターの中に一部こういうようなことを、行政のお手伝いをしている企業の方と意見交換をしてきましたけれども、観光客が仮に、この間もあつたように、例えば感染症とか、今、台湾有事のことが言われていますけれども、そういう不測の事態が起こったり、台風であつたり、地震であつたりとか、そういう中で観光客が難民になってしまうということを強く想定して、そういった場合に本市の場合、瀬長島だけでも年間330万人来るというまちですから、そういった皆さんが飛行機が出ない、船が出ない、もしくはここに滞在するに当たって、もしくは電力がダウンしてしまつたりとか、いろいろなライフラインが止まつた中で、私たちがもともと住んでいるこの6万5,000余の市民の皆さんと、また恐らく数千人規模でいるであろう本市の中にいる観光客の皆さんが共存しながら避難生活を送らなければならない。もしくは交通インフラが復旧するまでの間、この皆さんの命をしっかりと保護しなければならないというよ

うな重い責務を、先ほど羅列させていただき  
ました市町村の自治体の皆さんは強く感じて  
おられて、そういう計画の策定を急いだもの  
だと思っております。ですから様々な観光の  
政策を遂行するに当たって、本市の場合は立  
地が西海岸に面しておりますし、また那覇空  
港や那覇市に隣接する。そしてまた豊崎海浜  
公園をはじめとして、数千人、また1万人規  
模のイベントが今後も想定されるような状況  
が生まれてまいりますので、そういった中で、  
もし何かあったときにこれらの市町村が計画  
として持っているものを、実際に我々がそれ  
を持ってなかったというようなことにならない  
ように、できましたら早めにそういうものを  
そろえていただいて、しっかりと観光として  
名実ともにそれらのものがあるという街と  
いうものをしっかりとやっていただきながら、  
徳元市長が唱える観光の政策というものに  
移っていただきたいと思っておりますが、市  
長の所感をお伺いしたいと思います。

#### ○ 市長 徳元次人

大田善裕議員の質問にお答えいたします。

まさに今、おっしゃったように、観光に力  
を入れていく中で、観光危機管理計画という  
のがまだ策定されていないというのは、今後  
は矛盾する形になっていくかと思っております、  
今、総務企画部長が答えたように、第2次の  
観光計画の中に、どういう整合性を合わせて  
やっていくかというのは早期に取り組んでい  
きたいと思っております。

#### ○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

次の質問に移りたいと思っております。

これは私が1期目の平成29年9月定例会で  
瀬長島の、今は全国的にも有名になりました  
ウミカジテラスとか、もしくは瀬長島ホテル、  
そして東急さんが今、開発をしておりますけ

れども、瀬長島の野球場を観光の施設に変え  
て、瀬長島一帯を観光のクラスターにするこ  
とのほうが相乗効果が大きくなるのではない  
かと。今やはり景観的にも、また観光の産業  
があれだけ発達してくる中で、非常に違和感  
を覚える観光客の方や市民の方も多く声を聞  
くようになりました。そういった中で、当時  
は平成26年に防衛補助で野球場の整備をし直  
しているという観点から、なかなか議論が難  
しかったように思います。しかしながら、平  
成26年から、この間担当課の方と少し意見交  
換をすると、補助金適化法の財産処分の件も  
そろそろ見通しも出てくると。そういう中で  
フェーズも変わってきているので、観光に関  
する瀬長島の在り方というものが、野球場を  
内陸部に移設する。その手法は売却して、そ  
の売却益でもって4面球場をまた別の場所に、  
飛行機がうるさくない、子どもたちが耳をつ  
んざくような飛行機、また自衛隊機も多いで  
すけれども、そういう中で野球をしてもらう。  
そういうところではなくて、よりよい場所に、  
それ以上の機能を備えた野球場を移設して、  
またそこにはあれだけ大きな4面の土地があ  
りますから、観光の商業施設を整備しながら、  
瀬長島全体をより強化していく。またそこか  
ら上がる実入りで、私たちのまちの財政基盤  
を強化していくという考えが、そういう局面  
に来ているのではないかと思ひまして、久し  
ぶりにこの質問をさせていただくわけですけ  
れども、どうやら市長も度々私とお話をさせ  
ていただくときには、酔っぱらっているとき  
だったのかは忘れましたが、共感して  
いただけるような場面が多かったように思い  
ます。そういった中で実際にこれらの瀬長島  
に関する、特に野球場にポイントを充てて、  
そういう中で先ほども言ったように、観光を

見える化する中で、もしくはそれ以上に分かりやすく観光を育てる、産業を育てるという中で、これは一つの大きな政策の転換点だと思います。④そういうことからして瀬長島の野球場を観光施設用地に転換する考えはないか、お尋ねをしたいと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

瀬長島の利活用につきましては、平成25年2月に瀬長島観光拠点整備計画を策定し、整備をして行ってきたところであります。数年ごとに実施している瀬長島観光拠点整備事業目的達成度調査によりますと、来島者の数が年度推移で行きますと、平成24年度で100万人、平成27年度で152万人、平成29年度で288万人、令和3年度は314万人と、10年間で3倍増えている状況でありますので、観光地としての認知度が高まってきていると考えております。現在、瀬長島につきましては、民間事業者である新たなホテル建設が進められていることや、琉球温泉瀬長島ホテルの増床計画を事業者から本市へ提案されているもので、交通渋滞の懸念事項はございますが、瀬長島を取り巻く環境の変化及び平成19年度瀬長島市有地の有効利用に対する答申内容を踏まえて、瀬長島全域に係る観光拠点機能強化の検討が必要であると認識しているところでございます。瀬長島野球場は那覇空港の滑走路に近いため、航空制限によって照明塔を低くするなど、様々な制約がありますが、6月補正において予算計上しております瀬長島機能強化検討委託料の業務の中で、瀬長島野球場の利活用の可能性も含めて検討していきたいと考えております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

市民にとっては非常に感慨深いというか、

海邦国体のときの女子のソフトボール場でしたか、会場となりまして、また昨日のニュースでしたか、今度の国体、11年後に沖縄でまたやるというような話もありましたので、ただ単純に移すというだけではなくて、またもう一度、豊見城市に国体の競技の中で新しくなった球場を使ってもらえるような協議とか、もしくはそういうようなストーリーをもって、いろいろな角度から検討していただきたいと思います。また同時に、市長にお願いしたいのは、当然この野球場を整備するに当たって、特に防衛の補助をもらって、あれだけのきれいな野球場に生まれ変わりました。そういった中で、それに尽力した議員や県議や、もしくは国会議員もいると思います。この辺の説明が難しいかと思いますが、ただ市長がそのことをもって爽やかに伝えていただけたら、そのことは十分に了解をしていただいて、チムをフガシテというんですか、肩もみをして、手もみ、肩もみをして、この政策をぜひとも押し進めていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

⑤に移ります。道の駅豊崎敷地内へ常設のステージやイベントテントを設置し、「蚕の市」や「マルシェ」の聖地にしてはと考えます。これは共産党のもう勇退されました儀間盛昭議員が一生懸命やられた質問ですので、敬意を持って質問をさせていただきたいと思ひます。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

大型テントは直射日光を防ぐほか、雨天時のイベント等が開催可能になるなど、より効果的な道の駅豊崎及びびいぐま館の施設の活用に寄与する可能性があることと認識してお



ります。これまでに大型テントを設置する他の自治体の視察等も行っている状況であります。今後の取組としましては、設置後に活用を行う指定管理者との意見交換や活用できる補助金等の調査研究、関係部署との調整、国管理部分について、国との協議など、引き続き検討していきたいと考えております。

#### ○（17番）大田善裕議員 一再質問一

これも同じように市長が唱える観光収入の見える化、また利益を生む観光産業という中で、私も与那原町の与那古浜公園でそういうイベントに参加したことが何度かあるんですけども、ここに誘客されましたほかのいろいろな市町村のお客さんが、周りの例えばおそば屋さんであったりとか、ハンバーガー屋さんであったりとか、もしくは商店街の中をついでに歩いて、ふだんはなかなか来ない地域を探索しながらお買い物をするという、単純にフリーマーケットの中で完結するのではなくて、例えばうちであればいぐま館に行ったりとか、もしくはJAにマンゴーを買いに行ったり何したりとか、また周りの施設に歩いて行ってみようとか、そういうことが定期的にあると習慣化されて、その周りの皆さんの売上の向上にも大いに貢献できるのではないかと思うわけでありますから、単純にそういうイベントだけで経済効果だけを図るのではなくて、そういうような波及効果というところまで想像しながら、ぜひともこの点をやっていただきたいという希望を申し上げます。

(2) 西部地域の振興についてお尋ねをいたします。

① 字翁長地内市道22号線（道心寺前）はスピード抑制のため、路面標示による安全対策が必要と考えます。見解をお尋ねいたします。

#### ○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

市道22号線につきましては、令和4年度に舗装及び排水工事を実施したところ、路面状況が改善されたことに伴い、車両の通行速度が上昇していると相談を受けております。対策としまして、市道22号線に4枚のスピード蛍光色抑制看板と電柱幕2枚を設置し、現在経過観察を行っているところでございます。蛍光色抑制看板につきましては、市内の他の場所において一定の効果もあることから、路面標示については、今後状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

#### ○（17番）大田善裕議員 一再質問一

今、答弁にありましたとおり、あの道路は長年にわたって凸凹道路だったんですけども、舗装をした途端に住民からのお話が飛び込んでくるようになりました。かといって、ボコボコに戻してくださいということもできませんので、この路面標示をしてほしいというお願いをするわけですが、ただ単純に、これまでのようなスピードを落とせとか、もしくは道路の幅員が狭くなるようなマジックアートのようなものでもなしに、何かドライバーの方に訴えるような、少しユーモアがあって、何と言いますか、効果が出そうな、話題になりそうな、そういうものを探してほしいということで、この間、全国の事例を探して担当課の職員の方と意見交換をさせていただきましたら、ちょっと名古屋だったかどこか忘れましたが、担当課の方が言うには、ひらがなかカタカナで、「あ」と大きく書いて、何だろうと思わすような、そういう面白い路面標示もあるということでしたので、沖縄の風土とか、もしくは我が街に合うような少し面白い、糸満市で「糸満美人多し」とい

うので、一時いろいろなところで看板とか、そういうものでスピードを抑制するものがありましたけれども、そういうものを何か探していただいて、看板を幾つか、スピード落とせというものをやっているんですけども、どうもあそこの道路は見通しがよ過ぎて、あまり効果がないのではないかという形で、懐疑的な考えを持っているということをお伝えさせていただきましたので、鋭意研究をしていただきたいと思います。ひとつよろしくお願ひします。

②に移りたいと思います。字翁長地内農道66号線の復旧整備を急ぐ必要があると考えます。見解をお尋ねします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

農道66号線は翁長地内の市道442号線から翁長調整池の前を通る農道となっております。現地を確認したところ、農道の一部区間において、幅員狭小箇所があることを確認しております。主な要因として、沿線地権者による敷地の整備を行う際、現況測量を行った結果、現況農道と地籍に差異があったことで、敷地整備後の道路幅員が減少しております。なお、沿線地権者は整備の際に周囲に配慮し、敷地境界から50センチ程度セットバックを行っております。今後につきましては、当該路線沿道の関係地権者及び関係部署と調整を行いながら検討してまいりたいと考えております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

関係地権者と検討を行うということは、これはこの整備に当たって含みがあると思ひますけれども、関係地権者に求められる調整というものは具体的にどのようなものなのでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

まず現地の測量を行った結果、整備をしていると伺っております。その整備につきましては、再度市側からしても確認する必要があるかと思ひておりますので、その辺は再度地権者と調整を行いながら検討していきたいということでございます。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

非常に危険な箇所です。私も現場を確認しましたし、経済建設部長も確認をしていると思ひます。現状はどこに責任があつて、もしくは民間がやった測量が当たっているのかということから始めるということですが、現実的に物理的に車が通るのは非常に危ぶまれる状況の中で、仮に脱輪したり、もしくは車が転落して、これが今、本来あるべき農道の姿ではないが故に、通ることが険しくて、それで脱輪して横転したと。そういった場合に、もし死亡事故であつたりとか、何かしらの損害があつた場合は、私は今この現状を放置している市の責任は大きいのではないかと、この認識を持っていますけれども、当局の見解を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

当該箇所については、応急対応として事故などが起こらないように木杭やポール等を設置し、注意喚起を行いながら、今後路線沿道の地権者及び関係部署と調整を行ってまいりたいと考えております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

現実に道路幅員が圧倒的に足りないわけです。農道の規格、もしくは車、もしくは耕運機をはじめとした機械が通るにしても、その機能を果たせるとは私は到底思えないんですけども、地権者、関係者が仮に測量をして、

そのとおりだったと。一般の方、民間の方がやったそのとおりだったと。もしくは市がやって、いや違っていたと。もっと狭かったと。もっと端だったというようなときに、これが農道としての本来の姿だということが分かった後、整備をするのは当然市だというふうに認識をしていますけれども、それでよろしいでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

農道の修繕は市のほうで対応すべきと考えますが、先ほども答弁したとおり、当該路線の関係地権者もいるわけですから、その辺は再度現場のほうを確認しながら、地権者相談の下、今後対応してまいりたいと考えております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

この辺の部分の作業を、けが人が出てからでは、もしくは万が一ということも起こってもいけないですし、農道というものだという中で、周りに今農業をされている方が少ないとか、これを補助で復旧、修繕するというのは、補助金の性質上、難しいという説明もこの間出ている以上、やはりそれでもこの道路を復旧するに当たっては、市の力でなければ、周りの関係者の方々ももとのこの道路の使用というのが今、ままならない状況でありますから、ぜひとも急いで、今言われた作業をこなしていただきたいということを切望したいと思います。次に移りたいと思います。

③市内一周バス(105番)翁長バス停、場所は豊崎から豊見城南高校前のコンビニエンスストアを通過して保栄茂のほうに上がっていく坂の左側にバス停があります。そこは非常に足場が悪くて、コンクリートで土間を打っているわけでもなければ、そのまま生えてく

るギンネムだったり、それは刈られてないんですけれども、雑草が夏場になるとものすごい勢いで繁茂して、そちらをよく私も車で通る場合は、お年寄りの方がこのバス停のところに立てないので、バス停から少し離れて、草の生えないアスファルト面のところに身を寄せていますけれども、歩道がないところがあります。またスピードも出しやすいところなので、非常に市内線を利用するに当たっては苦慮しているシーンを幾度か見かけたことがあります。そういった中で反対側はまだ歩道も設置されているところにありますけれども、この面に関しては急ぎ、環境改善をする必要があると認識しておりますけれども、当局のご見解をお尋ねいたします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

翁長バス停につきまして、現場を確認したところ、大田善裕議員がおっしゃるとおり、歩道のない場所にバス停が位置していることでもございまして、バスを待つ方に関しまして、非常に足場の悪い状況となっており、現在雑草が繁茂している状況を確認しておりますので、まずは草刈り作業を実施して、改善に努めてまいりたいと考えております。また今後につきましては、バス利用者が快適にバス待ちできる環境対策については、関係部署と連携して検討してまいりたいと考えております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

草刈りではなくて、きれいに舗装をしてもらって、できたらベンチも置いてもらって、できたら屋根もつけてもらって、ベンチだけだったら今までの償いにならないので、電動マッサージチェアでも置いてもらって、草刈りだけではなくて、バス停としてしっかりと市内線が快適に、また豊見城南高校の子ども

たちも乗ることでしょうし、またお年寄りも市内一周バスというものにより愛着を持ってもらえるような、そういう大きな変化というものやっていたきたい。もちろん財政論もあると思いますけれども、しかしながら、1年中ああやってバスを一生懸命、住民のサービスとしてやっている以上は、こういうような形で草を刈るという形で終わらすのではなくて、刈れば生えますから、しっかりとした予算を組んでいただいて、環境改善をしてほしいという意味の趣旨の質問です。もう一度伺います。

**○ 都市計画部長 嘉川聡子**

お答えいたします。

確かに議員のおっしゃるとおり、まずできることとして、取り組む第一として草刈り作業を行ったところですので、その後につきましては、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、予算も含めて、関係部署と調整し、さらなる改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一**

次年度の予算で、モデルになるような、市内線のバス停というのはあまりよく分からないんですけれども、できましたらそういうモデルケースになるような予算を組んでいただけたらと思います。例えばOCNが見れたりとか、ニュースが見れたり、映画が見れたりとか、そこまでやっていただくとありがたいと、都市計画部長笑っていますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。次に行きます。

(3)動物愛護について。

①他の自治体の事例に倣い、どうぶつ基金からの「さくらねこ無料不妊手術チケット」を団体以外の個人へも配布するようお願い

をしたいと思います。見解を伺います。

**○ 市民部長 上地五十八**

お答えします。

公益財団法人どうぶつ基金が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、所有者不明猫による生活環境被害、ふん尿、鳴き声、ごみあさりなどの緩和や殺処分の減少を目的に、所有者不明猫の不妊手術費用の全額負担等のTNR活動の支援を行う事業となっております。当該事業に協働する個人、団体、行政に対して、同法人が配布したチケットを利用することにより、協力病院にて不妊手術を無料で受けることができます。本市も行政枠を活用し、豊見城市さくらねこ無料不妊手術チケット行政枠利用取扱要領における交付対象者であるボランティア団体へ配布し、TNRを実施しております。議員ご質問のさくらねこ無料不妊手術チケットの個人への配布については、同法人による沖縄県における令和5年度以降のチケットを行政枠のみに配布する旨が決定されたことにより、チケットを利用していただいていた個人の方が無償でTNRを実施できなくなっている問題のことと認識しております。現在、本市の行政枠利用の交付対象者は、TNR活動の実施に係る人員体制の確保や、捕獲、保管、運搬、解放などの作業体制の確立が可能で、遵守事項に同意できる団体に限らせていただいておりますが、他市町村の実施状況等を改めて調査し、個人を交付対象として実施が可能か検討してまいります。

**○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一**

今日の報道でありますけれども、地元紙で、那覇市で47人に、市民を登録して、この事業をやってもらおうと。団体だけではなく、個人を登録制にして47人やるということで、実際にそういうようなことが始まってきてい

ます。またお隣の糸満市にも私、出向いて、伺ってきましたけれども、糸満市もそれをやっていますので、少し時間が短いですが、なぜこれをやろうと思ったかという、本市は結構野良猫の不妊手術を個人で、自分のポケットマネーで、もしくはおこづかいで、不妊治療であれば約3万6,000円ぐらいするらしいのですが、1年に何匹もやっている方々が何名もいらっしゃるんです。糸満市にはそういうような形でさくらねこの不妊のチケットがもらえるという状況の中で、また近隣の市町村もそれが広まってきているという中で、あまりにも不公平だというような強いお話を受けました。そういう中でこの動物基金の制度が変わったことを境目に、ぜひとも本市も他の市町村同様に、個人の皆さんにもこのようなチケットが配布できるようになって、なおかつ、それ以上に、今、那覇市で登録制にしたりとか、いろいろな形で進んできていますので、うちだけがガラパゴスにならないように、周りの動向もよく見ながら、それに合わせて制度を改善していただきたいと思います。今後を期待したいと思います。終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は6月20日、午前10時開議といたします。ご苦労さまでした。

散 会 (14時53分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員 (18番) 楚 南 留 美

署名議員 (20番) 赤 嶺 吉 信



— 令和5年第4回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第3号）

令和5年6月20日（火）





令和5年第4回

豊見城市議会（定例会）会議録（第3号）

令和5年6月20日（火曜日）午前10時開議

出席議員 20人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(15番) 要 正悟 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員

欠席議員 2人

(3番) 新垣 繁人 議員	(19番) 大田 正樹 議員
---------------	----------------

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主査 大城 利枝
次長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	瀬 長 盛 光	総務企画部長	内 原 英 洋
総務企画部 参事 監	大 城 智	市民部長	上 地 五十八
福祉健康部長	久手堅 勝	こども未来部長	森 山 真由美
都市計画部長	嘉 川 聡 子	経済建設部長	城 間 保 光
上下水道部長	大 城 堅	上下水道部 参事 監	高 良 忍
消 防 長	高 良 寛	教育部長	赤 嶺 太 一
総 務 課 長	上 原 元 樹	秘書広報課長	具 志 智 香
管 財 課 長	大 城 光	産業振興課長	千 住 文 子
障がい長寿課長	比 嘉 徹 夫	健康推進課長	大 城 泰 子
子育て支援課長	喜如嘉 依 子	都市計画課長	健 山 博 之
道 路 課 長	大 城 英 貴	農林水産課長	比 嘉 真 人
上下水道部 総務課 長	比 嘉 幸 治	上下水道部 施設課 長	新 垣 栄
教育総務課長	赤 嶺 渚	学校教育課長	金 城 徹
学校教育課参事 (指導主事)	吉 田 順 太	学校教育課参事 (指導主事)	大 城 正 篤
学校施設課長	石 川 ミ コ	生涯学習課 振興課 長	大 城 武
文 化 課 長	浜 本 亨	農業委員会 事務局長	新 田 靖

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名  
日程第2. 一般質問

令和5年第4回豊見城市議会定例会議事日程（第3号）

令和5年6月20日（火） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に宮城恵議員、仲田政美議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号6 (12番) 波平邦孝議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、波平邦孝議員の質問を許します。

○ (12番) 波平邦孝議員 一登壇一

皆様、おはようございます。会派城の風、波平邦孝です。一般質問2日目、トップバッターを元気よく努めてまいります。

そろそろ梅雨も明けて、今年は4年ぶりにハーリーととみぐすく祭りというように、私自身もすごい楽しみにしているイベントがめじろ押しでございます。市民の皆様もやはり今イベントに飢えていますので、イベントの成功に向けて、執行部と議会と一致団結して頑張ってもらいましょう。それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

(1) デフバレーボール世界選手権大会について。

① デフバレーボール世界選手権大会2024に

ついて、大変光栄なことに本市が日本大会の開催地となっております。来年の6月には世界各国の代表選手、関係者の皆様が本市を訪れますが、大会の成功へ向けた市長の意気込みをお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 市長 徳元次人

おはようございます。お答えいたします。

第5回デフバレーボール世界選手権大会2024、つまりワールドカップなんですけれども、これが来年本市で開催されますことは、私としてもこれまでスポーツ振興によるまちづくりに強い思いを抱いておりましたので、大変うれしく光栄に思っております。今回の第5回デフバレーボール世界選手権大会2024もそうですが、特にスポーツは人を強く魅了します。そこに感動が生まれ、人が集まり、人が集まると、にぎわいや経済に発展していくと、私は強くそう思っておりますので、そのことは豊見城市だけではなくて、沖縄県全体につながっていくものだと確信をしております。ですので、このデフバレーワールドカップが本市で開催してよかったと。当然プレーヤーの皆さんもそうですけれども、世界各国からおいでいただくチーム関係者の皆さんにも、そして市民をはじめ沖縄県民全体にも、ここでやってよかったなと思えるような準備をしてみたいと思っております。

現在、森の風テラスと市スポーツ拠点エリアの基本構想策定が進んでおります。その中においては、スポーツ拠点施設としてトレーニングセンターの充実という中身について、宿泊の機能も充実させるような内容が検討されておりますので、それを進めていきたいなと思っております。今後スポーツコンベンショ

ンを振興し、本市の地の利に加え、スポーツ拠点の整備が進められていく中で、このような世界大会が数多く開催されるまちづくりを積極的に推進してまいります。波平議員をはじめ皆様も、その実現に向けたお力添えをどうぞよろしく願いをいたします。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

市長、ありがとうございます。

②運営体制と本市の役割について、現状の計画を具体的にお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

デフバレーボール世界選手権大会2024は、豊見城市民体育館をメイン会場に、世界各国から12チームが参加予定をしております。2024年6月21日から6月30日までの10日間の日程で開催予定となっているところでございます。運営体制といたしましては、一般社団法人日本デフバレーボール協会を中心に、豊見城市バレーボール協会、糸満市バレーボール協会、豊見城市、糸満市、JTB沖縄の構成で実行委員会の設立を今予定しているということでございます。

本市の役割といたしまして、開催期間中の会場使用に関する協力となっておりまして、大会期間中、選手の健康、安全の確保、また円滑な試合運営に配慮しながら、快適に施設利用できる環境づくりとして選手控室の設置等がございます。現状の計画として、1年後の世界選手権に向けて、去る6月17日にICS Dバレーボールスポーツディレクター、FIVB公認レフリー、ICS D副会長が市長表敬、会場視察等を行い、去る17日、18日にデフバレーボール日本代表の合宿を実施しております。

今後の計画につきましては、日本デフバ

レーボール協会及び実行委員会にて協議していく段取りとなっているところであります。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

部長、ありがとうございます。

やはり世界大会が本市で行われるということは大変素晴らしいことであります。市内全体に例えばのぼりを掲げて、大会の機運を盛り上げていく必要があると私は思っています。その辺について、迎え入れる体制づくりについて、どうお考えでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

確かに波平議員がおっしゃるとおり、やはり宣伝、機運の醸成というのはとても大事なことだなというふうに考えております。本市といたしましては、今後デフバレーボール世界選手権の機運を高めるために、（仮称）豊見城市開催支援委員会を設置いたしまして、豊見城市全体で支援、応援をしてみたいと考えているところであります。また、デフバレーボール世界選手権を多く周知するため、選手権PR動画の配信、市長による豊見城市PR動画の配信、ホームページ、広報、横断幕、のぼり、電光掲示板等を活用した市民への周知、また市内外にもPRするために公用車にマグネットシート等を貼り付けて、機運を盛り上げていきたいと考えております。実行委員会及び関係機関と連携しながら、大会成功に向けて準備を進めてまいります。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

市民の皆様への周知方法としては、今部長がおっしゃったように公用車ですとか、市内バスとか広報紙、そして様々なツールを使うのは当たり前のことなので、そういった観点からも周知の方法を、どんどん発信していけたらなと思いますので、よろしくお願いし

ます。

この質問の最後に教育長にちょっとお伺いしたいんですが、今月号ですか、徳元市長とともに「スポーツのまち豊見城」を全面的にアピールしていただいて、このデフバレーボール世界大会の開催の成功に向けて、教育長のお考えをお願いします。

○ 教育長 瀬長盛光

お答えします。

ただいま波平議員からありましたように、世界選手権というのはそうそう簡単に誘致できるものではございません。ですから、表敬訪問のときにも私どもは教育的な立場から、子どもたちに各国の応援団になってもらって、会場に直接見に行き、その雰囲気を感じて、スポーツのすばらしさをぜひアピールしていきたいということをお答えしたところであります。ですから、教育委員会全体で盛り上げていって、大会を成功裏に進めてまいりたいと思います。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

教育長、ありがとうございます。大会まで残り1年ですか。与根地域との連携ですとか、例えば観光交流施設ゆにま〜るまでの動線づくりですとか、そういった意味でも、まだこの先あと1年ありますので、ウェルカム豊見城の体制に向けて、引き続き一致団結して取り組んでいけたらと思います。よろしく願います。

(2) 母子保健行政について。

妊婦及び乳児を育てる保護者に対する「お薬相談支援」について以下をお伺いします。

①妊婦や保護者が、薬剤師からの専門的な助言を気軽に受けることができる環境づくりの重要性について、当局の見解をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

本市において実施している赤ちゃん訪問や乳児健診会場におきましても、乳児湿疹、アトピー性皮膚炎のお子さんに対するステロイド剤の使用や整腸剤、抗生剤の服用を嫌がるお子様への服用方法に関する悩みなど、保健師、助産師、栄養士が相談対応を行っているところであります。妊産婦や乳幼児を抱える保護者の皆様は、妊娠中や授乳中の服用による胎児・乳児への薬剤の影響、内服を嫌がるお子さんへの服薬方法などの悩みを常に抱えており、そうした悩みに対して薬剤師による助言指導等、相談支援は大きな助けになると考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

②浦添市の乳児健診会場において、薬剤師会がボランティアで「お薬相談コーナー」を設置し、妊娠中、授乳中のお薬の服用や、乳児のお薬に関する相談支援を実施しておりますが、本市もこのような取組を積極的に導入していくべきだと強く考えます。当局の見解をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

本市においても、妊産婦や保護者の薬に関する相談支援のニーズを精査しながら、浦添市の取組を参考に乳児健診等で薬に関する相談支援の実施について検討してまいりたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

私も薬剤師会との意見交換、そして自民党青年局との意見交換で、このような情報をいただきました。実際に子育て世代を中心にヒアリングしますと、やはり妊娠中、授乳中に対するお薬の悩みを抱えているという保護者

は特に多いと聞きましたので、浦添市のようなすばらしい取組を本市でもぜひ進めていただきたいのですが、開始時期等についてお伺いしたいです。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

本市で実施する際の時期についてでございますが、薬剤師会での対応への調整や実施の方法、実施回数等について精査を行うこととなりますので、詳細な時期については現時点ではまだ決定をしていないところでありますが、条件と準備が整い次第、実施してまいりたいと考えております。

○ **(12番) 波平邦孝議員 一再質問一**

子どもが多いまち豊見城、そして子育てしやすいまち豊見城に向けて、様々なフォローアップ体制の構築に向けてしっかりと努めていけたらなと思っておりますので、引き続きよろしくをお願いします。

農家の皆様も仕事がありますので、ちょっと順番を変更させてください。(4)から行きます。

この質問に入る前に、去る4月に新垣繁人議員、そして新垣亜矢子議員と私で会派を代表しまして内閣府のほうにも直接交渉へ出向きました。その際に、別の公務で各省庁へ要請にいらしていた徳元市長もお時間を取っていただき、直接国のほうへ農家の皆様の思いを本当に強く訴えていただいたことを心より感謝申し上げます。その後、島袋大県議を先頭に我々与党市議団で意見交換、そして実現へ向けた動き方のレクチャーをいただきました。その中には新人議員の長嶺吉起議員、そして宮城恵議員も一緒になって勉強させていただいて、無理と言われていた案件を動かす。そして粘り強く交渉して、様々なストーリー

をつくって国を動かすという場면을共有できたことは、個人的に私はよかったのかなと思っております。農家の皆様の長年の悲願であります、このビニールハウスの補強・改修支援について、現在本当に光が見えてきている状況でございます。これが実現しますと、紛れもなく徳元市長の実績でございます。なので、私も確実な実現へ向けて、豊見城市にも本気の対応を求めさせていただきます。よろしくをお願いします。

①本県は海に囲まれた島嶼県であり、我が国でもまれな亜熱帯、海洋性気候にあるなど、沖縄の特殊事情として常に塩害や台風被害も含めて大きな影響を受けております。国も沖縄が抱える特殊事情については認識をしていますが、経年劣化を含むビニールハウス再生支援を望む農家の声が非常に多いです。そこで沖縄を支える農家の皆様のために以下をお伺いします。

(ア) これまでも一般質問を行ってきました。沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用し、支援できないか。徳元市長のパイプを生かし沖縄県等に調整を図る考えがないか、お伺いします。

○ **市長 徳元次人**

お答えいたします。

今、波平議員から話があったように、これは長年、農家の皆さんをはじめ求めてきたことだと思います。特に波平議員については1期目から、現在2期目になりますけれども、ずっとこのことを訴えておりました。私もこの間、一緒に現場に行ったり、農家の皆さんのお話を聞いたりしてまいりました。その中でも、本当に切実な思いがあるんだなど。これができることによって、もっともっと生産者としての農作物のクオリティーアップとい

うことにもつながるといってお話も伺いまして、特にトマト、マンゴーを指定産地とする我がまちでは、これが取れないと先に進めないなというほどまで思い詰めていたことがあって、いろいろな調整が図られて実際国に上がることができて、現場へ行くと、やはり波平議員の思いが強かったですし、私としても首長として国に対する要請・要望、特に質問にあるように県に対してはこれから先も、できるということが決まったからこれでオーケーではなくて、より詳細の部分ですね。その中身については、まだまだ緩和しないといけないところがあると思っています。使い勝手がいいような形。今回モデルケースとして豊見城市を選んでいただいているので、これは当然県議会議員の島袋大県議が尽力したところも非常に大きいところがあります。そういういろいろな方々が思いを詰めて、プロセスを築いてきた大事な事業でありますので、調整を図って、沖縄県の一括交付金を活用して実施する沖縄型耐候性園芸施設整備事業において、耐用年数を経過した既存の耐候性園芸施設の補強・改修に係る経費の支援が可能となっておりますので、本市としましても同事業を積極的に活用して園芸施設の長寿命化を図り、農作物の生産振興につなげていきたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

市長、ありがとうございます。

この沖縄型耐候性園芸施設整備事業も活用できるのであれば、ぜひとも今市長がおっしゃったように農業のまちである、この豊見城ファーストで私は取り組むべきだし、そのために汗をかいてきた自負があります。担当課の皆様の見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

当事業を活用してのハウス補強・改修につきましては、早期実現に向け沖縄県及びJAおきなわ、生産農家と調整を進めているところでございます。事業の範囲等についても、現在沖縄県で調整中のことですので、今後も情報を共有しながら、制度の有効活用を図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

部長、ありがとうございます。

一つ確認させていただきたいのですが、一括交付金を活用しての事業の場合、補助率は8割になります。2割は自己負担となりますが、この本人負担分について本市が補助を今現在行う予定なのか、お伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

農業用ビニールハウスの維持管理に係る費用については、所有者である生産農家の自己負担とされており、これまで活用できる補助金はございませんでした。また、一括交付金を活用してビニールハウスを新規に設置する場合においても、2割は生産農家において負担していることを鑑みますと、補強・改修についても同様にご負担いただくものと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

農家の皆様もこの2割負担については、本市の財政状況がやはり厳しいということもご理解いただいておりますので、「もちろん自己負担で構わないです」という声が多数ありますので、市長、安心してください。よろしくお願ひします。

当該事業を活用できるビニールハウスの要件、条件を教えてください。



○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

沖縄県が定める沖縄型耐候性園芸施設整備事業実施要領及び事業計画承認等運用規程によりますと、補強・改修の対象となるハウスの条件としまして、1つ目に、県の戦略品目かつ産地協議会が設置されている品目を栽培する施設であること。2つ目に、国庫補助金を活用して設置し、耐用年数14年を経過した施設であること。3つ目に、園芸施設共済のプラスチックハウスⅢ類と同等の強度を有する施設であることと定められており、かつ現に農作物を栽培している施設となっております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

確認なのですが、本市が拠点産地に指定されるのはマンゴー、トマト、パパイアの3つの品目です。現状の流れとしましては、今聞いた内容では、14年前に国庫補助を活用してビニールハウスを建てました。そして、なおかつ拠点産地である、この3つの指定されている品目にしか当該補助事業は該当しない。そういった認識でよろしいでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

はい、そういう認識であります。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

ちょっと窓口についても確認をしておきたいのですが、当該事業、来週には島袋大県議のほうも県議会のほうで一般質問をしていたら、確実にこの事業を前に進めていただけると信じております。

補強・改修事業がスタートすると、一気に窓口にも市内農家が殺到するおそれもありますが、それだけ思いが強い事業なんですよ。そのために担当課としても、私の今日の質問が

終わった後でもいいですし、早急なスキームづくり、体制づくりを私は進めてほしい。そういう思いが強いです。遅れのない準備を進める必要があると思いますが、担当課の見解をお聞かせください。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

こちらにつきましては、担当窓口は経済建設部の農林水産課となります。早期実施に向けて調整を行いたいと思っておりますので、農林水産課のほうまでお越しになればと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

部長、ありがとうございます。

あと一点、農家と担当窓口について、JAおきなわに今後委託していく考えなのか。担当課として、人手不足もあると思いますが、対応できるのか。その辺お聞かせください。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

対応につきましては現時点での人数で対応いたしますが、今後さらにその辺の事業がアップする上で人手が足りなくなった場合は、また調整等を行っていきたくと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

例えば今後、この当該事業が継続して安定してきたら、自己資金が足りず、この補強・改修事業をやりたくても踏み出せないような農家の皆様も増えてくるのかなと予想はできますけれども、例えば役所がそこまで入のかと言われてたら、ちょっと疑義が残りますけれども、JAと農家の間に入っていただいて、解決に向けたフォローも必要になってくるのかなと思っはいますので、その辺も含めてよろしく申し上げます。

執行部の皆様、国、県も本気になってきたと私は強く実感しております。今後こうした新たな取組と併せて、農家の皆様に対して市独自の支援ができないか。その辺を含めてお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

国や県の補助メニューの対象とならない葉野菜などの農作物について、市の一括交付金を活用した機械・施設整備等を実施するほか、サトウキビや野菜、果樹の生産振興、農業用水用施設の設置に係る補助を今後も継続して行い、生産農家の支援に努めてまいりたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

(イ)に移ります。

園芸産地における事業継続強化として、あらかじめ自然災害に備え、災害に強い産地を形成するための国の支援があります。複数農業従事者による事業計画（BCP）の策定支援など、本市の取組状況をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

BCP、事業継続計画とは、自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめ、事業の継続、あるいは早期復旧を可能とするために平常時に行うべき活動や、緊急時における事業継続のための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のことです。農業経営は自然災害に大きく左右されることから、本市においてはJAの協力の下、補助事業を活用して園芸施設を設置する生産農家に対し農業保険への加入を促すほか、掛金の一部補助も実施しております。また、台風前には被害防止対策を講ずるよう生産農家に呼びかけを行

い、事後対策についても口頭にて指導を行っているところでございます。

事業継続計画策定については、JAおきなわと連携しながら生産農家への情報提供を行うほか、要望があれば生産部会等において計画案を協議するなど、支援に努めてまいりたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

当該事業は先ほどの沖縄型耐候性園芸施設整備事業とは違い、農林水産省の2分の1の補助でございます。このBCP策定について、本市はこれまでどのような周知をしてきたのかを伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

本市においては、農林水産省が作成した計画策定に向けたパンフレットを農業保険や収入保険の案内と併せて、農林水産課窓口を設置、配布しております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

過去に遡りますが、この計画を策定した農家の人数の把握、そして計画策定支援の要望等は把握しているのか、お伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

現在のところ、同計画を策定している生産農家及び策定に係る支援の要望は把握しておりません。また、JAおきなわにおいても本市と同様、要望などは把握していないと伺っております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

今後どのように周知していくのか、お伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

市ホームページにおいて情報提供を行うほ

か、JAおきなわの協力を得ながらパンフレット配布を行うなど、生産農家等への周知を図ってまいります。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

先ほどの一括交付金での事業、そしてこの農林水産省の補助事業もそうですが、2つの事業がしっかりとありますので、担当課としてもしっかりと農家の皆様に周知していただいて、担当課がやはり「待つ担当課」ではなくて、しっかりと農家の皆様の要望に、現場に足を運んで様々な意見交換ができればと思いますので、よろしくお願いします。

②本県の地理的条件を生かし、販路拡大として日本国内だけでなく、東アジアなども視野に入れていく必要があると強く考えます。本市の今後の展開をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

世界的な日本食ブームの広がりや東アジア諸国の経済発展に伴い、高品質で安全安心な日本の農産物へのニーズが高まりを見せており、本市の戦略品目であるマンゴー、トマトをはじめ、県内トップの生産量を誇る葉野菜などの販路拡大が期待されます。海外市場の旺盛な需要に対し、継続的・安定的に農産物を供給するためには、生産量の確保はもとより、生産技術や品質の向上による他地域産との差別化、ブランド力、認知度の向上が不可欠であることから、今後も引き続き沖縄県、JAおきなわと連携し、豊見城ブランドの確立に向けた取組を推進してまいります。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

これまでの取組を踏まえて、販路拡大に向けた今後の展開についてお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

これまで実施してきた取組を通して、本市の戦略品目であるマンゴー、トマトの認知度向上、ブランド化は、ある程度達成されたものと考えております。今後は他地域産との差別化を図るべく、オリジナルパッケージの導入についての検討を行うほか、生産農家との意見交換を通じて新たな取組の可能性を模索するなど、引き続きJAおきなわと連携しながら生産農家全体の底上げ、販路拡大に向けた取組を実施してまいりたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

拠点産地もちろんそうなのですが、豊見城市の葉野菜は県内にて6割強のシェアを誇っております。我がまちの主要作物でありますし、重要な産業の一つだと私は思っております。私も日頃から、この葉野菜農家の皆様からも農業振興に向けた熱い思いを聞かせていただいておりますが、この葉野菜について、マンゴー、トマトのようにマスコットキャラクターを作成する考えはないか。担当課の見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

マンゴー、トマトについては県の戦略品目であり、かつ本市がその拠点産地として認定されていることから、市場競争力を高め、生産拡大、付加価値向上を図ることを目的にイメージキャラクターを作成し、様々なシーンで活用しております。葉野菜については、県の戦略品目としての位置づけはございませんが、市の主要作物であることから、販売促進の取組について、イメージキャラクターの活用も含めて、生産農家やJAおきなわの意見も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

葉野菜についても先ほど申した一括交付金の事業を活用できるように、拠点産地含めた指定をしていただきたいなと強く考えておりますが、見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時32分）

再 開（10時32分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

その辺につきましても、今後検討していきたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

ぜひよろしくお願ひします。

そして、これまで私は何度も何度も提言させていただきましたが、意欲のある若手農家の皆様に対して、行政主導でしっかりとフォローができないか。その辺を含めてお願ひします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

生産農家の支援については、生産性向上のための施設、機械導入等に活用できる補助事業の案内を行うほか、生産者のニーズに対応した各種事業者等のマッチング等についても関係課と連携しながら、支援できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

この農業振興の質問の最後に、本日は多くの農家の皆様にもこの中継を見ていただいて、大変ありがたいことに傍聴にも来ていただいております。徳元市長、今後の豊見城市の農業振興に向けて、力強い意気込みを皆様にお

願ひします。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

先ほどもお答えはしましたけれども、本当に若手農家をはじめ、相当な農業振興に対する思いを私は受けておりますので、今、一連の流れでおっしゃっていただいた質問の中でも、できることは全力でやっていきたいという気持ちは揺るがず、変わりません。今、やはり我々の役割としては、ブランド力にしてもそうなんですけれども、どういう確立をして生産者の皆さんの所得が上がっていくかということを目標にやらなきゃいけないと思っています。まさに販路拡大もそうですけれども、どこどこに行って何回物産展を開催したとかという回数ではなくて、そのことによって、どう我々豊見城市から出る農作物が売れていくのか。契約が増えていくのかということが一番重要だと思っていますので、ブランド化としてもそうですけれども、その部分を重要視してやっていかなきゃならない。そのためには、やはり我々だけでは、現場のことをよく知らないという知識は広がっていきませんので、こういう部分はやはり農家の皆さんとも直接お話をして、どんなことが一番重要で、どういうことがヒットするよと、的を射るよということを常々意見交換をさせていただきながら、そこは窓口として波平議員がいらっしやるとお思いますので、そういう関係を大事にしながら今後進めていきたいとお思います。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

市長、力強いご答弁ありがとうございます。やはり何度も何度も言いますが、豊見城市は農業のまちということで、農業振興を前へ進めていくためにも活気あふれる施策ですとか、行政サイドからの積極的なアプローチが必要

だと思えます。本市の特産品であるマンゴーも、もう出荷が始まっております。その辺も含めて、農業振興について引き続きよろしくお願ひします。農家の皆様、ありがとうございます。

(5)「まちの顔」拠点づくり事業について。

①現在の調整状況、今後のタイムスケジュールを具体的にお伺ひします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

まちの顔拠点づくりの計画のうち、旧豊見城市IT産業センター周辺地区としまして、旧豊見城市IT産業センター敷地とJAおきなわ豊見城支店敷地についてお答えをしたいと思います。

当該地区は、土地の高度利用化を通じて、にぎわいと魅力あふれる本市のまちの顔拠点づくりの形成に資するとともに、多世代交流ゾーンと位置づけ、中心部にふさわしいにぎわいの創出、食・住・子育ての近接、産業・雇用の創出として役割を期待しております。また、市民の意向調査では公共交通、オープンスペース、子育て支援、商業機能の誘致が高い要望で挙がっている地区となっております。平成28年度のまちの顔拠点づくり計画策定以降の取組としましては、令和元年度に第1回目のサウンディングを終えたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2回目のサウンディングは実施できませんでした。令和2年度は都市計画の変更として用途地域、準防火地域及び地区計画の変更を行い、令和3年度はJAおきなわ本店によるプロジェクトチームを立ち上げ、令和4年度は庁内検討部会の設置を行うなど、JAおきなわ豊見城支店と随時情報を共有しつつ、まちの顔拠点づくりの実現に向け、鋭意取り組んでいると

ころであります。同計画策定時には段階を経た整備を計画しておりましたが、計画策定以降、民間事業者からの一体的な整備について提案を受けたこともあり、段階を経ずに一体的な整備ができるよう進めてきたところでもあります。しかしながら、当初から課題とされているJAおきなわ豊見城支店の既存施設の残存簿価の課題等もあり、計画策定から6年を経過しているものの、その整備にはまだ至っておりません。今後のスケジュールとして、計画策定時から周辺環境の変化等を考慮しながら、JAおきなわ豊見城支店と意見交換をしつつ、民間事業者のノウハウやアイデア等を生かしたまちづくりを推進していく事例として、全国的に展開が広がりつつある民間提案制度の導入を本市でも検討し、まちの顔拠点づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

部長、ありがとうございます。

再質問をいっぱいしたいんですが、ちょっと時間がないので、②市民の皆様から中心地活性化へ向けて期待が高まっておりますが、本市の要望と描くビジョンを具体的にお伺ひします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

当該地区は、土地の高度利用化を通じて、にぎわいと魅力あふれる本市のまちの顔拠点づくりの形成に資するとともに、多世代交流ゾーンと位置づけ、中心部にふさわしいにぎわいの創出、食・住・子育ての近接、産業・雇用の創出として役割を期待しております。また、市民の意向調査では公共交通、オープンスペース、子育て支援、商業機能の誘致が高い要望として挙がっている地区となってお

りますので、その整備につきましてはJAおきなわ豊見城支店と随時情報を共有しつつ、にぎわいのあるまちの顔拠点づくりを推進していきます。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

私が市民の皆様から多くの要望を受けるのは、例えば豊見城横丁のような展開も面白いんじゃないかというような意見も、この中心地ににぎわいがほしいという意見も多数いただいておりますので、私もそのような整備があっても面白いのかなと思いますが、担当課の見解をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

民間事業者のノウハウやアイデアを生かしたまちづくりを推進していく事例として、全国的に展開が広がりつつある民間提案制度の導入を本市でも検討しておりますので、そういった中で十分に議論をしていきたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

(3)観光産業について。

②から行きます。産官学連携による豊見城ブランドを確立し、本市特産品を県外、国外へと展開していくべきだと強く考えます。当局の見解をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

全国で地域活性化のため、地場産業の創出、育成などの取組がなされておりますが、その手法の一つとして産官学連携が重視され、その活用例も増えているところです。総務省も令和2年に、地域活性化を図る中で重要な要素を占めることとなった産官学連携について、行政による推進体制の実施や地域関係者による産官学連携の取組に資するため実態調査を

行い、先進的な取組の事例の公表を行っております。本市としましても、これらの先行事例を参考にしながら、今後の取組について検討してまいりたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

皆様が誰でも知っている某有名大学のゼミが、我が市の産業について非常に興味を持っていただいているというお話も私のほうに届いております。我が市としても、やはり様々なチャンスを逃さず、市長の公約でもあります豊見城ブランドの確立に向けて幅広い展開をしていけるように、引き続きよろしく願います。

もっと面白い質問を用意していたんですが、ちょっと時間の関係上、この辺で。農業振興にあまりにも熱が入りすぎてしまって、この辺で多分終わらないといけないのかなと思います。今回も様々な質問をさせていただきましたが、ボリューム的にも見て分かるように、今回はビニールハウス議会と銘打ちまして、内閣府、そして沖縄県と本日に至るまで様々な調整を、新垣繁人会派長を中心に私もやらせていただきました。我が市の農林水産課の皆様との早急な体制づくり、そして確実な実現へ向けて、現在も意見交換中ではございますが、あとは沖縄県の動向を見守るしかございませんので、来週の月曜日に行われます島袋大県議の一般質問へと思いをつないでいて、そして玉城デニー知事に対しても農家の皆様の声をしっかりと大事にさせていただいて、沖縄県全体に関わる農業振興ですから、汗をかいていただけたらなと強く考えております。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

—— 通告番号7（4番）長嶺吉起議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、長嶺吉起議員の質問を許します。

○（4番）長嶺吉起議員 ー登壇ー

皆さん、おはようございます。会派城の風、長嶺吉起でございます。

去る3月定例会におきまして、人生初の一般質問をさせていただきましたが、そこから本日に至るまで、本当にあっという間な感じがいたします。しかしながら、その期間に、新人としてはとても光栄なことに豊見城与党市議団の一員として、島袋大県議を先頭に視察研修へ行かせていただきました。その中で、先ほど波平邦孝議員も質問されておりましたが、農業者のビニールハウス再生支援の補助金活用に関し、農林水産省の方々との意見交換の場に同席させていただき、「できない」と言われていた内容のものを、粘り強い交渉の末に「できる」と言わせた。国を動かした瞬間に立ち会うという貴重な経験をさせていただきました。本日、早くも2回目の一般質問をさせていただきますけれども、市議会議員となり、4年間で16回しかないこの貴重な機会、その一回一回の場面を大切に、豊見城市民の皆様の思いを形にしていけるよう、より一層努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。波平邦孝議員のすばらしい一般質問の後ということで大変なプレッシャーを感じて、まだ震えが止まらないんですけれども、頑張ったいと思いますので、どうか温かく見守っていただけたら幸いです。それでは通告に従いまして、6月定例会一般質問2日目、2番手として元気よく質問を行ってまいります。

(1) 学校教育環境の整備について。

① 市内小中学校施設において授業や部活動

に支障をきたしている諸問題の解決に向け、豊見城市は学校長寿命化計画を前倒ししてでも積極的に対応し、教育環境を整えていただきたいと願います。

(ア) 学校施設における修繕の要望や相談の件数を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校施設の修繕等の要望につきましては、各学校から提出される学校営繕要望や教育委員会が年一度、各学校を訪問する学校計画訪問時に施設の状況の報告を受けているところでございます。また、エアコンの不具合や雨漏りなど、緊急に対応が必要な場面など、その都度学校から相談があることから、要望総数のお答えは非常に難しいのでありますが、参考といたしまして、令和4年度に行いました学校計画訪問で報告があった件数を申し上げますと、11小中学校全体で79項目ございました。そのうち36項目については、学校営繕員や業者に依頼して対応したところでございます。各学校からの要望につきましては、必要性や緊急性等を確認しながら対応しているところでございますが、要望の中にはグラウンドの整備など多額の費用がかかるものがございまして、状況により応急措置を行いながら対応している状況でございます。

○（4番）長嶺吉起議員 ー再質問ー

ありがとうございます。

(ア)に際して、再質問させていただきます。例えばどういった要望があったのか、お伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

例を挙げますと、これまでも市議会一般質問で取り上げられております豊見城小学校やゆたか小学校のグラウンドについて、水はけや土の流出による不整ですね、あの凸凹の。あと長嶺小学校の中庭のゴムチップタイル舗装の浮き、伊良波中学校のトイレの臭いや床の仕上げの剥がれなどについて、改善要望が上げられているところであります。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

続けます。

（イ）今年度の修繕予定があれば、スケジュールを具体的にお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今年度予定している修繕の主なものでございますが、長嶺小学校の中庭のゴムチップタイルについて、経年劣化で反って浮いてしまっており、子どもたちがつまずくおそれがあることから、ゴムチップ舗装への改修を予定しているところであります。また、伊良波小学校、中学校の外周フェンスの改修などを行ってまいります。スケジュールといたしましては、学校と調整しながら早い時期に発注してまいりたいと考えているところであります。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

再質問をさせていただきます。

学校施設長寿命化計画に基づいて検討されているものはあるか、お伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校長寿命化計画に基づいて検討されているものということでもありますけれども、今、豊崎中学校を建設中ではありますが、その後、分離した後、児童・生徒が減りますので、その中で伊良波中学校について建設から36年が

経過しており、建物等の老朽化が懸念されているところでございます。そのため豊崎中学校に分離後、長寿命化計画に基づき、改修に着手していきたいと考えているところであります。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

部長、ご答弁ありがとうございます。

まず3月の一般質問でも強く要望させていただきました豊見城小学校グラウンドの水はけ問題におかれまして、定例会終了後、早々に動いていただき、ご答弁いただいていた5月後半の予定よりも前倒しをし、4月の早い段階で調査並びに排水管の詰まりの除去を行っていただき、応急的にはなりますが、目に見える形で改善に至り、水はけがよくなったと、先生方をはじめPTAや部活動の保護者からも市の対応に対し、多くの感謝と喜びの言葉をいただきました。以前から先輩議員の方々が取り上げてくださり、その働きかけがあったからこそその早期改善だと認識はしておりますが、新人議員の私にとって初質問させていただいた事案が早期に改善されたことは、今後の議員活動においてもすごく意味のあることですし、励みにもなりました。何よりも市長、教育長、部長、課長も現場に足を運んで、その経過を見守ってくださり、改善できたこの喜びを分かち合えたことが大変うれしかったです。本当にありがとうございます。

しかし、今回応急処置で改善に至っておりますが、根本的な改修ではないため、時期が過ぎるとまた同じような事案が起きることも想定されます。その際の対応につきましては、3月定例会でもご答弁いただいていたとおり、学校長寿命化計画の実施年度前倒し等も含め、本市として臨機応変な対応をしていただける



ものだと捉えておりますが、その認識でよろしかったでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

長嶺議員のご指摘のとおりであります。ただ、長寿命化計画にはやはり財源が必要になってまいります。その財源のつき具合と、その他突発的な優先順位の変化等がございます。そこも踏まえながら、ご指摘のところを踏まえながら、よりよい学校環境づくりを努めてまいりたいと思っております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。これからも豊見城市内の小中学校に通う児童・生徒たちが、学校施設の状況に左右されることなく、同じ教育環境で共に学び、きれいな運動場で走り回り、笑顔で学校生活を楽しんでいけるよう、常に最善を尽くしていただけたら幸いです。よろしく願いいたします。質問を続けます。

②特別支援を要する児童・生徒の増加に伴い、教職員の負担を減らしながらも児童に対し適切な対応をしていくために、特別支援教育を充実させるべきと考えます。

(ア)市内の特別支援を必要とする児童・生徒の人数を小中学校別に伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊見城市立小学校で特別支援学級在籍者、通級指導教室要支援者、特別支援教育支援員による要支援者の合計児童数は538人でございます。また、豊見城市立中学校で特別支援学級在籍者、通級教室要支援者、特別支援教育支援員による要支援者の合計生徒数は218人でございます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

(イ)先生方が子どもたちの特性に合わせ、適切な指導ができるよう、県や市が行ってい

る研修やその他支援があるか、お伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

小中学校教員等が子どもたちの個々の特性を理解し、適切な指導や支援ができるよう資質の向上、指導力の向上を目的に、沖縄県や本市では特別支援教育に係る研修会等を計画的に実施しているところであります。沖縄県教育委員会主催の研修会といたしまして、新任特別支援学級・通級指導教室担当教諭研修会を年４回、特別支援教育コーディネーター養成研修会を年１回、特別支援学級・通級指導教室担当者研修会を年１回、実施されております。また、本市主催の研修会といたしまして、特別支援学級担任研修会を年３回、特別支援教育コーディネーター連絡会を年４回、地区特別支援コーディネーター連絡協議会を年２回、実施しております。その他にも、必要に応じて学校への巡回指導や学校からの個別相談等も実施しているところであります。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ご答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

巡回指導や個別相談を行ってみて、見えてくる課題と、その解決策があれば、お伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

特別支援教育の具体的な支援体制につきましては、各学校で取り組んでいるところでございます。巡回指導は、必要に応じて対応しているところであります。例えば、特別支援教育支援員等は教員免許を持ってない方がほとんどであり、子どもの理解や学校の理解等、困り感がある場合は指導・助言を行い、資質

の向上、指導力の向上を図っているところ  
あります。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

県や市主催で数々の研修会が行われている  
ことは理解いたしました。答弁の中でも  
あった「子どもたちの個々の特性を理解し、  
適切な指導や支援ができるよう」という部分  
に、それらの研修は十分に生かされておま  
すでしょうか。見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

そのような困り感に対応するために研修が  
なされているというところと、個々の特性に  
応じて個別の対応ができるような、基礎とな  
るような研修を実施しているものと理解をし  
ているところでございます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。私もPTA活動を通  
して先生方と意見を交わす機会が多くある  
中で、特別支援を要する子どもたちと教職員  
の関わり方という部分では、その対応の難し  
さは理解しているつもりでございます。これ  
だけ多くの研修や支援を行っていても、特別  
支援を要する子どもたちの数は年々増え続  
ける一方であり、人手不足、なり手不足が叫  
ばれている学校教育環境は今後も、より逼迫  
していくのは目に見えて予想されます。

また、一部の先生方に伺いましたが、「県  
や市の行う研修は業務的な内容が多く、逆に  
負担」、「実際の教育現場の声が反映されて  
いない」、「難しい勉強会よりも、実際に現場  
を体験した方々の話を聞いたり、直接支援教室  
に足を運んでいただき、その子たちの特性に  
合った声かけや対応を直に教えてもらいたい。  
そういった機会を増やしていただきたい」と  
いった声が多くありました。研修の開催数だ  
けを見れば手厚い支援に見えますが、問題は

やはりその中身だと思います。子どもたちの  
個性、特性は様々です。どんなに形式的な研  
修を重ねても、一人ひとりに合わせて授業を  
展開していくのは容易ではありません。しか  
しながら、とても難しいというわけでもなく、  
幾つかあるその特性を知り、ほんの少し理解  
した上で声かけの仕方を変える。それだけで  
もうまくいくこと、そして救われることがご  
ざいます。特別支援や発達障害についての知  
識はあっても、ちょっとした声かけを間違え、  
生徒との間に溝ができる。その不信感が拭え  
ず、不登校になる。それを見て先生方は自信  
をなくし、現場を離れる。学校は保護者から  
の信用を失う。そんな悪循環に陥っている現  
状もでございます。だからこそ本当に意味のあ  
る、中身のある、現場の状況に合わせ、求め  
られている研修内容とは何なのか。いま一度  
現場の声を聞き、さらに意見を出し合い、改  
善しながら実施していくべきと考えます。

今後、市独自の研修内容にもっと現場の  
声の反映され、先生方が教育を楽しめるよ  
うな魅力ある学校教育環境をつくってけれ  
ば、特別支援を要する児童・生徒とその保  
護者、そして先生方との関わり方にも、い  
い意味での変化や成果が出ると思いますし、  
特別支援を必要とする児童・生徒への相互  
理解が深まり、しっかりとした対応ができ  
れば、それはインクルーシブ教育の推進、  
さらにそれが進むと教室の数にもゆとりが  
出て、少人数学級制の実現、教職員の働き  
方改革へとつながっていくことにも大きく  
期待が持てます。どうか今後は教育委員  
会と先生方とが気軽に意見交換をできる  
ような機会を増やし、豊見城市教育委員  
会の取組によって、市内の教育現場を好  
循環に転換していただけたらうれしく思  
います。引き続きご支援のほど、よろ

しく願います。質問を続けます。

③不登校支援について。

(ア)市が行っている不登校支援があるか、お伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市各小中学校においては、校長、教頭、教育相談担当、生徒指導担当等で構成する校内支援委員会におきまして、児童・生徒個々にケース会議を持ち、それぞれの児童・生徒に応じた支援を行っているところであります。市教育委員会におきましては、スクールソーシャルワーカー、登校支援員、自立支援員、学習支援員、心の教室相談員、特別支援教育支援員などを各学校へ配置し、登校しづり及び不登校児童・生徒への支援充実を図っているところでございます。また、ケースによりましては、本市が運営する適応指導教室での支援や福祉部署をはじめ、関係機関等と連携し、不登校児童・生徒の支援を行っているところであります。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

続けます。

(イ)現状の課題と今後の対策についてお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

不登校児童・生徒は年々増加傾向にあります。不登校の要因や背景につきましては多岐にわたっているところであります。特に新型コロナウイルス禍以降の不登校の要因といたしましては無気力が多く、生活リズムの乱れによる影響が大きいものと考えられ、学校での対応だけでは厳しく、地域や家庭の協力、さらには福祉分野からの支援も必要なケースもございます。今年度は不登校児童・生徒の対応を

重点課題の一つとして捉えまして、教育相談、学校訪問を全小中学校を対象に実施をいたしまして、家庭児童相談員や子ども支援員等にも参加いただき、学校と福祉分野との連携の充実を図っているところでございます。引き続き学校での支援と併せて関係機関などと連携し、不登校児童・生徒の社会的自立を目指し、支援を行ってまいりたいと考えております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

質問を続けます。

④スクールロイヤーの活用について。これは3月定例会でも大田正樹議員からもご質問があったと思うんですが、これはいつ頃設置する予定か、お伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

スクールロイヤーにつきましては、6月13日に沖縄弁護士会より弁護士の推薦をいただきましたので、今後当該弁護士と詳細調整の上、早急にスクールロイヤーを設置してまいりたいと考えております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

ご答弁ありがとうございます。

今回質問させていただいた特別支援教育の環境整備や不登校支援、その他にもヤングケアラー、貧困格差問題等、家庭環境の違いから、子どもたちに関わる特殊事情がたくさんあります。特に豊見城市においては、少子高齢化が進む日本とは逆に、市民に占める子どもの数は増加傾向にあります。子どもの数が増えるから特殊事情の子が増えて当然ではなく、これから先の明るい未来、すてきな豊見城を創っていく子どもたちのためにも、せめて教育、学びに格差が生まれなよう、学校教育環境を整備し、豊見城市が子育てにお

いて全国の模範となれるよう、子育てや教育に関わる新たな施策をどんどん打ち出していきたい、この贅沢な悩みと向き合い、全力で諸問題の解決に向けて取り組んでいただけたらと思います。施政方針にもありますとおり「子どもが活きる夢と希望にみちたまち」、その実現に向け、子育てや教育環境と真摯に向き合い、笑顔あふれる豊見城市であり続けてほしいと強く願います。質問を続けます。

(2)道路行政について。

通学路において、いつ事故が起きてもおかしくない危険箇所が市内各所に見受けられます。早急に対処すべきと考え、以下を伺います。

(ア)市道1号線にグリーンベルトを設置できないか、お伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

市道1号線のグリーンベルト設置につきましては、今年度、当該箇所において那覇市水道局による排水管設置工事が予定されており、議員要望の箇所についても、その工事において一部区間でアスファルト舗装の全面復旧の予定箇所となり得る可能性がございます。また、市道1号線につきましては、市都市計画課が実施する街なみ環境整備事業によるカラー舗装の計画もあり、実施時期の調整が必要かと考えていることから、設置については慎重に検討してまいりたいと考えております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

(イ)横断歩道へのカラー舗装を予定している箇所について今年度施工の優先箇所を幾つか、お伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

カラー舗装については、これまで学校を中

心に半径約500メートル以内の横断歩道のカラー舗装を整備してきており、令和3年度でおおむね完了しております。令和5年度につきましては、昨年度同様に、これまで整備した箇所の点検を行い、塗装が剥がれている箇所や消えかけている箇所の修繕と、さらに整備が必要な箇所の対応を行っていきたいと考えております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

今のご答弁で、学校を中心に半径約500メートル以内とあるんですが、重ねて質問いたします。

(ウ)その設置基準を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

先ほども答弁いたしましたけれども、カラー舗装の設置基準についてですが、学校を中心に半径約500メートル以内の横断歩道を基準として整備しております。例外といたしまして、事故が多発する横断歩道にもカラー舗装を実施しており、今後新たな危険箇所等がございましたら、そちらも現場確認の上、実施していきたいと考えております。500メートルの基準ですけれども、こちらにつきましてはスクールゾーンの設置基準を参考にさせていただきます。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。設置基準のこの答弁において、事故が多発する箇所を例外として実施しているということが聞いてよかったです。何事も設置基準に従い、施工していくことはとても大切なことだと思いますが、カラー舗装やグリーンベルトが何のために必要なのか。事故が起きてからではなく、未然に防ぐためだということを見ると、今後も例外での設置要望は出てくると思いますので、

そこは基準外だとしてもしっかりとその中身を見極め、対処していただきたいと思います。

また、1号線におきましても、今はグリーンベルトが設置できないとしても、理由として挙げられていた那覇市の排水管敷設工事後の復旧において、道がきれいになり凸凹がなくなることで、スピードを出す車が増えるのではということも予測されます。その際の対策についても引き続き協議が必要となってくることと思いますので、今後も調整のほどよろしく願いいたします。質問を続けます。

### (3)教育行政について。

市内の小中学校において様々な分野で活躍する児童・生徒をまち全体で応援していきけるようなツールを作成し、共有していきたいと考えます。豊見城市版の『ミライモンスター』や『ネクスターズ』を市のホームページや広報、またはY o u T u b e でできないか、お伺いいたします。

### ○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

市内の小中学校で、文化・スポーツ分野等で活躍する児童・生徒を市全体で応援していきけるような取組は、児童・生徒のやる気を引き出すとともに、それぞれの分野で頑張る原動力となり、また児童・生徒の健全育成の面においても大変有効だと考えているところであります。議員ご提案の豊見城市版のミライモンスターやネクスターズの実施につきましては、関係課や学校、関係団体の意見も伺いながら検討してまいりたいと考えているところであります。

### ○ (4番)長嶺吉起議員 一再質問一

前向きなご答弁ありがとうございます。

実施するに当たって何か課題があるのか、お伺いいたします。

### ○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

実施手段といたしましては、議員がご提案している市ホームページ、広報紙またはSNS、Y o u T u b e 等が想定されます。保護者の同意や個人情報の取扱い等、一定の基準を設けて実施する必要があるものと考えているところであります。また、私立の学校に通う小中高生やクラブチーム、または部活などに属さない児童・生徒の情報収集をどのように行うなどの幾つか課題があるものと考えております。これらの課題を踏まえ、実施する際には保護者、そして関係課や学校関係団体とも連携を図りながら、スムーズに実施できる体制を構築する必要があるものと考えているところであります。

### ○ (4番)長嶺吉起議員 一再質問一

ご答弁ありがとうございます。今後どのように実施していくのか、ある程度課題は見えていると思いますので、私自身も積極的に話し合いや意見交換の場に足を運び、その課題の早期解決を目指してまいります。また、どういった形になるかは分からないんですけども、これを実現することで、我がまち豊見城で生まれ育った子どもたちの、その秘めたる才能をより開花させ、将来的には全国、そして世界へと羽ばたいていただくためのモチベーションの一つとし、活躍の場をさらに増やしていくことにつながれば、うれしく思います。

そのためには、まず豊見城市全体でその子どもたちの存在と、その活躍を知り、応援していくことが大切だと感じますので、ぜひともこのツールの実現へ向けて後押しをしていただきたく願いますけれども、教育長はいかがでしょう。

○ 教育長 瀬長盛光

お答えします。

長嶺議員がおっしゃるように、子どもたちが非常に活躍しています。具体的な例を言いますと、豊見城中学校の女子のサッカー部が新人、夏季ということで連覇をしております。それから夏季大会で各中学校も、いい成績を取っております。先週も空手で勝ったということで、九州大会に参加するというので伊良波中学校の空手の8連覇でしたかね、市長と一緒に表敬を受けましたけれども、本当に豊見城市の子どもたちは才能があって、非常に伸び伸びと、文化面、スポーツ面で非常に活躍しております。ですので、長嶺議員がおっしゃるようにどうか大きくPRをして、子どもたちに激励をできればと思いますので、また話合いのほうにも参加していただいて、ご協力いただきたいと思います。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

教育長、ありがとうございます。

実は、去る5月28日に全国放送された「林修の初耳学」という番組内において、サッカーの本田圭佑が惚れた14歳のイラストレーターとして、豊見城市内の中学校に通う生徒が紹介されたのはご存じでしょうか。これです。豊見城市の市勢要覧2021にも載っているんですけども、この子が全国版のテレビで紹介されていました。この子は去年行われた美ら島おきなわ文化祭2022の、こういったイラストも手掛けております。このように、素晴らしい才能を持った子が豊見城市にはまだまだいるかもしれません。そういう子どもたちをもっともっと拾い上げ、まち全体で応援していきたいというふうに思っております。

しつこいようで申し訳ないんですけども、ぜひ市長の見解もお伺いできますでしょうか。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

市内で生まれ育って頑張る子どもたちの活躍というのは、本当に私もすばらしいことだと思っておりますし、その子たちに光を当てて、より多くの皆さんに知っていただくという長嶺議員の提案に関しては、私も強く共感しております。ですので、もちろん教育部長がおっしゃったように課題はあるかと思えます。ですけれども、それを乗り越えて、いろいろな形でアピールができればいいなと思っております。当然スポーツ部門で頑張る子どもたちは、そこに属している保護者だとかPTAとか、子どもたちに関わる方々は知っているかもしれませんが、市民全体が知っているかと言えば、そうではない部分もあると思います。いかに周知をしていくのか。SNSを通じて、今後活躍が期待されるインフルエンサーの皆さんとのコラボレーションはどうなのか。これから行われる豊見城市内の各種イベントとかのステージでやっていただける部門があるならば、当然空手でも演武はできるでしょうし、そういったところでも多く知っていただくようなシーンというのはたくさんございますので、SNSの発信だけではなくて、より多く、もちろんメディアの露出も大事でありますけれども、それ以外にもできることは全てやっていきたいなと。子どもたちが脚光を浴びる機会については、つくっていけるような体制を整えてまいりたいなと思っております。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

市長、教育長も前向きなお言葉に大変感謝いたします。子どもたちが活躍するものを見て、これは子どもたちだけではなくて、やはり最終的には豊見城市全体の盛り上がりにつ

ながっていくと思いますので、これはまた、今回提案させてもらっているのは子どもたちということで、教育絡みにはなるんですけども、ぜひちょっと市役所全体で皆さんに共有していただいて、いろいろな情報を集めて、今後もいろいろな発信をしていって、豊見城市を盛り上げていけたらと思っておりまして、引き続きよろしくお願ひいたします。質問を続けます。

(4)街なみ整備助成事業について。

本市が進めている字豊見城地区街なみ環境整備事業について以下を伺います。

(ア)どのような経緯で本事業がスタートしたか市の見解を伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

本市は平成27年4月に景観行政団体となり、平成29年9月に景観法に基づく豊見城市景観計画を策定いたしました。平成30年4月には豊見城市景観まちづくり条例を施行し、豊見城市の景観まちづくりの実現に向けた取組を進めているところでございます。そのような中、字豊見城地区においては伝統的な瓦屋根の家屋など、昔ながらの沖縄の風景が残る町並みや、カー、御嶽をはじめとした歴史的資源などが市内でも多く残っていることから、平成31年3月に豊見城市景観計画、景観形成重点地区に指定をし、歴史や文化、自然を継承し、景観の保全、形成を図る取組を進めております。さらには、景観形成重点地区指定後の景観まちづくり活動を実施する字豊見城地区人づくり街づくり協議会の発足など、住民・事業者・行政が一体となり、良好な景観形成に向けた取組を進めております。それらを踏まえまして、令和2年度より国の補助制度である街なみ環境整備事業補助金を活用し、

住民が行う住宅外構の修景に対して助成を行っているところでございます。

○ (4番)長嶺吉起議員 一再質問一

質問を続けます。(イ)事業計画初年度から現在に至るまでの事業実績を具体的にお伺ひいたします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

助成の内容につきましては、赤瓦ぶき、石垣設置、花ブロック設置、生垣設置の各工事を対象としております。事業の実績につきましては、令和2年度は実績はございませんが、令和3年度は赤瓦ぶき工事が2件、令和4年度においては令和5年への繰越しとなっておりますが、赤瓦ぶき工事と花ブロック設置工事の1件となっております。

○ (4番)長嶺吉起議員 一再質問一

(ウ)この事業を活用し、将来的にどのような街にしていきたいのか、本市の見解をお伺ひいたします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

字豊見城地区は古くから交通の要衝、豊見城グスクの城下町として栄え、現在も伝統行事や習慣が継承されているとともに、多くの歴史的資源や地域の生活文化が残っていることから、地区内に受け継がれる歴史や文化、自然などを今後も守り、生かすことが重要と考えております。また、本地区は豊見城城址と海軍壕公園の間に位置することから、来訪者の往来が多いことや地域住民が暮らす住宅中心の集落であることから、地域住民や来訪者が安全に過ごせる歩行環境の形成が求められております。さらに、地区北東部に位置する豊見城城址跡では、文化観光創出事業による施設整備が進められており、これまでに沖

縄空手会館、工芸の杜の完成や海軍壕公園において展望台の整備が行われるなど、周辺の拠点整備も活発に行われていることから、地域住民と来訪者が共存できる環境づくりも必要だと考えております。そのようなことから、今後も歴史文化資源を保全・活用しつつ、地域住民も来訪者も快適に過ごすことができる街なみ環境、誰もが安全安心に過ごせる歴史・文化・水と緑豊かな豊見城ドゥームラとしてのまちづくりに、住民、行政が連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。

今部長がおっしゃっていたように市道１号線なんですけれども、やはり沖縄空手会館と工芸の杜があって、そこから海軍壕公園へとつながる道にもなっておりますので、ぜひとも今ご答弁いただいたとおりの内容で進めていただきたいと思うんですけれども、(エ)国や県の交付金、今補助事業としてやられてはいるんですけれども、もうちょっと別の形である交付金を活用して事業を推し進めることができないか、お伺いいたします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

現在行われております助成事業に関しましては、地区の住民が活用できる助成となっておりますが、それに加えまして令和５年度からは字豊見城地区人づくり街づくり協議会へ、街なみ形成を図ることを目的として活動費の助成を行う予定となっております。さらに令和６年度以降につきましては、市道１号線ほかにおきまして、白舗装など沖縄らしい景観に配慮した道路美装化及びヒージャージャーや小公園などの整備にも取り組んでまいりたいと考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

まとめて再質問させていただきます。

最終的な事業完了はいつになるのか、お伺いいたします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

通常国庫補助事業の事業期間につきましては、事業効果の早期発現を目指す観点から、おおむね10年程度とされております。この街なみ環境整備事業につきましては、事業期間を令和２年度から令和10年度までとしていることから、現時点において事業の完了は令和10年度を予定しております。しかしながら、良好な景観形成につきましては、長い年月をかけていく必要があると考えておりますので、令和10年度以降も住宅外構の修景助成補助は必要になっていくものと考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

住宅外構の修景助成に対してなんですけれども、申請率が低いというふうに思うんですけれども、その原因を市はどのように捉えていますでしょうか。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

住宅外構の修景助成につきましては、これまでも市の広報やホームページ及び自治会から地区住民への周知を図っているところでございますが、地区住民それぞれの新築や建て替えなどのタイミングによることも、現在の実績の要因となっているものと考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

住宅外構の修景助成補助の内容を見直すことができないか、お伺いいたします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。



助成額につきましては、近隣市町村の実情も参考に、これまで沖縄県と協議して決定しておりますが、現在の申請と実績等を踏まえ、今後実績増加につながるように内容変更について検討してまいりたいと考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ご答弁ありがとうございます。

ちょっと厳しい話になるんですけども、やはりまだ本事業について、字豊見城地域の皆さんへの理解と周知の低さ、そして事業計画そのものの魅力のなさが浮き彫りになっていると感じます。ちなみに、こちらが本事業のパンフレットになります。都市計画課が作っているものなんですけど、ここに描かれているような整備を本市としてもイメージしているのか。念のため、お伺いいたします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

現在パンフレットでございます、このイメージパースにつきましては、当初事業計画に基づいて、沖縄らしいというところのイメージを持って計画を立てておりますので、その実現に向けては、その計画どおりに進めていけるよう考えているところでございます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。それでしたら、先ほど道路課へ質問させていただきました市道1号線のグリーンベルト設置の検討も関わってくる事案だと思いますが、こちらのイメージどおりに整備が進むことのほうが道も歩道もきれいですし、本市や自治会としても望ましい形だと思いますので、早期実現へ向けて調整のほど、よろしく申し上げます。

以上で質問を終えたいと思いますけれども、4月に様々な案件の確認等で幾つかの課をお伺いしたんですけども、そのときの担当課

窓口で、様々な尋ね事に対してなんですけれども、「異動したばかりなので分かりません」というような返事を、どこかはもちろん伏せるんですけども、3か所ほどの課で私自身、言われました。もちろん人事異動が多い時期ではあるので、そこに理解はするんですけども、異動したばかりで分からないということはやはり致し方ないかなとは思いますが、分からないで終わらせるのではなくて、別の方へ聞いてみたり、関係部署へつなぐなどの思いやりと寄り添う気持ちを見せてほしかったなど、少し寂しい気持ちになりました。市民の皆様は少なからず、様々な困り事や相談事がある中で、勇気を振り絞って窓口へ来るはずですよ。たとえ解決できない内容でも、その人の立場になって共に考え、アドバイスをしたりといった市民サービスは必須だと思います。また、各課同士の交流や情報の共有も少ないような気がしますので、そこも含め今後は意識していただき、誰もが笑顔で働きやすい雰囲気づくりとノンストレスな職場環境を整え、市民の皆様へ最高な行政サービスを提供できる豊見城市役所であってほしいと願い、私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時24分）

再 開（11時35分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

— 通告番号8（13番）真栄里 保議員 —

○ 議長 外間 剛

次に、真栄里保議員の質問を許します。

○（13番）真栄里 保議員 一登壇一

日本共産党、真栄里保です。通告に従って

質問を始めたいと思います。

(1)新型コロナ対策について。

依然として猛威を振るう新型コロナは、市民生活、経済活動、社会活動に大きな影響を与えています。これまで感染された方々、営業損失を受けた方々に心からお見舞いを申し上げます。コロナを乗り越え、新しい生活様式の下で社会は前に進まなければなりません。

①これまで豊見城市で感染した患者数について伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

本市の新型コロナ感染症に感染した患者数につきましては、沖縄県の発表によりますと、全数把握を実施していた令和4年9月26日までの累計で2万3,668名。令和4年9月26日から5類に移行した令和5年5月8日までの65歳以上の方などの発生届出対象者を含めると、累計で2万4,418名となっております。また、沖縄県における発生状況につきましては、毎週木曜日に公表される定点医療機関からの感染者数報告によると、6月1日559人、6月8日853人、6月15日994人となっており、増加傾向となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

沖縄県の、そして豊見城市の感染状況は第8波とも言える状況で、全国で最も感染拡大が広がっている状況となっているのではないのでしょうか。

そこで、②新型コロナに対する今後の対応について伺います。

(ア)新型コロナに対する認識について伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

新型コロナに対する認識につきましては、2類相当から5類へ移行後の国の基本的感染対策の考え方に沿ってご説明いたします。行動制限につきましては、これまで感染者が7日間、濃厚接触者は5日間、外出の自粛が求められていましたが、5類へ移行後はこうした行動制限はありません。しかしながら、発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、5日間は外出を控えることが推奨されております。マスクの着用は個人の判断となりましたが、医療機関、薬局、高齢者施設などに行くときなどはマスクの着用をお勧めしております。感染流行時、高齢者は換気の悪い場所や混雑した場所、非常に近い距離での会話を避けることが有効とされ、避けられない場合はマスク着用が推奨されております。5類への移行は、新型コロナウイルスの重症度が低下し、自宅待機や入院の勧告といった措置を行うほどの状態とは考えられないといった理由からですが、感染力などの性質が変わるわけではございません。高齢者や疾患をお持ちの方、妊婦の方などの中には不安に思う方もおられることから、さきにお伝えいたしました点に留意した周りの方への配慮が必要であると考えます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

5類に移行したからといって、感染力が弱まったかということでは決してないわけでは。現に医療機関で今、医療崩壊寸前だと言われています。医療スタッフが、この新型コロナを契機に病院を辞めていく。このケースがあらゆる医療機関で見られているわけです。

そこでお伺いしますけれども、(イ)感染対策、予防対策は今後どうなっていくのか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

答弁の趣旨の確認の中で庁舎内における感染対策、予防対策ということでご答弁をさせていただきたいと思っております。議員ご承知のとおり新型コロナウイルスは令和5年5月8日以降、感染法上の位置づけが2類相当から5類へ変更となっております。これに伴い厚生労働省は、5月8日以降の新型コロナウイルスの基本的感染対策として、マスクの着用、検温、消毒液、パーテーション設置については、個人または各関係省庁等の判断にて行うとの通知を発しております。本市では厚生労働省からの通知を受け、5月8日以降の庁舎内の感染対策については、マスクの着用については個人の判断とし、消毒液については継続して使用しております。特に来客の多い庁舎1階と2階の窓口の業務については、継続してアクリル板の設置をして感染対策を行っております。今後とも新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけや感染状況を踏まえて、適切に対応していきたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

再質問を行います。

学校や保育園などで感染が大きく拡大した場合、学級閉鎖、学校閉鎖、園の閉鎖はあるのか。また、そのマニュアルはあるのか伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

保育所等で感染が拡大した場合について答弁いたします。保育所等において新型コロナを含めた感染症の拡大が見られる場合、当該保育所と嘱託医師と保健所で情報共有を行いながら、連携して対応することとなります。なお、保育所等につきましては、児童福祉施

設としての社会的役割を踏まえ、在園児や職員に感染者が生じた場合でも原則臨時休園を行わず、開所することとなります。ただし、職員の多くが感染するなど保育の提供が困難とされる場合には、緊急措置といたしまして、一部休園や全部休園について判断をしていくこととなります。

○ 教育部長 赤嶺太一

学校に係る分についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校の臨時休業の判断につきましては、文科省より、学校で児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインが示されているところであります。そのガイドラインによりますと、同一の学級において複数の児童・生徒等の感染が判明し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は学級閉鎖を実施する。複数の学級を閉鎖し、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は学年閉鎖を実施する。複数の学年を閉鎖し、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は学校全体の臨時休業を実施することが示されております。学校での臨時休業等の判断は、当該ガイドラインに基づき対応することになります。これまで5類になったことで、インフルエンザと同様な対応になるものと考えているところであります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

全国的には学級閉鎖、学校閉鎖も相次いでいるようであります。引き続き感染拡大予防に市としても力を入れて取り組む必要があると思っておりますけれども、さきの答弁ではアクリル板の設置とアルコールの消毒ということで答弁がありました。

せめて市民と対応する職員のマスク着用、入り口の検温器、アルコール消毒をぜひ継続

していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時45分)

再 開 (11時47分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (13番) 真栄里 保議員 一訂正一

先ほどの質問を訂正したいと思います。

せめて市民と対応する職員のマスク着用、入り口の検温器、アルコール消毒をぜひ継続していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○ 議長 外間 剛 一許可一

ただいまの訂正については、議長にて許可いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほどの答弁と同じであります。職員のマスク着用、アルコール消毒は継続して実施していきたいと考えております。検温につきましては、今のところ検温は実施していないところであります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

市としても、ぜひそういう姿勢を市民にアピールする、このことは必要だと思います。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、(ウ)高齢者・一人住まいへの対応について伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

高齢者や一人住まいの方がコロナになった際の食料支援や相談支援という点でお答えいたします。自宅療養者への食料支援は3月末で終了しており、感染に備えて日頃からの食料等の備蓄についてお願いしているところで

ございます。しかしながら、予期せずコロナにかかり、発熱外来についてや療養上の困り事がありましたら、健康推進課で各種サービスの情報提供や相談窓口等をご紹介いたしますので、お問合せをいただきたいと思います。なお、県の発熱コールセンターでは発熱相談、外来医療機関の案内、自宅療養中の健康相談や新型コロナ対策についての相談を行っております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

高齢者、とりわけ単身世帯は、コロナ禍の下で不安だと思います。こうした皆さんへの周知をどうやって行うか伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

周知につきましては、市の広報紙や自治会長会、また市公式LINE等を活用して情報提供を行ってまいります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

次に、(2)会計年度任用職員について質問をします。

昨年、自治労連が豊見城市で行った調査でも、9割が「仕事にやりがいを感じている」と答える一方で、59.5%の方が「賃金を上げてほしい」、36.2%の方が「毎年、賃金が上がってほしい」、切実な声を上げています。自治体で働く非正規職員、会計年度任用職員のボーナスを拡充する改正地方自治法が4月26日、参議院本会議で可決成立をしました。期末手当に加え、勤勉手当も支給できるようになりました。これは全国で同一労働同一賃金への声が大きく高まったからであります。

そこで伺います。①本市は、いつから会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

会計年度任用職員への勤勉手当の支給については、去る5月8日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日より施行することから、令和6年度より会計年度任用職員への勤勉手当を支給することが可能になったところです。本市としましては、国の方針により法令等に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

そうすると、来年からしっかりと支給するということですね。一歩前進だと思います。

②給与の月給制について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

去る3月議会においても答弁いたしました。地方自治法第203条の2第2項によりますと、報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別な定めをした場合は、この限りではないと規定されており、令和元年度制定の豊見城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条に基づき、基本的には日額で支給するものとなっていることから、本市におきましては勤務実績に応じた日額による支給を行っております。議員ご質問の月給制を導入するには、関係条例等の改定も必要となることから、引き続き他市の運用状況等も参考に調査研究し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

再質問を行います。

月給制を行っている県内自治体について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

県内で月給制を行っている市は沖縄市、う

るま市、浦添市、糸満市、南城市、石垣市の6市であります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

要するに、過半数の自治体が月給制を取っているということでもあります。

再質問です。市職員はなぜ時給制でなく、月給制になっているのか伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時53分)

再 開 (11時53分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

地方公務員の給与の額及び支給方法については、地方自治法第204条第3項及び地方公務員法第24条第5項により条例で定めることとしております。また、地方公務員法第25条第3項第1号では、給与に関する条例には給料表を規定しなければならないとされ、本市の給与条例において職員の職務の級、号給ごとに月額給料表が規定されていることから、職員の給与は日額制ではなく、月給制となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

公務員労働者は身分と賃金が保障されているからこそ、全体の奉仕者たり得るのではないのでしょうか。同一労働同一賃金で考えると、正規の市職員と同様に会計年度任用職員も月給制にすべきと考えるけれども、見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

会計年度任用職員の給料は、地方公務員法第24条で定める職務給の原則に基づき、職務

の内容や責任の程度、必要な資格や経験等を考慮し、条例等において正規職員と同等の給料表により規定をしております。正規職員の補助として勤務するパートタイム会計年度任用職員の給料につきましては、フルタイムで勤務する正規職員と異なり、給料表により時給換算をした上で、勤務時間数に応じた給料を算出し、条例に基づき日額による支給を行っているところであります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

③人事院勧告に基づく給与の引上げについて伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

会計年度任用職員の給料は、地方公務員法第24条に定める職務給の原則に基づき、職務の内容や責任の程度、必要な資格や経験等を考慮し、条例等において正規職員と同等の給料表により規定をしております。会計年度任用職員の時給引上げにつきましては、去る11月の給与条例等の改正により、沖縄県及び各市と同様、令和5年4月より引き上げられております。本市におきましては、今後も公民給与の調査結果等を踏まえた県の人事委員会を基本に、公民較差を通じて民間給与との均衡が図られる常勤職員の給与を基礎とし、地方公務員法第14条に規定する情勢適応の原則に基づき、社会情勢等を見ながら国、県及び他市の動向を踏まえて、適正な給与水準を確保していきたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

④今年度、再雇用された人数・割合について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

会計年度任用職員の任用については、国の

事務処理マニュアル及び会計年度任用職員の任用に関する要領により、公募によらない再度の任用は2回を上限とし、令和2年度から4年度まで継続して任用された会計年度任用職員につきましては、去る3月の公募による選考を経た上で再度の任用を行っております。議員質問の再雇用、いわゆる公募による選考を経て再度任用された人数は146名となっており、再度の任用を希望する者のうち、約99%の方が公募による選考を経て、再度任用されております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

99%は希望する人の採用をされたということでもありますけれども、本人の意に反して雇い止めされた職員はいないか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

公募に対し、応募申込みのあった者について、第1希望から第3希望までの各部署において面接を行っております。その上で任用されておりますが、再度の任用を希望したのにもかかわらず任用に至っていない人数は、5月末時点で1名となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

公務員の任期について最高裁判決は、職員の任用を無期限のものとするのが法の建前であると解すべきであるとしています。国際労働機関（ILO）は、公務員の労働条件に関する専門家会議で、臨時職員は合理的な期間内に正職員となる機会を与えなければならないと提言しています。

そこで伺います。会計年度任用職員が正職員になれる機会を与えるべきではないかと思っておりますけれども、見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

正職員の採用につきましては、地方公務員法第17条の2第2項に基づき、競争試験または選考によるものとされております。豊見城市職員の任命に関する規則には、競争試験または選考に関する手続方法が規定されておりますが、選考による採用の規定には、議員ご質問の会計年度任用職員が正職員となることを規定するものではありません。このようなことから、会計年度任用職員が正職員になるためには、受験資格を有する区分ごとに実施される競争試験によるものとなります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

試験を受ければ、ちゃんと採用の道が開かれるということで理解してよろしいですね。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (12時00分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

午前中の真栄里保議員の質問の中で、そして総務企画部長の答弁の中で訂正したい旨の申出が総務企画部長よりありましたので、総務企画部長の訂正のほうから先によりしくお願いします。

○ 総務企画部長 内原英洋 一訂正一

よろしく申し上げます。先ほど真栄里保議員のご質問の(2)の②のほうで、私は答弁の中で地方自治法の条例を読み上げた部分で、「報酬は、その勤務日数に応じて支給する。ただし、条例で特別な定めをした場合は、この限りではないと規定されており」と本来答弁したかったのですが、こっちを「規定」ではなく「限定」というふうに答弁してしまいましたので、そちらを「規定」のほうに修正をよろしく申し上げます。

○ 議長 外間 剛 一許可一

この訂正については、議長にて許可いたします。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

次に、(3)窓口業務職員について。

市役所における市民課の中の職員は、いわば豊見城市本市の顔であります。市民が訪れた際、しっかりと対応できるのか、市民サービスが行き届いているのか、ある種のバロメーターになります。

そこで、①窓口職員に地方公務員法は適用されるのか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

窓口職員に地方公務員法は適用されるのかについては、窓口委託を行う事業者には雇用されている窓口業務の従事者という認識としてお答えします。地方公務員法の逐条解説によりますと、地方公共団体の公務員に該当するか否かの判断の基準として、1つ目に職務の性質、2つ目に任命行為の有無、3つ目に報酬の支払い、以上の3項目を上げるのが相当としておりますが、判断に当たっては、その目的と実態に即して具体的に判断することが必要とされております。これを議員のご質問の窓口委託を行う事業者には雇用されている窓口業務の従事者に照らし合わせてみますと、当該判断基準を満たすものではありませんので、地方公務員法は適用されないものと認識しております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

そうすると、公務員は全体の奉仕者としての立場で仕事をする。あるいは、公務員に求められる法律的な守秘義務は課せられないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時33分)

再 開 (13時34分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

委託業者に雇用されている方であっても、  
守秘義務は課せられるということでありませ

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

地方公務員法上の守秘義務なんですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時34分)

再 開 (13時34分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

地方公務員法ではなくて、窓口業務を委託  
する際の個人情報の保護に関する法律でもつ  
て、守秘義務が課せられております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

要するに、地公法は適用されない。法律的  
な罰則は受けない。全体の奉仕者でもないとい  
うふうな理解でいいんだというふうに思い  
ます。

そうすると、再質問しますけれども、同じ  
職場に地方公務員法が適用される職員と、そ  
うでない職員が存在する。このことをどうい  
うふうに考えるか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

国は毎年度、地方公共団体への通知の財政  
の見通し、予算編成上の留意事項において、  
窓口業務については民間委託等の活用等によ

り、さらなる窓口業務改革の推進に努めるこ  
とと明示しております。また、内閣府等の通  
知では、窓口業務に関して民間事業者に委託  
することが可能な業務範囲が示されていると  
ころです。本市においても、これらの国の通  
知等を踏まえ、市行政改革アクションプラン  
の基本方針と推進の柱の一つである事務の効  
率化による行政サービスの向上を図るため、  
積極的に行政サービスのアウトソーシングを  
推進しており、市民課窓口業務委託に係る地  
方公務員法の非適用者による業務の遂行につ  
いても、その一環であるものと理解しており  
ます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

いずれにしても、公務員と公務員ではない  
人が一緒に市の業務に当たっている。様々な  
矛盾もある。しかし、効率的にやっているん  
だということだと思っ

②を伺います。外部委託契約料について伺  
います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

豊見城市窓口業務等業務委託契約につしま  
しては、期間としまして令和3年10月から令  
和6年9月までの契約で、委託料の年額は  
8,046万7,200円となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

そうすると外部委託契約は20名いるわけ  
ですから、一職員当たり400万円程度かかり、  
窓口職員にはその半額の200万円以下しか支  
給されていない、この実態をどんなふう

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

窓口業務委託費につきましては、人件費以  
外にも管理費といった安定した業務を遂行す



るための必要ツール等の費用も含まれております。また、人件費につきましては、職責や職務経験及び雇用形態により、給与額が異なることを確認しております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

非常に非効率的な雇用形態だと思います。

③外部委託見直しなどの判断はどこでなされるのか伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

窓口業務委託については、限られた職員の効果的・効率的な配置を行い、生産性の高い組織を構築するため、民間の有する多様な専門性と機動性、ノウハウを生かし、質の高い市民サービスの提供を図ることを目的に、平成31年2月より実施しております。窓口業務委託による効果としましては、繁忙期及び閑散期の時期に応じて、民間事業所の持つ柔軟な勤務形態による人的配置を行うことで、安定した業務を遂行するための管理体制を可能としております。市民課における窓口業務委託の見直しにつきましては、限られた職員の効果的・効率的な配置や質の高い窓口サービスの提供、市民の利便性の向上を含め、市民課及び関係部署において総合的に検討していく必要があると考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

委託契約の継続ないし、見直しの最終判断はいつまでに行う必要があると考えますか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

来年度の途中で契約が終了になりますので、今年の上半期に向けて方向性を決定する必要があると考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

改めて伺いますけれども、どこで検討され

て、どこで結論を出されるのでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

担当部署などの意見調整等を行い、最終的には市長を含めた庁議メンバー等で決定されるかと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

低賃金で窓口職員を働かせるという、いわゆるワーキングプアを市役所がつくり出しているんだと思います。

それで伺いますけれども、異常なこうした実態を改めて、現在窓口で働いている職員を直接雇用すべきであると思いますけれども、検討していただけないでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

窓口業務委託については、先ほどもお話ししましたように限られた職員の効果的・効率的な配置を行い、生産性の高い組織を構築するため、民間の有する多様な専門性と機動性、ノウハウを生かし、質の高い市民サービスの提供を図ることを目的としており、市民課及び関係部署において総合的に検討していく必要があると考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

あんまりこんなことを言いたくないんだけど、そうすると市の職員は生産性が低い、効率性が悪いということと捉えられかねない。市の職員を直接雇用するということは生産性が低いということと捉えられかねない。それは改めて直接雇用について検討を求めたいと思います。

次に、(4)教職員の働き方改革について質問します。

文部科学省の教員の勤務実態調査によれば、国が残業の条件としている月40時間を超える

と見られる教員が中学校で77.1%、小学校では64.5%に上がることが分かりました。県内では在職者に占める割合は全国で最も多く、1.29%、約6,000人の教員が精神疾患で休職を余儀なくされるなどの深刻な実態となっています。文科省は長時間勤務が続いているとして、教員の処遇の改善や働き方改革が求められるとしています。

そこで伺います。①豊見城における教職員の不足について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員もご心配のことと思います。ほかの自治体では教員が足りていないような状況があるというふうに伝え聞いておりますが、本市における教職員の不足につきましては、現時点では学級担任、特別支援学級担任のみ配置はございません。全員定員どおりで配置されているということでもあります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

それはそれとして安心をいたしました。

全て豊見城市の教職員は本務職員で対応しているのか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本来は全て本務職員で対応することがベストだと思っておりますが、一部臨時的任用職員等の職員を配置して対応しているところがございます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

本務外の職員は何名ですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

小学校52人、中学校44人おまして、定員数の19.7%ということになっております。学校ごとの内訳も念のため申し上げたいと思

ます。上田小学校11人、長嶺小学校5人、座安小学校4人、豊見城小学校9人、伊良波小学校2人、とよみ小学校10人、豊崎小学校6人、ゆたか小学校5人、豊見城中学校16人、長嶺中学校9人、伊良波中学校19人というふうになっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

②休職中の教職員の状況について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

休職中の教職員の状況につきましては、現時点において休職中の教職員は2人おります。うち、精神的な疾患が1名、身体的な疾患が1名というふうになっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

休職中の職員の代替は本務で行っているのか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

休職教職員の代替職員につきましては、教育委員会より沖縄県島尻教育事務所に対して代替教員の配置を依頼し、沖縄県島尻教育事務所において、そのときに配置可能な職員を選定し、本務職員または臨時的任用職員の配置を行っているところでございます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

③教職員のメンタルヘルスにどう取り組むか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

教職員のメンタルヘルスの取組につきましては、職員数50人以上の学校への産業医の配置及び安全衛生委員会の開催、年に1回のストレスチェック、以上の取組を行っております。産業医配置の学校におきましては安全衛生委員会を開催し、毎月80時間以上の時間外

勤務者や本人の状況等により面談が必要と思われる職員について、産業医面談につなげているところであります。産業医未配置の学校につきましては、市教育委員会のほうで行っている状況でございます。また、年に一度ストレスチェックを行い、高ストレス状態にある者について、産業医面談につなげているところでございます。その他の場合においても、本人の希望がございましたら産業医にて面談等を行っております。これらの取組により、教員のメンタルヘルスの課題を早期に把握し、改善に取り組むことで健康保持を図ってまいり所存であります。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問一

産業医の配置は必要な学校に全て配置をされていますか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

産業医の配置につきましては、50名以上の学校に配置。それ以外のところは教育委員会に配置ということで、全て必要なところに適正な数の産業医を配置しているところでございます。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問一

このメンタルで休んでいる教職員の皆さんもやはり、④教職員が本来の仕事に専念することについて伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えをいたします。

教職員が本来の仕事に専念することについては非常に重要なことだと思っております。平成31年1月に中央教育審議会の新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についてということで答申が出されております。それにおきまして、

児童・生徒に対しまして効果的な教育活動が行えるようにするため、学校が担うべき業務や、それ以外の業務についての考え方が示されているところでございます。結構100ページ余りの答申になっているところですが、その中で3つの区分、教職員が多様な業務を担っていく中で見直しが必要な3つの業務ということで、基本的には学校以外が担うべき業務。2つ目に、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要がない業務。あと3つ目に、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務ということで、大きく14項目を上げております。

重要なところですので、項目について読み上げたいと思います。「基本的に学校以外が担うべき業務」として、まず1つ目、登下校に関する対応。2つ目に、放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応。3番目に、学校徴収金の徴収・管理。4番目、地域ボランティアとの連絡調整ということは、基本的には学校以外が担うべき業務だというふうにカテゴライズされています。また、次に「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」といたしまして、5番目として調査・統計等への回答等。これは事務職員等が対応できるのではないかとということで、そうっております。6番目、児童生徒の休み時間における対応。これは輪番だとか、地域ボランティアで対応できるのではないかとということです。7番目、校内清掃ということです。8番目、部活動と、ここが少し大きなところでもありますけれども、あとそれ以外に「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」として、給食時の対応。あと授業の準備ですね。あと学習評価や成績処理。学校行事の準備・運営。進路指導。あと支援

が必要な児童生徒・家庭への対応ということで、14項目がそれ以外の業務だとして、文科省のほうから学校の教職員の方の負担軽減に資するものとして見直しが求められている内容となっております。

本市教育委員会におきましては、示された考え方を踏まえまして、スクールサポートスタッフを配置しておりますし、また各種支援員の配置や部活動指導員の導入等により業務分担を行い、教職員が児童・生徒の指導や教材研究等に注力できる体制づくりに取り組んでいるところであります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

⑤、⑥は関連するので続けて伺いますけれども、年度末の教室の清掃作業、⑥学校プールの清掃について伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時50分)

再 開 (13時50分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

まず⑤から。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

⑤年度末の教室の清掃作業について。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

年度末の教室の清掃作業につきましては、市内学校のほとんどにおいて、教職員が年度末にワックスがけ等の清掃作業を行っているところであります。今後学校等の意見を踏まえながら、教職員の負担軽減策について検討してまいりたいと考えているところです。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

⑥は飛ばして、教職員で行うのでなくて、業者委託などによって教職員の負担軽減を図

るべきだと考えます。文科省は職務について、具体的には児童・生徒の教育のほか教務、生徒指導、また会計等の事務、あるいは時間外事務としての非常時・災害時における業務などとしているわけです。教師の負担を少しでも軽減するように業者委託などをそれこそする、このことをぜひ検討していただきたいというふうに思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時51分)

再 開 (13時52分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

教職員の多忙化を軽減していくために、どのような形で軽減可能か、業務委託も含めて検討してまいりたいと思っております。

○ 市長 徳元次人

休憩をお願いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時52分)

再 開 (13時59分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

ただいまの真栄里議員の発言については、議長において後刻、速記、音声等の調査の上、措置することにいたします。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ありがとうございました。以上で質問を終わります。

—— 通告番号9 (15番) 要 正悟議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、要正悟議員の質問を許します。

○ (15番) 要 正悟議員 一登壇一

皆さん、こんにちは。粋和会、要正悟です。  
ヒートアップした状態でちょっとやりづらい  
んですけども、早速通告に従いまして、一  
般質問をさせていただきます。

(1)各地域の環境整備について。

①県営豊見城団地内市道46号線のり面の土  
砂崩れについて質問しますが、ちょうど1年  
前に、令和4年6月に発生した大雨でのり面  
の土砂が崩れて、その下を通る市道130号線  
に土砂が流れ落ちるといふ災害が発生しまし  
た。その後も土砂崩れの危険性があるとのこ  
とで、130号線は1年たった現在も全面通行  
止めとなっております。去年の9月定例会で  
も質問しましたが、そのときの経済建設  
部長からの答弁では、復旧工事については  
令和5年4月以降の発注となる見込みとのこ  
とでしたが、そこで(ア)復旧の進捗状況、市  
道130号線の開通時期について伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

市道130号線につきましては、令和4年6  
月に発生した大雨に伴い、市道130号線と市  
道46号線の間斜面地が一部崩落し、土砂の  
一部が市道130号線へ流れ落ちたことや今後  
の大雨等により、さらなるり面崩落の危険  
性が想定されることから、令和4年6月より  
現在において全面通行止めを行っております。  
現在、当該斜面地の現場調査業務が完了した  
ことから、社会資本整備総合交付金を活用し、  
令和5年6月に詳細設計業務を発注しており、  
その中で対策工法等を決定し、工事発注に向  
けて取り組んでまいりたいと考えております。  
なお、市道130号線の開通時期につきましては、  
令和6年度末頃になると考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。ある程度、具体的  
な開通時期が確認できたのでよかったです。  
以前からこの道路を利用していた方は安心す  
ると思いますので、令和6年度末というこ  
とでしたけれども、ぜひ市の広報紙等でも周知  
していただきたいと思います。

あと市道46号線自体、のり面の上の道路の  
部分ですけども、そこも道路に大きなひび  
が入ってしまっていて、それも大分危険な状態  
が長らく続いています。そこものり面の復旧  
工事と同時期に進めるのか伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

今回の整備については、斜面地が一部崩落  
し、土砂の一部が市道130号線へ流れ落ちた  
ことによるものであり、市道46号線につい  
ては、その影響を受けた範囲で必要があると  
判断した場合には、アスファルトの舗装復旧  
を取り組んでまいりたいと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

市内各所で、高嶺のほうもそうですけれど  
も、土砂崩れ等で復旧作業が完了していない  
現場がありますが、次に(イ)その現場の危険  
度によって復旧作業の優先順位等があるのか、  
伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

優先順位につきましては、当該道路の利用  
頻度や重要性のほか、被害が拡大するおそれ  
があるかなど、危険性を重視の上、総合的に  
判断し、整備計画を行っております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

予算の問題等、課題は多いと思いますけれ  
ども、ぜひ早めの復旧をよろしく願いた  
いと思います。またこれからの時期、台風が

来ることは予想できますので、復旧作業途中である現場のさらなる被害が発生しないような対応処置も併せてよろしく願いいたします。

では②伊良波小学校周りの環境整備について。

(ア)除草・ハブ対策について伺います。

**○ 教育部長 赤嶺太一**

お答えいたします。

伊良波小学校周りの除草につきましては、通学路や学校敷地内で児童が活動する場所については、学校やPTA作業で維持管理いただいているところでございます。また、傾斜地や高い木の剪定など、PTA作業等でできない箇所につきましては、教育委員会において業者へ発注しているところでございます。しかしながら、予算が限られていることから、安全性・緊急性を考慮し、それを見ながら対応しているところでございます。

ハブ対策につきましては、学校敷地内については、ハブの餌となるネズミ等が発生しないように、PTA作業等で出た草木を放置しないよう学校へ通知しております。また、通学路のハブ対策といたしましては、ハブによる咬傷を防ぐため、看板設置などの注意喚起や視認性を確保するための除草が有効だと考えているところであります。昨年度、伊良波小学校及び中学校のPTAから要望のあった通学路となっている階段につきましては、定期的に除草管理を行い、環境整備に努めてまいりますと考えているところでございます。

**○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一**

ありがとうございます。伊良波小学校のPTA会長と教頭先生にお話をお聞きしたんですけれども、約2か月前、4月頃、学校の敷地内で抜け殻が見つかったそうです。学校敷

地内に捕獲器を設置しているそうですが、先々週の段階では捕まっていなかったとのことでした。今答弁でありました通学路となっている階段、防災の避難通路でもありますけれども、その周りの草刈りは、以前はPTAの方で草刈りをやっておられたんですけれども、現在は市のほうでやっていたということには大変感謝しているとおっしゃっていました。

その階段の手すりなんですけれども、地面から下半分だけとかでもネットや金網等を張って、ハブが侵入できないような対策ができないのか、お伺いします。

**○ 教育部長 赤嶺太一**

お答えいたします。

確かにハブは抜け殻があると子どもたちも心配するなと思っているところではありますが、今階段の手すりのほうにネットをつけることは可能だと考えておりますが、設置した場合、また除草作業をする際に撤去に手間がかかることや設置した状態で除草作業を行い、破いてしまうこと。また、草木の枝や強風時に穴が開くなど、やや維持管理が難しくなることが懸念されます。また、当該箇所は道幅も大分広いことから、除草を行うことで、視認性の確保に努めることでハブ対策として考えていきたいというふうに考えているところでです。

**○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一**

あと学校の境界線となっているフェンスですけれども、伸びた木がフェンスを超えてしまっていて、フェンス内に入っている場所が何か所もありましたけれども、その木を伝ってハブが学校の敷地内に侵入するという可能性が高いと思います。そのフェンス付近の除草が重要なかなと思ったんですけれども、例えばフェンスから1メートルの範囲内の除草を

徹底するとか、大変な作業であることは十分承知しておりますが、子どもたちの安全のために市のほうで、できる範囲での対応を引き続きよろしく願いいたします。

(イ)市民からの問合せに対する教育委員会の対応について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校の環境整備に係る市民からのお問合せにつきましては、すぐ現場を確認するとともに、学校現場の意見等を踏まえ、安全性や緊急性の観点から実施の是非、実施時期を検討し、予算要求等をした上で対応してまいっておりますし、今後もそうしたいと考えているところです。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

今回PTA会長が言っていたのは、教育委員会にこういったことを要望したら、なかなか返事が遅いということと言われていて、午前の長嶺吉起議員の質問に対する答弁でもありましたけれども、学校施設の保全等の要望が大分多いことは承知しておりますけれども、「今現在はこういった状況で、しばらく待ってくださいね」とか、そういった連絡があれば向こうとしては安心できるから、「そういった連絡でもほしいな」ということはおっしゃっていたので、その辺はぜひよろしくお願いいたします。

③瀬長島の環境整備について。

私は、瀬長島の環境整備は本市にとって非常に優先度の高い課題だと思っておりますし、また市民もさらなる瀬長島の発展に期待をしていると思います。コロナ前は年間300万人以上の方が来島し、にぎわいを見せていました。また、最近から観光客や地元の方も多く訪れ、以前のにぎわいに戻りつつあります。

しかし、環境整備に関しては、まだ多くの課題があると思っています。

(ア)これは瀬長島漁港に関してですが、漁港内の浚渫について伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

瀬長の船だまり場については、昭和62年4月に建設され、同時に船だまり場の航路の浚渫も行われております。また、平成10年には船だまり場及び航路の浚渫を沖縄県土地開発公社にお願ひし、約5,000万円の予算を投じて行われております。同船だまり場については構造的に土砂が体積しやすく、定期的に浚渫をしなければ利用できない状況となっております。市といたしましては、定期的に単独費で数千万円以上もの予算を投じることは厳しいものと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

やはり多額の予算が必要とのことで、かなりハードルが高いとのことですが、干潮時に漁港内で船の底がたまった土の上に乗っているような状態も見ましたが、漁港の方が言うには、2メートルぐらい土がたまっているのではないかということをおっしゃっていました。例えば漁業に関することではなくて、瀬長島付近で水難事故が発生した際に、瀬長の漁港から救助艇というんですかね、救助をする船を出したほうが明らかに早く現場に着くと思います。与根漁港のほうからだと、約20分ぐらいかかるそうです。その際に漁港内にたまった土のせいで、この救助艇が出られないようなことがもし起これば、人命にも関わることですので、そういったことも踏まえて今後再検討をしていただきたいなと思います。これは要望ですので、答弁は結構です。

(イ)船だまり場整備について伺います。

平成28年第4回豊見城市議会定例会において、陳情第1号 瀬長島に観光拠点漁港の整備についてが賛成多数により採択されており、その際に当時議員であった徳元市長も賛成しておりますが、現在どのようにお考えなのか、お伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

既存の与根漁港が、糸満漁業協同組合瀬長支部及び与根支部が保有する漁船が収容可能な漁港として整備が行われていることから、新たな船だまり場の整備については補助事業の導入が困難であることや、整備を行うことで両支部の漁船数を見込んで整備した与根漁港の施設規模が過大と判断される状況でございます。よって、現時点での瀬長島への新たな船だまり場の整備計画はございませんので、ご理解をお願いいたします。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

この船だまり場に関しては大分無理のような答弁でありますけれども、瀬長島、瀬長支部の方たちが長年訴えておられることなので、こちらのほうも何とか再検討することを視野に入れていただきたいと思います。

(ウ)観光拠点整備の進捗状況について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

瀬長島の環境整備に関しまして、平成25年2月に瀬長島観光拠点整備計画を策定し、整備を行っているところであります。当該計画の下で行った整備につきましては、ある一定の区切りを迎えているというふうに認識しております。瀬長島につきましては、来島者数が平成24年度から令和3年度までの10年間で

約3倍に増えていることや、民間事業者による新たなホテル建設が進められていること、琉球温泉瀬長島ホテル事業者から当該ホテルの増床計画が提案されるなど、近年観光地としての認知度が高まるとともに、さらなる活性化への取組が求められております。このことから、瀬長島を取り巻く環境の変化等を踏まえ、さらなる瀬長島全域に係る観光拠点機能強化の検討が必要であると認識しており、瀬長島の新たな開発と現状課題の解決に向けた今後の取組のための調査研究を行うため、瀬長島機能強化検討委託料を6月議会の補正予算に計上しているところであります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

前向きな答弁、ありがとうございます。

次、(エ)観光収入目標値について伺います。これは瀬長島に限っての質問です。

○ 総務企画部長 内原英洋

瀬長島に限っての観光収入ということは実際のところ把握しておりませんが、今後、先ほども言いましたように今年度、本市の観光振興の新たな指針となる第2次豊見城市観光振興計画の策定業務を行ってまいりますので、その策定の業務の中で観光収入の見える化や目標達成に向けた方策等を検討していきたいというふうに考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

これほどロケーションがいいのは県内でもトップクラスだと思いますし、またその瀬長島が豊見城市にあるということはとても恵まれていることですので、現在でも素晴らしい島ですが、さらに瀬長島の魅力を引き出して、豊見城市にとって大きくプラスになるような取組を引き続きよろしく願いいたします。次の質問に移ります。

(2)道路行政について。



①市道257号線（おなが橋）の翁長側の歩道整備について伺います。翁長側というのは市道203号線のことです。お願いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

市道257号線は県道256号線から豊崎地区に結ぶアクセス道路として位置づけされており、本路線は豊崎小学校や現在建設中の豊崎中学校の通学路として安全な道路整備が必要とされており、ご質問は市道203号線の歩道整備についてのこととして答弁いたします。当該箇所は市道257号線の取付道路として整備していることから、歩道設置は行っておりません。当該箇所につきましては、路肩部分にポストコーン等を設置し、歩行者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ポストコーンというんですか。ポストコーンを設置するというので安心しました。歩道の整備はすぐにはできないですけれども、それで応急処置的なのということよろしいでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

ポストコーンでまずは応急処置いたしまして、今後は現場を確認しながら対応策を検討していきたいと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

来年は豊崎中学校も開校しますし、子どもたちも今以上に多く利用すると思いますので、予定どおりよろしくをお願いします。

あと、これから整備予定の市道257号線はおなが橋と同じように普通に歩道を整備するかと考えてもよろしいでしょうか。伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

市道257号線につきましては両側歩道がつきますので、おなが橋同様に県道向け、両側歩道がつくことになっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

では②市道41号線の進捗状況、今後のスケジュールについて伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道41号線の整備計画につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、平成24年度より事業に着手し、令和7年度の事業完了を目指し取り組んでおります。今後のスケジュールといたしましては、令和5年度に道路一部区間において改築工事を行うとともに、引き続き未買収用地の交渉に努めたいと考えております。なお、令和4年度末時点の進捗状況といたしましては、事業費ベースで85.8%となっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

すみません。もう一度、ちょっと聞き逃したかもしれません。令和7年度に完成予定ということですか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

現計画では事業完了年度を令和7年度としております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

では③県道東風平・豊見城線エコシティ渡橋名入り口の信号機設置について伺います。以前にも質問しましたが、そのときの答弁では警察署に要請書は出しているとのことでしたが、その後の進捗をお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

県道東風平・豊見城線エコシティとはしな入り口の信号機設置につきましては、これまでも地域住民から要望があり、本市で平成29年度から豊見城警察署に対して信号機・横断歩道設置等要望書の中で要請を行っております。また、令和3年5月に、エコシティとはしな自治会から信号機の早期設置について強い要望がございましたので、同月、市から豊見城警察署へ、エコシティ渡橋名自治会入り口交差点の信号機の早期設置について、要望書を直接手渡しております。令和3年6月には、豊見城警察署から沖縄県警察本部へ、当該交差点への信号機設置について申し入れたとの報告を受けている状況となっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。前回の質問の中でも、この県道東風平・豊見城線の道路の整理がちゃんとされた後にしか設置ができないような答弁があったんですけども、この県道東風平・豊見城線はいつ頃しっかりとした整備が完了するのか、お伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時21分)

再 開 (14時22分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

県道東風平・豊見城線の完成につきましては、大変申し訳ありませんが、現在確認はできておりません。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。市内いろいろ道路行政、予算の問題等もありますけれども、優先順位もしっかり見極めて進めていただきました

と思います。

では(3)下水道整備について。

渡嘉敷ハイツを含む渡嘉敷地域の下水道整備の今後の見通しについて伺います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

渡嘉敷ハイツ地区の下水道計画につきましては、上田地区に含まれる形で昭和57年2月の那覇広域都市計画下水道事業全体計画として位置づけられ、その後、平成18年2月に事業認可区域として位置づけがされております。次に渡嘉敷地区の下水道計画につきましては、平成11年11月に同事業の計画変更として、全体計画区域に位置づけられております。渡嘉敷地区の計画された背景としましては、当時の豊崎埋立地と伊良波汚水中継ポンプ場及び渡橋名汚水中継ポンプ場と併せて、市街化の著しい既存集落として字与根、伊良波地区などとともに渡嘉敷地区が追加されております。しかし事業認可区域としては、まだ位置づけはされておられません。本市における現在の下水道計画につきましては、西海岸地域の汚水処理需要の増加に伴い、伊良波汚水中継ポンプ場から高安橋付近まで圧送増補管整備や、老朽化する汚水中継ポンプ場の改築等を優先的に進めているところでございます。今後の渡嘉敷ハイツを含む渡嘉敷地域の面整備につきましては、増補管や汚水中継ポンプ場整備の予算状況を踏まえ、整備の優先順位などを総合的に勘案して進めてまいります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。今後、この下水道の整備を進めていく上で、経営上、懸念されることは何か、お伺いします。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

本市の下水道事業は地方公営企業法の下、独立採算制を原則に経営されており、整備や維持管理に係る経費等は使用料収入により回収されなければなりません。そのためには整備後、できるだけ早く多くの世帯に接続していただき、安定的に使用料収入を得る必要がありますが、既に多くの住宅が建っている地域に下水道を整備する場合、その世帯の財産でもある浄化槽を廃止した上で接続工事費用をご負担していただくことになるため、切替えがなかなか進まないことが多々あります。そのため市としては、整備のために投資した費用の回収が遅れ、経営に影響を与えることが懸念されるというふうに考えます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。今、部長の答弁でもありましたけれども、多額の税金を投入して下水道を整備したにもかかわらず、今ある浄化槽を撤去してまでは、下水道に接続することに躊躇する方もおられるという話もあるかと思えますけれども、そうなるとして本市としては経費回収等に頭を抱えるということも理解はできますけれども、そこは下水道を望んでいる方も多くおられますので、何かアンケートなどの手段で需要の確認等を実施する方法を検討しつつ、進めていければいいのではないかなと思いますけれども、見解を伺います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

今議員がおっしゃるとおり経営の観点、または費用対効果の面からしても大事だと思いますので、接続についての意向調査等も必要であれば、検討すべきだというふうに考えます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひします。

(4) 市内在住の駐留軍等労働者について。

① アスベスト健康被害について伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

石綿、アスベストには建築材料、ビニール床タイル、ペイント塗料等の使用方法があります。そのアスベストによる健康被害には、仕事中により接触した労働者だけでなく、労働者が持ち帰った作業着等についたアスベストを吸い込んだ家族なども病気になることがあります。アスベストによる病気には中皮腫や肺がん等があり、非常に長い期間がたつてから発症するなどの特徴があります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

アスベスト被害に対する支援について伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

アスベストによる健康被害は、仕事により発症したときは労災補償の対象となりますが、それ以外の被害者を迅速に救済するためにアスベスト健康被害救済法が制定され、この法律により、労災補償の対象とならない周辺住民などに対して救済給付が支給されるとともに、労災補償を受けずに亡くなった労働者のご遺族の方に対して特別遺族給付金が支給されます。この救済法が令和4年6月の改正により、特別遺族給付金が10年延長されるとともに、支給対象が拡大されました。こちらのお問合せ窓口は南部保健所となります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

問合せ窓口は南部保健所とのことですが、米軍関連施設で働いていた方、また駐

留軍等労働者でアスベストにさらされる作業に就いていた方が多くおられるそうです。そういった米軍関連施設で働いている、また働いていた方の離職者対策県民のアスベスト被害救済の拠点相談窓口として、一般財団法人沖縄駐留軍離職者対策センターという施設がありますけれども、現在、豊見城市内で米軍関連施設で働いている方は何名おられるのか伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時30分)

再 開 (14時33分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

②の質問の後に再質問に回したいと思いません。お願いします。失礼しました。

この沖縄駐留軍離職者センターは、離職者に対する無料職業紹介や職業訓練についての相談、また自営業を希望する離職者に対しては営業種目、資金及び経営についての相談やその他生活相談、そしてアスベスト被害に関する相談が主な事業内容になっています。当センターは補助金等で運営されており、県からの補助金が約630万円、市町村からの補助金が約760万円、全駐労、労働組合ですね。そこからの寄附金が200万円。合計、年間約1,600万円の予算額で事業活動を行っていますが、年々相談件数が増えていることなどから、現在厳しい運営状況を強いられているとのことでした。平成16年度までは豊見城市でも補助金を出していたそうですが、それ以降はストップした状態となっています。

そこで、②沖縄駐留軍離職者対策センターへの補助金について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

沖縄駐留軍離職者対策センターへの補助金につきましては、議員がおっしゃるように平成16年度までは本市においても予算のほうを計上して交付した経緯がありますが、その後確認ができていませんので、補助金の計上しなかった経緯等を今後確認していきたいというふうに思っています。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

現在、豊見城市内で米軍関連施設で働いている方は何名おられるのか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

沖縄駐留軍離職者対策センターが発行する会報によりますと、令和4年3月末現在で豊見城市の方が103名働いているとの数字が出ております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。豊見城市内でも現在103名の駐留軍等労働者がいて、退職された方も多くおられると思いますので、誰一人取り残さない豊見城市ということで、ぜひ本市でも沖縄駐留軍離職者対策センターへの補助金をよろしくお願ひしたいと思います。前向きに検討をお願いいたします。次に移ります。

(5)オストメイトについて。

オストメイトとは、病気や障害などが原因で腹部などに排泄のための開口部、人工肛門、人工膀胱を持つ方のことですが、①本市でオストメイトの方は何名いるのか伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

人工肛門や人工膀胱をつくられた方々をオ

ストメイトと称します。本市におけるオストメイトの方の人数につきましては、その障害名だけでオストメイトの方と判断することが困難であるため、オストメイトの方に実施しております排泄管理支援用具に関する給付について、その申請を行っている申請者数でお答えいたします。令和4年度から令和5年5月までの申請者は65名となっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

オストメイトの方は排泄をコントロールすることができずに、排泄管理支援用具というのを必要とするわけですけれども、現在給付支援がされていますが、②排泄管理支援用具の給付基準額の見直しについて伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

現在本市における排泄管理支援用具の給付につきましては、蓄便袋については月額8,600円、蓄尿袋については月額1万1,300円、紙おむつ等については月額1万2,000円、収尿器については男性用7,700円、女性用8,500円をそれぞれ上限額として給付を行っております。給付額の見直しにつきましては、物価高騰などの社会情勢の変化や本市の財政状況を鑑みつつ、他市の動向等も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。今部長の答弁からもありましたけれども、物価高で食料品等を含め、様々なものの値段が上がっていることも踏まえて、毎日使用するものなので、またこの給付額については、改定は自治体の裁量に委ねられているので、ぜひ豊見城市から率先して前向きに検討していただけますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わら

せていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時39分)

再 開 (14時50分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号10 (20番) 赤嶺吉信議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、赤嶺吉信議員の質問を許します。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一登壇一

市民の皆さん、こんにちは。私は城の風の赤嶺吉信でございます。今一般質問をする前に、私の隣席にいる大田正樹議員が体調不良ということで、今議会に参加できないということでもありますけれども、一日も早い回復を願って、戻ってくるように申し上げまして、通告に従って一般質問を行います。

(1)教育行政について。

(仮称)豊崎中学校の開校が令和6年4月に予定されておりますが、校区割がどうなるのか。与根地域は与根入り口から友愛病院の地域までと地域が幅広く、市民からは「校区割はどうなるの」という心配の声があります。また、字翁長も東部と西部に分かれることが予想されております。そこで次のことをお伺いいたします。

①令和6年4月開校予定の(仮称)豊崎中学校の校区割について伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊崎中学校の通学区域につきましては、豊崎小学校と同様の校区となっており、字翁長、字豊崎が通学区域となっているところであり

ます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

ありがとうございます。

確認でありますけれども、翁長は東部と西部に分かれていると思いますけれども、今の答弁では翁長、豊崎が通学区域とおっしゃっていますけれども、東部・西部、一緒になってという理解でいいですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

はい、そのとおりでございます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

質問にまいります。

これまで伊良波中学校で部活をしていた生徒、取り組んでいた生徒が、学校が分離することによって意欲の低下が懸念されますけれども、その対応についてはどうお考えですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市教育委員会といたしましては、伊良波中学校と豊崎中学校の分離する令和6年度の夏季中学校総合体育大会参加につきましては、合同チームで参加できるよう、島尻地区中学校体育連盟及び沖縄県中学校体育連盟へ依頼したところ、生徒のことを一番に考え、合同チームでの参加を認める旨の回答を得ているところであります。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

分離による意欲の低下にならないように、慎重に配置をしていただきたいと要望しておきます。

再質問であります。豊崎中学校として新しい制服をつくることになるとは思います。現在の伊良波中学校の1、2年生は既に伊良波中学校の制服を持っております。二重に制服等を購入しなければならない保護者の負担が大きいと考えることから、対応はどのように

なっているか、お伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

現在の伊良波中学校の1、2年生は、既に持っている伊良波中学校の制服も豊崎中学校で着られるよう、2年間の移行期間を設けたいと考えているところでございます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時55分)

再 開 (14時56分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

では次の質問に移りますけれども、分離後の想定される伊良波中学校と豊崎中学校のクラスの数をお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

現時点で確定はしておりませんが、想定される分離後の伊良波中学校の学級数は、普通学級が15学級、特別支援学級が3学級の合計18学級で、豊崎中学校の学級数につきましては、普通学級が12学級、特別支援学級が2学級の合計14学級となっているところでございます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

この配置については、伊良波中学校と豊崎中学校の偏りがなくクラスの配置になっていると理解してよろしいですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

そのとおりでございます。どちらも標準規模の学校になります。若干差がありますが、適正規模になっているものだと考えているところでございます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

では次の②に移ります。校区予定地域に対する説明会の開催状況についてお伺いをいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

校区予定地域に対する説明会につきましては、令和4年度に字翁長、字豊崎、県営翁長高層、字与根の合計4つの自治会に対し、実施をしているところでございます。説明会では事業スケジュールや施設概要の説明、通学区域案について説明を行い、意見を伺っているところであります。通学区域案につきましては、当初、分離母体校である伊良波中学校と分離新設校の豊崎中学校で将来的な生徒数や教室数の均衡が取れるよう、豊崎小学校の通学区域に字与根を加えた形で検討を行っており、説明会においてもその案で意見を伺ったところであります。字与根地域からは、座安小学校に通う児童が伊良波中学校と豊崎中学校に二分されることに対し、不安の声が多く上がりまして、従来どおり伊良波中学校に通学したいとの意見が多数あったこと。また、字与根地区が伊良波中学校に通学した場合でも、現時点では生徒数、教室数に著しい偏りが生じないことから、豊崎中学校の通学区域は豊崎小学校と同一の通学区域とする結果となっております。また、説明会の開催回数につきましては、豊崎小学校と同一の通学区域である字翁長、字豊崎、県営翁長高層地区に対しては全1回。字与根地域に対しては全3回の説明会を実施しているところでございます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

4つの自治会を中心に説明会を行ったということでありまして、その説明会に参

加をされた父兄はどの程度いらっしゃったのか、お伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

字与根地区を対象とした説明会に参加した人数につきましては、1回目、令和4年4月10日開催が14名。2回目、令和4年6月22日開催が9名。第3回目、令和4年7月23日開催が23名。延べ46名ということになっております。また、説明会の時点、令和4年の時点で、字与根地域から座安小学校へ通っている児童は全体で49名。座安小学校が全体で499名でありましたので、児童の約10分の1になります。伊良波中学校の1年生が8名ということになっております。対象となる児童・生徒の保護者の参加は、全てについて出席された方については確認できませんが、3回目の説明会の際に与根子ども育成会が実施したアンケート結果を頂いておりますので、おおむね意見は確認できたものと確認をしているところであります。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

説明会の中で、豊崎中学校を望む父兄も生徒も少なからずいたと思いますけれども、その豊崎中学校に行きたいというお子さんがいたとして、今回道路行政の質問に入れていまして、市道204号線が通学路として設定できれば、もしや豊崎中学校に行きたいという親子さんもたくさんいたというふうに考えますけれども、そういった豊崎中学校を望む生徒、父兄は何名いらっしゃったのか。答えがあるのであれば、一度聞きたいです。

○ 教育部長 赤嶺太一

分かる範囲内でお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど答弁いたしました与根子ども育成会が実施したアンケートの資料によりますと、

47名中3名の方が豊崎中学校を希望するとの回答でありました。基本的には3回の与根での説明会について、その協議資料等について確認させていただきましたが、多くの保護者の方からは、やはり与根はこれまでずっと伊良波校区のほうに通っていると。要するに伊良波のほうに通っているの、これは気持ちとしては豊崎に行くところにはならないんだというふうな気持ちが多く意見があった、主だった理由はそこだったというふうに理解しております。確かに一部、議員がご指摘の道路について歩道がないことや、それを理由としてやはり通えないというふうな意見があったことは事実であります、大勢といたしましては今通っている座安小学校、あと伊良波中学校のほうに通わせたいという保護者の意向が強かったものだと理解をしているところであります。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

こういった区割り子どもたちが不安に陥って、いじめや登校拒否につながるやもしれないというふうに心配するところでありませけれども、ぜひこの区割りについては慎重に生徒たちの意向を一に考えてあげて、しっかりとした区分け、学校分離ができるように取り組んでいただきたいというふうに思っております。

この区割りについてはいいんですが、現在工事がされている豊崎中学校ですか、いつ頃できるかということで質問もありましたけれども、大変気になっていると思うんです。この区割りについてはほぼ答えてもらいましたが、学校の開校に向けての説明会はまだやっていないと思うんです。それについてはどのようなお考えなんですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

議員ご指摘のとおり、やはりこれから通われる方についてはいろいろな心配があることだと思っております。7月上旬には保護者を対象として説明会を開催する予定となっております。その中で今豊崎中学校の工事の状況とか、あと校章だとか校歌の取組、あと制服等の取組状況についても説明をしながら、いろいろな意見を伺ってまいりたいと考えているところであります。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

教育部長、ありがとうございます。

次に、(2)道路行政についてお伺いをいたします。

市道204号線の整備については、設計は完了しておりますけれども、めどが立っていない状況であります。以前質問したときに、補助での整備路線は計画を含めて30か所あるという答弁でありました。整備の優先順位をつけて整備をしていくと聞いておりますけれども、そこで次の質問を行います。

①市道204号線の工事着手時期についてお伺いをいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

市道204号線につきましては、令和5年度より社会資本整備総合交付金を活用し、本路線の整備に向けた地積測量図作成業務の発注を予定しております。その後、用地買収及び物件補償を行い、令和7年度頃からの工事着手に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

次の質問に入ります。

②市道204号線については、豊崎中学校(仮称)の通学路となりますが、先ほど話もしましたが、現在、歩道もなく幅員が



狭い状況であるため、整備の優先順位を上げる必要があると考えますけれども、当局の見解をお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

市道204号線につきましては、ご指摘のとおり歩道のない路線となっており、整備の優先順位は高いと考えております。本路線は市道10号線、沖縄電力与根変電所前の交差点から県道249号線、トーエイ豊見城店前の交差点までの延長約400メートルの道路改築工事に向けて、平成26年度に詳細設計を行っていましたが、その後、他の市内道路の優先整備の観点から休止路線となっておりました。令和4年度までに与根地区における土地区画整理地区内の道路整備に一定のめどがついたことから、優先順位を上げ、令和5年度より社会資本整備総合交付金を活用し、本路線の整備に向けた地積測量図の作成業務の発注を予定しております。その後、用地買収及び物件補償を行い、令和7年度頃からの工事着手に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

経済建設部長、確認なんですけれども、物件補償が大分時間がかかりますよね。物件補償が終わった後に、令和7年頃に要するに着工するという事なんですけれども、あまり時間のかからない用地買収で、短期間で終わったときには、この工事着手というのは移動すると考えていいのか。令和7年度ではなくて令和6年度の後半にやるとか、そうした移動はあるんですか。どうですか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

用地買収等の契約等が早く進めば、その分

工事は進捗が可能と考えておりますので、令和7年度を待つことなく、事業を早めて工事がスタートできるものと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

では市長にお伺いをいたしますが、私はこの市道204号線については何度か質問をしております。その市道204号線が整備できることで、今回令和6年度に開校する豊崎中学校の子どもたちの安全も確保できるものだと確信をしております。

そこで、何度も言いますけれども、優先順位を上げて整備をする必要があると思えますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

○ 副市長 大城正

先ほど経済建設部長からも説明がございましたけれども、市道204号線については平成24年度に事業採択されて約10年間、休止状態でした。その当時、私もちょっと関わっていた関係もありまして、かなり思い入れのある路線でもあります。確かにかなり狭隘路線で、交通量は多くて、本当に危険な状態というのは十分認識しております。今後は早期用地買収、物件補償に取り組んで、早めな工事進捗を図れるように努めていきたいと思っておりますので、優先順位は社会資本整備でとりあえずそのまま上げていこうというふうに考えていますので、早期完了に向けて取り組んでいくように対処してまいります。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

副市長、どうもありがとうございます。私もこの市道204号線、去年でしたか、市道257号線、豊崎小学校から高架橋が接続されて、市道203号線まで取り付ければ、おおよそその道路のインフラ整備は終わっているのかなというふうに思っておりますので、ぜひ全力を持って取り組んでいただければ、市民の

皆様方が喜ぶインフラ整備ということで期待をしておりますので、よろしく願いをいたします。では次に参ります。

(3)文化財保護行政についてであります。

①瀬長グスク（瀬長島）にパワースポットがありますけれども、PRする計画についてお伺いをいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

議員ご質問のパワースポットと呼ばれる場所を確認しましたところ、ガジュマル等の樹木が大きな石を抱くように生息しており、瀬長島観光拠点整備計画のキャッチフレーズ「隣の楽園」を連想することができるような場所でした。令和3年度に実施した瀬長島観光拠点整備事業目的達成度調査では、瀬長島への来島者数が314万人となり、瀬長島の観光地としての認知度が高まってきているものと考えております。現在、民間事業者による新たなホテル建設が進められていることや、琉球温泉瀬長島ホテルの増床計画を事業者から本市へ提案されているものの、交通渋滞等の懸念事項がございますので、瀬長島を取り巻く環境の変化及び平成19年度の瀬長島市有地の有効活用に関する答申の内容等を踏まえ、瀬長島全域に係る観光拠点機能強化の検討が必要であると認識しているところがございますので、同計画の中で瀬長島の観光ポテンシャルを高めて行けるような対策を進めていきたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

総務企画部長、どうもありがとうございます。

私も先日、南城市の斎場御嶽、うるま市の宮城島にありますパワースポット、龍神風道というパワースポットがあります。大変大が

かりなパワースポットではなくて質素な、その龍神風道というところは駐車場の一角にあって、その隣にはぬちまーすという塩を作る工場があるんです。そこを開拓するときに出てきた御嶽でありまして、パワースポットでありまして、大変質素なんですね。だから部長がおっしゃるように観光のポテンシャルを上げるためには、今瀬長島のホテルの上のほうにしっかりとあります。階段も造られて、そんなに予算がかかるようなところではないと思っっているんです。議員の皆さんも、そのパワースポットに行かれた方がいるのであれば理解もいただけると思いますが、私は観光の拠点として瀬長島をあれだけ盛り上げているわけですから、観光客数が314万人と言っておりますよね。しっかりと根づいているわけですよ、瀬長島に。だから、そのパワースポットをもっと有効活用してPRできれば、もっともって瀬長島の雰囲気が変わってくるのではないかなと思っておりますので、今部長のおっしゃった答弁の中で、ポテンシャルを高めて有効対策もするということは、今後このパワースポットをPRしていくと、私はそういうふうに捉えていますけれども、それでいいですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

瀬長島全域に係る観光拠点の強化につきましては、今後瀬長島の観光拠点機能強化検討業務委託事業がありますので、その中で含めて全体的に検討していきたいというふうに考えています。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

よろしく申し上げます。では次に参ります。

②私どもの数珠森（ジジムイ・ジジモー）に拝所が4つありますけれども、そのうち2か所が大雨の災害で埋まっている状態であり

ます。それでお伺いしますけれども、実態調査の実施と原状回復のための予算措置はできるのか、お伺いをいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

各地域に所在する拝所等の文化財につきましては、先人たちが歩んだ歴史・文化を今日に伝える遺産であると認識しているところがあります。豊見城市文化財保護条例第3条では、文化財の所有者等の心構えとして、文化財を大切にしなければならないとあることから、文化財の保存・管理につきましては、その所有者や管理団体が担っていくこととなります。議員お尋ねの数珠森のある拝所についても同様の状況であると認識しております。豊見城市文化財保護条例第4条等により、指定を受けた文化財に関しては、管理または修理に関して予算の範囲内で補助することが可能ですが、同拝所につきましては同条例等に基づく指定を受けた文化財ではないため、予算措置は難しいものと考えているところでございます。実態調査等につきましては、地権者からの同意が得られれば、必要に応じて実施を検討してまいります。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

教育部長、どうもありがとうございました。地権者の同意と確認が取れたら検討するというところでありますので、この地域には拝みをする方が大勢来るものですから、ぜひとも整備が必要だなというふうに思って、この質問をしたわけでございます。文化財の保護については、与根自治会もあちらこちらに「文化財は豊見城市の宝ですよ」という標柱が建てられている状況なんです。ここもしっかりと埋まっているわけですから、市民に知らしめるためにも、ぜひ復旧したいという思いが

ありますので、ぜひその際はお力を貸していただきますようお願いを申し上げます。では次に参ります。

③文化財保護のための予算について、令和5年度から過去の経緯についてお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えをいたします。

文化財保護のための予算につきましては、過去5年間、令和元年度から令和5年度まで主な予算についてお答えをしたいと思います。文化財保護のための予算といたしましては、文化財保護費、埋蔵文化財確認調査事業費、一括交付金事業費等が挙げられます。これらの事業費の中で主な事業といたしましては、文化財保護費といたしましては文化財標柱設置事業、先ほど議員がおっしゃられた標柱事業です。これは令和2年度に市内全字に設置が完了しております。あと歴史民俗資料展示室での企画展、これは慰霊の日関連、新収蔵品展、豊見城グスク速報展、市制施行20周年記念展示会等が予算を使って実施されております。また、豊見城市の文化財、豊見城市の戦跡、豊見城市の文化財ガイドマップ等も発刊しているところでございます。その他、市指定文化財である真玉橋遺構の清掃業務の委託契約を、真玉橋自治会の協力を得ながら結ばせていただいているところであります。また、埋蔵文化財確認調査事業費といたしましては、文化庁から補助を受け、平成26年度から継続しております豊見城グスク範囲確認調査事業を実施しているところであります。その他、瀬長グスク範囲確認事業、保栄茂グスク範囲確認事業等も文化庁の補助を活用し、平成24年から25年度に調査を行ってまいりました。一括交付金事業費といたしましては、

これまでに組踊継承事業として、組踊「雪払」の台本復元をした後に上演を行っております。また、市内8小学校では組踊鑑賞会を開催し、組踊「執心鐘入」を上映しているところでございます。

豊見城市内文化財案内板設置事業として、また市内25か所の文化財に文化財説明板、これは石のほうに説明板をくっつけている立派なものなんですけれども、その設置を行い、説明板までの工程を示す文化財案内表示板設置事業として案内表示板を67基、設置いたしました。これは道路のつじつじに、「この方向に行くと、この文化財がありますよ」という表示です。また、その柱のところにはQRコードのシールも貼り付けまして、そこを携帯電話で見ますと、この文化財等の情報にたどり着けるといいうところも進めているところでもあります。またその他、平成27年度にはしまくとぅば普及小冊子作成事業、平成26年度から平成30年度にかけて饒波の龕の修復事業、平成29年から30年度にかけて戦争体験等映像化事業等も一括交付金を活用し、事業を展開してまいっております。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

部長、どうもありがとうございました。

多くの文化事業を行っているということが分かりましたけれども、1点だけですね、市の文化財保護のための標柱が令和2年度に市内全域に設置が完了したとおっしゃっていますが、私の自治会でも2、3か所、設置されていないところがあります。今後また各字のところも確認の上、もしそういった設置ができていないところが確認できたら、それは事業費を投じて設置してもらえますか。どうですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

先ほど申し上げました標柱事業につきましては、市内各地に点在している拝所や井戸、シーサーなどを対象に、その名称を表示し、広く周知することとともに関心を持ってもらう目的で、141本設置しているところでございます。特に明確な設置基準があるということではありませんが、各地域が古くから生活の中で大切に守り伝えてきた御嶽や井戸などの聖地をはじめ、シーサーや記念碑など歴史的・文化的遺構を対象に設置可能な場所、あるいは地域から設置要望があったものなどを対象に設置してきております。今後地域からの設置要望があった場合につきましては、予算面、対応の優先順位等も検討しながら、地域と連携を図って対応を考えてまいりたいと思っております。ちなみに、今与根のほうでは5件、土帝君、ジジガー、ニイヤ、ウフガー、龍宮神の5か所に、その標柱が設置されているところでございます。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

ありがとうございました。では次に参ります。

④ハーリー大会、とみぐすく祭りの開催内容についてお伺いをいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

とみぐすく祭りにつきましては、令和元年11月に開催して以降、令和2年度から令和4年度の3年間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から中止となっております。令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の分類が第5類に移行されたことに伴って、イベントも日常的に実施することが可能となりました。第37回とみぐすく祭り・第8回とみぐすく産業フェスタを令和5年11

月11日及び12日の2日間の日程で開催することが決定しております。具体的な祭りの開催内容につきましては、今後実行委員会で決定されていくこととなりますが、決定次第、市としても市広報紙やホームページ等で周知を行い、祭りの開催を盛り上げていきたいと考えております。ハーリー大会につきましては、令和5年7月23日日曜日に4年ぶりとなる開催を行う予定と伺っております。現在は大会の開催に向けて、参加者の募集等が行われていると伺っております。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

私がこのハーリー大会の開催についてと質問したのは、今年度の4月時点までにハーリー開催ができるかという大きな課題があったというふうに認識しているんです。やはり600年の歴史のあるハーリー大会ですから、この開催をするに当たってハーリーをする部署、適材適所といたしますか、その編成をしっかりとっておかないと、今年度はいいんですが、来年度はどうなるかという心配があるんです。だからその編成、この適材適所、誰がどれをするという具体的な説明があれば伺いたいと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今年度は観光協会を事務局とした実行委員会形式で開催を予定しておりますが、今後につきましては今年度の開催状況を踏まえ、関係機関と協議して、しっかり検討していきたいというふうに考えております。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

よろしく願いをいたします。次に行く前に、観光協会から参加者が今13チームしかいないと。60チームぐらいを想定しているんだけれども、13チームしかいないということで

お伺いしておりますので、議員各位の皆さん、また執行部の皆さんも学校、中学校にも知り合いがいるのであれば参加を求めて、大きな大会にさせていただきたいというふうに協力を願って投げておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次は、(4)水産業振興についてであります。

近年は大型台風や大雨による近海の濁り等により、漁獲高に大きな影響が続いている状況であります。

そこで①漁業従事者と漁獲高について、引き上げるための対策と取組について市の見解を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

漁業従事者の漁獲高を引き上げるための対策と取組につきましては、現在補助事業である漁業再生支援事業を活用し、与根、瀬長漁業集落が様々な取組を行っております。取組の内容といたしましては、地域の子どもたちに海に関心を持ってもらうため、船に乗船してもらい、沖合での魚の稚魚放流や漁獲量に影響をもたらしているサメ駆除及び小魚等が身隠れする魚礁の設置などを行っております。また、販路拡大の取組として、魚の直売会も実施しております。漁業再生支援事業については、これら以外の活動についても取り組むことができることから、今後も引き続き漁業集落と意見交換を行いながら、漁業従事者の漁獲高を引き上げるための活動を模索し、検討してまいりたいと考えております。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

ぜひ漁獲高向上にしっかりと取り組んでもらいたいと思っております。

時間がありませんので、②に行きます。陸上の養殖について実施する考えはあるか、お

伺いをいたします。

○ 総務企画部参事監 大城 智

お答えいたします。

本市第5次総合計画、施策分野3-2水産業の振興においては、今後の取組方針としまして新たな水産業の振興が掲げられており、与根漁港内に養殖業者や加工業者を誘致し、水産業の6次産業化や加工品開発に取り組むことと位置づけされております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

陸上養殖については6次産業に向けてやるということですので、この6次産業も各地域で成功している陸上養殖に取り組むことで、与根にあります観光交流施設の活性化と、漁民の所得向上につながっていく絶好のチャンスだと思っておりますので、ぜひ取り組んでいただきたい。

また、最後になりますけれども、波平邦孝議員が朝1番目で言うておられました農業基盤整備、ハウス事業の補助事業に対して質問がありましたけれども、水産業も同様にそういった補助メニューがあれば、一堂に補助金の獲得に力を入れてもらって、農水という形で活性化に向けて市長、取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は6月21日、午前10時開議といたします。ご苦労さまでした。

散 会 (15時34分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員 (21番) 宮 城 恵

署名議員 (22番) 仲 田 政 美

— 令和5年第4回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第4号）

令和5年6月21日（水）





令和5年第4回

豊見城市議会（定例会）会議録（第4号）

令和5年6月21日（水曜日）午前10時開議

出席議員 20人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(15番) 要 正悟 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員

欠席議員 2人

(3番) 新垣 繁人 議員	(19番) 大田 正樹 議員
---------------	----------------

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主査 大城 利枝
次長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	瀬 長 盛 光	総務企画部長	内 原 英 洋
市 民 部 長	上 地 五十八	福祉健康部長	久手堅 勝
こども未来部長	森 山 真由美	都市計画部長	嘉 川 聡 子
経済建設部長	城 間 保 光	上下水道部長	大 城 堅
消 防 長	高 良 寛	教 育 部 長	赤 嶺 太 一
総 務 課 長	上 原 元 樹	秘書広報課長	具 志 智 香
管 財 課 長	大 城 光	企画調整課長	東上里 豊
生活環境課長	国 吉 有 貴	保 護 課 長	大 城 史 貴
障がい長寿課長	比 嘉 徹 夫	健康推進課長	大 城 泰 子
こども応援課長	安谷屋 元	子育て支援課長	喜如嘉 依 子
保育こども園課長	屋 宜 圭 太	道 路 課 長	大 城 英 貴
教育総務課長	赤 嶺 渚	学校教育課長	金 城 徹
学校教育課参事 (指導主事)	吉 田 順 太	生涯学習課長	大 城 武
文 化 課 長	浜 本 亨		

本日の会議に付した事件

日程第1.	会議録署名議員の指名
日程第2.	一般質問

令和5年第4回豊見城市議会定例会議事日程（第4号）

令和5年6月21日（水） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に宜保龍平議員、長嶺吉起議員を指名いたします。

一般質問に入る前に真栄里保議員より、昨日の一般質問中における発言の訂正を行いたいとのことありますので、真栄里保議員の発言を許可いたします。

○ (13番) 真栄里 保議員 —訂正—

昨日6月20日、一般質問において発言をしました、「市の職員は生産性が低い、効率性が悪いということになるんですよ。市の職員を直接雇用することは生産性が低いということになるんですよ」との発言を、「市の職員は生産性が低い、効率性が悪いということと捉えられかねない。市の職員を直接雇用することは生産性が低いということと捉えられかねない」への発言に訂正いたします。

○ 議長 外間 剛 —許可—

ただいまの発言訂正につきましては、議長において許可いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号11 (5番) 新垣龍治議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、新垣龍治議員の質問を許します。

○ (5番) 新垣龍治議員 —登壇—

皆さん、おはようございます。一般質問3日目、1番目の日本共産党、新垣龍治でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは早速ですが、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

はじめに、(1)生活保護行政について。

①本市の生活保護の状況について以下を伺います。

(ア)申請件数についてお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

おはようございます。お答えいたします。

生活保護の申請件数につきましては、令和2年度156件、令和3年度141件、令和4年度175件となっております。

○ (5番) 新垣龍治議員 —再質問—

それでは、(イ)受給世帯及び実人数の推移についてお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

受給世帯及び実人数につきましては、令和2年度637世帯796人、令和3年度680世帯839人、令和4年度716世帯867人となっております。

○ (5番) 新垣龍治議員 —再質問—

ありがとうございます。

申請件数についても令和2年度よりかなり増えているということと、受給世帯、実人数についても増え続けている。そういう状況が分かりました。

今回この質問をしたのは、今年3月定例会

の予算決算特別委員会の中で、この世帯数に対するケースワーカーの人員がどうなっているかということでお聞きしたところ、法定の人数より少し足りていない状況があるということが分かりましたので、生活保護行政がしっかりと運用できているかどうか、そういう意味での質問となります。

続きまして、②ケースワーカーについて以下をお伺いします。

(ア)業務の内容をお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

生活保護のケースワーカーは、社会福祉の分野で重要な役割を果たしています。ケースワーカーは生活困窮者や社会的弱者に対して生活保護制度を利用するためのサポートを提供し、主な業務には次のようなものがあります。

1つ目にケース管理としまして、ケースワーカーは生活保護を必要とする人々のケースを管理します。これには申請書類の受付や処理、必要な情報の収集、ケースの評価などが含まれます。2つ目に面談と評価。生活保護を受ける資格を持つかどうかを判断するために、申請者と面談を行います。ケースワーカーは個別の状況やニーズを評価し、適切な支援策を提案いたします。3つ目に支援の提供としまして、生活保護受給者の家庭訪問や面接を行い、家族構成、収入、住宅などの生活実態を把握し、必要なサービスや支援を提供いたします。例えば住居の手配の支援、医療や精神保健のサービスの紹介、雇用機会の提供などが含まれます。最後に4つ目ですが、制度の説明と啓発としまして、生活保護制度や関連する福祉サービスについての情報を提供し、申請者や受給者に対して啓発活動を行います。ケースワーカーは、個々の

受給者の状況に応じて適切な支援を提供するために専門的な知識の習得、情報収集や連携が重要な役割となります。生活保護受給者が生活を維持し、自己の力で社会参加を果たせるよう、自立に向け支援することが求められております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。今、ケースワーカーの内容について細かく説明いただきました。

それでは、(イ)現在の1人当たりのケースワーカーの担当件数をお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

ケースワーカーの担当世帯件数につきましては、5月1日現在でございますが、平均91.5世帯となっております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

それでは再質問です。

今、平均91.5世帯ということで答えてもらいましたが、社会福祉法第16条では、担当件数について法定で基準が定められていますが、それに照らして、現状では足りているのかいないのか、どうでしょうか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

社会福祉法第16条に基づく現業員数にあつては、市の設置する福祉事務所にあつて非保護世帯数の数が240以下であるときは3とし、被保護世帯の数が80を増すごとに1を超えた数と規定されていることから、本来であれば9人必要でございますが、現在育休職員が1人おり、1人不足している状況でございます。これにつきましては、現在専門職の会計年度任用職員の採用に向けて調整を図っているところでございます。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。1人、現状足りない状況ということで、配置を進めているということでした。

では、現在ケースワーカーで頑張っている皆さんの中で、一番担当件数が多い数としてはどのぐらいになるのでしょうか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

ケースワーカーの中で担当世帯数が最も多い件数につきましては、97世帯となっております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

80が目安の中で最大97世帯ということで、先ほどの業務の内容からして、それぞれ個別的にいうと事務作業等もかなり負担になっていると思いますので、早めの人員配置をお願いしたいと思います。

続いて、③に移りたいと思います。生活保護法施行事務監査について以下をお伺いします。

(ア)監査の目的についてお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

監査の目的につきましては、沖縄県の定める令和5年度生活保護法施行事務指導監査実施要綱の目的において、実施機関における生活保護の運営実施の適否について、関係法令等に照らして個別具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講じさせ、もって要保護世帯の適切な処遇を確保するとともに、生活保護行政の適正かつ効率的な運営を確保することを目的とするとされております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

適正な保護行政ができているかどうかということが目的なのですが、(イ)本市において監査での指摘事項はあったのかどうかお伺い

します。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

令和4年度の監査における指摘事項についてでございますが、当該年度においては4件の個別ケースにて是正指示がございました。内容につきましては3つに分類され、資産関係及び収入認定に係るものが2件、稼働、病状把握に係るものが1件、援助方針、生活実態把握に係るものが1件でございます。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

計4件、指摘事項があったということなのですが、具体的にはどのような指摘だったのでしょうか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

まず資産関係、収入認定についての指摘事項で資産申告書及び収入申告書を少なくとも12か月ごとに徴取しないといけないが、当該ケースは施設入所者であるため、金銭管理者である主の元妻への収入申告書及び資産申告書の提出を依頼するため何度か架電するも応答なく、返信もない状況であった。次に、稼働、病状把握についての指摘につきましては、嘱託医と協議の上検診を命じ、病状を的確に把握し就労指導の可否を検討するように求められたケースについて、定期訪問時に体調不良を確認するも医療機関への受診がないため指摘を受けたものであった。次に援助方針及び生活実態把握についての指摘につきましては、生活実態を把握の上、必要な訪問調査を行うよう求められたケースについて、訪問時に不在が多いため、その理由の確認や訪問調査方法の工夫等により生活実態を把握の上、必要な援助を行うこと及び、世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定し、当該方針を

踏まえ、明確な目的を持った訪問調査を計画的に行うよう指摘を受けたものでありました。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

具体的な指摘内容をお聞きしたのですが、それほど重大な指摘ではなかったのかなと感じました。

続いて、(ウ)令和５年度国の監査の重点事項についてお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

令和５年度国の監査の重点事項につきましては、次のアからオの５項目を重点項目として挙げています。まずアのほうで、保護の相談及び申請の適切な取扱いについて。イ 適切な援助方針の策定及び的確な訪問調査活動の実施について。ウ 適切な収入の把握等について。エ 査察指導機能の充実強化及び組織的運営管理の徹底について。オ 適切な実施方針及び事業計画の策定について。以上の５つでございます。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

アからオの項目を読み上げていただきましたが、それではアの保護の相談及び申請の適切な取扱いについて、もう少し具体的に教えていただけますか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

アの保護の相談及び申請の適切な取扱いについてでございますが、１つ目に、生活保護の相談または申請後は相談内容など、対応状況を明瞭かつ正確に記録した面接記録表を作成しなければならない。２つ目に、面接相談の際に活用する保護のしおりの内容について、申請権の侵害につながる表現が含まれていないか、相談者へ交付ないし提示する書面等も含めて十分な配慮が必要。３つ目に、相談段

階における扶養義務者の状況確認について、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行ったり、申請した場合は扶養義務履行が期待できないと判断された者に対しても、直接照会を行うかのごとく説明を行うといった対応は不適切であるため、改めてご留意願いたい。次に、適切な保護申請の取扱いについてでございますが、保護の決定に当たっては、特別な理由がない限り、法第24条第５項に基づき14日以内に適切に行うこととされております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。

この面接時の適切な対応、そして申請の取扱いについては、先ほどの監査での指摘事項の中にもなかったということで適正に運用されていると理解したいと思いますが、実際に本市ではどのような状況なのでしょうか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

扶養義務調査の状況につきまして、要申請者から扶養義務者の状況を丁寧に聞き取り、扶養照会の可否を慎重に判断しております。聞き取り後、可能性調査において扶養義務履行が期待できない者に対しては、扶養照会を実施いたしません。その期待できない者につきましては、当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者でない非労働者、いわゆる専業主婦など、未成年者、おおむね70歳以上の高齢者など、要保護者の生活歴から特別な事情があり、明らかに扶養ができない。例えば当該扶養義務者に借金を重ねている。当該扶養義務者と相続をめぐり対立している等の事情がある。縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等が想定されます。なお、当該扶養義務

務者と一定期間、例えば10年程度音信不通であるなど、交流が断絶していると判断される場合は、著しい関係不良とみなしています。当該義務者に対し扶養を求めることにより、明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者、母子虐待等の経緯がある者でございます。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

今、扶養義務調査についてお答えしていただいたのですが、14日以内の保護決定の取扱いについてはどのような状況でしょうか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

令和4年度の申請件数175件に対し、14日以内の法定期限内処理状況は78.9%となっております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。14日以内の保護決定についても、以前に比べたら大分頑張って決定率も上がっているということなので、引き続き、その辺は対応をお願いしたいと思います。

④生活保護制度周知の取組についてお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

生活保護制度の周知を促進するために、本市におきましては次のような取組を行っています。1つ目に広報活動としまして、広報ポスターやチラシ、ホームページへの掲載、パンフレット、生活保護のしおりなどを通じて、制度の内容や申請方法、受給資格などについて周知を図っております。2つ目に個別相談としまして、生活保護制度に関する個別の相談窓口を市役所2階の保護課に設置しております。専門の職員が利用者の疑問や問題に対

応し、制度についての理解を深める支援及び制度の周知を図っております。3つ目にパートナーシップの構築としまして、社会福祉協議会などと協力し、生活保護制度の周知を行っております。共同で会議を開催したり、情報共有を行ったりすることで、より多くの人々に制度の存在や利点を伝える取組が行われております。本市としましては、これらの取組によって生活保護制度の周知向上や申請者の利便性向上が図られ、必要な支援を必要とする人々に届けられるよう鋭意取り組んでいるところでございます。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。生活保護の周知についても市役所1階のほうにこういうチラシを常備したり、しおりも置かれているということで、市民の方がこれをしっかり手に取って見られるというような状況にあるというのは大変前進していると思います。

先ほど監査の重点事項もありましたが、特に留意すべき事項として、実施体制の整備については特に挙げられていましたので、しっかり体制を充実させて、そうすることで援助を必要とする市民に対しても、それぞれ職員の皆さんがきめ細やかな対応ができると思いますので、しっかりと人員配置を早急をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。(2)放課後児童クラブについて。

①家賃補助制度の運用状況についてお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

本市では令和4年度より、国・県の賃借料補助事業を活用し、民間アパートなどで事業を実施している放課後児童クラブへ賃借料の



支援を行うことで、利用料に転嫁された分を減額し、保護者の利用料の負担軽減を図っております。令和5年度現在、市内の放課後児童クラブは37施設38支援設置されており、そのうち賃借料補助の対象支援数は24支援となっております。本事業への各クラブへの補助金の交付の時期につきましては、昨年度は年度途中の事業開始となったこともあり、1月から2月にかけて交付を行い、3月中に各クラブから利用者へ負担軽減分の還付を行っているところであります。利用者の負担軽減を考えますと、年度末に利用料からの相殺や還付を行うよりも毎月の利用料からの減額が望ましいと考えておりますが、多くの放課後児童クラブから補助金交付前の減額対応は経営的にも困難などの意見がございました。それを踏まえ、令和5年度につきましては6月から7月にかけて補助金を交付することを予定しており、補助金交付後に各児童クラブにおいて、早い時期からの利用者の負担軽減に取り組んでいただきたいと思います。

**○（5番）新垣龍治議員 一再質問一**

ありがとうございます。この制度の目的が利用料の負担軽減ということですので、しっかり月々の利用料の支払いが減額された形で行うことが望ましいということなのですが、昨年度は年度途中で年度末に還付ということなのですが。

今回私の知っているクラブについては4月から減額をしているという状況で、ほかのクラブについてはなかなか経営的に4月からスタートすることができない。そういう状況を先ほどおっしゃいましたが、早めの補助金交付をやった上で、来年度からはしっかり4月からスタートできるのか。今年度においても速やかに減額ができるように、クラブのほう

には働きかけていただきたいのですが、どうでしょうか。

**○ こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

早い時期の補助金交付を事前に連絡することで、各放課後児童クラブに対応をお願いすることは可能だと考えております。しかし、4月、5月の交付につきましては、放課後児童クラブ側においても幾つか補助金の交付の申請であったり、事業の前年度の補助金に係る実績報告であったり、そういう補助金関連の業務が重なる時期となっていることから、双方の業務に支障が出ないような対応を検討してまいりたいと考えております。

**○（5番）新垣龍治議員 一再質問一**

事業の目的が完遂されるようにしっかりしていただきたいと思います。引き続き取組をお願いしたいと思います。

続いて、②令和5年5月1日時点での待機学童数についてお伺いします。

**○ こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

現在市内の放課後児童クラブにおいては37施設38支援設置されており、そのうち公設の放課後児童クラブが9施設10支援となっております。待機児童数につきましては、毎年放課後健全育成事業の実施状況調査5月1日現在において確認をしており、令和5年度につきましては37施設で定員数が1,485人、5月1日現在1,357人の児童が放課後児童クラブを利用しており、待機児童数は24人となっております。

**○（5番）新垣龍治議員 一再質問一**

先日、宮城恵議員の質問でも上田小学校に5人、ゆたか小学校19人ということでありましたが、今後の待機学童解消に向けての取組

についてお伺いします。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

現在待機児童が発生している要因として、当局で考えている今の考え方としましては、施設に対しての定員数は大幅に満たしている現状でありますけれども、小学校区ごとで利用者の数や施設数が異なっている状況から、待機児童が現状発生しているところとなります。今後については、そういう待機児童の多いところを中心に、また新たな施設の設置等も含めた待機児童解消に向けた対策を考えてまいりたいと考えています。

○ **(5番) 新垣龍治議員 一再質問一**

引き続きよろしくお願ひいたします。

次に、③長嶺小学校内クラブの指定管理について以下を伺います。

(ア)指定管理にむけてのスケジュールについてお伺いします。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

指定管理者の決定につきましては、指定管理者制度に関する運用指針に基づき、手続を進めることとなります。今後のスケジュールにつきましては、6月から8月頃の開催を予定しております庁内検討会議において、指定管理者の公募・非公募等の基本方針を決定いたします。基本方針において公募として決定された施設は、9月頃に原則1か月以上の募集期間を設け、10月上旬の庁内検討会議において公募の状況の確認と指定管理者選定委員会への附議事項を確認いたします。その後、市長の諮問により、10月中旬に開催する指定管理者検討委員会から審議結果の答申がございます。それを受けて、12月議会において指定管理者の指定についての議案を提案し、議

決後、指定管理者の指定、告示及び協定書の協議締結を行うこととなります。

○ **(5番) 新垣龍治議員 一再質問一**

指定管理に向けてのスケジュールについて答えてもらいましたが、12月定例会に提案するという流れで進めていくということでした。

一つ確認ですが、今回1年間の指定管理をしているのですが、次回の指定管理の期間としては、通常どおり5年ということでしょうか。

○ **こども未来部長 森山真由美**

今回の指定について、特段の事情があったことにより1年間となっております。指定管理者制度に関する運用指針においては、指定管理期間が施設の性質、目的等を考慮し、3年から5年を標準に設定することとされております。放課後児童クラブの指定期間につきましては、5年間の指定管理期間を設定していく考えであります。

○ **(5番) 新垣龍治議員 一再質問一**

(イ)選考方法についてお伺いします。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

指定管理者の選定につきましては、運用指針において公募を原則としており、長嶺児童クラブにつきましても公募による選定を原則と考えております。庁内検討会議において公募として決定された施設につきましては、10月頃の開催を予定している指定管理者選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーションにより指定管理予定候補者の選定をすることとなります。選定に係る評価につきましては、豊見城市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例第12条の規定が基本的な基準となります。

○ **(5番) 新垣龍治議員 一再質問一**

9月に公募をするということで、そこで評価の基準についても条例に沿って示されてくるということなので、今回はスケジュールの確認等で今後質問したいと思います。

続いて、(3)保育行政について。

令和5年4月1日の保育待機児童数についてお伺いします。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

待機児童数の調査につきましては、国が示す調査要領に基づき、毎年4月1日と10月1日を基準日として実施しております。令和5年4月1日現在の待機児童数につきましては、6月9日に沖縄県より公表されたところでございますが、本市の待機児童数は29名となっております。

○ **(5番) 新垣龍治議員 一再質問一**

今年4月1日時点で29名ということですが、その年齢内訳をお願いします。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

29名の内訳といたしまして、0歳児が1名、1歳児が21名、2歳児が7名となっており、1歳児の割合が約73%となっております。

○ **(5番) 新垣龍治議員 一再質問一**

今年も1歳児が集中して多かったということなのですが、昨年、令和4年度の4月1日時点では待機児童が6名ということでしたが、これはこの間の施設整備、また保育関係者の保育士確保の努力もあったと思います。今回1歳児が21名ということですが、昨年がどうだったかというのと、昨年募集案内に書かれている基本となる定員数ですが、それは466名だったと思いますが、昨年、申込みが608名ということでした。今年について募集案内では基本の定員数は450名だったのですが、

今年の1歳児の申込数はどうだったのかお伺いします。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

募集案内においては利用定員数を掲載しており、令和5年度に向けた利用調整作業等において、各園に対して弾力化を含めた調整を行い、1歳児については、受入れ人数としましては539名を受入れしている状況であります。

○ **(5番) 新垣龍治議員 一再質問一**

ということは、今年についても昨年同様、各園へ弾力化を含めた受入人数の拡大について協力をお願いした上で、努力をしたが今回も待機が出たという認識でよろしいでしょうか。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

昨年度につきましても、待機児童が1歳児、2歳児が多くなっている現状でありました。今年度についても保育士確保等により、1歳児、2歳児の受入枠を前年度より41名増やしている現状でございますが、全体としての申込数が減少している一方、1歳児、2歳児については79名の増となっている現状であります。今後も引き続き、待機児童解消に向けた取組を行ってまいりたいと思います。

○ **(5番) 新垣龍治議員 一再質問一**

努力が見られて本当に敬意を表したいと思いますが、ただ、現実には保育を必要としているのに預けられていない。本当に困っているという方も現実にはいらっしゃいます。この間、複数のお母さんからも私に対して、1歳児、ちょっと預けられなかったということで、「どうにかならないか」というような相談もありました。中には小規模施設を増やしたほ

うがいいのではないかというような意見もあったのですが、この待機について、今後の市の取組について再度お伺いしたいと思いません。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

今後の対応といたしましては、保育士確保事業を継続しつつ、弾力化も含めた定員利用枠の確保を図りながら、適切な利用調整を行い、一人でも多くの園児を受け入れられるよう努めてまいりたいと思います。また、沖縄県のほうからも市町村の担当課との意見交換も設けたいというお話もありますので、県全体としての取組も注視してまいりたいと思います。

○ **(5番) 新垣龍治議員 一再質問一**

ぜひ一人でも多くの子どもが預けられ、安心して保護者の皆さんが就労できるように、引き続き努力のほうをお願いしたいと思いません。

それでは、次の(4)医療的ケア児等の支援についての質問ですが、これについては以前も質問させていただきました。2021年9月に医療的ケア児及びその家族を支援する法律が施行されています。この法の施行によって自治体の責務が明文化され、今その具体化が進められていると思います。医療的ケアが必要な子を含めて障害を持つ子、また障害を持たない子、様々ですが、どのような状況にある子どもであっても多様性を尊重し、そして全ての子どもの生きる権利、育つ権利、学ぶ権利が保障されること。それこそがこの法の支援の目的であると思います。本市においても、その目的に向かって今頑張っていっているところだと承知しています。

それでは、医療的ケア児について以下を伺

います。

①本市による支援の取組についてお伺いします。

○ **福祉健康部長 久手堅 勝**

お答えいたします。

第2期障害児福祉計画において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置を掲げており、令和4年度においては、自立支援協議会の専門部会で関係機関等が連携を図るための協議の場を計4回開催いたしました。その協議の場の参加者である障害福祉事業所に所属する相談員4名が、医療的ケア児等に関するコーディネーター養成研修を受講済みであります。今後においては、庁舎内に医療的ケア児に関するコーディネーターを配置できるよう取り組んでまいります。

○ **(5番) 新垣龍治議員 一再質問一**

ありがとうございます。

コーディネーターの配置ということでしたが、このコーディネーターに期待される役割についてお伺いします。

○ **福祉健康部長 久手堅 勝**

お答えいたします。

医療的ケア児等コーディネーターには、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて支援に係る関係機関との連携を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められております。

○ **(5番) 新垣龍治議員 一再質問一**

市としては、しっかりと専門的な知見から関係機関と連携を進めていくコーディネーターを配置していくということなのですが、市町村の役割、そして県の役割もあると思います。県の役割についてどういう役割が求め

られているのでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時39分)

再 開 (10時40分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

沖縄県の役割としまして、医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、または情報の提供、もしくは助言、その他の支援を行うこと。各関係機関等への情報の提供及び研修を行うこと。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこととされております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

今、県の役割として支援センターの設置が挙げられていましたが、その取り組み、県のセンターの設置状況についてはどうでしょうか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

沖縄県に確認したところ、沖縄肢体不自由児協会への委託で今年度内に開設する予定で取り組んでいるということのようでございます。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

県の相談支援センターの設置で相談先が明確になり、当事者の皆さんがしっかりと相談できる体制が整ってくると思います。

それでは、②保育の受入れ状況について伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

現在公立上田こども園において看護師配置の上、3名の受入れを行っております。その他1名の方が私立認定こども園への入所を希望しており、こちらについては看護師を確保でき次第、受入れを予定しているところであります。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

続いて、③学校教育での受入れ状況について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

小中学校での医療的ケア児の状況につきましては、とよみ小学校、伊良波小学校、豊見城中学校でそれぞれ各1名、計3名が在籍している状況でございます。そのうち2名につきましては、保護者や本人の希望により、保護者が医療的ケアを行っている状況であります。残り1名につきましては、看護師配置の希望があったことから、市が看護師の派遣を行い、派遣看護師により医療的ケアの提供を行っております。看護師の派遣につきましては、教育支援体制整備事業費補助金、いわゆる切れ目のない支援体制整備充実事業を充当し、事業を実施しております。基本的には学校もインクルーシブ教育を掲げて、希望を受けただけ受け入れられるような体制をつくりながら、今取り組んでいるところであります。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。

保育についても、学校教育についても今受入れを行っているということですが、以前医療的ケア児を持つお母さんから話を聞いたところ、例えば学校教育で受け入れるに当たってのそういう相談がなかなか進まなかったという以前の状況があったそうです。今、

市のほうもしっかりこういう協議の場も始め、そして受入れ態勢についてしっかりと態勢を整えているということで、本当に努力なさっているなということを感じます。

保育のほうも、学校教育のほうの受入れについても受け入れる側、また預ける側についてもしっかりと受入れに当たってのガイドライン、手順が示されることで安心してそういう物事が進んでいくと思いますので、再質問、最後になりますが、保育と学校現場についてのこういうガイドラインの策定の状況などを教えていただけますか。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

保育現場における医療的ケア児に対してのガイドラインにつきましては、医療的ケア児ガイドラインを現在作成中であります。早急に作成をし、受入れ施設等において活用いただきたいと考えております。

○ **教育部長 赤嶺太一**

お答えいたします。

医療的ケア児の受入れにつきましては、医師からの指示書や申請書を取りまとめた要項を整備しております。また、学校の支援が円滑に行えるよう、学校、保護者、配置する看護師、教育委員会の職員で事前協議の場を設けて、万全の体制で臨んでいるところでございます。

○ **(5番) 新垣龍治議員 ー再質問ー**

保育、学校現場の努力で看護師を配置することによって、家族の負担の軽減も本当に進められていると思いますので、ぜひ引き続きご協力、ご努力をよろしくお願いいたします。

ちょっと時間がないので、これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ **議長 外間 剛**

先ほどの新垣龍治議員の質問の答弁の(1)の中で福祉健康部長より訂正の申出がありません。

○ **福祉健康部長 久手堅 勝 ー訂正ー**

新垣龍治議員の(1)生活保護行政について。②のケースワーカーについて以下を伺うの(ア)の業務内容を伺うの答弁の中で、「彼らは」という表現をいたしておりましたが、「ケースワーカーは」に訂正いたします。よろしくお願いいたします。

○ **議長 外間 剛 ー許可ー**

この訂正については、議長にて許可いたします。

—— **通告番号12(22番) 仲田政美議員** ——

○ **議長 外間 剛**

次に、仲田政美議員の質問を許します。

○ **(22番) 仲田政美議員 ー登壇ー**

皆様、おはようございます。質問を行う前に、所見を述べさせていただきたいと思いません。

明後日23日は慰霊の日です。今年も平和の礎には新たに341人の名前が刻銘され、刻銘総数は24万2,046人になったそうです。さきの沖縄戦では、県民の4人に1人が犠牲になったと言われております。このような残酷で悲惨な戦争は、二度と起こさせまい、起こしてはならないと心に誓うものです。犠牲になられた全ての方々に哀悼の意をささげ、そしてこれから心から恒久平和を願いたいと思えます。

それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

(1) **物価高騰対策について。**

物価高騰対策として公明党は、国会議員と地方議員のネットワークを生かし、現場の声

を基に、政府に繰り返し政策提言をしてきました。これまでの予備費を活用した電気、都市ガスなどの負担軽減策を実現しました。さらに、地方自治体が独自施策に充てられる地方創生臨時交付金を物価高対策にも使えるよう、1兆2,000億円の積み増しを決定しました。そのような中で、公明党県本部は沖縄県へ要請、2023年4月24日には、豊見城市議会公明党会派では物価高騰から市民生活を守り抜くため9項目を取りまとめ、徳元次人市長へ要請を行いました。そこで、その中から地方創生臨時交付金を活用した市民生活の支援策として、以下の点をお伺いします。

①宜野湾市は小中学校の給食費を1年間無償化、那覇市も昨年の3か月無償化に引き続き、本年9月より来年3月までの7か月間の無償化を行うそうです。本市におきましても学校給食費を期間限定（例えば6か月間）で免除し、保護者の負担軽減を図れないか見解をお伺いします。

②ファミリーサポート利用料金の軽減を図れないか見解をお伺いします。

③高齢者に幅広く給付金の支給を図れないか見解をお伺いします。

(2)道路行政について。

①市道41号線の整備について。

(ア)早期の全面開通を求める声が寄せられています。整備の進捗状況をお伺いします。

(イ)当該道路は、金良地域から八重瀬方面へ伸びる道路で、一部区間歩道の設置がない箇所が見受けられることから、全域に歩道設置をとの声が寄せられています。見解をお伺いします。

②冠水対策について。

字座安295-3番地付近の道路は大雨時冠水し、生活に支障をきたしています。排水溝

を拡幅するなど、改善策を施せないか見解をお伺いします。

③我那覇195-8番地の横は階段が設置されていて、以前は国家公務員宿舎名嘉地住宅方面への歩道として利用されていました。現在は木が生い茂り通ることができない状況です。雑木を伐採し回収してほしいとの声がありますが、見解をお伺いします。

④国家公務員宿舎上田住宅方面から、市立中央図書館向けの字上田94番地サンハイツ前にカーブミラーの設置を求める声があります。見解をお伺いします。

(3)医療用ウィッグ購入費助成について。

これまでも令和4年2月議会、また令和4年12月議会等でがん治療による脱毛や乳房切除など、外見の変化に悩む方々のために、外見を気にせず、スムーズな社会生活が送れるよう「医療用ウィッグ」の購入費助成について、新年度（令和5年度）からの実施を求めてまいりました。

(ア)具体的な助成額や人数等、どのように検討されていますか、その進捗をお伺いします。

(イ)国のがん対策推進基本計画にうたわれているように、がん患者が自らの尊厳を持ちながら安心して暮らせる社会構築のために、一日も早い助成の実施を求める声があります。見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

仲田議員の(1)の①についてお答えいたします。

学校給食費の保護者支援につきましては、地方創生臨時交付金は活用しておりませんが、本市では、こども未来基金からの充当額を

5,400万円から7,100万円まで増額することにより、1人当たり小学生で600円から800円へ、中学生で700円から900円へ、それぞれ助成額を増額しているところでございます。そのことから保護者からの徴収額を据え置き、負担を増やすことがないように対応しているところでございます。併せて、貧困家庭については、就学援助の認定を生活保護基準の1.5倍までと対象を拡充し、学校給食費の支援を図っているところでございます。期間限定ということでご提案いただいているところでありますが、さらなる支援につきましては新たな財源の確保が必要になってくるということでもありますので、引き続き国からの補助等を注視しながら、全県で学校給食費無償化を進めるとしている沖縄県に対し、学校給食完全無償化の早期実現を引き続き要請していきたいと考えているところでございます。

○ **こども未来部長 森山真由美**

仲田政美議員ご質問の(1)②についてお答えいたします。

物価高騰による地方創生臨時交付金を活用したファミリーサポートセンター利用料の負担軽減策につきましては現在行っておりませんが、本市ではひとり親家庭への支援としてファミリーサポートセンターを利用するひとり親家庭等の会員に対して1世帯当たり年間上限6,000円の助成、そして多子世帯支援といたしまして、2人目からはきょうだい割で半額とする支援を現在行っているところでございます。

○ **福祉健康部長 久手堅 勝**

仲田政美議員ご質問の(1)③及び(3)について、順次お答えいたします。

まず(1)の③地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策につきましては、国において

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額強化が示されております。対象事業としましては、1つ目には低所得者世帯支援枠として、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への負担軽減を図る事業と、2つ目は推奨メニューとして生活者支援で、①低所得者を対象とした電力・ガスをはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援を行うエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援。②としまして、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援を行うエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援。③としまして、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組や、LPガス使用世帯への給付などの支援を行う消費下支え等を通じた生活者支援。④としまして、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援を行う省エネ家電等への買換え促進による生活者支援が挙げられております。いずれもエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対し支援を行うものとなっており、物価高騰の影響を受けた生活者は、高齢者を含めた市民全体になるものと認識しておりますが、これから検討を行うという市もございましたので、今後沖縄県や他市の動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、(3)の①の(ア)具体的な助成額や人数につきましては、令和6年度実施に向けてこれから事業詳細を検討していく予定でございます。



(イ)一日も早い助成を求める声があることにつきましては、がん治療の過程で生じる脱毛などの外見の変化は、治療や働く意欲を低下させ、社会生活を送る上でも精神的に大変大きな負担となるため、外見の変化に対するケア、アピアランスケアはがん治療には欠かせないものであると認識しております。よってウィッグ等の費用助成につきましては、県外事例を調査研究し、令和6年度の早期実施を目指したいと考えております。

#### ○ 経済建設部長 城間保光

仲田政美議員ご質問の(2)①の(ア)(イ)、②③④について、順次お答えいたします。

①(ア)について、市道41号線の整備計画につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し平成24年度より事業に着手し、令和7年度の事業完了を目指し取り組んでおります。今後のスケジュールといたしましては、令和5年度に道路の一部区間において改築工事を行うとともに、引き続き未買収用地の交渉に努め、令和6年度以降、契約が締結しましたら工事着手に取り組んでいく予定となっております。なお、令和4年度末時点の進捗状況といたしましては、事業費ベースで85.8%となっております。

①(イ)について、市道41号線の歩道設置につきましては、現在道路改築工事を進めており、現時点において未整備となっている区間において、歩道がない箇所がございます。本路線は、道路両側に歩道が整備される計画となっていることから、事業完了後には字金良109番地8地先交差点、セブンイレブン前から八重瀬町向け整備済み道路までの延長約510メートルの区間において、道路両側に歩道が整備される予定となっております。

②について、冠水対策についてですが、当

該地は市道67号線のこととしてお答えします。市道67号線は、昭和57年3月に供用開始され、約41年も経過しております。市道67号線を整備した当時の周囲の状況と現在では、流出件数が大きく変化していることが考えられ、既存の道路側溝では排水処理が追いつかない状況にあります。議員ご指摘のとおり、当該地区においては全体的に流域の確認が必要だと考えており、調査・設計の予算化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

③について、我那覇195番地8付近の里道について現場を確認したところ、草木が繁茂している状況でしたので、伐採及び清掃を実施したいと考えております。

④について現場を確認したところ、当該道路は私道路となっており、管理は所有者が行わなければならない道路でございます。市道15号線へ接続されている部分へのカーブミラー設置につきましては、私道を管理する土地所有者が市にカーブミラー設置の道路占用届を提出し、管理者自らが設置することとなりますので、ご理解をお願いいたします。

#### ○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

再質問を行いたいと思います。

(1)物価高騰対策についての③について再質問をしたいと思います。高齢者の皆様から、物価高騰の食品の値上げから本当に生活が厳しいという声があります。そういう声に少しでも範囲の枠を広げて支援を行ってほしいと思いますが、見解をお伺いします。

#### ○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

地方創生臨時交付金の活用につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援となっていることから、高齢者を含めた市民

全体と認識しておりますが、我々といたしましても少しでも広く高齢者への支援ができないか、庁内での検討はもとより、近隣市町村や沖縄県の動向等を注視し検討を重ねてまいりました。そこで今回におきましては、低所得者支援としての住民税非課税世帯1世帯当たり3万円給付についての枠を広げ、均等割のみ課税世帯まで給付することを予定しております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

希望の持てる答弁、ありがとうございます。

それでは再質問いたしますけれども、均等割の課税世帯数、またそのうち高齢者世帯数をご存じであれば、お伺いしたいと思います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

令和4年度の状況でございますが、均等割の課税世帯数は87世帯となっており、そのうちの高齢者のみの世帯は50世帯、高齢者がいる世帯を合わせると58世帯となっております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

1世帯3万円の給付は大変助かるものと思います。ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、(2)道路行政の②についてでございます。先ほどのご答弁では、調査・設計の予算化に向けて取り組むとございましたが、予算化は具体的にいつに向けて取り組むお考えでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

予算化につきましては、令和6年度、予算化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

大変ありがとうございます。ぜひ冠水対策

の調査の予算化をよろしく願いいたします。

続きまして、(3)医療用ウィッグ購入費助成についてです。この医療用ウィッグ購入費助成についてですが、今度で3回目の質問になります。これまで一般質問をさせていただいた経緯は、がんを発症し闘病生活を送っていらっしゃる方からのご相談がきっかけです。治療に専念したくても経済的に厳しく、働かざるを得ない状況下で、治療による脱毛があり、変わっていく自分の姿に、外見の変化に大変ショックを受けていました。子育て中のお母さんで経済的に厳しいので、医療用ウィッグを買いたくても高く買えず、ニット帽をかぶって相談にいらしていました。この方は残念なことに、ウィッグなどの購入助成を見ることができませんでした。そういうこともあり、令和4年12月定例会では多額の予算が必要ではなく、金額の上限、また人数の制限上限も決めて新年度から、つまり令和5年度から開始できないものかと訴えてきました。ほかにも今現在も助成を待っている方がいらっしゃるからです。また、現にがん患者の方から、高額なウィッグを購入することができず、家から一歩も出ることができなかったが、周囲の助けでウィッグを買ってもらい、今は気持ちが軽く、前向きになって元気に外出していると、ウィッグがあるのとなんではこんなにも違うんだと話され、また同じ悩みを抱えている人のために、ぜひ一日も早く購入助成をしていただきたいと話されていました。

今やがんは国民の2人に1人であると発表されています。がん闘病そのものが精神的にも追い詰められたり、仕事ができなくなったり、治療が経済的負担となったりと、当事者にしか分からない、想像しがたい苦境に追い

詰められている。その相談を受ける中、特に脱毛してしまった場合の外見の変化の影響は大きいものです。ですから、がん治療者のケアとして行政のウィッグ費用助成をしてほしいという切実な相談があるわけです。

がん患者にとっては1年後というのは毎日が戦いなので、非常に長い月日と感じます。助成を待っている市民の皆様のため、心の痛みに寄り添っていただき、誰一人取り残さないために補正してでも、令和5年度中にでもすぐに対応していくことはできないものでしょうか。お伺いいたします。

#### ○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、がん闘病中の方におかれましては、外見等の変化による精神的苦痛だけではなく、副作用の症状からの苦痛や、治療しながらの就労や経済的不安など、社会生活を送るための多くのサポートが重要であることを行政も認識することが必要であると考えます。しかしながら市がウィッグ費用助成を新規に立ち上げて、これから継続的に実施するためには、患者のニーズ把握や助成範囲等について制度設計する必要があることから、今年度途中の実施は困難であります。よって、令和6年度の早期実施を目指してまいりたいと考えております。

また、がん患者サポートとして、がんの治療や療養に伴う疑問や不安、生活に関する相談窓口としての県内のがん相談支援センターである琉大病院や那覇市立病院等の周知や、県発行の沖縄がんサポートハンドブック、また、がん体験者によるピアサポートの紹介など、よりよい療養生活を送るために必要な情報を提供してまいりたいと考えております。

#### ○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

令和4年12月定例会ですけれども、がん治療に伴う答弁では、脱毛等で悩む患者を対象とした医療用ウィッグの購入費用の助成についてですが、国のがん対策推進基本計画における、がん患者が尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築を推進する上で重要な視点であると考えます。コロナ禍でがん検診受診率が低下しており、がんの早期発見の遅れも懸念されることから、予防周知をはじめ、がん検診受診率向上、そしてがん患者のサポートに向けて検討してまいりたいと答弁をいただいております。

先ほどの答弁でございますが、継続的に実施するには患者のニーズの把握や助成範囲等について制度設計する必要があることから、今年度途中の実施は困難であるとの答弁でございました。しかし、全国的には約700自治体が助成を実施しているわけです。ネットを検索すればダラッと出てくるわけですね。その中で内容といたら、ほとんど平均3万円。これはウィッグに関してですけれども、3万円の助成が平均的にあるわけです。ということで、先ほどの答弁のニーズ調査。ということはニーズがあるわけですから、こうやって3回目の質問を行っているわけです。

また、先ほどの昨年の令和4年度では、受診率のこともご紹介いたしました。10月はピンクリボン月間ですよ。乳がんの撲滅月間でございます。これを周知し、受診率をアップするために乳がん、ピンクリボン月間ということで、私ども公明党も全力で街頭で、全国津々浦々で行っているわけです。こういう面に関して今後の助成ということは、先ほどから何度も申し上げているように、多額の予算を投じるわけではないです。ニーズがあるわけです。しかも待っている人たちがいらっ

しゃるわけです。これまで質問した経緯がありますので、ぜひとも誰一人取り残さない。この待っている方々のために、もう全国では700ぐらいの自治体が行っているわけですから、これはやろうと思えば、その気になれば。本市としても様々な事業に補助を出しているわけですから、そのまま活用できるかと思うのです。全国の自治体のものを参考にしながらできるのではないかと思います。ニーズをこれから調査し、また、このように設計していくということは、随分遅れているのではないかという気がするんですね。ですから、ぜひとももう一度、答弁を再度お伺いしたいと思います。

○ 市長 徳元次人

仲田政美議員の質問にお答えしたいと思います。

大分熱意は伝わっておりますし、過去にも亜矢子議員も質問されたかと思うのですが、そのニーズに関しては把握しているところがあります。今、ご質問の趣旨からすると、令和6年度に制度設計の後に予算化していくことは理解するけれども、でも待っている人もいるから一日でも早くやってほしいという内容だと思うのですが、当然我々もこの質問の、前からどうやったらできるのかということもいろいろ課の中でも検討していただいています。この年度途中で実施が可能かどうかというのは、断言できない状況が今の現状なのは、まずひとつご理解願いたいということと、でも令和6年には、これまでの仲田政美議員の思いもありますし、実際にそういう助成を待っていらっしゃる方もいるのも把握していますので、実現に向けて令和6年度には確実にやるという意志の下、今年度も再検討できるかどうかというのもさせていただ

きたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ありがとうございます。

まず年度途中に向けても少し誠意を見せていただいたので期待したいと思いますが、それでは令和6年に向けて実施をしていただくということですが、この令和6年の4月からの開始という方向性でよろしいでしょうか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

断言はできませんが、4月から開始できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ありがとうございます。

このように令和6年ということを示していただいたのですが、先ほどから何度も申し上げますように、実際にニーズがあり、待っている方々がいらっしゃるわけです。そういう面で、この方々がこの助成で本当に希望を持って治療に励み、また健康を取り戻して頑張っていたきたいという思いが私にあります。市長もおありかと思えます。そういう意をぜひとも受けていただいて、この心の痛み、心に寄り添っていただいて、何としても今年度にやっていただきたいという思いがあるのですが、今日初めての質問だったとしてもかく、これは去年からやっていることでございますので、この方々は本当に2年間かけてやっと市が動き出すみたいな感じで捉えるわけです。一日千秋の思いでこの実現を待っている方がいらっしゃいますので、何とかそこに向けても努力をしていただくという、市長、ご決意はございませんでしょうか。

○ 市長 徳元次人

繰り返しの答弁になって恐縮ですが、思いもしっかり受けていますので、再検討させていただく。ここに向けて本当に可能なのかどうなのかというのをもう一度、課で頑張られている職員もいますので、しっかりと意見交換をして再検討させていただきたいと思いません。

○（22番）仲田政美議員 一再質問一

市長、本当にありがとうございます。

本当に誰一人取り残さない社会、本当にスムーズに……。命の大切さ、そして待っている人のために力を注いで努力をしていただきたいと切にお願い申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時19分）

再 開（11時30分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号13（8番）吉濱智也議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、吉濱智也議員の質問を許します。

○（8番）吉濱智也議員 一登壇一

皆様こんにちは。会派無所属、日本維新の会、吉濱智也でございます。本議会でも一般質問させていただけることを市民の皆様へ感謝しながら、通告に従いご質問をさせていただきます。

（1）スポーツ振興について。

スポーツ振興については、私が市議会議員にならせていただく前から取り組んできているところでございますが、今年に限っていいますと、琉球ゴールデンキングスの日本一というのが大変大きな影響を与えているかと思

います。子どもたちをはじめ市民、県民にかなり夢や希望を与えてくれたものだと思います。徳元市長をはじめ、市内にバスケットボール愛好者はかなり多くいらっしゃると思いますので、大変盛り上がったかと思いません。おめでとうございます。

さて、私たちの豊見城市、昨日の波平議員のご質問の中にもありましたが、デフバレーボールの世界大会が開催されるなど、立地面においてもこのスポーツ大会というのを開催するに当たっては、大変すばらしい環境にあるというふうに考えております。

そこで、①ビーチスポーツの大会開催についてお伺いします。

豊見城市（オリオンECO美らSUNビーチ）での開催予定があるかお伺いをいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊崎海浜公園オリオンECO美らSUNビーチで令和5年度に開催されるスポーツイベントにつきましては、RUNNET EKIDEN 沖縄、CHURAUMI SUP RUN、ドン・キホーテ杯全日本ビーチ・レスリング沖縄大会、豊見城市新春健康マラソン・ウォーキング大会が予定されているところでございます。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。

大変ユニークな名前のイベントがめじろ押しで楽しみだなというふうに感じておりますが、現在、先ほどご紹介いただいたドン・キホーテ杯全日本ビーチ・レスリング沖縄大会が開催予定ということでございますが、今後

さらに豊見城市として、ビーチスポーツの全国大会とか国際大会、積極的に誘致するお考えはないかお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

県内各地におきまして様々なビーチスポーツ大会が開催されている中で、本市においてもビーチスポーツにおける全国大会、国際大会の実現に向けて、指定管理者及び関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○（８番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。

市内にもビーチサッカーとかビーチバレーなど、楽しむ方々が多くいるというふうにお伺いしています。デフバレーボール世界大会に続いて、このビーチスポーツにおいても世界大会というものをぜひ豊見城市で開催できるように、関係機関、企業ともしっかりと連携していただいて、実現に向けて取り組んでいただけるようお願いをいたします。

続いて、②プロサッカーチームによるトレーニングマッチ実現についてでございます。

先日中城村で開催された中城村フットボールフェスティバルというものに、市のサッカー協会と市内のサッカー愛好者の若いメンバーと一緒に参加をさせていただきました。この会場となった中城村のごさまる陸上競技場はプロサッカーチームのキャンプ地となっておりまして、大変すばらしい環境で、大変楽しい時間を過ごしてまいりました。このごさまる陸上競技場は、シャワー室や会議室が完備されたクラブハウスが設置されており、プロチームのトレーニングに加えて、プロサッカーチーム同士のトレーニングマッチ、練習試合というものが開催されている場所で

す。大変羨ましい気持ちにもなったところであるのですが、この豊見城市の陸上競技場も芝面ピッチであるとか、トラックフィールドに関して言えば、全く劣らない環境にあるというふうに考えております。

そこでご質問ですが、市陸上競技場のトイレ、シャワー室整備に向けた現状調査等を行う予定があるかお伺いをさせていただきます。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご質問の豊見城総合公園陸上競技場につきましては、トラック部分の全天候型への改修、フィールド部分をプロサッカー競技仕様にしたことから、スポーツコンベンションの推進にも寄与しているものだと認識しております。議員ご質問の競技場内のトイレや更衣室、シャワー室の改修につきましては、整備の必要性は十分に認識しているところでございます。今後森の風テラス構想、スポーツエリア構想を含めた計画の中で一体的な整備を進めてまいりたいと考えております。今後関係部署と連携を図りながら取り組んでまいりたいと思っております。

○（８番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。今ご答弁のありました森の風テラス構想など、大変すばらしい計画と考えております。徳元市長のほうも真剣に取り組んでいただいているということは承知して期待をしているところではございますが、改めてご質問をさせていただきます。

プロサッカーチーム、陸上競技の合宿を行っている選手、チーム等から整備について要望があると思いますが、早めに調査を入れて整備すべきだと私は考えております。改めてご質問をさせていただきますが、早めに調査を入れて整備をするお考えがあるのか、改

めてお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

強い要望があることは承知しております。先ほど答弁いたしましたとおり、海の風テラス構想、スポーツ拠点構想の中で中長期的に検討を進めてまいりたいと思いますが、ニードがあることを承知していることから、臨時的にトイレ、更衣室等の整備ができないかも含めて担当部署と検討させていただきたいと思っております。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。

少し思いは伝わっているのかなと思ひまして、さらに期待をしているところでありますが、②の質問の最後として、今後サッカーキャンプ、スポーツ合宿に対するトイレ、更衣室、シャワー等の整備が必要だと私は強く考えておりますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 教育長 瀬長盛光

非常に貴重な質問、ありがとうございます。

先ほど部長のほうからありましたように、陸上競技場におきましては、平成30年にはトラック部分を全天候型、俗にいうオールウェザーに改修しております。そして令和元年にはJリーグキャンプができるフィールドということでサッカー仕様、天然芝の養生変更を行い、プロサッカーキャンプを誘致し、プロサッカー選手を間近で見たり選手と交流することで、地元の子どもたちが夢や希望を持っているということで非常にうれしく思っています。また、市内以外や県外から人を呼ぶ経済効果等も得られるなど、本市が目指すスポーツコンベンションの推進に寄与しているものと認識しております。

吉濱議員のご指摘どおり、サッカーキャンプ、スポーツ合宿等を推進するためにも陸上競技場のトイレや更衣室、シャワー室等の整備は大変重要だと認識しております。現在本市では、基本構想の検討が進む森の風テラスやスポーツ拠点エリア構想での一体的な整備に向けて、関係部署と連携しながら取り組んでいくところでありますので、それが実現するように、私のほうも市長部局と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

教育長、ありがとうございます。

先日自宅に届いたインパクトのある6月号の市広報でも特別対談されていた、元サッカー日本代表のエースストライカーの高原代表も、高原代表率いる沖縄SVが豊見城市で活動をしているという貴重な環境もしっかり生かしていただきながら、徳元市長がしっかり取り組んでおられる森の風テラス、スポーツエリア構想を見据えて、子どもたちが夢や希望を持つきっかけのため、子どもの笑顔づくりのために一体的に取り組んでいただきますよう、改めてお願いをさせていただきます。よろしくをお願いします。

(2)市民に優しいまちづくりについて。

障害に関する理解についてお伺いします。

(ア)商業施設等における障害者等専用駐車場について市から企業等へ優先利用等の周知や啓発が可能かお伺いいたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

商業施設等における障害者等専用駐車場につきましては、障害のない人が使用するなど、本当に必要な人が利用できないという問題が以前より発生しており、その問題を解決するためにパーキングパーミット制度がございま

す。このパーキングパーミット制度とは、公共施設や商業施設等に設置されている障害者等専用駐車場の利用対象者を障害者、高齢者、妊産婦などのうち歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方に限定し、対象者には利用証を交付することで駐車場の適正利用を図る制度となっております。沖縄県では、昨年の7月より沖縄県版のパーキングパーミット制度として沖縄県ちゅらパーキング利用証制度がスタートしており、この制度に協力していただける企業の駐車区画の登録を行っております。制度開始時には、株式会社サンエーやイオン琉球などの企業を訪問して制度の周知啓発を図り、そのほかテレビCMの放映やポスターの掲示、チラシの配布等によって優先利用等への周知を図っているところでございます。本市におきましても、現在県の作成したチラシを窓口にて配布することにより、市内企業へ制度の周知を行っております。今後におきましては、本市ホームページ等において制度を紹介するなど、さらなる制度の周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。大変すばらしい制度だと思います。

障害に対する理解というのは、車椅子とか杖を使っている方はそれですぐ気づくことができますが、やはり一目では気づきにくい障害を持っている方もいらっしゃいます。そういう方々が、この制度によって障害のある方々も安心して暮らせるまちづくりの第一歩になるというふう感じております。

再質問をさせていただきますが、ちゅらパーキング利用証制度の利用証の交付はどこで行っているのかお伺いいたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

利用証につきましては3種類ございまして、車椅子使用者証及びその他障害者や高齢者が利用する利用者証について障がい長寿課にての交付で、妊産婦や一時的なけが人などが利用する利用者証については障がい長寿課にて交付を行っております。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。

令和4年度のこの制度の豊見城市内における実績をお伺いいたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

令和4年度の実績としまして、車椅子利用者用25件、障害者・難病者・高齢者等用76件、妊産婦・けが人等用22件となっております。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。

この制度がスタートして約1年が経過しようとしているところだと思いますが、件数から見ると少しずつ利用できる方々に周知されてきたのかなと感じているところでございます。しかしながら、まだまだ専用駐車場の利用ルール等の理解はまだ浅い状況にあると感じておりますので、本制度の周知を図るとともに、障害に関する理解を深める事業等の取組について、さらなる実施をお願いいたします。

(イ)障害のある方々が自分の趣味等を発表できるイベント等の開催予定があるかお伺いいたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

今年度におきましても障害を持った方々が日頃の創作意欲を表現できる場として、エイブル・アートとみぐすく2023と題して、令和



5年10月にアート展を開催する予定でございます。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。大変すてきな事業になると思いますし、楽しみにしております。

今回このご質問をさせていただききっかけとなったのは、群馬県太田市で開催されたサステクルーシブコレクションと題した障害のある子どもたちによるファッションショーがあります。これは企画されたのは自治体ではなくて個人の方で、ご本人も難病を持って車椅子に乗りながら、モデルとして活動されている女性の方なのですが、その大学生の方が企画をして実施されたということでした。参加した高校生からは、私も将来モデルになりたいという、夢に近づけたなどというコメントがあったということで、大変すばらしい企画があるなということがありまして、豊見城市でも将来的にこういうこともぜひ取り組んでいけたらなというふうに考えてご質問をさせていただきました。

次に再質問をさせていただきますが、こういういろいろな事業が全国で行われていますが、先ほどのアート展のほかにも障害に関する理解や、障害のある方々の日頃の活動を知ってもらう機会があるか伺いさせていただきます。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

障害者週間や発達障害啓発習慣の期間中、市役所1階市民交流イベントスペース等において障害についての説明や事業所の紹介、自主製品販売等を行っております。また、市内の社会福祉法人が主催する「障害者も地域の方も出演・体験・出店・参加等ができる」地域参加型イベントの周知を積極的に行ってお

ります。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。市職員の皆様は、障害のある方々の日頃の活動を知ってもらう機会づくりに積極的に取り組んでおられるんだなというふうに感じております。職員の皆さんの努力には感謝するところでございますが、ただ、さらにアイデアをもっと出しながら、こういう機会を増やしていただきたいとお願いいたします。

ただ一方で、なかなか障害のある方々というのは人前に出たりということを遠慮してしまうという傾向にあるというのは、私の周りにも実際ありますし、インターネット等を見てもそういう意見が挙がっていることを確認しております。ですから、市が様々な企画をしていただいているところで、今後私としては、実際に障害がある方々がそのイベントに参加してもらうように声かけ等を促していきながら、こういう障害のある方々も市民みんなが安心して暮らせるまちづくりに向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、ぜひ今後ともご協力、よろしくお願いたします。

続けて、(3)市民生活を支える仕組みについてということで、習い事助成事業について伺います。

(ア)令和4年度の実績を伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

令和4年8月から令和5年1月までの6か月間、新たに習い事を始める市内小学生を対象に、月額最大5,000円のクーポン券を配布し、習い事に係る助成を行う豊見城市子ども習い事助成事業を実施いたしております。習い事助成事業の令和4年度の実績といたしま

して、最終的な助成決定児童数が655人、クーポン利用者が述べ1,547人、クーポン利用の総額が754万40円となっております。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。

(イ)本事業の市民への啓発をどのように行っていたのかお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

習い事助成事業における児童に対する募集、告知、案内の方法といたしまして、まず1つ目に、学校を通して保護者へQRコード付き案内チラシの配布を行っております。2つ目に、市ホームページにおける募集要項並びに児童向け事業開設動画の掲載。3つ目に、フェイスブック、インスタグラム、Google広告、YouTube広告、市公式LINE等によるデジタル広告を利用した案内。4つ目に、学校メールを使用し、保護者宛ての案内を実施しております。また、事業者に対する募集、告知、案内の方法といたしましては、1つ目に、募集案内の郵送。2つ目に、市スポーツ少年団へ募集案内を郵送及びメールでの周知。3つ目に、事業者向け募集要項等の市ホームページへの掲載。4つ目に、フェイスブック、インスタグラム、Google広告等を活用したデジタル広告。5つ目に、事業者向けの説明会の実施。6つ目に、電話、メール等による参画依頼等を実施しております。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。

(ウ)助成金額の増額予定があるかお伺いします。本事業の現状はお伺いしておりますので、この現状の報告という形でご回答いただければと思います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

習い事助成事業につきましては、令和5年1月に開催しました子ども改革推進委員会において、令和4年度の事業実施の状況を踏まえた上で事業の効果などを令和5年度に検証し、令和6年度以降の事業実施の在り方を考えることと決定されております。令和5年度は同事業の効果検証を行うに当たり、こども未来アンケート調査結果や、また必要に応じ市民会議を開催するなどし、様々な意見を参考にしながら令和6年度以降の事業の在り方を検証してまいりたいと考えております。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。

本事業については、3月定例会でも私がお質問させていただきましたが、豊見城市版のベーシックインカムという市民生活を支える仕組みの一因として大変効果的であると考えておりました。必要なところに必要なお金を、子どもたちがやりたいことをやりたいときに背中を押してあげられるような仕組みづくりというのを、今後またお互いにアイデアを出していきながら、また新しくつくっていきながら一緒に取り組んでいただければと思いますので、よろしくお伺いいたします。

(4)動物愛護について。

飼い犬登録について。

(ア)飼い犬登録状況についてお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市における令和4年度末の総登録頭数は、2,460頭となっております。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。市民の皆さんの責

任感と飼い犬への愛情により登録件数も増えている結果だと思えます。

では、その飼い主さんの義務の一つに、狂犬病予防注射の接種というものがございます。実際この狂犬病というのは、日本国内では発生はありません。数十年発生はないというところではありますが、アジアを中心に近隣諸国では狂犬病というのは蔓延している状況です。ということは、この沖縄豊見城にもこの病気の進入リスクというのは皆無ではないと思っております。沖縄県も接種率が70%を切ると、感染症が発生した場合蔓延を防ぐのが難しい。特に人間に感染した場合、ほぼ100%死亡するという恐ろしい病気であるということです。危機感を持ってほしいというふうに県民意識の向上を呼びかけているところでございますが、(イ)本市における狂犬病接種状況についてお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市の令和4年度の予防接種頭数でお答えさせていただくと1,549頭となり、予防接種率は約63%となっております。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。再質問させていただきます。

県内のほかの市町村と比べて、この豊見城市の63%という接種率はどのような状況にありますでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

県内11市の中では一番高い数値となっております。しかしながら予防接種率は、少なくとも70%にすることで蔓延を阻止することができることとされていることから、接種率70%を目指して、今後も接種率の向上に向けて取り

組んでまいります。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。

では、県内11市の中ではトップの接種率となっているということでございますが、その要因となる、何か特別な取組などがあったのかお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市の取組としては、ホームページや広報紙を活用して周知し、また沖縄県獣医師会の協力の下、集団接種の実施を行っております。それと、本市の市民の飼育意識の高さはもとより、市内には予防接種が受けられる動物病院も多くあることから環境にも恵まれており、これらも要因の一つになっているのではないかと考えております。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。

豊見城市は接種しやすい環境にあることは大変ありがたく、飼い犬登録と同様に市民の皆様への責任感と飼い犬への愛情が、この11市中トップという接種率になっていると考えられますが、やはり職員の皆さんのこれまでの積み重ね、努力というものを、周知してきた賜物だと思いますので、これを機に、改めてこの狂犬病は恐ろしい病気であるということを認識して、蔓延を防げる70%をクリアして100%を目指して、市民がより安心して暮らせる豊見城市にしていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで私の質問は終わらせていただきますが、市職員の皆様におかれましては、新年度に入って約3か月経過したところでございますが、新しい環境に慣れてきた時期であると思っております。ただ、ほかの資料とかを読んでい

ると5月病とかという話を聞きますが、6月、7月というのはそういうメンタル的に少し傷ついてしまうという方も多くいらっしゃるというふうに聞いていますので、この時期は改めてご自身のメンタルケアというものをしていただいて、豊見城市のためにまた汗をかいていただいて、一緒に頑張っていければと思いますので、よろしく願いいたします。これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時59分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

一般質問に入る前に、先ほど吉濱智也議員の一般質問の(2)の中で福祉健康部長より答弁の訂正の申出がありました。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝 ー訂正ー

午前中の吉濱智也議員の質問の(2)(7)の質問の再質問の際、ちゅらパーキング利用証の交付はどこで行っているかの中で、「けが人は子育て支援課」というふうに答弁いたしましたが、「障がい長寿課」に訂正いたします。また、その後の令和4年度の実績ということで、「車椅子等が15件、障害者等が52件、妊産婦等が10件」と答弁いたしましたが、「車椅子等が25件、障害者等が76件、妊産婦等が22件」というふうに訂正をいたします。申し訳ありません。よろしく願いいたします。

○ 議長 外間 剛 ー許可ー

この訂正については、議長にて許可いたします。

— 通告番号14 (14番) 瀬長 宏議員 —

○ 議長 外間 剛

次に、瀬長宏議員の質問を許します。

○ (14番) 瀬長 宏議員 ー登壇ー

この間ずっとマスクをしているのは、実は先月孫が誕生してまだ1か月ちょっとなので、同居していますので常にマスクをしていますのであしからず。

通告に従いまして、一般質問を行います。

これは3月定例会からの宿題になっているのですが、(1)パワハラ防止条例制定について。

①豊見城市職員のハラスメント防止等に関する規程は任命権者にも及ぶと答弁していましたが、規程の何条のことかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第3項の規定に基づく国の指針では、事業主たる地方公共団体の任命権者には、パワーハラスメントを防止するための方針等の明確化及び他のハラスメント防止への取組等が求められております。当該指針に基づき、本市ではハラスメント防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するため、令和2年度に組織内部に係る事務処理上の必要な事項を定めた豊見城市職員のハラスメント防止等に関する規程を定めたところです。議員ご質問の当該規程が任命権者に及ぶのかにつきましては、当該規程第5条の任命権者による職員への周知は、当該指針の事業者たる任命権者は自らもパワーハラスメント問題に対する関心と理解を

深め、労働者に対する言動に必要な注意を払わなければならないとする、事業主たる任命権者の責務を踏まえたパワーハラスメントを防止するための雇用管理上の措置によるもので、第6条以下についても第5条との関連により、任命権者に及ぶものと考えております。なお、同規程の第11条のハラスメントが確認された場合の対応措置については、地方公務員法に基づき一般職に対し行われる措置のため、任命権者は対象外となります。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

全く質問以外のことをいろいろと時間をかけて答弁しているのは、3月定例会でもそうでしたね。通告で「市長や副市長及び議員から職員に対するパワハラを防止するための法的ルールや条例、規程はあるのか」と聞いたときに、部長はパワハラの話の解釈を始めて、私も30年以上議員活動をしていますので、そんな質問していないことをどんどんしゃべって、最終的には市が規程をつくった話だけで私が聞いたことには一切答えないので、私は再質問で「市長、副市長、教育長及び議員は全く処罰対象になっていない。これを防止対象にするようなルールや、そういう限定したルールのものがあるのかどうか」再度聞いたときには、「これらは任命権者に及ぶ内容となっております」ということで締めたのですが、その前段として、相談に応じることや検証の実施など雇用管理上の措置に関する内容を規定しておりというのに引っかけて、あたかも任命権者がこういうルール上縛られるかのような答弁をしているのですが、私再度聞きますが、特別職、議員含めてそういうパワハラの対象になって処罰するような規程、ルールというのは豊見城市にあるかどうかを明確に答えていただきたい。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時36分)

再 開 (13時37分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

豊見城市職員のハラスメント防止に関する規程第5条において、任命権者はハラスメントを防止し、問題を解決するために職員が認識すべき事項について職員に周知するものとする規定されておりますし、任命権者はハラスメント防止等を周知し、ハラスメントの防止等として研修の実施や相談窓口の周知を行っておりますので、任命権者である常勤特別職も同規程に含まれていると考えております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時37分)

再 開 (13時38分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

次、議員の皆さんのパワハラ防止につきましては、地方自治の趣旨を考える私どもがお答えする立場ではないものと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

私が聞いているのは、市長、副市長、教育長、議員も含めて聞いたのですが、要するに第三者委員会は、豊見城市において職員向けのハラスメント防止規程は制定されているものの、対象を市長、副市長及び議員とする規程は存在しないと。そういう報告に基づいて条例を制定すべきだと提言まで受けたわけです。ですから、それを否定するということなのですか。それともごまかして、そういう答

弁を続けるのか。私が聞いているのは、市長、副市長、教育長を縛るような、こういう訴える仕組みが豊見城市にはあるのかどうか。ルール上存在するのかどうかを聞いています。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時39分)

再 開 (13時39分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

任命権者と議員の皆さんとはまた別の考えだというふうに私は認識しておりまして、各任命権者につきましてはハラスメントを防止し、問題解決するために職員が認識すべき事項について職員に周知するものとして規定されておりますので、任命権者はハラスメント防止等を周知し、ハラスメントの防止等として研修の実施、相談窓口の周知を行うと。任命権者である常勤特別職も同規程に含まれているものと考えております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時40分)

再 開 (13時41分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほどからの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、パワーハラスメントを防止するための雇用管理上の措置によるもので、第6条以下についても第5条との関連により、任命権者にも及ぶものと考えております。なお、同規程第11条のハラスメントが確認された場合の対応措置については、地方公務員法に基づき一般職に対し行われる措置のため、任命

権者は対象外となっております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時42分)

再 開 (13時43分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市で定められておりますハラスメントの防止等に関する規程につきましては、先ほど言いました労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき設定されております。それに基づくパワーハラの指針におきましては、事業主が職員に対し、優越的な関係を背景とした言動に起因する問題として指針が定められております。その中において、事業主は自らのパワーハラスメントの問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならないという規定がありますので、この規程に含まれているというふうに認識しております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時44分)

再 開 (13時55分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほどの規程の中では第5条のほうに、任命権者はハラスメントを防止し、問題を解決するために職員が認識すべき事項について職員に周知するものとあります。ただし、先ほどおっしゃっているように、罰則規程とかについては、第11条のほうに任命権者、市長、

副市長、教育長については、この規程では罰則規定はないという認識であります。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時56分)

再 開 (14時00分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

休憩いたします。

休 憩 (14時00分)

再 開 (14時00分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

全く筋違いで、私には答弁の意味が全く理解できません。こういうことを規程でもって市長、副市長、教育長をきちんと訴えられる仕組みがありますというふうに断言するのであれば、なぜ職員は山川市政のときにそういう手続を取らなかったのでしょうか。大変矛盾した話なのですが、つまりは第三者委員会が「市長、副市長、教育長、そして議員を含めてそういう条例をきちんと作りなさい」と言ったことに対しては否定するということなのですか。要するに、つくるつもりがないということなのですか。市長、教えてください。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時01分)

再 開 (14時02分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市長等からのパワーハラスメント等につき

ましては、まずは市長を含めた研修等を行って、ハラスメントに対して疑念を持たれないような組織づくりをしていきたいと考えております。規程等につきましては現行の規程を踏まえつつ、個別に対応していきたいと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

市長に伺いますが、要するに職員を守る意味で、市長はハラスメントを起こさないという自信を持っていると思うのですが、どなたが市長になっても職員がきちんと守られるようなそういう仕組みをつくるという意味では、積極的に明確に市長、副市長、教育長を訴えられる仕組みづくりは必要であって、そして外部に専門家の窓口をつくって、そして何かあったら専門家、要するに職員を全く排除した形で法律家や医師や、いわば労働者の専門家とか、あるいは心理士、ハラスメントに知見を持った人、こういう人たちを外部から入れて第三者委員会を設置してきちんと審査できる、要するに認定作業までできるようなそういう仕組みをつくれれば、当然防止策にもなるし、そういう意味でいうと、今部長が答弁しているのはとても私には理解できない話であって、市長としては、市長、副市長、教育長、最低でもこういう管理職からパワハラがあったら、これを訴えらえる仕組みづくりというのは必要と考えていらっしゃるのか、必要ないという立場なのですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時04分)

再 開 (14時04分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市長等からのパワハラ防止を求めるような条例提案につきましては、まずは未然防止として、ハラスメント研修等において市長等を含めた研修等を行い、ハラスメントとして疑念を持たれないような組織づくりを行っていきたくて考えております。これまでもハラスメントに関連する研修として、去る2月に市長、副市長、教育長に職員メンタルヘルス研修として、職場のハラスメントを防ぐコミュニケーション研修を受講していただき、働きやすい職場環境をつくるために何ができるかという前向きな視点で、ハラスメントを考えることについて見識を深めていただきました。また、市長等が職員に対するハラスメントを防止するために、条例制定につきましては新たな先進事例や当該条例案に関する総務財政常任委員会の審議経過を見据えつつ、また今後職員アンケートの実施を検討しておりますので、ハラスメント防止に向けた課題整理を踏まえた上で慎重に検討してまいりたいと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

つまりはさっきと同じような答弁なのですが、市長、結局は今差し当たって条例をつくる必要はないという立場で私は確認したいのですが、いいですか。

○ 市長 徳元次人

瀬長宏議員のご質問にお答えしたいと思うのですが、今ずっとやり取りのある中では、私たちはその規程の中に含まれているという認識がまず一つありまして、この先つくらないといけないのではないかという宏議員の趣旨の中においては、今も答弁があったとおり、この状況の課題の整理をまずはさせていただきたいと思っております。そこでどういうものが本

当に足りないのかということは、しっかり入念に精査をした後に判断をしていきたいと思っておりますし、昨年いろいろあって、このパワハラの問題から今日に至るまで、管理職の職員の皆さんをはじめ、部下のケアに大分注力をしていただいておりますし、今もなお、職場環境をどう風通しをよくしていこうかということも当然管理職の皆さん、特に人事課長も非常に職員のことを守って、元の職場環境に戻すことに努めていくという段階でありますので、そういうところを全て整理した後に判断をさせていただきたいと思っております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

つくる気がないようですが、規程の中でいうと市長がどういう責務を負うのかとか、実は市の条例を見ても、市長はどんな義務を負うのかというのは、わざわざ市長は、市長は、市長はというふうに条例ではうたわれます。これは市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則とか、あるいは市職員の任命に関する規則、ここにも市長はどうする、市長はどうする、職員の希望降任などの要綱、これも市長はどのような役割を担うとか、市長は、市長は、市長はというふうに当然うたわれます。でも、この規程の中には残念ながらないし、全国的に市長、副市長、教育長のパワハラ防止に関わる条例は、明確に地方公務員法の第3条第2項に規定する一般職、あるいは同法の第22条の3、こういう臨時職の扱いとか、あるいは市長、副市長、教育長を別に明記して該当するというふうなうたわれるし、当然先ほど言いました地方公務員法の第3条第2項、これをプラスアルファ、もう一つの特別職の規定を条例でうたって、市長、副市長、教育長の特別職もこの条例には該当するというふう



に明確にうたって、この人たちもパワハラが起こった場合には訴えられる対象になり得るということを様々な視点から明確にうたっているものですから、そういう今の規程の範囲では、職員は訴えることがまずできないと思うので、市長には残念ですが、こういう認識しか持っていないのであれば、私は地方自治法の第74条第1項で有権者の50分の1以上の署名を集めたら条例制定の請求ができると。そういう規定なども活用して、市民から世論を広げて署名を集めて、条例制定の請求も視野に入れて、今後対応していきたいと思いません。

では時間がありますので、(2)子どもの居場所づくりについて。

①市内の「子どもの居場所」の活動状況について伺います。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

子どもの居場所の活動状況につきましては、本市では、内閣府が全国に比べて特に深刻な沖縄の子どもの貧困に関する状況に対応するために実施している「沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金」を活用し、子どもの居場所の運営支援事業を実施しております。現在市内には、補助金を活用した居場所が6か所設置されており、食事の提供、生活指導、学習支援、キャリア形成支援等を行いながら、日中や夜間に子どもが安心して過ごすことができる居場所事業を実施しております。6か所の居場所の活動内容といたしましては、NPO法人の運営する学習支援型2か所、社会福祉法人の運営する交流支援型、子ども食堂等が2か所、社会福祉協議会が運営する児童館等の居場所を利用した交流支援型2か所となっております。

○ (14番) **瀬長 宏議員 一再質問一**

②本市の支援の内容について伺います。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

支援の内容につきましては、沖縄子供の貧困対策事業を活用した子供の貧困対策支援員の配置事業として4名の子ども支援員の配置及び支援員の養成研修を実施しております。また、子どもの居場所の運営支援事業といたしまして、居場所を運営する事業所への補助金の交付や、居場所職員で対応困難な個別課題に対応するための専門家派遣事業を実施しております。子ども支援員が学校やスクールソーシャルワーカーなどの関係機関と情報を共有し、支援を必要とする生活困窮世帯に対して、面談等を通して対象世帯の保護者、児童の要望を聞き、6か所の事業所につなげるための調整や援助を行っております。

○ (14番) **瀬長 宏議員 一再質問一**

沖縄子供の貧困緊急対策事業ということは、貧困家庭を支援するというのが中心で、これまでの子どもの居場所づくりで内閣府も子どもの貧困対策の事業だと位置づけ、厚生労働省も生活困窮世帯の子どもということで子どもの居場所づくりの支援をうたっていて、ひとり親家庭の子どもなども厚生労働省で支援する。一つだけ貧困という言葉は入らないのですが、文科省の支援も、結局は就学援助を考えたら貧困対策になってくるんですね。那覇市の子どもの居場所運営支援事業補助金交付要綱を見てみると、これも沖縄子供の貧困対策事業を活用するとなっていて、これは外部のボランティア団体に委託をするという形で、月13回以上開所したら月4万5,000円補助をしようということなのですが、実は貧困対策ではなくて、今新しくこども家庭庁

においては全ての子どもを対象にする支援を  
やろうということで、この取組の基本的なと  
ころは、就学前の全ての子どもの育ちの保障、  
全ての子どもの居場所づくりなどを支援して  
いくというふうに段々変わって来てるんでき  
ね。これまで内閣府、厚労省とかいろいろ  
やっていたのをこども家庭庁に一本化する方  
向の中で、就学援助は文科省から外せない  
ということで分けているのですが、よくいろ  
ろな財団が支援を始めているのですが、日本  
財団なども貧困対策ではなくて、いろいろ学  
習の支援とか居場所づくりで認められた団体  
には年間3,400万円前後補助を出しましよ  
うとかという流れの中で、私は豊見城市で自  
己にそういう子どもの居場所というのは、今家  
庭、学校、第三の居場所づくりが必要だとい  
うことで、そういう動きがNPO法人とかを  
含めてボランティア活動の中で子ども食堂を  
含めて居場所づくりが今必要だというふう  
になっているので、市独自で貧困対策ではな  
く、全ての子どもの居場所づくりに対する支  
援の在り方を検討していただけないかと思  
いますが、どうでしょうか。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

令和5年4月にこども家庭庁が創設され、  
今後の子ども政策の基本理念の中においても、  
子どもの居場所については安心して過ごせる  
多くの居場所を持ちながら様々な学びや体験  
ができ、幸せな状態で成長できるよう家庭、  
学校、職域、地域等が一体的に取り組むこと  
とされているところであります。貧困対策だ  
けではなく、全ての子どもを対象にした支援  
ができないかということでございますが、今  
現在国において、仮称になりますが、子ども  
の居場所づくりに関する指針の策定に向け、

新たに子どもの居場所部会が設置されてい  
ると聞いております。本市におけるそういう取  
組につきましても、今後の国の動向を注視し  
つつ、また関係部署と相談をしながら検討し  
ていければと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

ありがとうございます。

(3)市育英会の運用改善についてですが、

①これは給付型奨学金の対象者をもっと増や  
してほしいということで3月定例会にも提言  
しましたが、拡充する考えがないか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

対象者の拡充につきましては、本市育英会  
は寄附金やこれまで貸与した奨学生からの返  
還金で運営をしており、原資に限りがあるた  
め、現行の育英基金のみの活用では対象者の  
拡充は厳しいものと考えております。令和2  
年4月に国の高等教育の就学支援新制度にお  
いて対象者の範囲及び支援額は拡充されてい  
るところですが、令和6年度より年収上限を  
引き上げ、対象者を中間層まで拡充するとの  
方針が示されておりますので、今後国や各市  
町村の動向を踏まえ、検討してまいります。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

残念ながら年間3名ぐらいというふう  
になっているので、これは3月定例会でも市長  
にも少し耳を開けた思いがあるのですが、こ  
れは寄附だけで運用するという形を改めて、  
一般財源を300万円ぐらい入れて一定拡  
充の基盤をつくって、それが継続するため  
には今後どれぐらいのお金が必要なのかとい  
うのを見ながら一般財源で手当てするとい  
うのも一つのやり方ではないかということで話  
をしたのですが、今の育英会の財源の在り方  
について、市長としてはどのように見ていら

しゃるのか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

確かに議員ご指摘のとおり、財源の問題というのは、やはり潤沢でない中でどのように確保していくかというところは課題だと考えております。現時点では、育英会は今特別会計になっておりますので、原則は、その中でやり繰りをしていくということが原則になってくるかと思っております。議員ご指摘のような取組をするに当たっては、そこの前提から見直す必要が多分あるだろうなと思っておりますので、いましばらく慎重な議論と検討が必要であると考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

ここには市長の英断がどうしても求められると思うんですね。要するに、ふるさと納税という不安定財源で子どもの支援というのは間違っているというふうに何度も議会で発言されましたので、こういう市民からの寄附で運営をするという在り方を改めて、当然年間30万円という金額も少ないし、日本学生機構などは多い場合には91万円ぐらい、プラスアルファ、学費の免除とかとセットでいろいろと負担軽減を図れるようになっているので、そのためには貸与の金額を増やすためにも財源をきちんと確保する、保障できるような仕組みをつくるという点では、今の財源の在り方について市長はどのように見ていらっしゃるのか、改めて伺います。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

原則としては、先ほど教育部長が答えたとおりであります。それを抜本的に変えていかなきゃいけないだろうというところのタイミングでは、今現時点ではもちろん整理ができ

ていない状況でありますので、今後の考え方、その育英基金を使ってやっていく必要性というものが、ほかの補助金と国からのことと抱き合わせてやる方法ももちろんあるとは思っておりますけれども、使い勝手がどこに一番ベストな重きを置いているかという現状もありますので、その部分の精査をして、その後に子どもを支えていく、学生を支えていく在り方について検討させていただきたいと思っております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

(4) 就学援助について。

さきの定例議会において、「他市に比較して、就学援助率が低いと認識しているので、調査研究し、必要な取組を検証する」としてはありますが、援助率が低い要因を把握できているのか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

沖縄県内各市町村平均と本市の就学援助率につきまして、令和5年3月定例会で報告いたしました数値と重複いたしますが、沖縄県が取りまとめた令和3年度就学援助受給者数の速報値によりますと、沖縄県各市町村平均の就学援助率は23.98%、豊見城市の就学援助率は16.61%となっております。

本市の就学援助率が他市と比較して低い要因につきましては、生活保護級地区分が他市よりも低いことが認定率に大きく影響しているものと現時点では考えております。級地につきましては、生活保護法第8条第2項に基づき、地域における生活様式などの違いにより、生活に要する費用に地域差が生じることを踏まえ、国が設定しているものでございます。現時点での本市における級地の変更と

いうのは、難しいと考えております。しかし、既に就学援助のうち、給食費拡充分につきましては、本市の適用区分である3級地-2に定める生活保護基準の1.5倍まで拡大して認定しているところであります。今後とも必要な世帯に就学援助を申請していただくために、周知広報活動に努めてまいります。また、他の自治体の周知の取組を確認いたしましたところ、就学案内の書類へ就学援助制度について記載を追加しているところへ、各中学校区に配置されているスクールソーシャルワーカーから相談者へ就学援助制度の案内を配布するなどといった取組がなされておりましたので、新たな周知方法として本市でも取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

ちょっと比較したら分かりやすいのですが、級地の問題ではないんですね。南城市は同じ3-2です。それで南城市は小学生の就学援助率は24.3%、これは2021年のデータです。豊見城市は15.9%、こんなに開きがあるんですね。一番高い市で言うとうるま市、小学生31%、豊見城市は15.9%。うるま市は1人当たりの市民の所得は187万円、豊見城市は228万円、南城市は214万円。だからそういうものからいうと級地の問題ではなくて、私が気になるのは、じゃあ南城市は4人世帯両親、子どもが小学生1人、中学生1人であれば245万円の所得を目安に補助対象、支援対象にしますと。豊見城市はこれが337万円。実は豊見城市は、ホームページを見ると総収入で表示していて、その辺の所得をどう見るのか。生活保護の基準値に対して、所得をどのように引っ張ってきて対象者にしていくのかというずれが相当起こっているのだろうと。

その辺は調査研究をして、なぜ級地は同じなのに、収入が高い低い豊見城市は最も低いという支援が届いていない人がこんなにいるのかというのは、ここは調査研究をしていただきたいと思います。

次に、(5)与根体育施設に関する条例廃止について。

瀬長恒雄議員への答弁では、土地利用計画の変更は考えていないとしておりますが、まず、①当該地区の今後の土地利用について伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

議員ご質問の土地利用につきましては、先日の瀬長恒雄議員の質問で答弁したとおり、与根体育施設を含めた区域につきましては、本市都市計画マスタープランや与根西部地区地区計画において都市基盤整備を推進し、本市の産業振興を牽引する新産業拠点地区として位置づけられております。その中で既存施設等の操業環境の向上とともに、工業・流通・業務施設等の立地を図り、土地利用を誘導していく方針としておりますので、それらに沿った内容で今後の土地利用を図っていきたいと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

それで教育委員会にお伺いするのですが、サッカー場の再整備はもうないというふうに確認していいですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

このサッカー場の再整備につきましては、現状、復元をしていくということについては現実的ではないものと考えております。その判断の背景には、一つは森の風テラス、あと、スポーツ拠点構想の中でサッカーの専用施設

に準ずるような施設の整備が構想として検討されているということがございますので、そこも踏まえながら、今後条例廃止に向けた検討をいたしまして提案に結び付けていきたいと思っております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

当然、これまで立法事実もないような条例改正をして、必要性、正当性、何も見いだせない。当然所管である教育委員会の意見も全く聞かないで再整備のための条例改正をしてきたのですが、そのせいで大変大きなお金がかかる事業になり得るのに、要するに予算の見通しも全く立てない、検討もしないで条例改正をした。当然土地利用の変更という話になると県が絡んできますので、土地計画審議会にいろいろ諮って行って変更ができるはずなのですが、しかし、最終的には、県はこういう変更はまず認めない。当然でしょう。あなたたち違うでしょうと。ましてや、区画整理事業の法律の執行を阻害するような網を条例でかぶせること自体は、本来はできないはずなんです。法の執行を妨げる条例をつくってはいけないし、法を超える条例もつくっちゃいけないし、そういう意味からすると何重にも間違っただけをやっている。無理な条例改正をやってきたというのが私の認識なので、まともに教育委員会が再構築は現実的ではないという答弁も歓迎するものですが。

それで、②条例を廃止して、市の土地利用計画に沿った取り組みを促進する考えはないか伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時28分)

再 開 (14時28分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

教育委員会といたしましては、議員提案により改正された与根体育施設の設置等に関する条例を踏まえまして、当施設の管理運営に関する方向性については整理すべき多くの課題があることから、慎重に協議調整を図ってまいりました。与根体育施設の設置条例の廃止につきましては、与根西部土地区画整理事業の進捗状況や同地区の将来的な土地利用を勘案いたしまして、条例廃止に向けた調整を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

要するに市の土地の有効活用、この事業は最終まで入ってきていますので、造成も大分終わる段階ですので、条例廃止をまず早めにやらないと次の取組が具体化できないというのがネックになり得るというのは当然ですので、そういう条例廃止に向けて教育委員の皆さんは耳を開けて議論を始めているのか、これからということなのですか、どちらなのですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

現時点では、その正式な協議等については入っておりません。これから検討を進める中で、できるだけ早い時期に条例案としてお示しができればと思っております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

とにかくこれまでは手続上、大変私たちにとってはこれでいいのかどうかという矛盾に満ちた条例改正であったので、早めに正常な形に戻して、そして土地利用が、市の都市計

画マスタープランに沿った、市の計画に沿った土地利用を一日も早く実現できるように、教育委員会では先んじて条例廃止の手続に入っていただきますよう要望して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時30分)

再 開 (14時40分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号15 (16番) 伊敷光寿議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、伊敷光寿議員の質問を許します。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一登壇一

粹和会、社民党の伊敷光寿です。通告に従いまして、一般質問を始めます。

第5次豊見城市総合計画でもご存じのとおり、本市は年少人口比率が2020年1月には全国一となり、子どもの多い街となっています。しかし、子育てしやすい街だと思える市民の割合は41.7%、子育て環境に満足している保護者の割合は33.9%と満足度が低い状況となっており、子育てをめぐる環境の充実が求められています。

昨今のフルタイムの共働き世帯割の増加や女性就職率の向上など、保育需要の増加や保育士の不足が課題となっています。一方、保育士の資格を有しながら保育所等で働いていない保育士の皆さんが多く存在しています。厚生労働省の保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない休職者意識調査2013年によると、保育士として就業を希望しない理由は賃金が希望と見合わない47.5%、責任の重さ・事故への不安40%と回答がな

れるなど、保育士が働く現場の環境は喫緊の課題となっています。2022年7月の内閣府発表では、2021年に全国の保育所や幼稚園、放課後児童クラブなどで子どもが死亡または重傷を負った事故は、前年比332件増の2,347件となり、現在の集計方法となった2015年以降で最多となりました。このうち子どもが死亡したケースは5件で、睡眠中や送迎バス内の置き去りによって起きているとのことです。子どもの命と安全を守るために、より一層保育所等での安全対策が求められています。子どもの命と安全を守るために、また目配りの行き届いた先進国並みの保育士の配置基準を設ける必要があると考えます。

日本が加盟しているOECD先進国の配置基準は、1歳以上の基準で見ると他国の配置基準を大きく下回っています。政府は、4歳から5歳児の配置基準を子ども25人、保育士1人に改めるとの検討がございましたが、各国の基準と比べると、まだまだ不十分な水準であることが分かります。アメリカニューヨークは、3歳以上から子ども7人、保育士1人、イギリス、フランス、ドイツにおいても3歳以上から子ども13人から15人に対し保育士1人です。そうした中で日本の保育士配置基準は、3歳以上から子ども20人に保育士1人、4歳は子ども30人に保育士1人、5歳も同様となっております。また、県内の先進的な事例を紹介しますと、宜野湾市と石垣市では3歳児は子ども15人に保育士1人、また那覇市では一括交付金を活用し、国基準を上回る保育士の配置を促す事業を昨年秋頃に始めています。今後安心して安全な保育を提供するためにも早急な配置基準の改善が必要だと考え、質問をいたします。

(1)保育・子ども行政について。

①保育施設の児童に対する保育士配置基準をOECD先進国並みの基準に改善する必要があると考えますが、見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

保育士の配置基準につきましては、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準で示されており、また児童福祉法第45条第1項に基づき定められた沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び同条例施行規則においても国と同一の基準が示されております。議員ご質問の改善とは、1名の保育士で担当する園児の数を削減するとの趣旨であると理解いたしますが、この場合、より安全安心が図られ、保育士の負担も軽減につながるものと考える一方で、さらなる保育士不足となることも懸念されます。保育士配置基準につきましては、国において議論されるものと認識しておりますので、今後とも国の動向に注視してまいりたいと考えます。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

国と同一基準、ここ豊見城市でも行われていることは理解しました。

ですが、現行の配置基準で子どもたちに安心安全で豊かな育ちを保障して、保育士の皆様も充実感を持って働くことができているのか。市としての見解をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

繰り返しの答弁になりますけれども、保育士1人当たりで担当する園児の数を削減することで安心安全が図られるものであるものと理解はしているところでありますが、その一方で、またさらなる保育士不足にもつながることが懸念されていることから、国において

定められている基準に従って、今後運営していき、また今国の削減という形で動きも少し見られるところではありますが、まだ明確な指針等も発せられていない状況でありますので、引き続き国の動向を注視していければと思います。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

国の動向を見ながらということではあるのですが、この国の基準というのは、最低基準を示しているにすぎないと思います。また、縛りはなくて配置基準の見直し、また柔軟な対応は自治体に委ねられているはずでございます。喫緊の課題であります保育行政については独自策に取り組む必要があると考えます。また、配置基準の見直しと併せて、処遇を改善し年収を上げることはセットで行う必要があると考えます。自治労2020年度自治体会計年度任用職員の賃金・労働条件の制度調査によると、保育士の任用時の給料はフルタイムであっても17.5万円にとどまっている現状があります。また、学童職員については、公設公営の職員を除き、正職員であっても100万円から200万円未満が22.5%と最も多く、全体の約6割が400万円未満となっています。非正規職員については、20から30時間未満で働く職員が最も多く、30.8%、賃金も全体の約6割が200万円未満となっています。このような賃金で雇用されることがあり、募集しても人が集まらない。そのような状態になるのではないのでしょうか。そこで質問をします。

②保育施設・学童等の職員処遇を改善する必要があると考えますが、見解をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

保育施設における職員の処遇改善につつま

しては、国や県の補助メニューを活用し実施をしております。保育士の働きやすい環境を整備するため、保育補助者の賃金等の一部を補助する保育補助者雇上強化事業、また保育以外の業務を行う保育支援者の賃金等の一部を補助する保育体制強化事業を実施し、保育士の負担軽減を図っております。また、放課後児童クラブにおける支援員の処遇改善につきましては、放課後健全育成事業において、放課後児童支援員や補助員等の放課後児童クラブに勤務する職員の処遇の改善を図るため、豊見城市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を実施し、3%程度、月額にして9,000円程度の賃金改善に係る経費を補助しております。今後も保育士及び放課後児童支援員や補助員等の処遇改善を図るため、継続して支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

今後も引き続き支援を模索していただき、保育や学童の現場の魅力を高めて、低賃金で離職することが起きないように処遇の向上に取り組んでいただきたいと思います。お願いいたします。

保育現場では、会計年度任用職員の比率が5割を超え、また放課後児童支援については非正規職員が7割に達すると言われ、子どもの最善の利益や保護者を支えることを優先に考えるなど、日々の業務の責任に見合った雇用ではないと私は考えます。そこで質問をいたします。

③正規職員として就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促す必要があると考えますが、見解をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

保育施設における保育士の正規雇用化につきましては、雇用主となる各法人園の判断によるものとなりますが、本市では保育士正規雇用化促進事業といたしまして、法人園において保育士を非正規から正規雇用へ転換した場合に給与等の一部を補助しており、今後も継続していきたいと考えております。

会計年度任用職員につきましては、公立の座安保育所及び上田こども園へ配置しており、最大3会計年度まで公募によらない更新が可能となっております。なお、3会計年度終了後においても再度の応募を妨げるものではありません。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

法人では正規職員の促進事業をされているということでもあります。継続していただいて、また安定的な雇用は保育の質の向上となりますので、公立においても非正規から正規雇用へ転換を積極的に取り組む必要があると考えます。保育現場で最も課題となっていることは、保育士の数が足りない、書類作業の業務が多い、休暇が取得しにくい、代替保育士の確保ができていないなどがございます。未来を担う子どもたちが健やかに成長するためには、保育施設の担い手の確保が不可欠だと考えます。そこで質問をします。

④職員の人員不足を改善する必要があると考えますが、見解をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

保育士確保は喫緊の課題となっており、その対策といたしまして、新規採用した保育士の宿舍借上げの費用の一部を補助する保育士宿舍借上支援事業、また県外からの保育人材確保のための県外保育士誘致支援事業を実施



しております。また、市の単独予算において、保育所等が新規採用した保育士へ支給した就職準備金の一部を補助する保育士就職準備金支援事業を実施しております。そのほかに保育士を目指す市民への支援といたしまして、保育士試験受験者支援事業を実施しているところでもあります。今後も現在の事業を継続しつつ、国や県における補助メニューの動向にも注視してまいりたいと考えます。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

新規採用の宿舍借上げの補助や市独自の準備金の補助があると。そこも継続していただきたいのですが、私が保育現場の方からいただいた声は、保育で働くことを志しても、いざイメージと現行の過酷な労働環境のギャップなどで不安を抱える。また、就職を断念するなどの声がございました。公立保育施設では、医療的ケア児や障害児、外国籍の児童等の対応を担うなど、通常の保育に加えて地域のニーズに対応する責務も担っております。保育士一人ひとりの負担は増すばかりです。保育事故を防止し、子どもの育ちを保障するためにも保育現場の人員確保、処遇改善はセットで行うことで効果が期待できるものだと考えます。速やかに実施されるよう要望をしまして、次の項目に移ります。

(2)福祉行政について。

沖縄県によると、2015年、平均寿命は男性が80.7歳、女性が88.3歳となっており、全国に比べて平均寿命の伸びが鈍く、男女ともに全国順位が下がっています。特に65歳未満の死亡者の割合が全国平均よりも高くなっており、早世65歳未満の死亡が課題とされています。本市においても沖縄県と同様の傾向にあり、この背景として、65歳未満死亡者の死因における生活習慣病の占める割合が7割を占

めていることや、成人肥満者の割合が全国より高いこと。また、各種健康診査、がん検診の受診率の低さが指摘されています。全世代における肥満の重症化を原因として、平均寿命の低下や医療費・介護費の増加につながっており、健康的な生活習慣の維持増進が強く求められています。以上を踏まえまして、質問を行います。

①高齢者の健康寿命促進の取組についてお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

高齢者の健康寿命促進の取組につきましては、令和3年度より沖縄県後期高齢者医療広域連合から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を受託し、国民健康保険課、健康推進課、障がい長寿課の3課で一体的に高齢者の保健事業等に取り組んでおります。保健師や管理栄養士等の医療専門職が市の健康課題の分析を行い、個別の訪問指導により生活習慣病の重症化を予防するとともに、地域の公民館へ出向きフレイル予防教室の実施や健康相談等を実施しております。

また、介護予防の観点では、要介護状態となることを予防することを目的とし、一般介護予防事業として、地域高齢者の社会参加を目的とした憩いの場づくりの支援を行う地域ミニデイサービス、転倒予防を目的とした運動教室を行う骨コツ貯筋運動教室、健康運動指導士等によるトレーニングマシンを活用したマシントレーニング教室、認知症予防を目的としたパソコン教室を行う脳がんじゅう教室、低栄養予防を目的とした初心者向けの料理教室を行う健康料理教室を実施しております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

保健師や管理栄養士と健康課題の分析を引き続き行っていただき、また根気強く個別の訪問指導などを続けていただき、そこをお願いしまして、また一人ひとりが健康の意識を高められるよう取組をお願いいたします。

次の再質問を行います。過去3年間の事業の対象者及び参加人数についてお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

過去3年の事業の対象者及び参加人数につきましては、各事業ともに対象者につきまして、65歳以上の高齢者の参加人数につきましては、事業ごとに述べますと、地域ミニデイサービスについては令和2年度におけるデータが正確に把握できておりませんので、過去2年の参加人数、実人数でご報告させていただきます。令和3年度547人、令和4年度531人。骨コツ貯筋運動教室については、令和2年度529人、令和3年度280人、令和4年度344人。マシントレーニング教室につきましては令和3年度途中から始めておりますので、令和3年度は11人、令和4年度が66人。脳がんじゅう教室につきましては、令和2年度59人、令和3年度43人、令和4年度40人。健康料理教室は昨年からの実施となっており、令和4年度は11人となっております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

続いての再質問を行いたいと思います。

第5次豊見城市総合計画の高齢者福祉の充実の目標指数に、介護予防の事業に関する参加者数があると思います。事業の参加人数については達成されているのでしょうか。過去3年間の実績をお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

各年度とも目標値、参加人数、達成率の順

でお答えいたします。令和2年度におきましては、1,309人に対し1,098人で83%となっており、未達成。令和3年度におきましては、1,347人に対し1,661人で123%、令和4年度におきましては、1,386人に対し1,832人で132%となっており、いずれも達成しております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

答弁では令和2年度は未達成とのことでしたが、令和3年度、令和4年度と目標に達している状況がございまして、順調な取組が見られます。今後のさらなる参加増を目指していただいて、令和5年度にも期待させていただき、次に再質問を行います。

本市の過去3年間の健康寿命・平均寿命の推移についてお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時03分)

再 開 (15時04分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

本市の健康寿命・平均寿命の推移についてでございますが、平成30年3月に沖縄県保健医療部が発行しました沖縄県市町村別健康指標によりますと、男性が平成22年は78.94歳、平成27年が79.06歳となっており、5年間で0.12歳の伸びとなっております。女性は平成22年が84.66歳、平成27年が84.10歳となっており、5年間で0.56歳短くなっております。本市の平均寿命の推移につきましては、厚生労働省ホームページの市区町村別平均寿命によりますと、男性が平成22年は80.0歳、平成27年は80.7歳、令和2年が81.1歳となってお

り、10年間で1.1歳の伸びとなっております。女性につきましては、平成22年が88.3歳、平成27年も88.3歳、令和2年度が88.7歳となっており、10年間で0.4歳の伸びとなっております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

本市では男女とも平均寿命が伸びている傾向があり、先ほどの答弁にもございました事業に関しては、一定の効果が出ているものだと考えております。

次に再質問を行います。過去3年間の65歳以上高齢者人口比率についてお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

過去3年間の65歳以上の人口及び人口比率につきましては、令和2年度は1万2,693人で19.3%、令和3年度は1万3,064人で19.9%、令和4年度は1万3,258人で20.2%となっております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

答弁からも65歳以上の人口比率が本市においても高くなっておりますが、健康づくり、また健康の保持促進の観点から、特定健診については重要だと考えます。

特定健診の受診率、保健指導率についてお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時07分)

再 開 (15時07分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

特定健診受診率、保健指導率の推移でございますが、市国民健康保険特定健診受診率は、

過去5年間の推移を見ると平成29年度37.2%、平成30年度35.4%、令和元年度35.4%、令和2年度32.9%、令和3年度30.7%となっております。特定保健指導実施率の過去5年間の推移につきましては、平成29年度64.4%、平成30年度65.8%、令和元年度61.3%、令和2年度73.1%、令和3年度74.7%となっております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

答弁いただいて分かったのですが、特定健診の受診は減少しているという状況があり、また保健指導の実施については増えているという傾向が答弁でありました。何らかの健康異常を指摘される方が増えていることが考えられます。特定健診受診率を上げることは、病気の早期発見に役立ちますので、取組についてはより一層力を入れていただくことを求めまして、次の再質問を行います。

特定健診受診率の保健指導率アップについて、どのような取組をなされているのかお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

指導率のアップの取組につきましては、特定健診対象者の方全員へはがき通知や封書による受診勧奨を行っています。未受診者には、夏から年末にかけて最大で3回、はがき通知による受診勧奨を行っております。未受診者の多くが医療機関へ通院しているため、特定健診を委託している市内医療機関の先生方へ特定健診の促しをお願いするとともに、通院中の患者の検査結果に特定健診項目を追加検査することで特定健診とみなす事業の活用についても周知を図り、連携して受診率アップに取り組んでおります。また、市役所で行う集団健診につきましては、土曜・日曜健診や

レディース総合健診など対象者が受診しやすい健診日を設定し、ホームページ、市広報紙への掲載、自治会へのポスター掲示等の広報を行っております。

特定保健指導の取組といたしまして、市役所で行う健診結果説明会や自宅に出向く訪問指導、また一部医療機関でも委託による指導を行っております。保健師、看護師、栄養士による担当制を取っており、対象者へ直接電話をし、連絡が取れない場合は訪問して保健指導の必要性を丁寧に説明しながら、全数指導に向け取り組んでおります。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

医療機関と引き続き連携していただいて、地域に出向いていただいて、丁寧に、また根気強く対応をよろしく願いいたします。次の質問に移ります。

②健康に関する取り組み等でポイントが貯まる「健康ポイント」を付与する事業を実施してはどうか、見解をお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

現在健診受診率対策と医療費適正化を目的に、国保加入者の特定健診受診者へTポイント300円相当分を付与する事業を行っており、未受診者、また毎年の継続受診につなげるためのインセンティブとして取り組んでおります。今後におきましても先進事例のポイント付与の取組について情報収集をしながら、本市の健康課題の解決、医療費適正化を目指した費用対効果の高い手法について調査研究してまいります。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

現行のポイント付与とは別にTポイントがありますという答弁がありましたが、私が実施していただきたいのは、健康づくりのため

の運動や各種検診の受診、自治会活動や本市のイベントに参加するなど、様々な取組でポイントを貯めることで商品が当たる、抽選に応募することができる事業です。当該事業については、2019年の教育民生常任委員会の行政視察先である昭島市で取り組まれておりました。他自治体も併せて景品についてご紹介しますと、特産品やスポーツセンターの利用券、提携する健康食提供の利用券などがございます。高齢者の生きがいづくりと社会参加、介護予防を促進することにつながり、県内外等積極的な取組がございます。また、那覇市、沖縄市、南城市、竹富町など先進事例がございます。高齢者が健康的に地域とのつながりを支援するものであり、ぜひ実施に向けて前向きに取り組んでいただきますようお願い申し上げます。次の項目に移ります。

(3)については事前にやり取りをさせていただきまして、解決に向けて進捗している状況でございますので、今回の質問は見送ります。

(4)道路行政について。

本市は、都市を形成する上で重要な都市計画道路として21路線が定められているものの、2019年度の市道改良率は66.2%と、県内11市中7番目の水準となっています。近隣自治体の過去10年間の伸び率と比較しても本市の伸び率は上回っていますが、道路整備などが人口増加、また観光客の増による都市化の発展に追いついていない現状も一部見られ、今後の対応が求められています。

質問通告の市道42号線は葬祭場や学校が近くにあり、また大型の物流会社の影響により交通量の増加が見込まれ、金良・長堂地域の生活道路の渋滞が懸念されます。そこで質問を行います。

市道42号線の渋滞対策が必要だと考えますが、見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

市道42号線につきましては、朝夕の通勤・通学時間帯に国道329号との交差点、J A虹のホール側から国道向けにおいて交通渋滞が発生していることから、対策が必要であると考えております。平成29年度に実施された豊見城市道道路交通円滑化基礎調査及び計画検討委託業務においても、当該交差点は市内の主要渋滞箇所であることから、国道側につきましては、平成30年度に沖縄総合事務局による対策工事が実施されております。当該箇所においては、現在社会資本整備総合交付金を活用した対策工事を計画しており、令和5年度に嘉数交差点、J A虹のホール側の詳細設計業務の発注を行い、令和6年度に交差点改良工事の着手及び完了に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

今後取組がされるということで安心しました。生活道路については、埋立てによる開発を行った豊崎の地区や、土地区画整理事業が行われた宜保地区、宇豊見城地区といった計画的な市街地開発が行われております。その区画では準備が進んでいるものの、その他の地区では比較的整備の遅れを感じますので、今後の生活道路整備について期待も高いものだと考えられます。速やかに交差点改良工事を進めていただきますようお願い申し上げます、次の項目に移ります。

(5)物価高騰について。

ロシアによるウクライナ軍事侵攻をきっかけに様々なものの物価が上昇し、日本で暮らす私たちの生活も大きな影響を受けています。

新聞報道では、物価の動きを把握する2022年の県内消費者物価指数、生鮮品を除くその部分では前年に比べて2.5%上がり、第二次オイルショック、その末期の1982年以来の40年ぶりの上昇となっています。国際情勢の影響のため、本市だけでは対策は難しいところであると考えられますが、先の見えない物価上昇と食料品やエネルギーなど、その影響を受け、最低限の暮らしが危ぶまれる状況にあります。市民の生活は厳しい状況です。本市としまして、できる限りの対策を打つことが求められています。そこで質問を行います。

①市民生活及び事業者の影響についてお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

近年の新型コロナウイルス感染症や、国際的な情勢不安等の影響により物価高騰が続いていることは認識しております。議員ご質問の部分で市民部所管の市民生活のほうでお答えしますと、本市では身近な市役所で市民の相談に専門家が対応できるよう、法律相談、消費生活相談、行政相談など様々な相談窓口を設置し、相談内容に合わせて各種窓口を案内しております。議員ご質問の物価高騰の影響を理由とした相談については、今のところありませんでした。

○ 総務企画部長 内原英洋

事業者への影響についてお答えします。

令和4年6月に開催された政府の令和4年第1回物価・賃金・生活総合対策本部により、原材料価格上昇により、国内の企業物価は上昇を見せ、価格上昇品目も広がりを見せていること。また、消費者物価は、エネルギーや食料品の値上げを背景に上昇していることが報告されております。令和5年3月

に開催された同会議においては、国などの物価高騰対策等により、一部の指標においてその抑制効果が表れてきておりますが、依然として物価高は続いております。先行きについても、世界的な物価高に引き続き警戒が必要であるなど、今後の動向には予断を許さない状況となっていることが報告されております。このような経済状況の中、本市の事業者についてもアフターコロナに対応した事業展開を行うなど、大変苦しい状況からの脱却を図り、奮闘しているところであると推測しております。

本市としましては、このような状況を鑑み、令和4年度には消費喚起と事業者支援等を行いまして、キャッシュレス決済ポイント還元事業及びクーポン事業を実施しました。また、今年度につきましては、県内有数の観光バス、貸切バスの拠点集積地である本市の特性から、新型コロナウイルス感染症や世界的な燃料高騰のあおりを受け、厳しい経営環境に追い込まれている市内観光バス会社等の支援といたしまして、登録バス1台当たり3万円の補助を行う市観光バス等事業者支援金を実施する予定となっております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

次の質問に移ります。

②庁舎及び管理する施設の影響について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

物価高騰に係る電気料金への影響については、これまでの経緯を説明しますと、沖縄電力は資源価格の高騰などを理由に電気料金を令和5年4月から値上げする方向で国に申請を出していましたが、令和5年3月に国から値上げ幅の圧縮の指示を受け、原価を見直し

て補正申請を提出し、令和5年6月からの値上げについて5月19日に認可されております。この経緯を踏まえて、庁舎で契約している規制料金高圧の場合、6月から月額34.3%の値上げ率が予定されておりますが、国の電気料金激変緩和対策事業による割引や、内閣府及び県による沖縄電気料金高騰緊急対策事業による割引によって、9月までは値上率が抑えられる見通しとなっております。今後は節電対策を徹底し、電気料金の推移を注視していきたいと考えております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

今後国と県と、より一層連携強化を図っていただき、また世界規模で早く平和が訪れることで市民生活が安定することを願いまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次の本会議は6月22日、午前10時開議といたします。ご苦労さまでした。

散 会（15時24分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（2番） 宜 保 龍 平

署名議員（4番） 長 嶺 吉 起

— 令和5年第4回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第5号）

令和5年6月22日（木）





令和5年第4回

豊見城市議会（定例会）会議録（第5号）

令和5年6月22日（木曜日）午前10時開議

出席議員 20人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(15番) 要 正悟 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員

欠席議員 2人

(3番) 新垣 繁人 議員	(19番) 大田 正樹 議員
---------------	----------------

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主査 大城 利枝
次長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	瀬 長 盛 光	代 表 監 査 委 員	植 松 孝 則
総務企画部長	内 原 英 洋	総 務 企 画 部 監 参 事	大 城 智
市 民 部 長	上 地 五十八	市 民 部 参 事 監 兼 福 祉 健 康 部 参 事 監	奥 濱 真 一
福祉健康部長	久手堅 勝	こども未来部長	森 山 真由美
都市計画部長	嘉 川 聡 子	経 済 建 設 部 長	城 間 保 光
上下水道部長	大 城 堅	上 下 水 道 部 監 参 事	高 良 忍
消 防 長	高 良 寛	教 育 部 長	赤 嶺 太 一
総 務 課 長	上 原 元 樹	協 働 の ま ち 推 進 課 長	喜 久 里 則 子
市 民 課 長	長 嶺 茂 樹	健 康 推 進 課 長	大 城 泰 子
子育て支援課長	喜如嘉 依 子	保 育 こ ど も 園 課 長	屋 宜 圭 太
都市計画課参事	譜久山 誠	道 路 課 長	大 城 英 貴
公園緑地課長	金 城 司	上 下 水 道 部 施 設 課 長	新 垣 栄
学校教育課長	金 城 徹	学 校 教 育 課 参 事 (指 導 主 事)	吉 田 順 太
学校教育課参事 (指導主事)	大 城 正 篤	学 校 施 設 課 長	石 川 ミ コ
生涯学習課 振興課長	大 城 武	文 化 課 長	浜 本 亨
選管兼監査委員 事務局長	官 里 卓 道		

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名  
 日程第2. 一般質問

令和5年第4回豊見城市議会定例会議事日程（第5号）

令和5年6月22日（木） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に新垣龍治議員、高山美雪議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号16 (11番) 新垣亜矢子議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、新垣亜矢子議員の質問を許します。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 —登壇—

おはようございます。城の風、新垣亜矢子でございます。本日は、通告のほかに再質問がかなりありますので、皆さん早口でよろしく願いいたします。まず、所見を述べさせていただきます。

この豊見城市、来年4月に豊崎中学校が開校予定でございますが、そこでその豊崎中学校の校歌をかりゆし58の真悟さんをお願いしているというふうに聞いております。本当に県内でも恩納村のうんな中学校でも校歌をアーティストが作っているということもありますので、豊見城市の観光大使であるかりゆし58の皆さんに校歌を作ってくださいという

ことは、本当に後世につながるすばらしい提案だと思っておりますので、出来上りを楽しみにしていただきたいと思います。市民の皆様も、そして学校に通う生徒の皆さんにも本当に楽しみなものだと思います。

それでは通告に入りますが、まず訂正を1か所させていただきます。

(1)の(イ)の質問ですが、プロポーザルにおける企画提案書等の提出に関する事実経過の後ろを全て削っていただいて、こちらは再質問という形でやりたいと思いますので、その経過のところで一度切らせていただきたいと思います。

そして順番を少し変えたいと思います。まず最初に、(3)防災教育についてを先にさせていただきます。

沖縄県は、長いこと大きな地震や津波などの災害は起こっておりません。その万が一が起きた場合、市内全域に被害が及ぶと市の消防だけでは駆けつけることは不可能ですから、自助・共助が大事です。1995年の阪神淡路大震災では、一番多くの人命を救助したのは地域の住民による共助です。東日本大震災の避難所運営には、学生によるボランティアが力を発揮しておりました。ですから、地域の防災リーダーになれるのは避難所となる学校で、普段から学んでいる学生だと考えております。

そこで、(3)防災教育について。

災害時に地域の避難所となる学校で、生徒が積極的に活動できるように避難所運営の方法を学ぶ必要がある。「防災ジュニアリーダー育成」について、本市の中高生に対し取組をすべきと考えるが見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

おはようございます。お答えします。

本市は令和元年度、地域の防災リーダーとなり得る人材育成を図る観点から、しおさい公園を避難所と仮定し、防災キャンプを実施しております。防災キャンプには市内在住者を優先とし、一般参加者として16組、大人・子どもを含めて57名、講師としまして防災士の取得者を招聘し、ボランティアの参加として13名、計70名の方が参加しております。テントづくりや防災食の体験、講師による防災講話、あと意見交換会を実施しております。本市ではこのような防災啓発活動などを通しながら、今後防災ジュニアリーダーの育成につなげていきたいと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

この私の質問の趣旨が、実はその先にありまして、国立青少年教育振興機構主催の「全国中学生・高校生防災会議 ～ 全国防災ジュニアリーダー育成合宿」というのがございます。阪神淡路大震災、東日本大震災で被災した地域の中高生が多く参加しているものですが、ぜひ豊見城市の中高生にも参加していただいて、地震や津波を実際に経験した学生と共に学ぶことで、実際その有事のとき、その場面でどのような対応をしたのかなどリアルなことを聞いて、危機感を持って防災を学んでほしいという思いがございます。全国防災ジュニアリーダー育成合宿への派遣を検討してほしいのですけれども、いかがでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

全国防災ジュニア研修会は、防災意識と社会参画のさらなる向上を目指し、これからの防災・減災の担い手である中学生・高校生を対象に実施されており、防災行政の観点から

有意義な研修だと認識しております。本市といたしましては、防災ジュニアリーダーの人材育成活動を行いながら、将来的に全国防災ジュニアリーダー研修会の参加の働きかけを検討していきたいと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひよろしく申し上げます。

この防災ジュニアリーダーのことなのですが、私その先も考えておりまして、以前私は消防団を増やしてほしい、人数を増やしてほしいということを質問してきたのですけれども、視点を変えまして、子どもたちの防災意識を高めて、将来の消防団や消防士になるような地域の防災リーダーを育成してほしいというふうに考えております。今回の質問をしている先に、防災ジュニアリーダーよりも本格的な消防組織である少年消防クラブを発足することが将来地域の防災リーダーになり得ると。それこそ人材育成であり、投資だと思っております。

今回調べてみて驚いたのですけれども、全国に4,300の少年消防クラブがあって、その中では小学4年生から中学3年、あと高校3年生までの約40万人が活動しているそうです。そのうち沖縄県内には、名護市、伊平屋村、そして石垣市の3団体のみということでありまして。その中の伊平屋村の少年消防クラブは、ヨーロッパ青少年消防オリンピック2015に、日本選手団の一員として参加もしています。この活動の様子は、インターネットで見ることができるのですけれども、とても子どもたちが生き生きと誇らしそうに訓練をしております。地域を守る、家族を守るその思いが伝わってくる大変素晴らしい活動だと思いますし、将来消防士になりたい子どもたちの夢をかなえることも後押しできますので、本市に

少年消防クラブを設置し、地域の防災リーダーとして、未来を担う子どもたちの人材育成をお願いしたいのですが、ここは消防長、よろしく願いいたします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

少年消防クラブにつきましては、子どもの頃から防火・防災に対する知識を身につけさせることで、地域の防災活動の主要な担い手の一部として期待できるものと思います。また、将来の地域防災を担う人材を育成するという観点からも、極めて重要であると考えます。議員ご質問の少年消防クラブの発足につきましては、少年消防クラブ活動の中で消防団員から各種指導を受けることにより、将来消防団に入団する流れにもつながるのではないかと考えられることから、今後調査研究をしてみたいと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひ少年消防団を結成していただきたいのですが、市長、豊見城市少年消防クラブを設置していただくことについて人材育成につなげていただきたいのですけれども、ご意見を伺いたいと思います。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

亜矢子議員から提案があつて、そのホームページも含めて幾つか見させていただきました。全国では4,300の拠点があつて、それから40万人の子どもたちが消防の一部を担っているような活動をしていることについては、沖縄県は大分そういう意味では防災意識も低い状況にあるということも再認識をさせていただきましたので、今消防長の答弁のとおり、これから検討させていただければと思います。よろしく願いします。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

すばらしい活動になると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

続いて、(2)に行きます。その③です。

(2)保育行政について。

3月定例議会にて公立保育園の「手ぶら登園」を提案し、導入の可能性を検討、実証実験を前向きに検討との答弁でしたが、現在の進捗状況を伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

手ぶら登園につきましては、公立座安保育所での導入に向けて検討をしております。まず、昼寝用布団のサブスクリプション導入についてですが、コットというメッシュの布が張られた簡易ベッドを利用したサブスクリプションを検討しております。この場合、コットカバーのみがサブスクリプションの対象となり、タオルケットや掛け布団などは対象外となることから、一定の負担軽減にはつながりますが、手ぶら登園の実現とはならないこと。また、コットを保育所内に保管することになり、プラスチック製であることからけがなどを避けるため、未使用時は保育室外に保管する必要があるがございます。座安保育所では保管スペースの確保が困難であることから、現時点での導入は厳しいと判断をしております。

次に、紙おむつのサブスクリプションにつきましては、メーカーの協力の下、7月の1か月間を無償による実証実験期間として位置づけ、実施する方向で調整を進めております。実証実験終了後、希望される方につきましては有償にて継続していただくことを想定しております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

早速7月の1か月間、実証実験をしていた  
だくということで、保護者にとってどれぐら  
いプラスになるのかということを見極めてい  
ただいて継続ができるようにと。あと、お布  
団のほうもぜひ取り組めるようによろしくお  
願いします。

では、(1)に入りたいと思います。

(1)監査報告について。

令和5年3月28日付、監査報告で指摘の  
あった個人番号カード交付業務委託料の契約  
事務について以下を伺います。

これは豊見城市ホームページの行政情報の  
監査、そしてその監査の中の一番下のほうに、  
令和4年度定期監査という項目で誰でも閲覧  
することができますので、傍聴されている方  
がいらっしゃいましたら開いていただきたい  
と思います。

(ア)プロポーザルにおける個人番号カード  
交付業務委託料の契約事務について、担当課  
をヒアリング対象とした理由について伺いま  
す。

○ 代表監査委員 植松孝則

お答えいたします。

ヒアリングをするに当たっては、定期監査  
調書と契約書類等の一件書類をまず確認いた  
しまして、その内容を精査した結果、ヒアリ  
ングが必要と判断した場合にヒアリング対象  
としております。特に、ご質問のあった本件  
の担当課につきましては、昨年議会でもご質  
問がありましたし、マスコミ報道もありまし  
たので、より詳細に事情を聞く必要があると  
考えて、ヒアリングを実施しました。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

今回は代表監査委員の方に答弁をいただい  
て、本当にありがとうございます。

今ヒアリングを行ったとおっしゃっており

ますが、(イ)プロポーザルにおける企画提案  
書等の提出に関する事実経過を伺います。

○ 代表監査委員 植松孝則

お答えいたします。

こちらにつきましては報告書に記載したと  
おりでございますので、読み上げて報告をさ  
せていただきます。

企画提案書提出日の令和4年7月26日は大  
雨だったこともあり、当時の市民部長から「  
今日は天候が悪いから遅れてくる業者がある  
かもしれない。それは受け入れていこう」と  
いう内線がありました。夕方5時前後になり  
まして、当時の市民部長が市民課に来て、  
「業者のほうから遅れてくる旨の連絡があっ  
たから、この業者を受け入れてほしい」とい  
うことで提出期限は令和4年7月26日午後5  
時と定めておりましたが、今回の契約業者の  
企画提案書を午後5時40分頃に受理したとい  
うことのでございました。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

本当に間違いを指摘しているのが監査報告  
なのですが、この監査委員が対象の課にヒア  
リングの内容、今おっしゃっていただきました  
けれども、その内容を踏まえた監査委員の  
ご意見を伺いたいと思います。

○ 代表監査委員 植松孝則

提出期限が遅れているところについてでよ  
ろしいでしょうか。

こちらも報告書に記載したとおりでござい  
ますけれども、監査委員としては決められた  
提出期限、しかもそれは実施要領で明確に定  
められておりましたので、それを安易に延長  
するようなことがあってはならないと考えて  
おります。もちろん自然災害等の不可抗力が  
生じた場合には緊急的な対応、例外的な対応  
も必要であると思いますが、本件については

大雨ということで、それがどの程度であるかは定かではありませんけれども、ほかの業者は期限内にきちんと守って提出しておりますので、そういうことから考えてもこれを受け付けたということ自体は非常に問題があったと監査委員としては考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

まさにそのとおりで私も思っております。次々行きたいと思います。

(ウ) 昨年9月定例議会での緊急質問に対して、当時の市長、担当部長の答弁は『多くの提案を取り入れる必要があったこと、また、大雨であったことも考慮し、期限経過後に提出書類を受け入れたことは問題ない』との答弁がなされておりますが、改めて監査視点での見解を伺います。

○ 代表監査委員 植松孝則

お答えいたします。

まず前提として、昨年の答弁の内容を私は詳しく存じ上げているわけではありませんが、今議員から質問があった範囲でお答えいたしますと、まず多くの提案を取り入れる必要があったということは、そうするとその期限を設けた意味がそもそもないということになりますので、それは期限を遅れて受け付ける理由には全くならないのではないかと考えております。

後半の大雨の部分については、先ほど申し上げたとおり、確かに大雨の状況、程度によってはほかの業者も含めて提出ができない場合もあると思いますので、それは事情によると思いますけれども、本件についてはそこまでの自然災害と呼べるほどのものではなかったと認識しておりますので、これも理由にならないのではないかと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

聞いていると、昨年9月の緊急質問の内容というか、答弁がちょっとおかしくなってきましたけれども。続けます。

(エ) 監査報告の中で、『担当課の部長の一存で、期限経過の提出書類が受け付けられており、担当課としての意思決定の在り方にも大きな問題がある』と指摘されているが、昨年9月議会においては、部長は担当課と協議を行って受け入れたと答弁している。監査ヒアリングにおいて、部長の一存が明らかになったのか見解を伺います。

○ 代表監査委員 植松孝則

お答えいたします。

少なくとも監査ヒアリングにおいては、協議をしたというような話をご回答がありませんでした。先ほど事実経過で述べましたとおり、遅れてくる業者があるかもしれないというのが事前にあって、直近になって業者のほうから遅れる旨の連絡があったので、この業者を受け入れてほしいという話があって受け入れたというふうにヒアリングをしております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

では、去年の答弁が本当におかしくなってきましたけれども。

ここで当時の担当部長は、担当課と協議を行って受け入れたと答弁されているのですが、そもそも選定委員会設置要項からすると、本来の協議は選定委員会で協議すべき案件だったと考えるのですが、これは市当局の見解を伺いたいのですけれども、お願いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

選定委員会設置要項第2条第2項第2号では、委員会は参加資格失格要件の確認に関することを協議する。第3号では、その他必要



と認める事項を協議するなどを定められておりますので、議員ご指摘のように選定委員会での協議が必要であったのではないかと考えます。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

(ウ)実施要領等に基づかない方法で選出されたのが、提出期限経過後に書類を提出した業者であり『本件のプロポーザルについて、不適切かつ不当の評価を免れないものである』また、『実施要領等の記載を無視した手続では、公正性や透明性を確保することはできない』と指摘されていますが、当時の担当部長、市長答弁において公正公平な選定で何ら問題はなかったと答弁されていることなどから、監査の視点で、改めてそのことについて見解を伺いたいと思います。

○ 代表監査委員 植松孝則

お答えいたします。

こちらも前提として、昨年の議会での市長等の答弁の内容を詳しく存じ上げているわけではありませんので、その点はご了承ください。ただ、昨年の議会の議事録を拝見する限り、そこで問題とされていたのは、締め切り経過後に書類が提出されたものを受け付けたことの是非の話に終始していたようでして、その後、我々監査のほうで書類を確認したところ、実施要領、あるいは要項で事前にどのように業者を選定するかということは当然決められているわけですが、その定めに従わない形で業者が選定されていたということが分かっておりまして、それも監査報告で述べたとおりでありますけれども、そういう事態も併せて考えますと、非常に問題があったのではないかというのが監査委員としての意見となります。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ここでパネルを示したいと思います。よろしいでしょうか。

今、行政文書開示請求で取り寄せた選定委員会の評価点数の集計表を提示しております。この中で今、代表監査委員の方がおっしゃっているように、不適切な選定方法だったというのがここになります。本来、要項どおりであれば、合計点数が高いところというと、ここです。412点で①の企業が取べきですが、今回結果として決定されたのが、この順位は1位が多いところということで、3番目の業者が選定されたという、この数字です。ですから、本来要項どおり、要領どおりにいけば、別の企業が決まるはずだったということなのですが、そうではなくて不適切な状況になってしまったというのがそういうところなのですけれども。監査委員がご指摘になっている、この実施要領等に基づく方法で選出していないということなので、かなり問題だと思うのですが。再度確認なのですが、代表監査委員の意見として、間違っていたのはこの得点の合計点数の高いほうではなくて、順位で決めたのが間違っているという認識でよろしいでしょうか。

○ 代表監査委員 植松孝則

お答えします。

結論としてはそのとおりです。なぜなら、要項等をもう一度読み上げますけれども、要項第6条では、総合評価点が高い順に順位を付し、第1順位の提案書を提出した者を最優秀提案者とし、次点を優秀提案者とする明瞭に定められておりますので、実施要領も同じ内容ですけれども、今の要項や実施要領からすれば総合得点の高い、今議員がお示しされた412点の業者が第1位となるべきであったと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 ー再質問ー  
では、執行部にも確認をしたいと思います。  
この合計点数が一番高い①の業者ではなくて、順位づけで1位が多い③の業者が選出されたという理解でよろしいでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八  
お答えします。  
議員ご指摘のとおりでございます。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 ー再質問ー  
今回、今の答弁で……。

○ 議長 外間 剛  
休憩いたします。  
休 憩 (10時24分)  
再 開 (10時26分)

○ 議長 外間 剛  
再開いたします。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 ー再質問ー  
再質問を続けたいと思います。  
今回、代表監査委員から監査報告を詳しく説明していただいて、プロポーザル選定は間違っていたということが明るみになっております。

昨年、9月定例会で緊急質問された時点で間違いを認めていなかったわけですけれども、この監査報告を受け、当時の選定委員に質問をしたいと思います。最終的に選定した方法は間違いで、選定要項どおりの審査結果であれば、別の業者が選定されていたということだったのか、当時の担当が答えていただければと思います。

○ 議長 外間 剛  
休憩いたします。  
休 憩 (10時26分)  
再 開 (10時30分)

○ 議長 外間 剛  
再開いたします。

○ 市民部参事監兼福祉健康部参事監 奥濱真一  
お答えいたします。

当時、委員の一人ではございましたが、監査からのご指摘のとおりだったかと思えます。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 ー再質問ー  
結局要項どおりであれば、別の業者だったということよろしいですか。

○ 市民部参事監兼福祉健康部参事監 奥濱真一  
お答えいたします。

監査のご指摘のとおり、要項どおりであればというふうには考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 ー再質問ー  
では、本来は違っていたということで受け止めます。

選定要項に規定されている審査方法と別の方法を探って選定されたのはなぜなのか、伺います。

○ 市民部参事監兼福祉健康部参事監 奥濱真一  
お答えいたします。

当時、プレゼンテーション前にそういう確認事項があったのかどうかについても含めて、そういう詳細なところまでは記憶にないところでございます。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 ー再質問ー  
選定要項というのは、本当に業者にとっては死活問題ですから、忘れたとかそんなのは通らないのですけれども、この選定要項に規定されている審査方法とは別の方法で、結局審査がなされて決定が出されましたよね。応募した3業者の方々には、その内容が違っていたと。審査方法が違いますという説明や報告はしたのでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

当時の選定要項の基準が変わったというよ  
うな説明はしていません。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 ー再質問ー

要項の規定を変えることを伝えなかったと  
いうのはどういうことなのか。

○ 市民部長 上地五十八

当時、事務局としては、要項どおり選定し  
ているものと考えていたため、変更するよう  
な考えはなかったと思われま。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 ー再質問ー

要項どおりというもまた違う意味になっ  
てくると思うのですが。

この選定委員会設置要項第7条の「企画競  
争の結果は選定されたものの決定後、最優秀  
提案者及び総合評価点各提案者の総合評価点  
について、豊見城市ホームページにおいて閲  
覧に供する」と、結果の報告がきちんと公表  
されるという規定がありますけれども、実際  
これは公表されたのか伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

公表はされていません。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 ー再質問ー

先ほどから本当に業者にとってはとんでも  
ないことだと思ってしまうのですが、なぜ要項で公表  
すると規定をしているにもかかわらず公表さ  
れなかったのか、しなかったのか。これは都  
合が悪かったからなのか、何らかの上からの  
指示があったのか。公表しなかった理由を伺  
います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

当時の担当者へ確認したところ失念をして  
いたということで、上からの指示はなかった  
という報告を受けております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 ー再質問ー

失念じゃあ済まないですね。これは業者  
にとっては本当に許されないことだと思っ  
てはすけれども。5人の委員がいたというこ  
とですが、誰も気づかずに最終選考までいっ  
たということなのか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時34分)

再 開 (10時34分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

議員からご指摘がありますように、そうい  
う評価の部分でしっかり確認が取れていな  
かったのではないかと考えます。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 ー再質問ー

これはもう公正な審査結果だったとは言え  
ないような気がしますけれども、公正な審査  
をしたというふうにご考えているのか、改め  
て伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

令和4年度定期監査の結果に関する報告書  
の監査結果におきましては様々なご指摘を受  
けたことにより、市民の皆様にご多大な疑念と  
不信感を与えてしまい、心よりおわび申し上  
げる次第です。我々としては、当時公正な審  
査ということで考えておりますけれども、疑  
念を抱かれておりますので、今後二度とこの  
ようなことがないように関係法令を遵守し、  
健全で透明性のある業務遂行を図るとともに、  
再発防止に努めてまいりたいと考えておりま  
す。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 ー再質問ー

これは要項に書かれたとおりじゃないのに、なぜそれが進んでいたのかはもうさっぱり分からないような感じなのですけれども。

別な角度からいくと、昨年8月頃に健康推進課で行った抗原検査キット配布業務において、昨年8月2日に市民課プロポーザルで選定された同事業者を委託先とするよう、上から指示があったと聞いております。その翌日の8月3日、ほぼ同時期になりますけれども、市民課のプロポーザルの選定が行われて、その同事業者が選定されております。

そこで、選考委員である前総務企画部長に念のため確認します。選定された業者との面識があったのか、いかがですか。

○ 市民部参事監兼福祉健康部参事監 奥濱真一

お答えいたします。

当時業務上いろいろな業者とお会いする機会はございましたが、選定に係る業者との面識があったかどうかについては、明確には記憶しておりません。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

では、昨年5月30日にこの業者が、当時の山川市長ですが、市長表敬訪問をされているのが、当時の日程表の中で政務調整監、総務企画部長同席とありますけれども、その認識はありますか。

○ 市民部参事監兼福祉健康部参事監 奥濱真一

お答えします。

業務上多くの日程がある中で、当時の自身のメモには別日程なども重なっており、同席したかどうかまでははっきりとは記憶にない状況でございます。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

もう一度聞きますが、当時総務企画部長と

してこの選定された業者と事前に会ったことはありますか。

○ 市民部参事監兼福祉健康部参事監 奥濱真一

お答えします。

なかったものと思っております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

では、この選定委員会の選定に当たって、当時上司からの指示があったのか教えてください。

○ 市民部参事監兼福祉健康部参事監 奥濱真一

お答えします。

なかったものと思っております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

12月定例会でも答弁されているのですが、受付当日、選定委員長だった市民部長の携帯に直接業者から電話がかかってやり取りしていますから、実施要領の提案書の失格要件に、提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合となっていますので失格要件になりますね。締め切り後の提出、委員との接触の2つがあるのです。これは情報として合っているということなので、点数云々以前にもう受付の時点で失格となるような案件だったのかと思うのですけれども、監査報告にあるように、この結果は不適正であったと先ほどおっしゃっていただきましたが、不適正であったと言わざるを得ないということで、今回のこの選定結果は無効ではないかと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時38分)

再 開 (10時39分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

先ほど答弁したものと重複しますが、令和4年度定期監査の結果に関する報告書の監査結果につきまして様々なご指摘を受けたことにより、市民の皆様多大な疑念と不信感を与えてしまい、心からお詫び申し上げます。不適正というところの中での指摘もございましたので、今後このようなことがないように関係法令を遵守し、健全で透明性のある業務遂行を図っていきたくと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

結果的に今の企業が仕事をしているわけですが、先ほど申し上げたように抗原検査キットの配布業務のところでも市民課プロポーザルのものと同じ業者が2つ、委託先として同時期に指示があって選定が行われたということもありますので、決してこれは許されるものではないのかと思っております。これは失格要件に当たらないのかと思っておりますけれども。

次の質問ですが、提出期限経過後に書類を提出した業者、その上実施要領に基づかない方法で選定されたことは、市民から見ると初めからこの業者を選定することが決まっていたのではないかと疑われても仕方ないと、そういう状況だと思うのですが、見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時41分)

再 開 (10時41分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

議員おっしゃるような疑念を持たれても仕方ない部分はありますが、今後このようなことがないように改善を図っていきたくと思っております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

昨年、このプロポーザル選定の問題が発覚した後に、建設業関係の団体から提出された改善等を求める要請に対して山川前市長が回答した文書は誤解を招く内容だったということで、12月定例会において新垣繁人議員が再回答するように求めておりましたけれども、その後の対応を伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時42分)

再 開 (10時42分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

令和4年10月4日に建設業関係団体から、豊見城市発注公共事業等の公正かつ公平な事務執行について要請を受けまして、令和4年10月28日に回答いたしました。12月定例会に議員のご指摘もあったことから、内容について再度調整を行い、令和5年3月30日付で要請のあった各団体に再度回答を行っております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

本当に建設業関係の皆さんには心が痛いというか、本当にこんなことがあってはならないと思っておりますけれども、今回のプロポーザル選定について業者の皆さんからは、私にも豊見城市役所に対しての不信感しかな

いと。これまで実施要領に沿って資料をつくって事業を取るために真面目に頑張ってきたし、選考が適正に行われていると思っていたが、それが不正に行われているのは絶対に許されないことだというふうに怒っておりました。「しっかり追及しろよ」と私は言われております。二度とこのような不適切な契約が行われないように改善し、信頼を回復していただきたいと思います。

過去の山川市政による膿を出して、壊れてしまった信頼を、徳元次人市長を先頭に信頼回復に取り組んでいただきたいと思いますが、市長の見解を伺います。

#### ○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

今回の個人番号カード、マイナンバーカードの交付業務委託契約の業者選定に関し、市民の皆さんをはじめ議会議員の皆様にも多大な疑念を抱かせてしまったことは、大変おわび申し上げたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

今回のことを受けて、令和4年度の監査報告の内容にもあるとおり、厳しいご指摘を受けました。このことを含めて、今後このようなことが二度とないように、職員一丸となってしっかりと落とし込みを図って、適正な業務事務の執行に取り組んでまいりたいと思います。再びないように、しっかり業務を遂行していきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

#### ○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

市長、本当にありがとうございます。

本日は、詳細な監査報告の説明をしていただいた植松代表監査委員、ありがとうございました。

そして、当時の担当部長に答弁を求めまし

たけれども、前市政でのトップダウンであったと思いますけれども、ごまかしたままおとがめなしでは許される案件ではありませんので、議場で真摯に答弁をしてくれたことに感謝をしたいと思います。この後、川満玄治議員も私に続いて質問をします。対応していただきたいと思います。本当にここで発言するのは勇気の要ることで、過去のことを言うのは苦しいと思いますけれども、今後豊見城市役所の信頼回復に向けて力を発揮していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。それでは次の質問に行きます。

#### (4) 教育行政について。

3月定例会において、(仮称)豊崎中学校開校をきっかけに、市内4つの中学校統一の制服を作ることにについて提案をいたしました。現在の進捗状況を伺います。

#### ○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊崎中学校の制服選定につきましては、伊良波中学校と豊崎小学校それぞれ2回、保護者や児童生徒代表者を交え、制服に関する意見を聴取し、保護者や児童生徒代表者を交えデザイン等について検討し、今後制服を決定していくところであります。また、既存の3中学校へも制服検討委員会の設置を依頼し、その在り方の検討を進めることとなっております。市内中学校統一の制服の議論につきましては、これらの制服検討委員会の中で検討されるものと理解しております。

#### ○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

私がこの統一の制服を作ることを提案したのは3月なのですが、やはり来年の開校に向けて急ピッチでいろいろ進めないといけないことなので、統一にするのはハードルが高いと思いますけれども、統一を見据えて、この

豊崎中学校の制服がすばらしい制服になるように議論を重ねていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

そして豊崎中学校、先ほど私冒頭で申し上げましたが、校歌をかりゆし58に頼んでいると私が伝えましたけれども、これは校歌の依頼をしているということでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今、豊崎中学校の校歌の選定につきましては、議員からお話のありました件も含めて今検討を進めているところで、まだ決定には至っていない状況にあります。開校まで間もなくでありますので、取り急ぎ校歌の選定方法、決定方法について定めて、取組を進めてまいりたいと考えているところであります。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

かりゆし58の前川真悟さんは本当にすばらしい方で、普段話をしていてもまるで歌を聞いているように言葉が出てくる、つないでくれるという方なので、ぜひとも真悟さんの歌詞で、曲で、どうなるか分かりませんが、校歌ができることを望んでおります。

続いて、(5)水道事業について。

本市の水道管などの水道施設は、老朽化に伴う更新需要の増大や耐震について早急に対応すべき課題だと考える。令和5年度実施計画には、令和5年度1億9,800万円、令和6年度3億1,800万円、令和7年度3億2,520万円の予算が組まれています。本市の水道管耐震化率はどのような計画になっているのか伺います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えいたします。

本市水道事業の管の耐震化については、ダ

クタイル鋳鉄管等の耐震管を平成24年度から新設時や法定耐用年数を超過した更新時に採用しており、全体管路の耐震化率は令和4年度末時点で約9%となっています。また、平成24年度以前に整備されたダクタイル鋳鉄管のK形で、良好な地盤にある管路においては耐震適合性があると認められることから、耐震管と合わせて計算しますと、管路全体における耐震適合率は約30%となっております。参考に、県内11市の耐震適合率の平均値は約15%でありました。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

市民の安心安全のために、ぜひとも早急に耐震管に換わることを願っておりますが、まだまだ管の長さがすごいですので、長くかかると思いますがよろしくをお願いします。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時50分)

再 開 (10時51分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号17 (10番) 川満玄治議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、川満玄治議員の質問を許します。

○ (10番) 川満玄治議員 一登壇一

城の風、川満玄治、通告に従い、一般質問を開始したいと思います。

一般質問をする前に、少し所見を述べさせていただきます。

昨日ですが、パワハラ条例をつくってほしいということである議員からお話がありましたが、もう残念でしかたがないです。まず、条例をつくる前に、私はたくさんやることがあると思っております。第一に、この問題の

認識と意識の啓発、また調査やデータ収集、そして政策の策定とガイドラインの作成、また法的規制の検討等、そしてステークホルダーと言われるのですが、市民・企業・労働組合・関係機関などのステークホルダーと協力し、パワーハラスメント対策のためのパートナーシップを築き、そして情報交換や共同プロジェクトの実施、トレーニングや研修の提供など、連携体系を構築すること。この5つのことをやって、それでもなお条例が必要であれば、私はやるというのであればまだ分かるのですが、条例制定を先にとというのは、まるで条例をつくれればパワハラがなくなる。そういうことでは私は決してないと思っています。ましてや、この条例がもし仮にできたとしたときに、「この条例は何でできたの？」といったときに、「前市長がこういう疑惑があったから」ということを言われるわけです。裁判もまだ途中経過なので、そこら辺をしっかり慎重に考えて、条例策定に向けてもし動くのであれば考えていただきたいと思います。

では、一般質問をしていきたいと思います。

本日3つの内容で、先ほども監査の件で垂矢子議員も頑張っていました。私もその件でかなり詰めていきたいと思うので、もしかしたら全部できないかもしれないのですが、頑張っていきたいと思います。

すみません、今日は(3)のほうから行きたいと思います。

(3)公正・公平及び適正な業務委託について。

令和4年度山川前市政で行われた個人番号カード交付業務委託（プロポーザル方式）の契約事務について、以下を伺いたと思います。

(ア)当時の事実経過を伺います。

#### ○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

#### ○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

豊見城市マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画運營業務委託につきましては、令和4年7月20日から7月26日の17時までを企画提案等の提出期間と定め、3社からの提案がございました。そのうちの1社は大雨により遅れたため、7月26日の17時40分頃に企画提案書の提出があり、それを受け付けております。

#### ○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

では、(イ)に行きたいと思います。

企画提案書の提出日等が、事前に公表された実施要領に明記されている中で、大雨だとしても自然災害等の不可抗力の場合を除いては、本来、期限経過後の提出は認められないはずだが市の見解を伺いたと思います。

#### ○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

期限経過後の企画提案書を受理したことに關しまして、令和4年12月定例会でも答弁しておりますように、市の法律顧問の見解も含めて適正ではなかったと認識しております。今後は市民及び事業者団体等の信頼が得られるように関係法令を遵守し、疑義や誤解を招くことなく、公正公平な業務遂行に努めてまいります。

#### ○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

再質問をしたいと思います。

期限経過後の企画提案書を受理した理由を伺います。

#### ○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

当時の答弁から多くの業者の申込みを期待



し、効率的な業務を運営するために受理したものと考えております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

先ほどから大雨、大雨と代表監査委員も言っていたのですが、その大雨とは自然災害等の不可抗力に当たるのか伺いたいと思います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

一般的に考えますと、他の2者は期限内に提出しておりますので、先ほどの新垣亜矢子議員の代表監査委員からの答弁にもありますように、自然災害等の不可抗力には当たらないものと考えております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

そうですね、私も当たらないと思います。

では再質問です。期限内に提出しているということですが、ほかの2者はいつ提出してきましたか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

ほかの2者につきましては、7月26日16時頃に提出がありました。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

だから、ほかの2者はその日の4時頃に提出があったということで、期限内に間に合ったということは、やはり自然災害等の不可抗力には当たらないので、私は適切ではなかったと思います。また、実は提出のあった2者にも私は確認しました。4時頃に提出したということで、大雨だったのかということも確認しました。そうしたら2者から同じような回答がありました。雨は降っていませんでした。2者、同じことを言っておりました。確かに「曇りでしたが、雨は降っていませんでした」ということを言っておりました。私も

聞いたところ、先ほど亜矢子議員からもあったのですが、この2者は、「この件には納得できない」と言っておりました。ですから、大雨という以前の問題だと私は思っております。では、次に行きたいと思えます。

（ウ）令和5年3月28日付、令和4年度定期監査の結果に関する報告（以下、監査報告）の中で、当案件が相当な指摘を受けたことに対して市の見解を伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

令和4年度定期監査の結果に関する報告書の監査結果におきまして様々なご指摘を受けたことにより、市民の皆様にも多大な疑念と不信感を与えてしまい、心よりおわび申し上げます。今後は二度とこのようなことがないよう関係法令を遵守し、健全で透明性のある業務遂行を図るとともに、再発防止に努めてまいります。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

では、再質問をしたいと思います。

監査報告において選定委員会が行われた選定内容に対して、やはりかなりの指摘がされているため、改めて選定委員の指名方法を伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

豊見城市マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画運營業務委託選定委員会設置要項第3条第2項に定めっているとおり、会務を総括する選定委員会の委員長であります当時の市民部長の最終判断により、選定委員を指名したものと考えております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

当時の事務局の選定委員の委員案を伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

当時の選定委員会委員の案の部分になりますが、市民部長、市民課長、国民健康保険課長、デジタル推進課長、産業振興課長、以上です。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

では、その中でデジタル推進課長を入れている理由を伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

デジタル推進課長を入れた理由につきましては、デジタル化の推進や社会保障・税番号制度に関することを担当しているなどの理由によるものと考えます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

では、なぜ入れたにもかかわらず、デジタル推進課長は選定委員から外れたのでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

令和4年12月定例会でも答弁しましたとおり、デジタル推進課長が都合により参加できないので、デジタル推進班長を指名し、市民課長にその旨を報告した後、上司であった当時の総務企画部長から「事業費が4,000万円という大きな業務委託であることから、班長ではなく人事課長を指名したほうがよいのでは」との話があり、人事課長を指名したと伺っております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

先ほども出ていたのですが、総務企画部長からあったということなのですね。

では、選定委員会の設置要項ではどのように定められているのか伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

選定委員会設置要項では、委員会は別に掲げるものをもって組織する。ただし、その委員、部課長等ではありますが、参加できない場合においては、その委員が指名する者、課長、もしくは班長等を充てると定められております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

ですから班長でもよかったということであれば、4,000万円という大きい金額を当時の総務企画部長から指名したほうが良いと言われたということなのですが。

では逆に聞きたいのですが、人事課長を指名したのは一体誰なのですか、伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

最終的に会務を総括する選定委員会の委員長であります当時の市民部長の判断によるものだと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

当時の総務企画部長が指名したのではないのですか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

先ほど答弁しましたとおり、最終的には会務を総括する選定委員会の委員長であります当時の市民部長の判断によるものだと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

今いない当時の市民部長ですね。分かりました。

続きまして、(エ)監査報告の中で『担当課の部長(選考委員会委員長)の一存で期限経過後の提出書類が受け付けられており、担当課としての意思決定の在り方にも大きな問題がある』と指摘されているが、担当課の部長

の一存であったことに間違いはないか伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

提出期限を経過した企画提案書を受け付けたことにつきましては、最終的に当時の市民部長の判断で受け付けたものだと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

分かりました。監査報告でも指摘されているように、この部長の一存で期限経過後の提出書類が受け付けられているというのは、先ほどからずっと亜矢子議員も言っているのですが、対外的にもちょっと問題だと、そう見られても仕方ないと思います。では、次に行きたいと思います。

(ウ)実施要領、選定委員会設置要項等において、提案者の失格要件がうたわれているが、一般市民目線で見えた場合、失格に該当すると思われる。先ほど亜矢子議員からもあったと思います。市の見解を伺いたいと思います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

豊見城市マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画運營業務委託公募型プロポーザル実施要項では、提案者の失格に関する事、また同委託選定委員会設置要項では、失格要件の確認が定められております。一般的に考えますと、提出期限を経過した企画提案書等を正当な理由なく受け付けることは失格になると考えられ、市民の皆様にも多大な疑念と不信感を与えてしまうものだと認識しております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

再質問に行きたいと思います。

当時の部長は期限を過ぎて書類を提出した業者と、提出が遅れる旨を電話でやり取りし

たそうですが、それに対する見解を伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

プロポーザル実施要項に提案者が個別に委員会の委員と接触を持つことなどは失格とすると定められており、審査の公平性の観点からも適切ではないと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

そうですね、コンタクトが取れているというのはおかしいと思うのですが。

すみません、ちょっと聞きたいのですが、この電話のやり取りというのは、直接部長の携帯に電話があったのですか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

議員からのご質問につきましては、現在確認は取れておりません。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

これも大事なところでありますので、確認できれば、今後していただければと思います。

再質問です。このように業者と接触を持つということは、本当に不正を疑われても仕方がないことだと思いますが、この業者から接待等を受けた事実はあるのか伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

そのようなことがあったかは、こちらのほうも把握しておりません。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

市民から見たら、これは本当に何かあったのかと疑われても仕方ないと思います。

選定委員会の設置要項では、選定委員会に参加資格や失格要件の確認に関する事を協議するとありましたが、選定委員会の方というのはしっかり要項を見てやっていたのかと。「見ていないんじゃないか」と言われてもお

かしくないと私は思います。そこら辺は、委員の方は要項をしっかりと見ていただいて、その要項に沿った選考方法でしてほしかったと思います。

続きまして、(加)監査報告の中で、提案者(委託業者)の決定方法について、『実施要領及び設置要項に基づかない方法により提案者を決定したのものとして、不適正であったと言わざるを得ない』と指摘されていますが、本市の見解を伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

豊見城市マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画運営業務委託公募型プロポーザル実施要項8(2)②では、審査の合計点の高い順に最適な提案者を決定すると定められており、また同委託選定委員会設置要項第6条第2項では、総合評価点が高い順に順位を付し、第1順位の提案書を提出した者を最優秀提案者とするとの定めがあります。しかしながら実際の選定方法は、各委員が合計点の高い順に順位を付し、第1位と評価した委員が最も多い提案者を選定してございます。これは事務局側が、当初より実際の選定方法を採用する考えではありましたが、実施要項や設置要項作成の際に誤った選定方法を記載してしまい、それに気づかず選定委員会の審査を実施したことによるものであります。

先ほど来、お話しさせていただいておりますが、市民の皆様にも多大な疑念と不信感を与えてしまい、心よりおわび申し上げます。今後、二度とこのようなことがないよう関係法令を遵守し、健全で透明性のある業務遂行を図るとともに、再発防止に努めてまいります。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

では、再質問行きたいと思っております。

企画提案書の期限経過後の受付について、選定委員会への報告はあったのか、再度伺いたいと思っております。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

期限経過後に企画提案書を受け付けたことにつきましては、選定委員会へ報告はされておられません。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

報告はなぜしなかったのでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

期限経過後に企画提案書を受け付けたことにつきましては、多くの業者の申込みを期待し、効率的な業務を運営するために、最終的には当時の市民部長の判断で受け付けたものであり、特にその報告を選定委員会にする必要はないとの考えであったと認識しております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

先ほど亜矢子議員からもあったのですが、これは本当に失格ではないかと思っております。

今後も同様なことがあった場合は協議をして受け付けるのか伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

今後同様な事例があった場合は、今回監査の報告書でもご指摘がございましたことを真摯に受け止め、関係法令を遵守し、提出期限を過ぎたものにつきましては、それを受け付けないものいたします。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

先ほどの亜矢子議員の質問にもあったので、こっちは飛ばしていこうと思っております。

でも、これでも分かると思うのですが、当時の委員長がそうやって全くもって要項のと

おりにしていないということは、要項に全く目を通していないということがこれでもう明らかだと私は思います。

続きまして、すみません、(キ)も飛ばしていつて、(ク)再発防止策について伺いたいと思います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

令和4年度の定期監査の結果に関する報告でご指摘がございましたことを真摯に受け止め、職員のコンプライアンス意識の徹底や事業者等の接触に関する規則等の強化、疑念や不信感を与えることがないような透明性のある職場環境づくり、プロポーザルに限らず全ての業務において関係法令を遵守するなどの再発防止策に取り組み、市民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと思います。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

市民部における再発防止策は分かりました。実は私も先ほど亜矢子議員が話していたとおり、ほかにも聞いている話なのですが、去年の8月頃にコロナの検査キット配布業務において、このマイナンバーカードの業者に委託するように上から指示があったということを知っています。そこで、令和4年8月抗原検査キット配布業務において、業者選定時において個人番号カード交付業務で選定された同事業者を委託先とするよう上からの指示があったが断った経緯があると聞くが、真実かどうか伺いたいと思います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対策としまして、抗原検査キット配送事業を実施いたしました。当時におきましては、感染まん延時で緊急性が高い事業として随意契約を

しております。選定方法につきましては、業者2者より見積もりを取得し、見積価格、事業実績、準備スケジュールの3点より適正に判断をいたして委託業者を決定しております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

上から1者について指示を受けませんでしたか。誰から指示を受けましたか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

当時の政策調整監より1者紹介されております。随意契約のためもう1者との見積もりを取り、公正な判断により後者の業者と契約しております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

今言うように公正な判断によりということで、紹介された方ではなく、もう1者のほうを採択したということで間違いはないでしょうか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

間違いございません。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

それは本当に正しい選択だったと思います。では、再質問をさせていただきます。政策調整監より紹介された業者は、市民課プロポーザルで選定された、先ほどから問題になっている業者と同じ業者ですか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

はい、そのとおりでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

同じ時期にこうやって同時に紹介も受ける。本当に何か疑義があり過ぎますね。

では、再質問をさせていただきます。その紹介のあった業者は、検査キット配送等の実績はありましたか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

当時の業者作成の実績一覧によりますと、主にワクチン接種におけるコールセンターの会場設営等で、抗原検査キット配送等に関する実績はございませんでした。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

やはり実績がないから、確かに受注すると大変なことになっていたと思うので、よかったですと思います。

再質問に移らせていただきます。当時の政策調整監は、どのような経緯で健康推進課に1者を紹介したのでしょうか。政策調整監の一存で紹介したのでしょうか。上からの指示ではないのでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時16分)

再 開 (11時17分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部参事監 大城 智

お答えいたします。

業務上いろいろな業者とお会いする機会がございますが、当該業者はその中の1者となります。担当課への紹介の経緯としましては、時期は定かではありませんが、受託できそうな業者として、当時の市長と話合いをしたことを記憶しております。当該業者の業務提案書等から、抗原検査キット配布の対応もできるのではと思い、健康推進課に紹介したところ です。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

やはりそうなんですね。分かりました。

では、また再質問をさせていただきます。当時、政策調整監の当時の特命事項について

教えてもらえませんか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時18分)

再 開 (11時27分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部参事監 大城 智

お答えいたします。

令和4年4月1日付、特命事項の決定によりますと、大きく2つございます。1つ目に、下記事項の総合調整に関することと、その他特に指示を受けた事項に関すること。1つ目の下記事項の総合調整に関することについてはさらに3つございまして、1つ目にスポーツ拠点エリア構想に関する事項、2つ目にとみぐすく「まちの顔」拠点づくりに関する事項、3つ目に瀬長島開発に関する事項となっております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

当時のことなのですが、私はよく聞くのですが、当時市長、副市長からの伝達事項をその当時の政策調整監はしっかり各部長に伝えるという職務と聞いております。実質ナンバーズリーということで聞いているのですが、間違いはないでしょうか。

○ 総務企画部参事監 大城 智

先ほど説明しました特命事項の中に、その他特に指示を受けた事項の中ではいろいろなことがございます。その中で必要に応じて担当部署に連絡を行ったり、調整を行うことは何件かございました。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

再質問をさせていただきます。

先ほどの指示なのですが、コロナ対策本部会議としての指示なのか教えていただけま

すか。

○ 総務企画部参事監 大城 智

記憶が定かではございませんが、たしかコロナ会議で当案件業務について検討というお話が出たかと記憶しており、直接私が紹介した場所や時間などについては、はっきり覚えていないところでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

ちょっと聞きたいのですが、コロナ会議の場で言ったと言っていますが、先ほど質問したときなのですが、上司からの指示ではないでしょうか。もう一度お聞かせください。

○ 総務企画部参事監 大城 智

先ほどお答えしたとおりでございますが、指示ということではなく、話合いをしたというところでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

分かりました。では、再質問行きたいと思えます。

当該業者は、当時の政策調整監として初めて知ったのですか。それとも以前から知っていた業者ですか。

○ 総務企画部参事監 大城 智

お答えいたします。

業務上いろいろな業者とお会いする機会がございます。細かな点は覚えていないところですが、昨年5月に市長の随行としまして、企業版ふるさと納税の寄附金のお願いで当該業者の親会社を訪問するということで、沖縄県内には子会社である当該業者があることを知ったと記憶しております。また、訪問の際にも、当該業者が沖縄県内にあることを紹介されたことを記憶しております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

記憶を呼び起こしていただき、ありがとうございます。

当該業者の関係者は同席されていましたが。

○ 総務企画部参事監 大城 智

当該業者の関係者かどうかは分かりませんが、親会社の方々とほかに2名ほど同席していたと記憶しております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

東京訪問の後に市長に表敬訪問があったと思いますが、表敬訪問の内容と誰が同席されたかをお答えください。

○ 総務企画部参事監 大城 智

お答えいたします。

秘書広報課に確認したところ、残っている記録としましては、当該業者は令和4年5月30日13時30分に市長表敬となっており、受付時にお伺いしている内容としては、非課税世帯の臨時特別給付金についてとなっております。同席予定者は、当時の私と総務企画部長となっております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

では、当時政策調整監として同席されましたか。

○ 総務企画部参事監 大城 智

同席したと記憶しております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

それでは、もう御一方の当時の総務企画部長として奥濱市民部参事監に聞きますが、当時同席されましたか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時32分)

再 開 (11時33分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部参事監兼福祉健康部参事監 奥濱 真一

お答えいたします。

業務上多くの日程がある中で、当時の自身のメモには別日程なども重なっており、同席したどうかまで、はっきりとは記憶にない状況でございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

記憶にないと……。これは大事なことなので、ちょっと記憶を呼び起こしていただきたいのですが。

当時の政策調整監は、繁人議員との質問取りの中で、最初は同じように記憶がないと言っておりましたが、話していったら後々思いついて、こうやって答弁していただいているそうです。当時の総務企画部長、もう一度よく考えて思い出していただきたいのですが、令和4年5月30日13時30分に東京訪問の後に市長表敬があったと思いますが、当時同席されておりましたか。もう一度ゆっくり考えてお聞かせ願えませんか。

○ 市民部参事監兼福祉健康部参事監 奥濱真一

お答えいたします。

先ほど答弁もしましたが、多くの日程が当時のメモの中にも重なっておりまして、同席したかどうかについては、はっきりとは記憶にない状況でございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

書いているように、予定参加者には載っているのだから参加したと思うのですが、記憶がないと言われたら私もこれ以上は言えないのですが、これからいろいろあると思いますので、もう一度考えて、思い出していただければと思います。

市長表敬に同席した当時の政策調整監として、当該業者に直接お会いして知ったということです。今質問している抗原検査キットの配布業務の受託業者として前市長から紹介さ

れたのは、具体的にいつ頃ですか。

○ 総務企画部参事監 大城 智

業務上多くの業者とお会いすることがございまして、この件については具体的に覚えていない状況でございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

覚えてないですか。

昨年8月2日に指示していませんか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時35分）

再 開（11時36分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部参事監 大城 智

今のご質問については、当該業者を健康推進課への紹介という点でお答えしますと、記憶を辿りますと7月末から8月頭ぐらいのあたりというところまでは記憶にはございますけれども、何日かまでは記憶にはない状況でございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

ですから、指示をしたということで間違いないでしょうか。

○ 総務企画部参事監 大城 智

先ほどお答えしたとおり、指示ということではなくて紹介をさせていただいているところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

指示していると思うのですが、思い出せませんか。持っています、私。指示していませんか。

○ 総務企画部参事監 大城 智

先ほどご答弁させていただいたとおり、紹介をさせていただいております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一



ちょっと疑義が多いのですけれども、分かりました。私は指示したと思っております。

続きまして、前山川市長は、昨年9月にプロポーザルで選定された業者と面識はない。さらに、親元会社は知っていたが、選定された業者が子会社であるということは、その場の9月定例会で初めて知ったと答弁されているが、私はこれは虚偽答弁に値すると思いますが、市の見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時38分)

再 開 (11時40分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今の玄治議員のご質問については、虚偽答弁に当たるかどうかについては不明のところであります。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

ふるさと納税のお願いで親会社を訪問しているわけですので、そのときに子会社があるということは聞いていて、子会社の名前も言わないというのは現実的にあり得ないと私は思います。あの当時、前市長の初めてという話は、やはり虚偽答弁に値すると私は思います。

続きまして、先ほど市民部においては再発防止ということで分かったのですが、今度は逆に市全体として、今後二度とこのようなことが起こらないようにどのように取り組むのか伺いたいと思います。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

再発防止策につきましては、プロポーザル

方式による業務委託において、全庁的な統一事項を設ける必要があることから、令和5年6月1日付で豊見城市プロポーザル方式の実施に関する要領を制定・施行するものとして職員へ周知を行ったところでございます。今後の当該業務委託につきましては、本要領に基づき各職員が共通した認識の下、適切に運用してまいります。それにより、公正性、競争性、透明性のある業務執行の確保につながるものと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

ぜひ市全体で取り組んでいただければと思います。

再質問です。このような不適切な案件に係した職員に対しては、人事課としてどのような対応をしたのか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和5年3月28日付で令和4年度の定期監査の結果に関する報告書において、本件のプロポーザルについては不適正かつ不当の評価を免れないものであると指摘事項として報告されたことを受け、人事課において関係職員の聞き取りを行った後、市長から豊見城市職員分限懲戒審査委員会へ諮問が行われました。それを受けて、令和5年5月29日に第1回豊見城市職員分限懲戒審査委員会を開催し、現在審査を行っているところです。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

ぜひそちらのほうもしっかりとお願いいたします。この問題、先ほどの抗原検査キット、さらにマイナンバー問題、様々な疑義が多過ぎて、まだ真相解明がしっかりできていないと私は思います。私は議会として、本当に特別委員会を開く必要があると思います。場合によっては百条委員会も設置となる案件だと思

いますが、元議員の市長としてどう思いますか。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

この件に関しては先ほど垂矢子議員にも答弁させていただきましたけれども、市民の皆さんをはじめ、議会議員の皆様、多くの皆様に対して、このような疑念を抱かせたことについては、大変申し訳なく思っています。おわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

今質問があったとおり、百条委員会、あるいは特別委員会に行くということについては、私のほうからこうだあだという答弁はできない状況になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

これは本当にあってはならないことが立て続けに起きているようにしか見えないので、ぜひ特別委員会設置、場合によっては百条委員会設置を求めていきたいと思います。

続きまして、(1)給食センター建替えについて。

①給食センター建替えについて市長に考えを伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市の学校給食センターは、昭和60年3月に着工し、同年11月に完成、学校給食の提供は翌年1月から開始しております。学校給食の提供が始まって約37年が経過しております。毎年施設や調理機器等の修繕等を行いながら、安全で安心な学校給食の提供を目指して取り組んでいるところですが、施設の老朽化が進んでいることから、早急に給食センターの建替えに関する検討を進めてまいりたいと考え

ているところであります。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

おっしゃるように、給食センターは早めの建替えが私も必要だと思います。

②給食センター建設の検討委員会について伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市教育委員会では、本年5月24日に学校教育課長、給食センター所長、給食センターに配置された栄養教諭、給食センター職員を中心とした学校給食センター改修検討委員会を立ち上げました。今後は同検討委員会において学校給食センターの在り方について検討し、基本的な方針等について定めていくところでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

このメンバーを見ると、現場、建築のことにに関してなので、ぜひそういう技術職を入れるべきだと思いますが、どう思いますか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今後検討が進む中でそういう知見も含めながら、教育部内には学校施設課もございませう。そういう職員の知見も受けながら、基本的な方向性について議論をしていきたいと思っております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

もう時間もないのですが、ぜひたくさんの人を入れて、しっかり検討してください。よろしく申し上げます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時48分)

再 開 (11時48分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号18（9番）宜保安孝議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、宜保安孝議員の質問を許します。

○（9番）宜保安孝議員 ー登壇ー

城の風、宜保安孝でございます。市民の皆様、そして職員の皆様こんにちは。6月定例会最終日ということで、今この場に立たせていただいておりますが、実は私事になるのですが、4月22日に自宅でちょっと体調がおかしくなりまして、頭が痛いなということだったのですが、普段であればもう少し横になっておこうというのが、ちょっと予定もあったもので、そのままずっと家にいるわけにもいかず自分で病院に行きましたところ、左下の小脳の動脈瘤破裂によるくも膜下出血ということで、後で言われたのは、そのまま横になっていたらもしかしたら後遺症が残って大変になっていたかもしれないから、判断的にはよかったかもしれないけど気をつけなさいというふうに言われまして、1か月間入院しました。その間、自分の今までの生活の在り方だったり、また議員活動、そして様々な地域活動について様々なことを振り返る、ある意味、見つめ直す1か月間を過ごしました。その間も職員の皆様、議員の皆様、そして市民の皆様にも様々な助言とか、情報とかを与えていただきまして今があると思っております。本当にありがたいと思っております。

先ほど川満玄治議員も熱くなっておりましたけれども、私は1か月間入院するということで車椅子に乗ったりベッドにいたりということで、やはり体力が落ちるんですね。ですので、私も1か月間は体力を戻すためにまた頑張りましたが、右足も左足も元気で後遺症も何もなく、気持ちも二十歳ぐらいで全然問

題ありませんでしたが、市政については一生懸命やりたいと思っておりますので。ただ、今回は議案説明会に参加することができなかったのもありまして、総括質問ということで自分の今思っている関心事項、特に令和5年度のことについて一般質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

(1) 保育行政についてであります。

公私連携幼保連携型認定こども園に対する本市の支援について、土地の賃借料等も支援していく考えがないか見解を伺います。

これにつきましては、今日園の方々も来られておりますが、とても関心事であると思ひますし、これからの豊見城市のこども園に対する考え方をただそうと思ひております。

(2) 教育行政について。

①伊良波小、中学校改修計画について伺ひます。

②体育館天井照明更新事業について伺ひます。

③デジタル博物館事業について伺ひます。

④お仕事体験事業について伺ひます。

(3) 観光振興についてであります。

①豊崎及び瀬長地域等観光振興地域の環境美化（プランター、花木の管理）について伺ひます。

②オリオンECO美らSUNビーチ観光整備事業（マリンメニュー、航路浚渫）について伺ひます。

(4) 交通行政について。

豊見城市総合交通戦略推進等支援事業について伺ひます。

(5) 防災行政について。

①渡嘉敷土地改良排水路改修事業について伺ひます。

②里道（高嶺地区）防災減災対策事業につ

いて伺います。よろしく申し上げます。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ こども未来部長 森山真由美

宜保安孝議員ご質問の(1)保育行政についてお答えいたします。

公私連携幼保連携型認定こども園につきましては、現在7園が設置されており、当該法人園に対する土地及び建物の賃貸借につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づき、建物につきましては無償貸与、土地につきましては5割減額による貸与といたしております。今年度及び次年度が協定の更新時期となっていることから、土地の賃貸借料の見直しが必要となりますが、本市においては顕著な地価の高騰が見られることから、地域にもよりますが、現在の賃借料と比較し40%前後の大きな増額が想定されております。そのため、公私連携施設への支援といたしまして賃借料の負担軽減が図れないか、現在検討中でございます。早急に支援策を決定いたしまして、各法人園へ周知してまいりたいと考えております。

○ 教育部長 赤嶺太一

(2)の①から③までについて、順次お答えいたします。

①伊良波小学校、中学校の改修計画につきましては、両校とも建設から36年が経過しており、建物等の老朽化が懸念されている状況でございます。令和2年度に実施いたしました豊見城市立学校施設長寿命化計画において、校舎等のコンクリートの劣化状況を調べたところ、比較的健全な状況を示しており、建替え、改築ということではなく、長寿命化改修

という判定となっております。伊良波中学校におきましては、豊崎中学校に分離後、改修に着手してまいりたいと考えております。改修には多額の費用を要することから、市の財政負担軽減を図るため、沖縄振興公共投資交付金の活用を検討しており、沖縄県教育庁の担当課と調整をしてまいりたいと考えております。今年度は県内の長寿命化改修を行った学校の事例について調査研究を行い、次年度、調査設計業務に着手できるよう、関係部署と調整してまいりたいと考えております。また、伊良波小学校につきましては、伊良波中学校の進捗を見ながら、令和7年度以降に調査設計業務に着手できるよう、関係機関、関係部署と調整してまいりたいと考えております。

続きまして、②であります。体育館天井照明更新事業につきましては、市内小中学校の体育館に使用されている水銀灯が既に生産中止となっていることや電気代の縮減、学習環境の向上を目的に、沖縄振興公共投資交付金を活用してLED照明に更新していく事業でございます。現在、体育館の天井照明がLED照明ではない学校は、小学校においては長嶺小学校、座安小学校、豊見城小学校、伊良波小学校、とよみ小学校、豊崎小学校の6校、中学校におきましては、伊良波中学校及び長嶺中学校の2校ということになっております。今年度は長嶺中学校の体育館の照明をLED照明に更新する工事を計画しており、次年度以降に順次更新を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、③デジタル博物館事業につきましてはですが、インターネットを通して豊見城市の歴史、文化資料にいつでもどこでも誰でもアクセスできる環境を整え、本市の魅力を発信するとともに、地域文化の振興に寄与

することを目的としているところでございます。事業の進捗状況につきましては、令和2年度に収蔵品の撮影、計測、写真資料の電子化、データベース作成等の電子化、文化財のドローン撮影、3D図作成の内容を完了しております。また、地域と協働で宇公民館や市民が所蔵しております地域の写真を集めたとみぐすく写真アーカイブを10地域分作成いたしました。

令和3年度は、令和2年度の活動の継続である収蔵品の電子化、写真資料の電子化、あと文化財のドローン撮影、とみぐすく写真アーカイブを13地域分の作成、明治、大正生まれの方々が語った民話音声テープの電子化等を行ってまいりました。併せまして、令和元年度に市民より寄贈いただきました民具等資料約3,000点についても、撮影、計測、資料特徴の記録等の電子化を行いました。これらの資料とこれまで文化課が公開しておりましたコンテンツを総括したポータルサイトの公開を開始しているところであります。

令和4年度は収蔵品の電子化と整備作業、文化財の撮影、とみぐすく写真アーカイブを新たに5地域分の作成、あと民話音声の専門家による二次翻字、豊見城市史の電子書籍データ化を行いました。新たに戦後歴史資料の電子化として、豊見城市議会所蔵会議録など紙資料の電子化及び原本の保存処理、秘書広報課所蔵の広報とみぐすくの電子化を行いました。また、3D技術による電子化の取組として、沖縄戦以前の風景復元において瀬長島と真玉橋の集落と島、橋梁等文化財資料において民具やシーサー等の3D化を行ったところであります。風景復元の成果物は、現在豊見城市歴史民俗資料展示室で公開しており、文化財資料の3Dにつきましては、インター

ネットで公開をしているところでございます。

令和5年度は、令和4年度に電子化した紙資料のテキスト化、とみぐすく写真アーカイブを新たに2地域分の作成、民話音声の解説作成、あと風景復元2地域の実施、文化財資料の3D化の業務を実施してまいります。併せて、電子化した資料の権利処理等確認作業と公開作業を実施し、ホームページの充実を図りつつ、普及推進のイベント開催等を実施し、利活用の拡大に努めてまいりたいと考えております。また、教育現場でも活用できるような形で、学校に対してのアプローチも進めていきたいと考えているところであります。

#### ○ 総務企画部長 内原英洋

宜保安孝議員の(2)の④についてお答えします。

お仕事体験事業は、市内小中学生を対象に、仕事の疑似体験を行う機会を提供することにより、将来の職業観を育み、自発的な就業意識の向上を図ることを目的とする事業で、失業率の改善に寄与することを目指して実施しております。令和4年度においては来場児童数が延べ391名、出店事業者数が19事業者となっております。

#### ○ 経済建設部長 城間保光

宜保安孝議員ご質問の(3)①②及び(5)の①②について、順次お答えします。

(3)①について、本市では一括交付金を利用した観光振興地域環境美化強化事業を行っております。当該事業では、南国沖縄らしい景観や魅力ある観光地づくりを図るため、大型商業施設及び宿泊施設などが所在する豊崎、瀬長地域の市道植樹ますの除草清掃やプランターの植栽管理を行い、美化強化に努め、魅力ある観光地づくりに取り組んでおります。事業概要としましては、年2回の植樹ますの

除草清掃及び除草剤散布、年79回のプランターへの灌水を7月から実施し、翌年3月まで行う計画となっております。

②について、オリオンECO美らSUNビーチ観光整備事業については、干潮時でも海を楽しめ、与根漁港と連携したマリンメニューができるよう、ビーチ内から沖合への航路浚渫を行い、豊崎海浜公園に市民や県内外から訪れる観光客など、来園者数の増加及び観光振興、地域活性化を図る目的としております。事業の実施につきましては、令和5年9月末から令和6年3月末までの約6か月間、延長約260メートルの航路浚渫を予定しております。

続きまして、(5)の①について、渡嘉敷地区の土地改良事業で整備された排水路が、近年のビニールハウスの増加や周辺地域の宅地開発等による雨水の流出量の増加により、大雨時に同排水路が氾濫し、農用地や市道26号線が冠水している状況でございます。現在、農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用した同排水路の改修について、沖縄県と令和6年度事業採択に向けたヒアリングを行っている状況でございます。

②について、令和4年5月31日の豪雨により崩落した字高嶺地内の農道及び里道については、令和4年度中に現地調査及び実施設計業務が完了したことから、現在工事発注に向け準備を進めているところでございます。工事概要としましては、崩落したのり面と影響のある箇所を含め、延長約53メートルの区間に平均杭長約8.5メートルの抑止杭29本を設置し、モルタルによる吹付けを行う復旧工事となります。今後の予定といたしましては、6月中に請負契約の締結を行い、7月中の現場着手となるよう取り組んでまいります。な

お、工事の完了予定につきましては、令和6年2月を予定しております。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

(4)についてお答えいたします。

本市では、令和2年度に策定した交通基本計画に基づき、今年度から沖縄振興特別推進交付金を活用して、豊見城市総合交通戦略推進等支援事業に取り組んでまいります。本事業は、これまでに策定した各計画を踏まえ、交通便利性向上により、本市の活力向上及び持続的発展に資することを目的といたしまして、タクシー割引を利用した需要調査等を行い、本市に適したラストワンマイル交通の在り方を検討するほか、バス体験会や公共交通利用に向けた学習機会の提供など、総合交通戦略に掲げた個別施策を推進してまいります。

○ 議長 外間 剛

宜保安孝議員の再質問は、午後から行いたいと思います。

休憩いたします。

休 憩 (12時04分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

画像が出ないんですけど……。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時30分)

再 開 (13時32分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

午前中に引き続き、質問をさせていただきます。

先ほど部長の答弁の中で私が質問しました

保育行政について、これまでは豊見城市は、沖縄特有の小学校のそばに幼稚園があるというような流れの中で保育をする幼稚園の子どもたちを小学校に連携させる流れがありましたが、やはり市の職員として、あれだけの数の職員を採用するとなると相当の負担もあったと思います。そういう中で豊見城市にとっても、園にとっても様々なメリット・デメリットがあったと思うのですが、公私連携化によるメリットとしまして、豊見城市にとりましてはまず人件費の負担が極端に減った。また、保育士不足の中、人材確保の負担も減りました。給食センターの負担も減っております。さらには、私も小学校のPTA会長を経験してはいましたが、小学校と幼稚園、駐車場なども一体型で利用してきましたけれども、これも分かれたということで、小学校の駐車場の利用もしやすくなっております。また、修繕費が減ったり、担当課の負担も減ったりということで様々なメリットがある中、豊見城市のこれまでの4年間、5年間の公私連携の流れも変える時期ではないのかと思っております。一般的な流れとして5年間たちましたので、先ほど答弁のありました協定の更新時期となっていて、一旦そのまま契約の流れですると40%前後の増加につながるという話が出ましたが、私が調べましたところ、今280万円程度の園がそのまま行くと380万円とか100万円ぐらいアップするんですね。すごい賃料が上がっていく。それをほかの園に当てはめてもすごい額になると思っております。これを、答弁にもありましたように豊見城市だけではなくて、国全体の流れの中でこの幼保連携型を推進する中では、土地の賃借料、そして建物の賃借料、そういうものも本当は無償化をするべきではないかと

思っています。そういう中で豊見城市においては、一度、例えば座安幼稚園、例えば豊見城幼稚園、伊良波幼稚園とかと決められても、次の更新時期に自分たちがそのまま採択されるか分からない状況の中で、建替えしようと思ってもできないような状況があります。そういう中では安心して職員の皆様も、そして経営される方々もできることを考えたときに、まずできることとして豊見城市は今あるこの年間の賃借料を、先ほどの担当課の答弁では現在検討中であり、早急に支援策を決定して保育園に周知したいというふうな答弁でありましたけれども、以前に公私連携の園の皆様とも意見交換を我々はしまして、切実な思いを受けております。私どもとしましては、今日こういう形で多く方が見られている中で、今後検討するのではなくて、ある程度方向性が決まっているのであれば、こども未来部長が言いづらい部分は逆に市長のほうで、こういう方針で今考えているということがあれば、一言いただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

まず初めに、公私連携園の皆さんには日頃から我々豊見城市の子どもたちをお預かりいただいて、また各種イベント等でも相当な協力をこれまでもやっていただきました。そのことに非常に感謝をしながら答弁をさせていただきたいと思うのですが、公私連携の土地評価による増額分ということが明るみになってきましたけれども、そのことについては部長の答弁にもあったとおり、新たな負担を求めない形で今検討させていただいている途中なので、早急にその決定をさせていただいて、園の皆さんに周知、連絡をさせていただいた

いと思います。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

市長、この辺はこの財源をどこから求めるかについて、例えば市の財源っていろいろあると思います。もちろん市民税だったり、交付金だったり、いろいろあると思います。そういう中でこれまで５年間、前市長のときからも園の方々は、今後はこういう流れが来ると思うのでという話はしていたようです。そういう中で市長も変わって、今日こうやって皆さんが来ている中で、ある程度、一定程度、市長が「この負担軽減が図れないかの検討中であります」ではなくて、私としましては、この土地の賃借料を求めること自体いかなものかと思っているんですね。この就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律というものの中にも、無償、もしくは時価よりも低い対価で貸し付け、または譲渡するものとするというふうにうたわれております。豊見城市が今どれぐらいの金額で貸しているのかといいますと、１人当たりの児童数でもし割ったら、平均はきれいに出血していませんが、約１万7,000円から１万8,000円取っているのが現状です。一番高いところは、生徒数は少ないのですけれども、土地が広い。そこで、１人当たり３万円以上の児童負担額というのが計上されているわけです。それを、じゃあお隣の那覇市、うるま市、浦添市と調べましたけれども、極端に豊見城市は高いのです。これまで払ったものをスライドするだけでも全然ペイできていると思います。

先ほどパネルでも出したかったのですが、沖縄県で一番高い土地と言われております新都心地区、そこにある保育園でも児童負担額というのは4,000円弱です。豊見城市で一番

安いところでも１万800円です。那覇市などでは、真和志地区だったら1,180円だったり、小祿地区で1,300円、また浦添市では無償化です。ゼロです。そういう意味も含めて、今担当課の中でも部の中でも、やはりこれは改善すべきではないかというような議論をする中で、先ほども答弁で早急に支援を決定するという話があると思いますけれども、ここは思い切った方向転換で、多分与野党関係なく、これは財源を充てにするべきではないという思いがあると思います。

そこで再度質問なのですが、市長にとって、他市と比べてもやっぱり高い豊見城市の公私連携型の園の利用状況、それを考えたときに、この議会の場、皆さんがいる場で無償化するというふうに断言できないかというお願いでありますけれども、いかがでしょうか。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

私もこの間、他市町村との比較というものを一定見させていただきました。特に、その中でも無償化している市も当然あるわけでありまして、私たち市が今後どう進めていかなければならないのかということも、しっかりこの間精査をさせていただきたいと思います。もちろん考え方の方向性としては負担軽減の部分、あるいはそれが無償化になるかどうかということは今、大変申し訳ございませんが、現時点でこの方向にするという断言は、ちょっと答弁できない状況ではあるのですが、その方向に向かって、しっかりと早めに結論を出せるようにしていきたいと思います。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

最低限の確約ですけれども、今１園に対してはこれぐらい上がるであろうということで伝えたいと思います。それを基にほかの園も、



じゃあ次年度は私たちもこれぐらい上がってくるんだらうということで、それを月計算したり、職員の退職するときの退職金とかも考えたり、いろいろな負担を、本来であれば子どもたちにいろいろ掛けなければいけないところをほかのところにもいろいろ掛けないといけないという状況を考えてときには、とりあえずアップはないということで、その辺の確約は大丈夫でしょうか。

#### ○ 市長 徳元次人

方向性としては新たな負担を求めない考えでおりますので、おっしゃるとおりだと思います。

#### ○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。各議員22名います。年間2,000万円弱の財源、今回はたまたま幼稚園跡地の土地料というふうに出ていますけれども、皆さんでいろいろ知恵を絞って、こういう財源の取り方がある、こういう財源があります。それに充てましょう。そうしたら2,000万円つくれました、3,000万円つくりました。ペイできますよね。また逆に言えば、これは正直無駄遣いじゃないかというものを逆に削っていくことによって、新たな財源って生まれてくると思いますので、あるから取れるとかじゃなくて、本当に方針を転換してもらって今までの考え方を一度リセットしてもらって、今日はこども園の園長先生方が来られておりますので、ぜひ市のほうもよろしくお願いいたします。

続きまして、伊良波小学校、中学校の改修計画について、また体育館の天井照明更新事業についてということで総括質問という形でやっておりますが、様々な声がある中、やはり老朽化をしている学校、特に豊崎中学校ができた後は伊良波中学校、伊良波小学校の老

朽化というのが顕著にありますので、その辺の整備をしっかりとさせていただきたいと思っております。

③デジタル博物館事業についてであります。こちらについて少しばかり再質問をさせていただきたいと思っております。

デジタル博物館事業、もちろんインターネットを通してご覧になる方もいらっしゃると思いますし、こういう各地域の写真集、地域に住まわれている方に昔の写真とかを集めてもらって、それを皆さんで選んで上映会をして、それがウェブ上でも見られるし、各公民館とかにも配られる。その中で昔の40年前、50年前は開発されていない、たしかこういうところだったという形で皆さんが懐かしんでという中で、今はとみぐすく写真アーカイブについては戦前から続く、いわゆる23字について作成しているものだと思いますけれども、ぜひ新しくできた新興住宅地、そこもともと畑であったり、山であったり、いろいろな背景があると思っております。戦後にできた地域を対象に、こういうとみぐすく写真アーカイブ、それも計画できないかお伺いいたします。

#### ○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

とみぐすく写真アーカイブを手にとっていただき、誠にありがとうございます。このアーカイブは、沖縄戦以前から続く23地域については令和2年度、令和3年度で完了したところでございます。議員ご質問の沖縄戦後にできた地域は、自治会として25地域ございます。その地域を対象とした取組につきましては、令和4年度より作成を開始しており、令和4年度は豊崎、豊西、高安台、真玉橋団地、タワーサイドハイツの5地域を対象に作

成をしております。令和5年度は加えて2地域を予定しており、今後も各地域の皆様と協働で地域資料のデジタル化を通じた保存と記憶の共有に取り組みまして、とみぐすく写真アーカイブを発行する計画でございます。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。

令和5年度は、2地域を予定しているということでありました。令和4年度もされていたということで、そこが豊崎であったり、豊西、高安台、真玉橋団地、タワーサイドハイツ、ある程度豊崎以外は近い地域というイメージがあると思いますが、豊見城市制施行20周年ということもありますし、上田、宜保を中心とした、例えば上田山川、宜保はどちらかというともまだ新興住宅地というか、どちらかというとも早い時期かなと思いますけれども、平和台などはもう50年近く前に改良されたところが今は住宅地となっております。そういう自治会とかにも足を運んでいただいて、こういう新しいアーカイブ、そういうものを進めていきたいと思っておりますけれども、その呼びかけとかというのは募集するのか。それともある程度、こちらのほうから呼びかけをしていくのか。その辺、もし何か流れがありましたら教えてください。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

これは先ほども答弁いたしましたとおり、地域の皆さんと協働でつくり上げていくアーカイブになっております。ある地域の方から要望を受けたり、私どもからもお声をさせていただいて、公民館の資料のデジタル化の取組をやっておりましたので、その中でできそうなところからご協力をお願いしているところなんです。今お話が出てました上田山川地

域につきましては、今年度調整が地域の皆さんと整えば取り組んでいきたいと考えております。ご提案の平和台の地域につきましても、担当課と少し調整をさせていただいて、地域の意向等も踏まえながら取組を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。

続きまして、(3)観光振興についてであります。この豊崎、瀬長地域の環境美化、プランター、花木の管理についてということで、担当課の方に質問を投げましていろいろ調整しましたけれども、再質問ではありません。ただ、一般的に時期的なものもあると思いますが、この質問を出す流れの中で瀬長島に入っていく海中道路、またヤマダ電機辺りからオリオンECO美らSUNビーチに行く道ですね。その市道を歩いていると、車を走らせるとプランターがあったり、その中でどちらかというとも雑草が生えているような状況、私はこういうプランターだったら逆に要らないんじゃないかというふうに提案するつもりだったのですが、調整の中で、プランターのみならずすもあつて、そこには木があったり、今様々なことがあると思います。しかし、このプランターに関しては、正直年から年中、どちらかというとも花がなかなか咲いていない。これは業者さんの管理が不足しているとかではなくて、実務的にというか、あのプランターの中で根を張って花が本当に咲くかといったらなかなか難しい中で、そこに委託管理費を渡すぐらいであれば、例えば年間600万円、700万円でしたか、それを少し減らす。その分をさっき言った新しい財源のつくり方とかに回すとか、そういう一つ一つちょっと

無駄だろうというところを精査した中で、やめるものはやめる、生かすものは生かす中で、例えばますなどもしっかりとしたものがありますけれども、新しくできた豊崎中学校にそのますを持って行ってやるとか、各小学校、各幼稚園、こども園にこのますを持って行って植木鉢代わりに使う。豊見城市の市章も入っていますので。そういう使い方もできると思っていますので、その辺も含めて予算の確保も財源の確保もしていただけたらいい思っております。

そして②のオリオンECO美らSUNビーチの観光整備事業についてであります。こちらに関しては事業費の内訳についてちょっと気になるところでありますけれども、こちらについてお伺いたします。

#### ○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

本事業の内容につきましては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、事業費として約1億6,500万円、補助率は80%の交付金となっております。

#### ○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

この質問につきましては、大田正樹議員も含めまして、干潮時にせっかくのマリンのメニューがあっても、市民も、そして遊泳客も何か海遊びがしたくてもできないような状況がありました。ただ泳ぐだけであれば、本当にくるぶしの上の少し水がある状態で、そういうときでも事業費がしっかりつくことで、与根漁港とオリオンECO美らSUNビーチに航路ができて、そこへ少し足を運べば、桟橋から乗ればよく言われるバナナボートだったり、次の質問で聞きますけれども、いろいろなマリンメニューができるようになると思っておりますので、この1億6,500万円を

かける事業、しっかりと整備をやっていただきたいと思いますと思っておりますけれども、今後航路が浚渫されることによりまして、どのようなマリンメニューができるのか。それについてお伺いたします。

#### ○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

整備後のマリンメニューにつきましては、指定管理者による自主事業としてシュノーケリング、バナナボート、ビッグマール、水上バイク、シーカヤックなど、また与根漁港関係者においては、パラセーリングやグラスボートの体験となっております。

#### ○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。与根の漁業者の皆様とも、そしてオリオンECO美らSUNビーチでマリンレジャーをされている方々とも様々な意見交換をして、しっかりとそこで収益が上がるように頑張っていたきたいと思っております。

そして(4)ですが、豊見城市総合交通戦略推進等支援事業についてであります。タクシー割引を利用した需要調査というふうにお答えしておりましたけれども、令和5年度、これに関する予算の中身についてお伺いたします。

#### ○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

今ご質問のありましたタクシー割引を利用した需要調査の業務委託費といたしまして、今年度委託料を1,428万円計上しております。その内訳といたしましては、総合交通戦略等の支援業務として1,074万7,000円、交通需要調査といたしまして353万3,000円を予定しております。

#### ○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。

市長公約にありまして、宜保龍平議員からも質問がありましたけれども、マイナンバーを利用したマイタク事業、それとはまた別で、このタクシー割引を利用したという形のサービスが市民に対してあると思います。この需要調査の具体的な内容についてお伺いいたします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

市内公共交通のさらなる利便性向上に向けた検討を行うために、自宅や目的地とバス停の間をつなぐラストワンマイル交通に関する需要調査となっております。これにつきましては、市内各世帯に対しまして、1枚200円のタクシー料金として利用可能なアンケート付きのタクシー割引クーポンを2枚ずつ配布する予定となっております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。

タクシーチケット200円の2枚分が各世帯に行くと思います。その中で先ほどありましたラストワンマイル交通ということで、例えば市内一周線であろうが、また市外から豊見城市にバスで帰ってきて、バス停には着いたものの、このバス停から自分の自宅まで2キロあるとか、結構な交通の不便を感じている方がいると思います。そういう方々にまずタクシー券を利用していただいて、本来500円、560円とかかかるものが、200円の割引券がつくことによって外出する機会が増えたとか、そういう実証実験を行いながら、ぜひともこういうものを増やして行ってほしい、予算を上げて行ってほしい。また、市長にもたびたび話しております、市内一周線の路線の変更であったり、また小型化したバス、EVバ

スとか、そういうものを市内の住宅地を走らせることによりまして、お年寄り、そしてなかなかマイカーを利用できない方々の足の確保ができると思っておりますので、ぜひその辺の検討も事業の中でしっかりとやっていただきたいと思っております。

最後に防災行政について、渡嘉敷の土地改良区排水事業については、これまでもずっと赤嶺吉信議員も私も訴えておりますけれども、大雨が降るともう本当にすごい状態です。雨でフェンスが曲がっているような状況で水が流れてきてというのがありますけれども、それは既存の水路でもあるという話を聞きましたので、そこに分岐することによって、それが一定程度防げるということも聞いております。また、里道（高嶺地域）の防災減災対策事業につきましても、前20期のときの経済建設常任委員会に陳情が出されまして、我々メンバーで行きました。そういう中で陳情が上がっておりましたが、地域の方々からも早期の改修ができないかという声もありましたので、これも与野党問わずお願いをした結果が実ったことになったと思っております。ぜひ今年度、しっかりと事業を成功させていただきたいと思っております。

本当に10年ぶりぐらいの総括質問で、とてもやりづらいなと思いながらこんな形になりましたけれども、また9月定例会もよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

—— 通告番号19 (18番) 楚南留美議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、楚南留美議員の質問を許します。

○ (18番) 楚南留美議員 一登壇一

こんにちは。城の風、楚南留美でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

(1) ヤングケアラーの支援について。

①沖縄県が令和4年9月から10月までの間、小学校5年生から高校3年生までを対象に実施したヤングケアラー実態調査の結果を発表したが以下の内容についてお伺いします。

(ア)沖縄県のヤングケアラーの人数と本市の現状をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

沖縄県独自のヤングケアラー実態調査において、家族の世話を週3日以上、または週2日以下だが、1日当たり3時間以上行うヤングケアラーと思われる児童生徒が推定で7,450人いるという結果が発表されております。そのうち学業や生活に影響が出ており、支援が急がれる対象者は約2,450人という数値が示されております。県より提供のあった本市の状況につきましては、ヤングケアラーと思われる児童生徒が推定で370人おり、そのうち学業や生活に影響が出ており、支援が急がれる対象者は推定値で約60人いるとの数値が示されているところです。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ヤングケアラーと思われる児童生徒が沖縄県は5.5%、7,450人という調査結果はとても衝撃的な数値です。そして、重要なのは本市の現状でございますけれども、ヤングケアラーと思われる児童生徒が、推定ではありますけれども370人、その中でも最も深刻な支援が急がれる対象者が推定60人とのことでしたが、その背景には沖縄特有の貧困問題もあると見られております。

そこでお伺いいたします。現在本市でヤングケアラーとの認識で支援されている児童生徒の人数についてお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時59分)

再 開 (13時59分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

令和5年6月現在でヤングケアラーとして支援をしている件数といたしまして、現在3件ございます。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

本市のヤングケアラーの数が推定で370人、その中で最も深刻な、支援が急がれる対象者が推定で60人であると考えますと、それに対して現在支援している児童生徒が3件ですよ。当事者の特定、そして支援へとつなげていくことが急務であると考えますけれども、(イ)調査結果から見える課題についてお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

沖縄県がまとめたヤングケアラーに係る現状と課題等の考察では、次の4つの視点からの課題が挙げられております。1つ目に、家族の世話の実態と学校生活への影響では、世話をしている児童生徒の2割以上が心身に負担を感じていると答えており、世話に費やす時間が長いほど、健康状態や学校の欠席、遅刻、授業中の居眠り、将来の進路選択など、学校生活について悩みを抱えている割合が高い状況とされております。重い負担を担う児童生徒を的確に把握し、学校生活に支障が出ないよう継続的な支援を行うことが重要と考えます。2つ目に、ヤングケアラーであることや世話の負担に対する自認状況につきまし

ては、長時間の世話をを行っている層でも分からないが5割を超え、学校などを通じてヤングケアラーに関するさらなる周知を図ることと、児童生徒の世話の状況や負担を客観的に把握し、声かけや専門機関へつなぐ取組を進めていく必要があると考えております。3つ目に、ヤングケアラー支援のニーズへの対応といたしまして、学校や周辺の大人に望む支援はということに対しましては、自由に使える時間が欲しい、話を聞いてほしい、勉強をサポートしてほしいという声が上がっており、相談を受ける学校での対応や支援を行うための新規事業の検討、既存の福祉サービスを利用して負担軽減を図ることが必要であると考えております。4つ目に、ヤングケアラーに関する認知度の向上と周囲の支援意識の醸成では、ヤングケアラーという言葉の認知度は児童生徒でも4割から6割程度、一般県民においては7割程度でありました。周囲にヤングケアラーがいた場合、本人に様子を聞いたりするなど、積極的な対応をしたいと考える県民も全国調査を上回る結果となっております。それらのニーズに対応できるよう相談窓口の周知であったり、体制を強化することが求められていると考えます。

**○（18番）楚南留美議員 一再質問一**

ありがとうございます。

国は自治体に対し、ヤングケアラー実態調査を進めるよう促しておりますが、多くの自治体で調査予定が決まっていないとし、およそ70%が調査予定はないと回答しているとのことです。実態把握が支援の始まりと考えますと、沖縄県が先んじて調査を開始したことは評価することではありますが、一方で調査協力を得た回答率が34.7%にとどまった点については、課題とも言えるとしております。その

背景には、ヤングケアラーとの認識のなさも原因の一つと考えますと、先ほど2つ目の課題にもたしか挙げられていたと思うのですが、周知の重要性が窺えると思いますけれども、(ウ)支援体制についてお伺いします。

**○ 教育部長 赤嶺太一**

お答えいたします。

本市小中学校におきましては、クラス担任や教育相談員、養護教諭を中心とした相談体制が構築されているほか、市が派遣するスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員などの各支援員を派遣しておりまして、ヤングケアラーを含んだ児童生徒に関する諸課題に対する支援体制を構築しているところでございます。また、スクールカウンセラーや必要に応じて市に設置されている要保護児童対策地域協議会へつなぐ等の支援体制も構築しているところであります。また、本市小中学生につきましては、ヤングケアラーについて十分に理解できるように、アンケート調査に当たっては各担任からヤングケアラーを図示した資料で説明をしまして、その調査後は、その内容把握に努め、児童生徒に困り感がある場合には、最も接する機会の多いクラス担任や養護教諭、各支援員等へ相談するよう周知しております。そのような取組の中で、支援につながるよう取り組んでいるところでございます。

**○ こども未来部長 森山真由美**

こども未来部からの答弁を行います。

ヤングケアラー支援体制についてですが、発見から相談、相談から支援へつなげるよう、令和4年9月に市の相談窓口を、こども未来部の子育て支援課において設置をしているところであります。現在、ヤングケアラーの対象児がいる世帯に支援に入る際には、家庭児

童相談員が、世帯の状況が少しでもよくなるよう関係機関との連携を図りながら、相談支援に取り組んでいく方針としております。また、沖縄県が実施している委託事業であります要支援家庭寄り添い支援事業を引き続き今年度も活用し、県の委託業者との連携により、ヤングケアラーがいる家庭、困窮家庭、その他困難を抱えている家庭の相談支援をはじめ、ヘルパーの導入や食料の提供、病院への同行、市役所等における手続の支援など、ヤングケアラー支援に取り組んでいるところであります。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

調査結果後知事は、必要なサービスを届けられていなかった実態があり、取組を急がなければならないと述べておりました。必要なサービスを届けるためには、ヤングケアラーの認識を普及していくことが重要で、実態把握、支援へとつながっていくものと考えます。また、教育委員会におかれましては、周知の取組が既になされているとのことですので、引き続き教育機関、福祉機関がお互いに共通認識の下、取り組んでいただくことを期待いたします。

本市では令和4年9月より、子どもの貧困に関する課題への対応及びヤングケアラーの支援の補完を目的として、要支援家庭寄り添い支援事業が継続されておりますので、今回の調査結果で明らかになりました、最も深刻な、支援が急がれる対象者60人につきましては、早急に特定し、支援が必要とあればつなげていただきたいと思いますと考えますが、ご見解をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

今回の調査から、本市の人数が判明しても

個人の特定が今できていない状況であるため、発見するための取組が課題だと考えます。本市に住む大人や地域関係者へヤングケアラーに関する周知・啓発を行い、身近にヤングケアラーがいた場合には、本人に声かけ、様子を聞き、関係機関に相談するなどの支援意識の向上が必要になると考えます。また、学校は相談先としての認知度が高く、スクールソーシャルワーカーの役割も重視されており、相談を受ける学校での対応や相談しやすい環境づくり、子ども自身だけではなく、家族等を含めた世帯支援の視点で支援を行うことが重要で、福祉・教育・医療等をはじめとした多分野での連携が不可欠だと考えます。

先ほど楚南議員もおっしゃっていたように、沖縄県においても支援につながる取組を急がなければならないとし、市町村と連携した各種施策を検討していく考えを示しているところではございますので、県の動向にも注視しつつ、取り組みしてまいりたいと思います。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。特定できなければ必要な支援につなぐことができませんので、早急に取り組んでいただきますよう要望いたします。次の質問に移ります。

ヤングケアラーコーディネーターの配置につきましては、過去の一般質問におきましても要望してまいりました。ヤングケアラーを支援する際、できる限り、ヤングケアラーを含む家族の状況を正確に把握することが重要とされております。ヤングケアラーコーディネーターを配置し、窓口を一本化することで、各分野との連携を図っていくことが容易になるのではないのでしょうか。

(エ)過去の一般質問にて幾度か「ヤングケアラーコーディネーター」の配置をご提言い

たしましたが、進捗についてお伺いします。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

令和5年度の定期人事異動において、班長職に有資格者の配置がされたところでございます。ヤングケアラーコーディネーターの配置は重要であると認識していることから、新たにその役割を担う専門職員につきましては、令和6年度の配置に向け、引き続き関係部署と調整をしております。

○ **(18番) 楚南留美議員 一再質問一**

ヤングケアラーコーディネーターを配置することで、複合的な課題を抱える中でも家庭の状況に応じ、適切なサービスにつなげられるよう関係機関と連携して、相談支援、適切な機関へつなぎ役を行う専門職として、重要な役割と考えます。配置にも国が3分の2を補助いたします。ぜひ次年度には配置を実現させていただきたいと思っておりますけれども、市長のご見解をお伺いいたします。

○ **総務企画部長 内原英洋**

お答えします。

ヤングケアラーとしての要件があります。厚生労働省の子ども家庭局から発せられた「ヤングケアラー支援体制強化事業の実施について」というのがありまして、その中におきまして、ヤングケアラーの資格としましては、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理士、保健師、介護支援専門員、ケアマネジャーですね。あと、社会福祉士などがヤングケアラーの支援を行う上で効果的な資格を有する者とされております。また、介護支援とか生活支援業務に3年以上従事した者のいずれかを満たしている者が望ましいとされております。今年度4月から班長級で社会福祉士の資格を持つ班長を配置している

状況でありますので、その辺については、今のところクリアできていると考えております。

○ **(18番) 楚南留美議員 一再質問一**

それがそれに特化した、ヤングケアラーコーディネーターの配置ができているという認識でよろしいのですか。

○ **総務企画部長 内原英洋**

私たちとすれば、専任ではないですが、ヤングケアラーのコーディネーターの配置はできていると認識しております。

○ **(18番) 楚南留美議員 一再質問一**

私がこれまで質問したのは、ヤングケアラーコーディネーターの配置を実現していただきたいということでの質問です。それをこれまで質問してきたのですけれども、それは専門職でヤングケアラーに特化した専任がいるという理解でよろしいのでしょうか。そうすると、先ほどのこども未来部長の答弁とちょっとかみ合わないですね。よろしいですか。その辺をお願いします。

○ **総務企画部長 内原英洋**

ヤングケアラーの資格を有する社会福祉士の配置がありますので、今は班長級の配置です。専任というわけではないですが、しっかりコーディネーターという要件を満たしていると認識しております。

○ **(18番) 楚南留美議員 一再質問一**

ぜひヤングケアラーコーディネーターの配置を実現していただきたいというふうに要望します。配置しているんですね。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

(2) 女性の社会参画について。

今年2月に執り行われました市議会議員選挙では、28名中6名が女性候補でした。現在議会での構成比率は、22議席中、女性議員が5議席で22.7%、過去最多の構成比率ではあ



りますが、まだまだ女性の意見や声が反映しにくい環境にあります。一日女性議会の開催は、そのジェンダー格差を埋める観点と同時に、教育や福祉などの女性ならではの視点や解決策を市政に組み入れるため、そして今後多くの女性が立候補できる土壌をつくる機会にもなり得ると考えます。

女性の社会参画を推進することを目的に「一日女性議会」を開催する考えがないか市長の見解をお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

一日女性議会の開催につきましては、女性の市政への関心、理解が深まること。リーダー人材の育成やよりよいまちづくりを推進できるものであり、また議会への参画の機会をつくることは、男女共同参画社会の実現に大きく寄与するものであると考えております。本市は第三次豊見城市男女共同参画プランにおいて、審議会等への女性登用率増加を目標に掲げており、各審議会への女性議員の登用率を高めることで、女性の意見を市政に反映させるよう推進しており、直近の令和4年度における審議会等への女性登用率は31.8%、前年より3.9ポイント伸びております。

今回議員ご質問いただきました「一日女性議会」の開催につきましては、第三次豊見城市男女共同参画プランも踏まえ、各種団体等より、開催に関する意見交換や要望などを確認する中で他自治体の事例も調査研究しながら、関係部署と調整してまいりたいと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。

今朝の報道でスイスのシンクタンク世界経済フォーラムが各国の男女平等度を順位付け

した男女格差、ジェンダーギャップを発表しています。報告は、政治・経済・教育・健康の4分野において、男女参画の平等達成度を指数化、日本は政治で138位と最低水準だそうです。

先ほどのご答弁は、ちょっと行政的な視点によるものだと感じております。しかしながら、市長は選良である政治家でありますので、ジェンダーギャップを埋めることを強く受け止める必要があると考えます。改めて、一日女性議会の開催の意義をご理解していただいた上で、市長のご見解をお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時16分)

再 開 (14時16分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

女性の政治参加への理解を深めていただけるようなまずは市民講座などを実施し、参加者からの感想やご意見を確認する中で状況を把握して、段階的に開催に向けて進めていきたいと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

部長、市民講座とかをやるほうがよっぽどハードルが高くなるんじゃないかっていうふうを感じるんです。私、先ほども申し上げましたけれども、あくまでも私が感じますのは、それは行政的な視点によるものだと思います。市長は選良である政治家でございますので、行政視点ではなくて、市長のお言葉で、この開催意義もご理解していただいた上でご見解をお伺いいたします。

○ 市長 徳元次人

楚南留美議員の質問にお答えしたいと思います。

今、一日女性議会ということで、この昨今の世界情勢を見ても、日本の社会でもそうですけれども、非常に大事なことだとは思っています。県内でも開催をしたことがある市町村もございますので、その中身を踏まえて、やらないわけではなくて、そこは段階があると思いますので、実施に向けた取組はどういうプロセスがあるかということも含めて検討させていただきたいと思えます。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。

全国では多くの自治体で開催事例もあり、高校生が参加したという自治体もございました。女性の市政参加への意識啓発を図るとともに、誰もが住みやすく暮らしやすいまちづくりを進める取組として、女性の視点で日頃から抱えている疑問、ご意見や要望、提案などを市政に反映することを期待し、一日女性議会の開催をご提案しております。女性の社会参画を推進することを目的に、一日女性議会の開催の実現に向けて、ぜひ取り組んでいただきたいと要望しまして、次の質問に移りたいと思えます。

（3）認可外保育園の処遇改善について。

①本市の認可外施設の数とそこに通う園児の人数（市内・市外）をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

認可外施設の利用状況につきましては、令和5年4月1日時点で、11の施設で190名が利用しております。市内・市外の内訳といたしまして、市内125名、市外65名となっております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

②本市が認可外保育施設に出している補助金等の内容について伺う。（一人当たりの金額）

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

令和5年度の認可外保育施設への補助金等につきましては、継続事業である児童や職員の健診委託、ケータリングの給食委託や自園調理への給食費補助、保育サービス向上事業などがございます。また、新規の事業といたしまして、ICT化推進事業、指導監督基準達成・継続支援事業があり、当初予算といたしまして3,782万円を措置しております。なお、認可保育施設等に対する給付費が在園児の人数に応じたものであるの対しまして、認可外保育施設への補助につきましては各施設に対する補助であり、在園児の人数に応じた積算ではないことから、1人当たりの金額提示は困難となりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

③令和4年9月議会において、認可外保育施設園長連盟から提出された陳情書が全会一致で採択されました。徳元市政としても市議会の議決を重く受け止め陳情内容の実現に努めるべきだと考えますが、市の見解をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

認可外保育施設園長連盟からの要請につきましては、承知しているところでございます。要請の一つでありましたICT化推進事業につきましては、登降園システムの導入費用等の補助が沖縄県から直接認可外保育施設へ行われることとなっており、本市においても今年度、保育従事者の業務負担軽減を図ること

を目的に、パソコンの購入費用を補助することとしております。本市といたしましても、特に子どもたちの安全安心においては、施設の種類によらず同水準であるべきものと考えておりますが、認可外保育施設への支援につきましても認可保育施設等と同様に、国や県の補助が必要不可欠となりますので、今後も沖縄県との意見交換を継続し、陳情内容の実現に努めてまいります。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

陳情の一つに、認可園とのメニュー格差のないよう、認可外保育施設のメニューの内容と充実を求めるという項目がございました。給食の充実が、子どもたちの健康と発育に欠かせないことは明らかなです。先ほどのご答弁で認可園の数が11施設、そこに通う園児が190名ということでしたが、認可外保育園に通う子どもたちが、毎日の給食の中で認可園との格差があることは看過できません。せめて給食の部分は支援していただけませんか、見解をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

子どもたちの健やかな成長のためにも、安心安全な給食の提供は重要であるものと考えております。沖縄県認可外保育施設保育サービス向上事業費補助金を活用した給食費補助のほか、市単独予算において給食用ヨーグルトの支援を実施しているところであります。給食においては、特に栄養量の確保が重要となりますので、今後も栄養量確保に努めるとともに、沖縄県に対する補助の継続の要請や、認可外保育施設との意見交換も引き続き行ってまいりたいと考えます。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

県への要請や認可外保育園との意見交換も

行っていただけるとのことでしたので、それはそれで、ぜひ早い時期に実現していただきたいと思っております。

しかしながら、子どもの成長は待たがきません。そこでご提案なのですが、本市のこども未来基金は幅広い活用ができるからこそ、（仮称）豊崎中学校の備品購入や学校給食の値上げ補助にも活用できているものと理解しております。給食の充実は、子どもの健やかな健康と発育に欠かせないことから、認可外保育園の給食費補助にこども未来基金を充てることができないか、ご見解をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

こども未来基金の充当事業の決定につきましては、基金充当の選定基準を基に、また子ども改革推進委員会にて基金充当事業についての内容の確認、議論等を行い、市民会議など、そういうものでまた市民の声を聞くなどして決定をしていく流れとなっております。市で取り組むべき事業の優先度や、こども未来基金の積み立ての状況、基金充当事業の実施状況も踏まえた上で、子ども改革推進委員会において総合調整を行い判断していただいております。令和5年度においては、こども未来アンケートの実施も予定していることから、そういうアンケート結果も考慮した判断をしていければと考えます。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

委員会におきまして、認可外園長会から切実な思いもお伺いしました。その陳情につきましては、党派を超えて、党利党略なしに令和4年9月定例会にて全会一致で可決され、実現しなければならないという強いいきさつもございます。市長におかれましては、当時

議会にいらっしゃらなくて、経緯というものが細かくお分かりにならないとは思いますが、この課題につきましては徳元市政でしっかりと引き継いで、一日も早く改善をしていただきたいと思いますけれども、市長の見解をお伺いします。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

これまでも私議会議員であった頃も、市内の認可外保育施設の皆さんとも意見交換をさせていただきました。その現状は非常に厳しいものがあるということも当時から受けていましたし、どのような市からの支援があればいいのだろうかということもいろいろ考えさせていただきました。今、そういう意味では楚南議員と同じ思いでありますし、その財源として給食の補助にしても、こども未来基金の活用ができるかどうかということも、今こども未来部長がおっしゃった内容のとおり、その中身についてしっかりと議論して、その方向性に向けていくべきだという結論が出れば、そこは率先してやっていきたいと思えます。まずはそこから始めさせていただきたいと思えます。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。市長、せめて給食の部分だけでも市独自で認可外保育園に対して支援いただきますよう、強く要望したいと思います。

(4) 通学路の安全対策について。

①市道13号線（我那覇481-1付近）に防犯灯がなく安全に不安を感じるとの声が多く寄せられており、通学路でもあることから早急に設置を求め、令和5年3月議会にて一般質問いたしました。進捗についてお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

議員ご質問の市道13号線における防犯灯の設置につきましては、部活動等を行う児童生徒に関し、日没後の下校が生じる場合が想定されることから、日が落ちた後の現場確認を行い、設置に向け見積徴取を含め、現在検討を進めているところです。3月定例会で答弁しましたとおり、現在他自治体の事例を調査研究し、市民の防犯及び交通安全に対する意識の高揚と自主的な地域安全活動の推進を図り、もって安全で住みよい地域社会を目指すことを目的とした防犯灯設置基準を作成しているところでございます。その中で主要な通学路への防犯灯の設置につきましては、通学路安全推進会議の構成員が毎年実施しております通学路安全点検のご意見も参考にしながら、設置基準に基づいた防犯灯の設置の判断、予算の確保等に取り組んでいきたいと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

早速設置に向けた検討を行い、見積もり段階とのことありがとうございます。

防犯灯設置基準を作成するということでしたけれども、それはいつ頃にされるのかお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

現在、他市の状況等の先進事例も確認しておりますので、目標としては9月頃までには、そういう対応ができればと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

よろしくお願ひします。

3月定例会でのご答弁で、小中学校周辺における交通事故防止及び防犯上特に必要な箇所に関しては、行政管理防犯灯の設置に取り組んでおります。市道13号線は、伊良波小中

学校の児童生徒の主要な通学路になっていると述べられておりました。主要な通学路とのご認識をお示ししているものと理解しておりますので、なるべく早い時期に設置できるよう進めさせていただきたいと思っておりますけれども、再度ご見解をお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

先ほども答弁しましたとおり、日没後下校等が生じることが想定されるということで、日が落ちた後の現場確認を今行っておりますので、通学路安全推進会議の安全点検等のご意見等も含めて、早急にできるように対応を検討したいと思います。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

早めに設置していただけますよう、よろしくをお願いします。

②市内全ての小中学校周辺通学路において夜間の点検を実施し、交通事故の防止及び防犯上、特に必要な箇所に関しては防犯灯の設置を求めるが当局の見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市では、市内児童生徒の通学時の安全確保を目的に、平成28年8月に豊見城市通学路交通安全プログラムを策定いたしまして、毎年市内全小中学校で通学路安全点検の実施及び危険箇所の報告を求め、関係機関へ対策の依頼等を行っているところであります。防犯灯につきましては、特に部活動を行う中学生に関し、日没後の下校が生じる場合もあることから、交通安全や防犯の観点で通学路に防犯灯の設置が必要な箇所も想定されるものと思っております。このことを踏まえまして市教育委員会といたしましては、夜間の通学路の状況も考慮した上で点検報告を行うよう市内の全小中学校へ依頼をして、その動きを進

めているところでございます。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。

学校には、防犯灯についても点検の周知をいただいているようですけれども、通学路安全推進会議、毎年それによる点検が行われていると思うのですが、時期についてお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時32分)

再 開 (14時32分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

ちょうど夏休みの時期に実施をすることで今運びを進めております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

毎年点検を行う時期が夏場だと思うんですね。そうしますと日没も遅くなりますので、気がつかないという懸念もございます。そのようなことも想定していただき、通学路安全推進会議のみならず市民からの情報、あるいは要望があった際にも積極的に対応いただきたいと思っておりますけれども、ご見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

この通学路安全プログラムの危険箇所の洗い出しにつきましては、学校を通してPTAや保護者から寄せられている声を、学校が取りまとめて上げる形になっておりますので、そこも踏まえた日没後の危険な状況とか、そういうことも踏まえながら、学校のほうからまとめて上がってくるものだと考えておりま

す。教育委員会といたしましても、これまでの議論の中で出てきている危険箇所も踏まえながら、この危険箇所等のさらなる注視というか、発見に向けて学校にも協力をお願いしていきたいと考えているところであります。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

安心安全な豊見城市を目指す上でも、市内を明るく照らしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、(5)教育行政について。

児童生徒の「県外等派遣費補助金」の助成対象をクラブチーム等所属の児童生徒にも拡充する考えがないか当局の見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

児童生徒派遣費補助制度につきましては、県内の大会などで優秀な成績を収め、九州、全国大会などに派遣される児童生徒を対象に、航空賃、宿泊料、車賃などの対象経費の2分の1を補助として助成しているところでございます。当該制度の補助対象者といたしましては、市内に住所を有する児童生徒であること。私立学校に通う児童生徒であって、当該学校の教育活動として派遣される者というふうになっております。令和4年度のクラブチームに所属する児童生徒の申請件数は27件、74名となっており、補助金を活用して九州、全国大会等へ参加している状況がございます。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

今回相談が寄せられたのは、市内で活動する女子バスケットボールのクラブチームに所属する保護者からであります。補助に該当するものと認識してよろしいのでしょうか、お伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

補助に該当するものというふうに考えているところでございます。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。

今回ご相談いただいてから、私も市のホームページを拝見いたしました。拝見しましたけれども、要綱を見る限り、私もちょっと該当していないんじゃないかなというふうに判断をしてしまいました。せっかくの補助制度ですので、ぜひホームページの内容をもう少し分かりやすくしていただきたいと思っておりますけれども、ご見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

今現在、ホームページにおいて掲載されております児童生徒派遣費補助制度の内容につきましては、派遣となる対象者、対象経費、補助金申請方法等が記載されておりますが、議員ご指摘の掲載内容につきましては、再確認を行いまして、分かりやすさに向けた改善に努めていきたいと考えているところでございます。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

ぜひよろしく申し上げます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次の本会議は6月28日、午前10時開議といたします。ご苦労さまでした。

散 会（14時36分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（5番） 新 垣 龍 治

署名議員（6番） 高 山 美 雪





— 令和5年第4回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第6号）

令和5年6月28日（水）



令和5年第4回

豊見城市議会（定例会）会議録（第6号）

令和5年6月28日（水曜日）午前10時開議

出席議員 21人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(22番) 仲田 政美 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	

欠席議員 1人

(19番) 大田 正樹 議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

次 長 比嘉 豊	主 査 大城 利枝
班 長 比嘉 剛	主任主事 嘉数 信仰

地方自治法第121条による出席者

市長	徳元次人	副市長	大城正
教育長	瀬長盛光	総務企画部長	内原英洋
市民部長	上地五十八	こども未来部長	森山真由美
都市計画部長	嘉川聡子	経済建設部長	城間保光
上下水道部長	大城堅	消防長	高良寛
教育部長	赤嶺太一	総務課長	上原元樹
管財課長	大城光	企画調整課長	東上里豊
生活環境課長	国吉有貴	道路課長	大城英貴

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 議案第28号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第3. 陳情第3号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情
- 陳情第4号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情
- 以上2件一括上程
- 日程第4. 請願第1号 那覇空港自動車道豊見城東道路の桁下利用について（請願）
- 日程第5. 議案第36号 那覇市字具志地先への船だまり整備に伴う公有水面埋立について
- 日程第6. 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第7. 意見書案第3号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書
- 日程第8. 意見書案第4号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書
- 日程第9. 意見書案第5号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書
- 日程第10. 意見書案第6号 健康保険証の廃止は中止し、トラブルの多いマイナンバー制度の見直しを求める意見書
- 日程第11. 意見書案第7号 沖縄を再び戦場にしないために日本政府に対し対話と外交による積極的平和構築への努力を求める意見書
- 日程第12. 閉会中の継続審査の申し出について（経済建設常任委員会）

## 令和5年第4回豊見城市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年6月28日（水） 午前10時 開 議

日程 番号	議案番号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2	議案第28号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第1号）	総財委員長 報告後議決
3	陳情第3号	「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための 意見書採択を求める陳情	教民委員長 報告後議決
	陳情第4号	「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求 める陳情	〃
		以上2件一括上程	
4	請願第1号	那覇空港自動車道豊見城東道路の桁下利用について（請 願）	経建委員長 報告後議決
5	議案第36号	那覇市字具志地先への船だまり整備に伴う公有水面埋立 について	即 決
6	報告第6号	専決処分報告について	報 告
7	意見書案第3号	「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための 意見書	即 決
8	意見書案第4号	「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書	〃
9	意見書案第5号	「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書	〃
10	意見書案第6号	健康保険証の廃止は中止し、トラブルの多いマイナン バー制度の見直しを求める意見書	〃
11	意見書案第7号	沖縄を再び戦場にしないために日本政府に対し対話と外 交による積極的平和構築への努力を求める意見書	〃
12		閉会中の継続審査の申し出について（経済建設常任委員 会）	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に瀬長恒雄議員、吉濱智也議員を指名いたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時01分)

再 開 (10時01分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、議案第28号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第1号)を議題に供します。

本案は総務財政常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○ 総務財政常任委員長 新垣亜矢子議員

令和5年6月28日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

豊見城市議会総務財政常任委員会  
委員長 新垣 亜矢子

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

1. 付託案件

議案第28号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第1号)

2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和5年第4回定例会開会中に関係部課長等の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容につきましては、お手元に配付されております委員会審査記録のとおりでございます。

3. 審査の結果

議案第28号については、賛成多数により原案可決すべきものと決定した。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

議案第28号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第1号)について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第28号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第1号）について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

議案第28号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第1号）については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第3 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第3、陳情第3号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情、陳情第4号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情、以上2件を一括して議題に供します。

本案は教育民生常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○ 教育民生常任委員長 楚南留美議員

令和5年6月28日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

豊見城市議会教育民生常任委員会  
委員長 楚南留美

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

1. 付託案件

陳情第3号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のため

の意見書採択を求める陳情

陳情第4号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を

求める陳情

2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和5年第4回定例会中に陳情者の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容については、お手元に配付されております常任委員会審査記録のとおりであります。

3. 審査の結果

陳情第3号及び陳情第4号については、賛成多数により採択すべきものと決定した。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

陳情第3号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情について、はじめに反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いた

します。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

陳情第3号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情について、委員長の報告は採択であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

陳情第3号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情については、賛成多数であります。よって、本案は採択と決しました。

次に、陳情第4号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

陳情第4号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情について、委員長の報告は採択であります。よって、本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

陳情第4号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情については、賛成多数であります。よって、本案は採択と決しました。

————— ◇ 日程第4 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第4、請願第1号 那覇空港自動車道豊見城東道路の桁下利用について（請願）を議題に供します。

本案は経済建設常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

#### ○ 経済建設常任委員長 宜保安孝議員

令和5年6月28日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

豊見城市議会経済建設常任委員会

委員長 宜保安孝

#### 委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

#### 1. 付託案件

請願第1号 那覇空港自動車道豊見城東道路の桁下利用について  
(請願)

#### 2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和5年第4回定例会開会中に、関係部課長、請願者等の説明を受け、また、現地踏査をして、審



査を行った。

なお、審査の内容については、お手元に配付されております常任委員会審査記録のとおりでございます。

### 3. 審査の結果

請願第1号については、賛成多数により採択すべきものと決定した。

その他、付託案件の請願第1号については、執行機関への送付とその処理の経過及び結果の報告を請求すべきものと決定した。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

請願第1号 那覇空港自動車道豊見城東道路の桁下利用について(請願)について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

請願第1号 那覇空港自動車道豊見城東道路の桁下利用について(請願)について、委員長報告は採択であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

請願第1号 那覇空港自動車道豊見城東道路の桁下利用について(請願)については、賛成多数であります。よって、本案は採択と決しました。

ただいま採択いたしました請願第1号は執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにいたします。

#### ○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時13分)

再 開 (10時14分)

#### ○ 議長 外間 剛

再開いたします。

### ————— ◇ 日程第5 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第5、議案第36号 那覇市字具志地先への船だまり整備に伴う公有水面埋立についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 市長 徳元次人

おはようございます。

議案第36号 那覇市字具志地先への船だまり整備に伴う公有水面埋立につきましては、沖縄県知事から諮問を受けた公有水面埋立免許願書について、関係機関に対して懸念事項への特段の配慮をお願い申し上げ、異議のない旨、意見を述べるため議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

#### ○ 総務企画部長 内原英洋

それでは、先ほど市長から提案のありました議案第36号 那覇市字具志地先への船だまり整備に伴う公有水面埋立について説明をし

たいと思います。

令和5年1月31日付で沖縄県諮問土第15号により沖縄県知事から諮問を受けた公有水面埋立免許願書について、下記の懸念事項への特段の配慮をお願いし、異議のない旨、沖縄県知事に答申をしたいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決を求めらるるものであります。

本市から懸念事項として関係機関へ特段の配慮をお願いした項目は、下記の8項目となります。

1 瀬長島周辺の道路の混雑への影響について。2 空港施設管理用道路に接続する本市普通財産への影響について。3 那覇地区漁業協同組合と国が確約した新たに整備することになる船だまりへのアクセス道路に係る協議の場を速やかに設置することについて。4 整備工事に伴う関係車両は、国が設置した仮設道路を通行使用することについて。5 整備工事や工事車両通行に伴う騒音、振動、粉塵等の影響について。6 整備工事に伴う周辺海域における生態系への影響について。7 瀬長島の利活用等における本市への影響について。8 公有水面埋立免許願書に記載する漁業施設用地以外の用途に変更しないことについて。以上の8項目が懸念事項として特段の配慮をお願いしたい項目であります。これらの項目につきましては、瀬長島の潜在的な発展に影響を与えることがないよう関係機関に理解をしていただくために明記しております。

提案理由につきましては、公有水面法第3条第1項の規定により那覇市字具志地先へ船だまり整備に伴う公有水面埋立について沖縄県知事に意見を述べるため、同条第4項の規定により議会の議決を必要とするため、本案

を提出しております。

2枚目の1ページが説明資料の一覧となります。この説明資料につきましては、2ページから4ページに埋立必要の理由、6ページが沖縄県から本市への諮問、戻りまして、5ページが本市から沖縄県に提出した回答期限延長依頼に対する回答があり、回答期限が令和5年6月30日となっております。

7ページから14ページは、那覇市から沖縄県に提出された公有水面埋立免許願書の一部となっております。

8ページに埋立区域の位置として、沖縄県那覇市字具志大嶺瀉原1339番に接する地先公有水面。下のほうになりますが、面積が埋立区域5,211.92平方メートルとなっております。

次に11ページをお願いします。11ページに埋立地の用途として、漁業施設用地となっております。

次、14ページをお願いします。14ページの下の方になりますが、埋立てに関する工事の施行に要する期間は3年となっております。

15ページが位置図となっております。

以上が議案第36号 那覇市字具志地先への船だまり整備に伴う公有水面埋立についての説明となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

#### ○ (2番) 宜保龍平議員

幾つか質疑をさせていただきます。

この件に関しては、県から1月31日に諮問を受けて、この間回答期限が5月30日となっております。この間どのような調整をされてきたのかというのがまず一点。

しっかり5月30日ではなくて1か月延長の6月30日にしてくれと県に申入れをして、申

入れをした後、なぜこの期限が延びてしまったのかというのをまずお聞かせください。

#### ○ 総務企画部長 内原英洋

宜保龍平議員の質疑は今のとおり経緯と期間延長という2点だと思います。まとめて経緯についてご報告したいと思います。

まず最初に、令和5年1月30日に公有水面埋立免許願書の縦覧依頼ということで県から市のほうに来ています。市のほうは農林水産課が窓口となって、この縦覧等を1月31日から2月20日までの間、縦覧期間を設けております。その後、2月1日に沖縄県から公有水面埋立免許願書に関する意見についてということで諮問が来ておまして、そのときに回答期限が5月30日というふうになっておりました。

2月2日、庁内で第1回の意見交換会をしました。この文書の取扱いをどのようにするのかということで、今後の対応についていろいろ議論をしたところであります。

2月9日に2回目の庁内での意見交換会をしまして、関係各課の意見を取りまとめるよう作業をしてくださいということで、関係各課に意見の取りまとめを依頼しております。

2月27日に第3回目の庁内の意見交換会を行っております。この中でも課題等がとても多い状況でありましたので、3月定例会での議案提案はちょっと厳しいだろうということで、3月定例会での提案はしてないという状況であります。

5月9日ですが、第4回の意見交換会を行っております。これは6月定例会に向けての議論を行ったのですが、いろいろと不明な点が多くて、那覇市から直接意見を聞くことも必要だろうということがありました。よって、そのときに提出期限の5月30日について

は期限を延長することが必要だろうということ判断しております。

5月15日に那覇市との意見交換会を行いました。那覇市の担当職員に来ていただいて意見交換をしております。その後、終わった後に第5回目の庁内での意見交換会をやっております。国、総合事務局の対応についても確認ができない点がありましたので、直接総合事務局に確認するほうがいだろうということで、そのときに決定しております。それを受けて6月定例会の当初の提案を検討していたのですが、もう5月15日ということで、当初で上げることは厳しいのではないかとということで話し合いをしております。

5月23日に、市から県のほうに公有水面埋立免許願書に関する意見の回答期限の延長依頼をしております。

5月30日に、県から市のほうに公有水面埋立免許願書に関する意見の回答期限延長の回答ということで、令和5年6月30日ということで通知が来ております。

次、同じ5月30日ですが、総合事務局との意見交換会をしております。その中で、担当課の課長と2名の方にお越しいたいて意見交換会を行いました。その意見交換会が終わった後に、庁内でも第6回目の意見交換会をしました。そのときに意見が出たのが、国の総合事務局がおっしゃっていることと那覇市の対応について意見の食い違いとかが結構ありましたので、次は総合事務局と那覇市、両方を一度に呼んでやりたいという話をしまして、6月定例会の提案で、本来であれば初日あたりに議案説明会をして追加として上げたかったのですが、もう5月30日には間に合わないということで、その辺は議案説明会を断念したというところであります。

その後、6月6日に回答期限の確認をやりながら、じゃあ6月30日を過ぎた場合はどうなるかということをおとメールです、いろいろやり取りをしていく中で県のほうからは、もう6月30日を超してしまうと、基本的には意見がないものとして扱うことになるかもしれないという意見がありましたので、私たちとしても早急に市としての判断が必要だろうということで早めに調整して、6月14日に総合事務局と那覇市と市の三者で意見交換をすることができ、市が思っていた今までの懸念事項がある程度解決できたというか、方向性が見えた。そのときに総合事務局も那覇市も、今後このことについては引き続き協議をしていく場をつくっていきましょうということの確認ができました。

そういうことがありまして、その後第7回の庁内での意見交換会をやりまして、今回の県からの諮問については異議がないということで決定しておりまして、6月定例会については追加議案として提案することを決定しております。これが6月14日になります。

6月15日には臨時庁議において、追加議案を審議、決定しております。

6月19日に議案説明会をしたというふうな流れであります。

#### ○（2番）宜保龍平議員 一再質疑一

この議案追加が先週あって、私もなぜこのタイミングなのかと正直思って、中身を詰めたら結構、これはちゃんとやらないといけないなと思ったので、あえて今回質疑を行っているのですけれども、部長の答弁で6月14日に三者の意見交換である意味、豊見城市が求めているものにある程度合意をしたと。この要望に対してはこれからも教示していくといふ。改めて、確認のために1点伺いたいのと、

今後協議が行われるということは、何かしらアクションが起きるという中で、この議会に対して何かしらの形で報告をしてくれるのか、その2点をお聞かせください。

#### ○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時28分）

再 開（10時28分）

#### ○ 議長 外間 剛

再開いたします。

#### ○ 総務企画部長 内原英洋

議会の報告につきましては、議員の皆さんの意見を聞きたいという、そういうことが生じた際には、ぜひ皆さんの意見を聞きたいというのがありますので、そのときにはそういう場をぜひ設けさせていただきたいと思いません。

総合事務局とか那覇市との協議においては、いろいろ最終的にはいい話ができたと。今後につなげられる、本市が瀬長島の今抱えている懸案事項についてもしっかりと協議していただけるということの確約ができた。そういう場をセットすることは確約できたものですから、私たちとしては今後につなげていけると。協議の場でやっていきたいと考えております。

#### ○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

#### ○（14番）瀬長 宏議員

今の議案第36号については、中身が全く伝わってこないのです。説明によると、5月に入って具体的に協議を那覇市や総合事務局と展開してきたようなのですが、なぜそれを2月、3月、4月でできなかったのか。要するに懸念事項ということ、皆さんは絞り込むことが先送りされたという結果がこういう日

程で協議をしたことになるのですが、何でこういう日程でしか那覇市、総合事務局と協議できなかったのか。これは明らかに議会で委員会に付託をして、しっかりとその中身を確認する作業を逸するタイミングで提案してきたということについては、どう皆さんは考えていらっしゃるのか。

あと、私も平成27年度6月定例会で瀬長島の観光拠点漁港の整備についての陳情が上がって、これについては全会一致で議会を通しているわけですが、当然そこに船だまり場を整備するとなると、その航路としては瀬長島と那覇空港の滑走路の間を通っていきますので、もし今後将来的に瀬長島への観光拠点としての漁港が整備された場合にどんな問題が生じるのかという点については、与根や瀬長の漁民に対して意見を求めて、何らかの形で懸念事項として解消する役割がなかったのかどうか。そこは与根や瀬長の漁民の皆さんに意見を求めるということをやったのかどうか。

あと、8項目の懸念事項として特段の配慮を求めるということで、先ほどの説明では総合事務局と那覇市と一緒に意見交換をして、一定の懸念事項については解消の部分も見えてきて、引き続き懸念事項について協議を続けるという説明をやっていますが、特に3番、4番、6番、7番でどういうことを懸念していて、そしてどこまでが解消して、皆さんが納得できる今後の取組が確認できたということなのか。その中身をきちんと説明しないと、懸念事項が8項目ありました。これだけで私たちが理解できるはずがないので、特に3番、4番、6番、7番については、皆さんはどんな懸念を持っていて、どういうことを求めて、どこまで解決の見通しがついている

のが明らかにしていただきたい。

#### ○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先ほどのご質疑で2月、3月にでも那覇市とか総合事務局あたりと協議すべきじゃなかったかという質疑があったかと思います。それにつきましては、まず庁内で今回の埋立ての願書に対してどういう問題が出るのかというのを、庁内の各課でそれについて議論すべき時間が必要だということで、2月はそういう時間でいろいろ調整している時期があります。ただ、3月には3月定例会がありましたので、その期間中ちょっと会議が持てなかった部分については、確かに私たち執行部としてそういう時間を設けなかったものが事実であります。4月の段階でも今回打ち合わせができていないのですが、4月の段階についても人事異動等がありまして、引継ぎもしながらそういう問題も懸案しながら、直接会議ではないのですが、ある程度担当レベルではああいうことがあるんじゃないのか、こういうことがあるんじゃないのかといういろいろなやり取りはされております。そういうこともありまして、2月、3月に何もしなかったというわけではないと理解しております。

先ほど8項目の質疑があったかと思います。8項目について、市としてどのようなことが確認できたかについて説明をしたいと思いません。まず、3番のほうで那覇地区漁業組合と国が確約した新たに整備することになる船だまりへのアクセス道路に係る協議の場を速やかに設置することについてということでありまして、この件につきましては、私たちが意見交換をした中で総合事務局のほうから提案がありまして、この5年間にどういう方向性でいくのかというのを我々豊見城市、那覇市の

三者で調整の場を設けて進めていきたい。豊見城市と情報を共有しながら、今こうやって進めますと。那覇市も含めて三者で集まって情報共有を図りながら、そこで5年間のうちにどういう進展があるか協力しながら進めていければいいんじゃないかという話があり、私は協議の場を設置することが確認できましたので、この件について確認しております。

次、4番目の整備工事に伴う関係車両は、国が設置した仮設道路を通行使用することについてということがあります。那覇市の担当部署との意見交換の中で那覇市のほうから、国と県と那覇市との確約の中では、責任を持ってそれぞれの役割分担でやるということがあり、那覇市が船だまりの整備、県はその整備費用の一部を負担、国が道路整備について取り組むと確約されております。船だまりの整備期間中においても仮設道路を使用するため、市道6号線の右折帯の道路占用協議書の提出を予定中であるということでありましたので、仮設道路を通行することになるというふうに確認ができております。

7番のほうを先に説明します。瀬長島の利活用における本市への影響についてということで、本市は、瀬長島の観光振興は潜在的な発展の可能性があることから、マリンレジャーとかそのような影響が懸念される旨を伝えたところ、那覇市の担当の職員からは、マリンレジャーなど、そういうのは想定していないことと、漁業者にもマリンレジャーや鮮魚販売等の物販はできないことを説明している旨の回答がありました。

#### ○ 市民部長 上地五十八

瀬長宏議員からの6番の配慮を求める懸念事項につきましては、本来この埋立てにつきましても小規模のため、環境影響評価の義務

づけはありませんが、こちらとしては希少な野鳥とか生物等が点在している場所でありますことから、その辺はどうなっているのかというところで、そういうところにつきましては願書の中でも実際環境影響評価も実施されておりました、環境影響評価は事業者の実現可能な範囲内で回避、提言されており、事業へ及ぼす影響は小さいと判断されております。また、国、県、または関係する市町村が実施する環境保全に関する施策との整合性が図られているとの評価となっております。我々豊見城市としましては、環境の部分につきましては重要なこととして注意喚起を図る意味で、この6番を記載しております。

#### ○ 経済建設部長 城間保光

ご質疑のありました与根支部、瀬長支部、両支部への説明についてですが、説明につきましては、漁業者に対して農林水産課のほうで当案件について、令和5年1月31日から令和5年2月20日までの期間において公告縦覧を行う旨の連絡を入れております。また、意見がある場合は文書にて提出のお願いをしており、その後、漁業者に意見書の提出の確認を行ったところ、意見書の提出は行っていないとのことでしたけれども、その後、漁業者との意見交換の中で意見として1つ目に、船だまり場の設置に関しての意見は特になしと。2つ目に、素潜りや定置網等を行っている漁業権ですね。共同第16号区域ですけれども、そういう箇所でのマリンレジャーは危険であり、そのような行為は禁止してほしいという意見。3つ目に、漁業権の侵害の心配などの意見等がございました。

#### ○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質疑一

特に4番の国が設置した仮設道路の通行については、この船だまりの整備に仮設道路を

利用するということなのですが、普通に考えて、今後那覇市の漁民の方がこの船だまりの利用となるとどの道路を利用するのかという点については、今の仮設道路のほうが豊見城市にとっては都合がいいのかと。そうした場合には、ここの今後の利用についてはどんな協議をしたのか。これは言わば那覇空港の整備が終わったら撤去するという約束で、一時的な埋立申請をして道路整備をしているという認識なのですが、これは一部那覇市の境界に食い込んでいる道路になります。当然これは2015年の境界問題で豊見城市は裁判で負け、その1月に一審の判決が出て、8月でしたか、二審でも負け、そして2016年、翌年の最高裁では要件を満たしていないという、要するに上告に値しないと。要件を満たしていないということで却下されているのです。こんなことで境界線がああ道路に食い込んでいるのですが、その辺の今後の利用についてはどこまで協議がされて、どこまで確認ができていいのか明らかにしていただきたい。

#### ○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

まず、仮設道路を通すか通さないかという判断につきましては、総合事務局になると思います。私たちが道路占用許可の協議で今挙がってきているのは、市道6号線にある右折帯の使用について、総合事務局から市のほうに協議の提出が今後出てくる予定であります。那覇市との意見交換、総合事務局との意見交換の中におきまして、まず右折帯の使用について総合事務局が出した場合、市は許可をします。そのときに那覇市の船だまりの整備に当たっても工事車両がここから通れるように、私たちからすればぜひ仮設道路を使ってほしいということをお話しして、総合

事務局もこの道路を使うことについては問題がないという話がありました。その中で総合事務局として、私たちは、あそこは普通財産なので、ここを通ることによって交通量が増えることについてはちょっと危険な部分があるので、ここはあまり使ってほしくないという話をしましたところ、漁民の方も仮設道路を使っていただくことについては問題ないということで、総合事務局のほうから回答を得ています。

今、使用期限が来月いっぱいになっています。右折帯の道路占用許可。これを総合事務局としては、あと5年間延長したいという話があります。これについては県のほうが許可をするかしないかということになってくるのですが、仮設道路の設置について。県のほうに確認したところ、県は今回5年間の延長は認めるという回答をいただいておりますので、5年間は延長できるかというふうに考えていますが、その後については、あくまでも仮設は仮設であるので、これを本道としてやることはできないという話がありますので、今後は本設道路についてしっかり総合事務局と、先ほど言いましたように協議していきたいと考えております。

#### ○ (14番) 瀬長 宏議員 一再々質疑

今の件については、市のほうから今後使えるようにしてほしいという要請はやっていないということなのですか。単なる今後の見通しについて協議をして、「ああ、そうですか」で終わっているのか。それとも今後引き続きこの道路は、お金をかけて撤去させるよりは利用したほうが利用価値も高いし、これまでの旧道といいますか、那覇空港に抜ける道を使うよりは那覇市の漁民の皆さんが仮設道路を使ったほうが市にとっても合理的というふ

うに考えるのですが、それは求めていないということなのですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

あくまでも仮設道路を通行して、まず船だまりの整備をやっていただきたいということです。普通財産を通して管理道路に行くに当たっては、夏場とかの利用で多分野球場とかに行くとお分かりだと思うのですが、とても人の往来が激しいし、ビーチも激しいので、とても危険性があるということについては、以前から私たちは空港を管轄する空港事務所とか、この道を利用している方、JTAとか海上保安庁の方が通行しているのですが、そういうところにはずっと意見を申し立てております。だから新たなルートを造ってほしいということについては、ずっと以前から市としては申し立てているところであります。ただ、今回については、この仮設道路が現在ある状況なので、船だまりの整備と、漁民についてはとりあえずこっちを使ってくれと。私たちはそれ。総合事務局に対しては、いつまでも仮設道路ではだめだから、しっかりとした空港の管理道路を造るべきではないですかということはお話ししています。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

○ (20番) 赤嶺吉信議員

何点か質疑させてください。

6番目の整備工事に伴う周辺海域における生態系への影響、これは漁民の皆さんから声を聞いているのですが、(仮称)チービシ、埋立てをする南側なのですけれども、そこでシャコガイを3万匹養殖しているようなのです。この生態系への影響ですが、担当部署としてはシャコガイの養殖をしているチービシ、例えば埋立てをするときに汚濁防止膜という

のを設置するわけですね。泥が流れないように。そういうことをやったにしても、天気や風向きによって泥が流れる可能性は十分あるわけです。そういう影響については担当部署として、市としてはどのような考えを持っているのか。

それと埋立てをするに当たって、那覇市、うちの漁民の皆さんが様々な観光に資する事業をしたときに、先ほど経済建設部長がおっしゃっている海域で素潜りをするのですが、そこには3、4か所定置網もありまして、漁民の皆さんが素潜りをしたり、定置網から魚を外したりする作業をするのです。それについて組合の中でいろいろなルールづくりをやるんじゃないかということで話し合いを持ちました。その埋立承認をした後に、このルールづくりというのは適用するのか。この2点をお願いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

議員のご質疑の整備工事に係る生態系への影響につきましてですが、基本的に公有水面埋立免許願書の中で、水質汚濁対策として石材とかの洗浄を行うとか、先ほど議員がおっしゃっていましたがように汚濁防止膜を張るとかというところの対策は那覇市の中でも位置づけられておりまして、そういう意味で、総合的に今回の環境影響評価の中では、先ほど瀬長宏議員にお話ししましたように、本来であれば、今回は小規模のため環境影響評価の義務づけはありませんが、実施されておりまして、その全ての項目、生態系も含めた部分について環境影響評価事業者の実現可能な範囲内で回避、提言されてり、事業の実施に伴う環境へ及ぼす影響は小さいと判断されております。また、国、県、関係する市町村が実施する環境保全に関する施策等との整合性



は図られていると評価されていますので、そういうところに対応はしっかりやっていただいているのかと考えております。仮に何か問題が出た場合につきましては、地域住民や周辺利用者からの環境面に係る苦情、情報は適切に判断、処理していくものとする。それから埋立地の存在、利用が原因と考えられる環境変化が生じ、問題となるおそれがある場合には、実態調査を行った上で必要な対策を講ずるものとするとの文言等も願書の中にはありますので、事業者である那覇市のほうで適切に対応するものと考えております。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

ご質疑のルールづくりについてですが、海上海域については市のほうでの条例等を制定することができませんので、ただ漁業者もいることでして、定置網、そういうものがございまして、漁業者と、あるいはマリンレジャーをされる方のルールづくりは必要だと考えております。今後その辺、ルールづくりをやっているところの調査研究をしながら取り決めていきたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質疑一

部長、2、3日前ですか、宮古島市、恩納村で海域の観光によるルールづくりをやったという報道もありますので、ぜひこれを参考にさせていただいてルールづくりを進めてもらいたいということで、質疑ではないですからこれで終わります。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

○ (15番) 要 正悟議員

2点だけお伺いします。

8項目のうち5、6、7、工事車両通行に伴う影響についてと、周辺海域における生

態系への影響についてと、瀬長島の利活用における影響について、この3点は影響について調査報告を求めるものなのかということと、もう一つ、漁業施設以外の用途に変更しないこととありますが、8番ですね。例えば後々用途変更をするような話が出た場合に、豊見城市長の許可が必要となるものなのでしょうか、お伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

5番と6番の環境の部分に関する調査報告を求めるものなのかの部分につきましては、こちらは先ほど来お話ししていますように、埋立願書にも環境影響への配慮は示されておりますが、豊見城市として重要なこととして考えておりますので、注意喚起を図る意味で5番と6番を記載させていただいております。

○ 総務企画部長 内原英洋

7番のほうで瀬長島利活用の影響という話であります。本市の瀬長島の観光振興は潜在的な可能性があることから、マリンレジャーとか、そのような影響が懸念される旨をお伝えしております。那覇市の担当職員からは、そういうものは想定していないということと、漁業者にもマリンレジャーや鮮魚の販売等はできないということを説明しているということを那覇市の担当者から回答を得ております。

先ほど周辺の用途の変更の話があったかと思えます。これは8番のほうに該当してくるのかと考えておりますが、まず那覇市の担当者の意見を確認したところ、1点目に、観光施設となると船だまりに行くための道路是那覇空港に行く一本の道しかないの、那覇空港の管理用道路となっていて、一般の方が通るような道路ではない。そういう制限がかかっている道路なので、あくまでも那覇市が

許可を出した漁業者しか使えない。そうなってくると観光客や、そういう方が使うことは想定していない。2点目としまして、レジャーをやるとなると那覇空港事務所の許可が必要となる。現実問題、那覇空港サイドでオーケーするとは思えない。那覇市としては、漁業者に対しても議会に対しても、ここは漁業者の専用施設として説明をしている。質疑の中でも観光客やレジャーの質問もあったのですが、それはできませんというふうに回答しているということで、しっかりと那覇市の担当の方の意見の説明がありました。

○ (15番) 要 正悟議員

用途変更について豊見城市長の許可が必要なのかという質疑だったのですが、それは…。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時55分)

再 開 (10時55分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

用途変更については、豊見城市長の許可が必要かどうかについては、今確認できていないところです。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

○ (3番) 新垣繁人議員

何点かお聞かせください。

今回1月からそういう諮問があったけれども、大分調整が遅れて現在に至るといことなのですが、本音を言えば認めたくないというのがあります。本音です。ただ、法的には認めざるを得ないという状況の中で、ここは念のための確認です。那覇市がここを埋立て

するに当たって、国もそうです。今回その許可を出す沖縄県として意見を本市に求めているのですけれども、これは私たちが今回この議案を通さなければ、私たちは何も意思がないということで捉えられるものなのかがまず一点と、先ほどから用途の話が出ていました。漁業施設の用地ということで11ページには書かれているのですけれども、これは後々、将来10年後、20年後、那覇市が漁業施設だけではなくて、やはりマリンレジャーをしたいと思ったときに、実際このマリンレジャーをすることは可能なのか。20年後、30年後に「言っただろう」とならないような意味での確認です。これは可能なのか。

あと一つは、この中で漁業施設を造っていくにしても、例えば上下水道とか、本市の上下水道管というんですか、そういうところの利用状況がどうなっていくのかというのも気になります。本市のものを使っていくものなのかとか、そこら辺、どのようなことが今想定されているのかもお聞かせください。

あとは基本、瀬長島で生じてくるごみというのは自分たちで持ち帰っていただいているのですが、そこは那覇市としてもこれから利用していく中で出てくるごみとか、そういうものの取り決めとかルールというのは、実際どうなっているのか聞きたいです。

あと一点が、マリンレジャーのルールみたいなことを先ほど言っていましたけれども、実際このルールづくりというのはいつから始まるのか教えてください。

あと、那覇市の工事の工程とといいますか、いつ頃埋立てが始まって、漁業施設はいつ頃完成するというのがあるのかどうかということも教えてください。

○ 総務企画部長 内原英洋

とりあえず、市として意見を出さなければどうなるかという話だと思います。市として今、期限である6月30日までに意見を出さないうきがあった場合につきましては、免許権者である沖縄県において、意見なしとして処理することが考えられます。それが一点ですね。

もう一つ、上下水道のお話があったかと思えます。那覇市との意見交換では、水道については那覇市のほうから引っ張ってくると。電気については、瀬長島のほうから引っ張りたいという話がありました。

今後のスケジュールについては手元に資料はないのですが、とりあえず、3年間ぐらいは工事期間がかかるという説明はありました。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

ごみ処理の件につきましては、基本的に那覇市の区域に入っていますので、那覇市のほうで対応するかと考えております。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

マリンレジャーのルールについてですが、先ほど答弁いたしましたけれども、今後はそういう漁業者とマリンレジャーをする方々の取り決めは必要だと考えております。ルールづくりは必要だと考えております。その辺の第1回目の関係者を集めての会議を終えていますので、今後その会議が引き続き行えるように取り組んで、ルールづくりをしていきたいと考えております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質疑一

ぜひルールづくりは重要案件になってくると思いますので、ここはよろしく願います。

ちょっと念のための認識確認といえますか。

実際この場所、旧小禄村の大嶺の方々がこれまでも含めて、実際漁業的なものはされているのか、認識を確認させてください。すみません、念のための認識としてなのですけれども。

あと、下記事項の6点目ですか、整備工事に伴う周辺海域における生態系への影響ということで、ここも実際気になるのが、いろいろな漁に対する影響もそうなのですけれども、本市が制定しました、例えば本市の鳥となっていてますクロツラヘラサギとか、そういうところに実際、後々影響がないのかとか、そういうところの認識も教えていただきたいです。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時01分)

再 開 (11時02分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

先ほどの質疑で今後5年後、10年後に用途が変更されるのは可能かということなのですが、まず那覇市との意見交換の中では、漁業施設ということでマリンレジャーには使えませんという話を聞いております。今後そういう変更等があれば、本市のほうにもそういう連絡、協議がなされることになっておりますので、その辺はその時点で協議をしたいと考えております。変更の協議をしていきたいと考えております。

それとご質疑の中で大嶺の漁民が、現在漁業が行われているかという質疑だと思いますけれども、そちらについては、現在も今の場所から満潮時に沖に出て漁業をしているということですので、漁業は現在も行われていると考えております。

## ○ 市民部長 上地五十八

議員ご質疑の生態系、環境への影響と本市の市鳥でありますクロツラヘラサギの部分についてですが、本埋立てにつきましては小規模のため、本来であれば環境影響評価の義務づけはありませんが、実際は実施されておきまして、環境評価の結果につきましては、全ての項目において事業者の実現可能な範囲内で回避され、提言されております。また、事業へ及ぼす影響は小さいとの判断をされておりますので、大きな影響はないものとは考えておりますが、先ほどありました那覇市との意見交換、5月15日におきましても我々担当部署のほうからは、今回市の鳥としてクロツラヘラサギが選定されておりますので、市民も環境に対する意識が高まっていることから、飛来の際に影響しないように、音の出る工事等について制限や対策等いろいろお願いすることもありますというような意見交換も行っておりますので、もし問題があれば、そういう意見交換を踏まえて対応していきたいと考えております。

## ○ (3番) 新垣繁人議員 一 再々質疑一

瀬長島は、これまでの豊見城市をつくり上げてきた方々の思いがあって発展してきております。そこを海方切で昔、境界で負けました。負けた流れの中で今回漁業施設が造られていく。場合によってはマリンレジャーもできるんだという状況があること自体がここはナンセンスでありまして、この瀬長島をつくってきた豊見城の先輩方、今でもそれは継承されてきています。いろんな思いがあってこの瀬長島は発展しているのです。だからこそ、この先人の方々の思いがつながってきている中で、瀬長島の方々、漁業をされている方々、マリンレジャーをこれからも計画して

いこうと豊見城市の方々の思いというのは大事だと思っております。単純に境界が決まったから、「はい、漁業施設造るよ」という案件ではだめなのです。もっと豊見城市のこれからの10年後、20年後というのを真剣に考えていただいて、マリンレジャーをすること、後々用途変更は可能なのです。だから協議すると言っていますけれども、まだ口約束になっているのです。そこら辺の効力もない中で、ここはしっかり那覇市の方々には、特に私たちの思いを受け止めていただいた中で、お互いがこの瀬長島を愛していけるといのか、みんなで共存していけるような、豊見城市民の意見が届かなくなるようなことではなくて、そういう交渉をぜひ市長に先陣を切っていただいて、引き続きやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

瀬長島はこれからも発展します。だからこそ、寄り添うことも大事だと思っておりますけれども、豊見城市の歴史をしっかりと那覇市には分かっていたいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

## ○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

## ○ (7番) 瀬長恒雄議員

今回の手続の件について私とても不満なのですが、1月31日に申し入れがあったと。今回の本当に6月定例会の最後に、こういう議会で議決してくれと追加議案に出してくると。本来であれば3月定例会に上げて、3月定例会の中で委員会付託をして、この件だと経済建設常任委員会に付託をして、5月から集中的に那覇市とか総合事務局と協議をしているような先ほどの説明だったのですが、それは3月定例会で本来やるべきだったのではないかとこのように感じているのですが、その件

について、この議会对応。この件は議会の議決が必要だということは、この申し入れが来たときに分かっていたと思うのです。その議会对応についてちょっとおかしいなとは思っているのですが、その説明をお願いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほども経緯等についてお話ししました。2月1日に県のほうから諮問が届いて、議員がおっしゃるように3月に出すべきじゃないかということであったのですが、議案として提案して、それを説明していただく、執行部としてそこまでまだ煮詰まっていない中で、中途半端な中で議案を提出することはいかかなものかという、私たちは内部で認識をしております。まだ議案を提出するに至っていない状況のものを、議案は提出できないというふうに判断しまして、3月定例会の提案を見送ったところです。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質疑一

ですから、議員と今回やり取りしていますよね。この件は、本来委員会審議でやるべきだと。そうであれば、3月定例会に提案して、今いろいろな議員が質疑していることをやり取りすべきだったと、そのように思っているのです。執行部が間に合わなかったというような話ですが、委員会審議では那覇市の担当も呼べるし、総合事務局も呼べるし、この今やっていることを委員会審議で本来ならできたはずじゃないのですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど申し上げましたが、議案を提案することにつきましては、市長をはじめ執行部としては大変重たい責任感を感じて提案しないといけません。そういう状況の中において、内部で情報が詰まっていないことについて議

会に提案することはできないと。ましてや、委員会に付託することはできないという認識であります。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号 那覇市字具志地先への船だまり整備に伴う公有水面埋立については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第36号 那覇市字具志地先への船だまり整備に伴う公有水面埋立については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第36号 那覇市字具志地先への船だまり整備に伴う公有水面埋立について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第36号 那覇市字具志地先への船だまり整備に伴う公有水面埋立については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第6 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第6、報告第6号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第6号 専決処分の報告につきましては、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分しましたので、議会に報告するものがあります。

なお、詳しい内容等につきましては、経済建設部長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

報告第6号 専決処分の報告についてご説明いたします。

専決処分書をご覧ください。車両事故に対する損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

事故発生日時 令和5年2月27日(月)午後2時43分頃。事故発生場所 豊見城市字名嘉地、名嘉地自治会コミュニティセンター近くの交差点。事故の概要について、市道5号線から市道4号線へ田頭向けに左折する際に、一時停止し、徐行したが右側から来た軽自動車の左側方に接触し、破損させた。当日は雨が降っており、カーブミラーは見えづらい状況であった。損害賠償額 52万2,000円(物件損害)。和解の内容 豊見城市は、相手方に物件損害に対する賠償金として50万9,325

円を支払い、相手方はその余の請求を放棄する内容となっております。支払額につきましては、市責任額52万2,000円から相手責任額の1万2,675円を差し引いた金額となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって、報告第6号 専決処分の報告についてを終了いたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時15分)

再 開 (11時25分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第7 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第7、意見書案第3号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 教育民生常任委員長 楚南留美議員

意見書案第3号

令和5年6月28日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者 豊見城市議会  
教育民生常任委員会  
委員長 楚南 留美

「義務教育費国庫負担拡充」及び  
教育条件整備のための意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14  
条第2項の規定により提出します。

提案理由

憲法に保障された義務教育において、全国  
均質の教育条件を国の責任で保障すべきであ  
ることから、本案を国あてに提出する。

「義務教育費国庫負担拡充」及び  
教育条件整備のための意見書（案）

今日の教育の抱えている課題を解決するた  
めには、地域や子どもの状況を踏まえ多様な  
教育活動が推進できるよう、「当事者」であ  
る学校や市町村教育委員会が主体的に運営で  
きる仕組みに改善することが喫緊の課題です。

そのための財政的な保障は、国の絶対的な  
責務です。義務教育費国庫負担制度は、教育  
の機会均等とその水準の維持向上を図る制度  
として完全に定着しており、現行教育制度の  
重要な根幹をなしています。

しかしながら政府は、昭和60年度以降、義  
務教育費国庫負担制度の見直しを断続的に行  
い、これまで旅費、教材費、恩給費、共済費、  
公務災害補償基金、退職手当及び児童手当等  
義務教育に係る経費を相次いで一般財源化し  
た経過があります。さらに、2006年の三位一  
体改革により、義務教育費国庫負担制度の国  
負担割合は「2分の1」から「3分の1」に

引き下げられました。教育予算について、G  
D Pに占める教育費の割合は、OECD加盟  
国の中で日本は下位となっているのが現状で  
す。

現在、教職員給与費のさらなる一般財源化  
ばかりか義務教育費国庫負担金全額の一般財  
源化を推し進めようとするなどの動きがあり  
ます。もし、義務教育費国庫負担が無くなれ  
ば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義  
務教育に十分な予算を回すことができなくな  
り、地方公共団体間での教育条件に大きな格  
差が生じます。特に、多くの離島僻地校を抱  
える本県は非常に深刻な状況に置かれること  
が予想されます。

子どもたちの教育に、地域による格差が  
あってはなりません。憲法に保障された義務  
教育においては、全国均質の教育条件を国の  
責任で保障すべきです。

そこで、貴職におかれましては、このよう  
な状況を認識していただき、すべての子ども  
たちの教育条件の整備のため、下記事項の実  
現に向けて最大限の努力を払われますよう要  
望いたします。

記

一、教育の機会均等とその水準の維持向上を  
図るため、その根幹となる義務教育費国庫負  
担制度を堅持し、早急に国の負担を（2分の  
1以上に）拡充すること。

一、教職員定数改善を速やかに実施するとと  
もに、学校現場に必要な教職員を確保し、ス  
クールカウンセラーやスクールソーシャル  
ワーカー等の専門職の配置を正規職として拡  
充できるようにすること。

一、意欲と情熱を持って教育に取り組む優れ  
た教員を確保するため、人材確保法を堅持し、  
勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努める

こと。

一、教育関係予算を増額し、充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年6月28日

沖縄県豊見城市議会

あて先

内閣総理大臣、文部科学大臣

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第3号「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書案第3号「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (5番) 新垣龍治議員 一賛成討論一

日本共産党の新垣龍治です。意見書案第3号「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書について、賛成の立場から討論いたします。

憲法26条では、すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。また、義務教育は、これを無償とすると定めており、政府において義務教育の無償化は、憲法が求める国民に対する責務となっています。

政府は2006年、国、地方の三位一体改革など、義務教育費の国庫負担を2分の1から3分の1に削減しました。そして現状では、GDP費に占める教育費の割合についてもOECD加盟国の中では、日本は下位という状況が続いています。今、義務教育もそうですが高等学校、特に大学、専門学校にかかる教育費負担が大きく、返済型の奨学金の返済とか、そういう保護者の負担が大きくなっています。今、少子化対策が叫ばれている中で子どもたちをしっかりと教育、育てていけるという条件が整備される。そして教育費の負担軽減、無償化が今、国民の中でも大きく広がっています。

今定例会において提出されました「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1の復元」のための意見書採択を求める陳情にもありますように、国庫負担率の3分の1への縮小は、地方自治体独自の教育条件充実施策を圧迫し、地方公共団体間での教育条件に大きな格差を生じさせています。とりわけ沖縄県では、離島僻地校もあり、また貧困問題など、子どもを取り巻く教育環境は喫緊の課題となっています。憲法の保障する教育を等しく受ける権利を保障するため、義務教育の無償化を行い、国の負担率を直ちに2分の1に回復させ、教職員の定数や処遇の改善、専門職の配置をはじめとする教育条件整備の拡充を求める本意見書について、賛成の討論といたします。

議員各位のご賛同をお願いします。



○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

意見書案第3号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書について、これを原案のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

意見書案第3号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第8 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第8、意見書案第4号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 教育民生常任委員長 楚南留美議員

意見書案第4号

令和5年6月28日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者 豊見城市議会

教育民生常任委員会

委員長 楚南 留美

「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

さまざまな課題をかかえる教育現場において、個々に応じたきめの細かい指導やゆとりをもった授業が強く求められている。一人ひとりの子どもに丁寧に向き合うことができる少人数学級の推進を要請するため、本案を国あてに提出する。

「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書(案)

経済格差の拡大などによる就学援助児童生徒の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、ますます教育現場では困難な状況が表れています。

日本の学校の「1学級40人」の定数は国際的に見て異常な多さであり、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い状態です。

2021年3月の国会において「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部を改正する案が可決し、小学校の学級編制の標準を5年間かけて計画的に35人に引き下げることになりましたが、2010年に文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見

募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。学校現場では個々に応じたきめの細かい指導や、ゆとりをもった授業が強く求められており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

また、沖縄県はすでに独自の少人数学級施策として、2012年度から順次実施してきました。さらに2021年4月から「35人以下学級」を中学校2・3年生まで拡大しましたが、県独自の施策におけるいわゆる「25人下限」があるために、35人以下学級ができない事例もあります。

これら「少人数学級」の実現は、次代を担う子どもたちの教育をより良くしていくために必要不可欠な制度であり、実際に日本各地で何らかの形態で「少人数学級」の施策が実施されています。中には沖縄県より進んだ「少人数学級」が実現している他府県も多くあります。

しかし、さまざまな教育課題をかかえる沖縄県では、それを解決するための「少人数学級」実現はまだまだ不十分な状況にあります。すべての子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、多くの保護者・教育関係者の願いであると同時に、国はもちろん県・市町村も含めた行政の責任でもあります。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の完全実現は急がれる課題になっております。次代を担う子どもたちの健やかな成長を願うこの要望をご理解の上、お力添えをいただきますようお願いいたします。

記

一、閣議決定された政府「骨太方針2021」で検討することを言及した、中学校全学年までの「35人以下学級」を推進すること。

一、さらに「30人以下学級」の早期・完全実現を国の責任で行うこと。特に、教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年6月28日

沖縄県豊見城市議会

あて先

内閣総理大臣、文部科学大臣

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第4号「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書案第4号「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○（6番）高山美雪議員 —賛成討論—

意見書案第4号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書に賛成の立場から討論させていただきます。

長い年月の中で、過酷な教育現場で働く教職員や多くの保護者から少人数学級へのクラス編制を求める声が日に日に大きく広がっております。少人数学級の実現は、国の宝である子ども一人ひとりを丁寧育てるための必須条件であり、焦眉の課題です。

長引いたコロナ禍の影響を受け、学力の低下が懸念されることと併せ、心のケアの必要性からも子どもたちに手厚い教育と感染症に強い環境をいち早く整えることが急務であると考えます。少人数学級を実現することで、教員が子ども一人ひとりとしっかりと向き合う余裕が生まれ、個性を理解し、子どもの変化を感じ取りながら丁寧に対応することが可能になるはずです。

コロナ禍の際に分散登校が行われた際、不登校の子どもが教室に顔を出すことができたという事例が各地で数多く確認されています。NHKの調査によれば、不登校の子どもの割合は、安倍教育改革の8年間で2倍近くになっているとのデータがございます。2012年、不登校の学生は1.09%だったのに対し、2020年は2.05%に増加。本当は学校に行きたくないなどの隠れ不登校は5人に1人に上ると推計されており、年々増加傾向にあります。解消に向けての取組としましても、個人の尊厳を尊重し、子ども一人ひとりの声に丁寧に応えられる教育環境をつくり出す必要があると感じています。

安心して学べる環境があつてこそ、子どもは豊かに健やかに育ちます。そのためには、

一人ひとりに目が届く、少人数クラス学級を早急実現することを求めて声を上げていくべきではないでしょうか。

学校現場の先生方からは、消毒作業などの雑務が増加し、多忙な業務に追われ、日々の授業に悪影響を与えかねないほど疲弊しているとの声もございます。そのような背景も重なって、教員の成り手が見つからない教員不足が今全国でも社会問題になっています。教職員の負担軽減のためにも、理想的なクラス人数は30人以下とされており、2021年4月に全国初の試みとして、小学校1年生を25人学級にすることを決定し、2022年から取り組んだ山梨県では、少人数学級にすると教員の確保や人件費、学校施設の物理的限界など様々な障害があつたものの、現場の教育関係者からは、メリットがデメリットをはるかに上回るという大きな成果を感じる声が数多く寄せられているそうです。

少人数学級を導入する意義といたしまして、大きく3点が挙げられています。1つ目は、コロナ禍をはじめとする感染症対策として文科省は、学校における人の間隔において、感染レベルの低い地域は1メートルを目安に最大限の間隔、高い地域ではできるだけ2メートル程度、最低1メートル開けるよう求められています。平均面積約64平方メートルの教室に40人いると、1、2メートルの間隔を開けることは難しいことから、30人以下でクラスを編制することが望ましいと考えられます。

2つ目が、児童生徒一人ひとりに注意が行き届きやすく、学習面や生活面できめ細やかな指導ができ、教育の質の向上が期待できることです。コロナ禍で必要性が痛感された学校のICT化のためには、小中学校の児童生徒に1人1台の端末を行き渡らせる環境を整

備するGIGAスクール構想の効果を高めるためにも、少人数学級が必要とワーキンググループで指摘されております。

3つ目に、小学校で3割を超え、中学校で6割近くが過労死ラインに達するとされております教員の長時間労働の負担軽減のためにもゆとりを持って生徒と向き合うため、少人数のクラス編制が現場で強く要望されております。子どもは学校で多くの時間を過ごします。学校の環境がどんな環境にあるかで、子の成長に大きく影響してまいります。私たち大人の責任といたしまして、よりよい環境をつくるのが大切ではないでしょうか。これから育っていく全ての子どもたちのために、実現に向けた取組を今行動していくことが最善の有効手段と考えまして、議員皆様各位の良識を期待いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

議員各位皆様のご賛同を心よりお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時47分)

再 開 (11時48分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (6番) 高山美雪議員 一訂正一

失礼します。「教育不足」ではなく、「教員不足」でした。訂正をお願いいたします。

○ 議長 外間 剛 一許可一

この訂正については、議長にて許可いたします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

意見書案第4号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書について、これを原案のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

意見書案第4号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第9 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第9、意見書案第5号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 教育民生常任委員長 楚南留美議員

意見書案第5号

令和5年6月28日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者 豊見城市議会

教育民生常任委員会

委員長 楚南 留美

「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

さまざまな課題をかかえる教育現場において、個々に応じたきめの細かい指導やゆとりをもった授業が強く求められている。一人ひとりの子どもに丁寧に向き合うことができる少人数学級の推進を要請するため、本案を県あてに提出する。

「30人以下学級の早期・完全実現」  
のための意見書（案）

経済格差の拡大などによる就学援助児童生徒の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、ますます教育現場では困難な状況が表れています。

日本の学校の「1学級40人」の定数は国際的に見て異常な多さであり、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い状態です。

2021年3月の国会において「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部を改正する案が可決し、小学校の学級編制の標準を5年間かけて計画的に35人に引き下げることになりましたが、2010年に文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。学校現場では

個々に応じたきめの細かい指導や、ゆとりをもった授業が強く求められており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

また、沖縄県はすでに独自の少人数学級施策として、2012年度から順次実施してきました。さらに2021年4月から「35人以下学級」を中学校2・3年生まで拡大しましたが、県独自の施策におけるいわゆる「25人下限」があるために、35人以下学級ができない事例もあります。

これら「少人数学級」の実現は、次代を担う子どもたちの教育をより良くしていくために必要不可欠な制度であり、実際に日本各地で何らかの形態で「少人数学級」の施策が実施されています。中には沖縄県より進んだ「少人数学級」が実現している他府県も多くあります。

しかし、さまざまな教育課題をかかえる沖縄県では、それを解決するための「少人数学級」実現はまだまだ不十分な状況にあります。すべての子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、多くの保護者・教育関係者の願いであると同時に、国はもちろん県・市町村も含めた行政の責任でもあります。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の完全実現は急がれる課題になっております。次代を担う子どもたちの健やかな成長を願うこの要望をご理解の上、お力添えをいただきますよう下記の事項を強く要請いたします。

記

一、閣議決定された政府「骨太方針2021」で検討することを言及した、中学校全学年までの「35人以下学級」を推進すること。

一、さらに「30人以下学級」の早期・完全実現ができるよう教職員定数大幅な改善など人的措置・財政的な措置を国に要請すること。

一、県独自にも「30人以下学級」が実現できるよう、枠の拡大や下限条件「25名以上」の引き下げに努力すること。

一、「30人以下学級」に伴う教室増等の条件整備を市町村と連携して早急に、かつ計画的に行うこと。

一、増員される教職員は臨時採用ではなく、正規の教職員をあてるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年6月28日

沖縄県豊見城市議会

あて先

沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時55分)

再 開 (11時56分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第5号「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書案第5号「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

意見書案第5号「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書について、これを原案のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

意見書案第5号「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時58分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第10 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第10、意見書案第6号 健康保険証の

廃止は中止し、トラブルの多いマイナンバー制度の見直しを求める意見書について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○（7番）瀬長恒雄議員

意見書案第6号

令和5年6月28日

豊見城市議会  
議長 外間 剛 殿

提出者	豊見城市議会議員	瀬 長 恒 雄
賛成者	〃	瀬 長 宏
〃	〃	新 垣 龍 治
〃	〃	真栄里 保
〃	〃	高 山 美 雪
〃	〃	要 正 悟
〃	〃	伊 敷 光 寿

健康保険証の廃止は中止し、  
トラブルの多いマイナン  
バー制度の見直しを求める  
意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条  
第1項の規定により提出します。

提案理由

健康保険証の廃止などを定めた改正マイナ  
ンバー法が国会で成立して以降もマイナン  
バーをめぐるトラブルが次々と明らかになっ  
ており、健康保険証の廃止を中止し、制度の  
見直しをもとめるため。

健康保険証の廃止は中止し、  
トラブルの多いマイナン  
バー制度の見直しを求める  
意見書（案）

健康保険証の廃止などを定めた改正マイナ  
ンバー法が国会で成立して以降もマイナン  
バーをめぐるトラブルが次々と明らかになっ  
ています。マイナンバーカードに別人の保険  
情報が登録されていた事例、マイナンバー  
カードの保有者が健康保険証としての使用に  
同意していないにもかかわらず利用登録され  
ていたケース。マイナンバーカードと公金受  
取口座をひもづける制度では、本人でなく家  
族の別の人の口座が登録されていた事例が  
あったことが明らかになり、行政機関から本  
人に届かない恐れがある。改正マイナンバー  
法には、公金受取口座とマイナンバーのひも  
づけを促進する条項が含まれている。

健康保険証を廃止すれば混乱は必至である。  
保険証の誤登録は命を危うくしかねない重大  
問題であり、以下の点を求める。

記

- 一、2024年度中の健康保険証の廃止は中止す  
ること。
- 一、マイナンバー制度の仕組みのあり方を全  
面的に見直すこと。

以上地方自治法第99条の規定により、意見  
書を提出する。

令和5年6月28日  
沖縄県豊見城市議会

あて先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

デジタル担当大臣

総務大臣

内閣官房長官

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

○ (10番) 川満玄治議員

幾つか質疑させてください。

まず1番目、マイナンバーカード導入によるメリット等が分かるのであれば教えてください。

2番目、マイナンバーカードの制度の仕組みの在り方を全面的に見直すこととありますが、どのように見直すか、提案があるのであれば伺いたいと思います。

3番目、健康保険証を廃止したら混乱は必至であるとありますが、具体的にどのような例があるか教えてください。

4番目、マイナンバー保険証を使った場合と従来の保険証を使った場合、どちらが幾ら安くなるかそういうものが分かるのであれば教えていただきたい。

5番目、国は1年間は健康保険証を使えるように猶予期間を定めると言っていますが、それについて提案者はどう考えているか伺いたいと思います。

6番目、総務省が出しているマイナンバーカード申請状況について把握していますか、お聞かせ願えますか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時35分)

再 開 (13時35分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (7番) 瀬長恒雄議員

1番のマイナンバーカードのメリットについては、政府が様々な法案審議の中で発表しているのですが、今の状態ではこのメリットを享受できないというふうに私たちは考えて、今回の2024年度中の健康保険証の廃止、そしてマイナンバーカードの仕組みの在り方を見直すことを提案しております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時36分)

再 開 (13時36分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (7番) 瀬長恒雄議員

提案というか、今回様々なトラブルが発生している。そのトラブルに対してどう対処するかということの方向性が見えるまでは施行すべきではないというふうに思っています。

保険証廃止のトラブルは様々あります。主に人為的ミス、システム不具合、政府の周知不足などがありますが、マイナンバー保険証に別人の医療費の情報が登録された件、年金情報が他人に閲覧された件、公金受取口座に他人の口座が登録されている件、別人にマイナポイントが付与された件、同意なく保険証機能を持たせ登録が解除された件。システムの不具合としては、住民票の写しなど、コンビニで別人の証明書が発行された点など、政府の周知不足としては、公金受取口座に家族名義口座を登録した件が13万件以上あったということです。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。



休 憩 (13時37分)

再 開 (13時37分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (7番) 瀬長恒雄議員

政府が発表していたのですが、詳しい数字は今覚えていません。

あと、猶予期間が1年あるということですが、この猶予期間の間にこのシステムが改修されるかどうか不安だということで、様々な方々から来年の10月の保険証廃止は一旦見直すべきだと。中止をすべきだという声があるので、この猶予期間の中でもできないのではないかという見方が世論調査でも出ているというふうに思っています。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時38分)

再 開 (13時38分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (7番) 瀬長恒雄議員

私の一般質問で当局から答えてもらったのは、約7割から8割の方々が全国で申請をしているということです。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時39分)

再 開 (13時39分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (7番) 瀬長恒雄議員

メリットについては把握しておりません。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質疑一

すみません、反対、反対ばかりで教示できない、メリットは分からない。その対応策が、

見えるまでというが、政府は実際6月中にその対応策を出し、7月から秋口にかけて対応策をしっかりと実現しようとしていると言っているが、まず2つ目の質疑に行きたいと思えます。

まず、様々な方が何か反対しているような言い方をされておりましたが、年代的にどの年代が反対しているとかがあるのであれば教えてください。

そしてメリットの中で幾つかあるのですが、そのメリットについてどう考えているかお聞かせください。1、マイナンバーカードの導入により、市民が保険手続や医療サービスの利用をより簡単かつ迅速に行えると考えているが、それについて提案者はどう思いますか。

2、マイナンバーカードを保険証として活用することで、市民の医療費の支払いや自己負担の管理が容易になるという利点はないでしょうか。

3、マイナンバーカードの利用により、市民が医療情報の閲覧やオンライン健康サービスの活用などにより、便利に行えるという利点はないでしょうか。

4、マイナンバーカードの導入により、保険制度の運営効率や医療サービスの質の向上が期待できると私は考えますが、提案者はいかが思っておりますか。

5、マイナンバーカードを保険証の代替手段として導入することで、医療費の浪費や不正使用の防止に貢献できると考えますが、提案者はどのように考えていますか。

6、マイナンバーカードの導入により、災害時の被災者支援や避難者管理がより効率的に行えるという社会的なメリットはあると思いますが、提案者はどのように考えていますか。

7、政府はその問題を、先ほど言ったのですが対策を今練っていて、その対策案を6月中にまとめるということですが、それでも反対するおつもりですか、お聞かせ願えますか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時41分)

再 開 (13時45分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

今の内容を確認しながらやりたいと思っていますので、13時55分から再開します。

休憩いたします。

休 憩 (13時45分)

再 開 (13時55分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (7番) 瀬長恒雄議員

質疑にお答えします。

1番、マイナンバーカードの導入により、市民が保険手続や医療サービスの利用をより簡単かつ迅速に行えると考えているが、どう思いますかという質疑に対しては、このことが今一番問題になっている点で、マイナンバーカードの導入で本人確認ができない。医療機関において10割負担の請求をされた。そのようなトラブルが起きていると思います。

2番、マイナンバーカードを保険証として活用することで、市民の医療費の支払いや自己負担の管理が容易になるという点はありませんか。これは先ほど1番で答えたように、本人確認ができない事例が各地で発生していると。そのことで、このような利点は現在のところないと考えています。

3番、マイナンバーカードの利用により、

市民が医療情報の閲覧やオンライン健康サービスの活用をより便利に行えるという利点はないですかという質疑に対しては、この点についても今トラブルが起り、他人の医療情報が閲覧できる状態にあったということが指摘をされております。

4番、マイナンバーカードの導入により、保険制度の運営効率や医療サービスの質の向上が期待できると考えていますが、どう考えているかという点ですが、この点についても全国保険医団体連合会、医者や歯医者さんの団体から、このマイナンバーカードの導入によって現場では大混乱が起きていると。マイナンバーカードの読み取り機がおかしいと。顔認証もできないと。そのようなトラブルが続発している中で、運営効率や医療サービスの質の向上は図れないということで、この保険医団体連合会からも来年10月からの医療保険証の廃止はすべきではないというふうに提案されております。

5番、マイナンバーカードを保険証の代替手段として導入することで、医療費の浪費や不正利用の防止に貢献すると思いますが、提案者はどのように考えていますか。そのことはないと思います。

6番、マイナンバーカードの導入により、災害時の被災者支援や避難者管理がより効率的に行えるという社会的なメリットはあると思うが、提案者はどう考えているか。この点についても災害時、停電やいろいろなトラブルのときにマイナンバーカードが読み取れないというような懸念があるというふうなことが保険医団体からも指摘をされております。

7番、政府はその問題に対してどのような対策をしているかご存じですか。これは政府の対策なので、今は承知しておりません。

8番、どのような年代がマイナンバーカードに対して不安や不満を持っているか。これはアンケートによると、高齢者等が多く不安を持っているというふうなアンケート結果だったと思っています。

9番、また、国はこのトラブルに対して対策を示しているが、それに対して提出者はどのように考えるか伺います。この点についても今私が述べましたように、様々なトラブルがある。そのトラブルを解消するための提案を今からしていくというようなことで、政府自体がトラブルがあることを認めているというふうな認識です。

○（10番）川満玄治議員 一再々質疑

すみません、たくさんの質疑に答えていただいてありがとうございます。

すみません、顔認証ができないというのは誤報でございます。顔認証はできております。ただ、近くなのか、遠くなのかということで認証ができなかったということは私も……。いえ、できました。できていました。

では、3回目の質疑に行かせていただきたいと思えます。

システムエラーというか、ヒューマンエラー等をもし解決することができれば、提案者は賛成に回ることは可能なのでしょうか。

やはりヒューマンエラーということで人がやることなので、ゼロにすることは私も不可能だと思いますが、提案者はどのようにお考えですか、お聞かせ願えますか。

○（7番）瀬長恒雄議員

システムエラーについては、あまりにも政府がマイナンバーカードの導入を急いませいで対応が追いついていないというふうな考えています。これも今後の課題だと思っています。

ヒューマンエラーについては、確かに川満玄治議員がおっしゃるように、ゼロにすることは不可能だというふうに私は考えておりません。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時00分）

再 開（14時00分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（7番）瀬長恒雄議員

先ほど川満玄治議員もおっしゃったように、ヒューマンエラーをゼロにすることは私は不可能だというふうに感じています。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時00分）

再 開（14時01分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（7番）瀬長恒雄議員

先ほども言ったように、ヒューマンエラーをゼロにすることは不可能だと思っています。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

○（3番）新垣繁人議員

何点かお聞かせください。

今、川満玄治議員が言っていたことと重複するところもあると思うのですが、まず今回意見書の中の下記事項の1点目が、2024年度中の健康保険証の廃止は中止することと。これは2024年度中でなければいいという考えなのか。そこが下記につながるはずなのです。マイナンバー制度の仕組みの在り方を全面的に見直すことができると、2024年度中じゃなくてもそれは認めるという考えなのか。多分

玄治議員はそれを聞いたかったんじゃないかと思うんですね。この2024年度中の健康保険証の廃止は中止すること。そういう制度の見直しができる場合、それは2025年度も含めて、その場合は認める案件なのか。

あと1点は、そもそもの考えを聞きたいです。マイナンバーカード制度自体に賛成ですか、反対ですか。とりあえず、この2点。なぜなら、下記事項にマイナンバー制度の仕組みの在り方を全面的に見直すと書かれています。だから聞いているのです。

○（7番）瀬長恒雄議員

繁人議員の質疑にお答えします。

2024年度中の廃止には反対だと。これはこの意見書のとおりであります。当面2024年度中の廃止は認めるべきではないという立場です。

次のマイナンバー制度の仕組みの在り方を全面的に見直す。これは今政府がやろうとしていることです。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時03分）

再 開（14時03分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（7番）瀬長恒雄議員

マイナンバーカード制度の賛否を今私は提案もしていません。来年度中の健康保険証の廃止はやめるべきだと。マイナンバー制度の見直しは、今政府が進めています。それを徹底的にやるようにという提案です。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時04分）

再 開（14時04分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（7番）瀬長恒雄議員

マイナンバーカードの仕組みの在り方を全面的に見直せば賛成するのかというお話でしたが、それは今から政府がやることですので、その結果を見てからの判断になると思います。

マイナンバーカードに賛成か反対かということ今回の意見書では提案もしていません。この2項目、2024年度中の健康保険証の廃止は中止をするべきだと。今政府が進めているマイナンバー制度の仕組みの在り方を全面的に見直すことを政府に求める意見書です。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時05分）

再 開（14時06分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（7番）瀬長恒雄議員

今政府が見直しを行おうとしているのは、先ほどの答弁と重なりますが、人為的ミス、システム不具合、政府の周知不足を今見直そうとしています。人為的なミスとしては、マイナンバー保険証に別人の医療費の情報がひも付けされている点、年金情報を他人が閲覧できる点、公金受取口座に他人口座が登録されている点、別人にマイナポイントが付与された点、同意なく保険証機能を持たせ登録が解除された点、住民票などの写しなど、コンビニで別人の証明書を発行したシステムの不具合、政府の周知不足による公金受取口座に家族名義の口座を登録した点などの見直しを今政府がやろうとしています。それを今求めています。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時07分)

再 開 (14時09分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (7番) 瀬長恒雄議員

マイナンバーカード制度に賛成か反対かの提案はしておりませんので、この場では答えることは控えたいと思います。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質疑一

どうしようもないですね。こういう中身もできていない状態で意見書を上げること自体がナンセンスというか、どうかなと思います。メリットも分からない、対案もない、ただ反対したいと。そういうことじゃあだめなんですよね。だからヒューマントラブルもそう、システムもそう、その改善のめどができたときには、それは2024年度中を越えたとしても、そのときにはしっかり改善されるのであれば、それは認めるという認識があるのかの確認が一点。

あと一つは、反対のための反対をしてはいけないと思うのです。この事業はもう走っているのです。

全くこの意見書とは関係ないということで先ほど答えなかったのですが、私は関係あると思っています。だから、再度聞きます。あと一点は、このマイナンバー制度自体反対の考えですよね。いかがですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時11分)

再 開 (14時11分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (7番) 瀬長恒雄議員

政府の見直しの結果を見て判断したいというふうに考えています。

あと、マイナンバーカードに賛成か反対かについては今回提案しておりませんので、そのことについては答弁を控えたいと思います。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再々質疑一

政府の改善を見届けながら判断したいということであれば、なおさら今この意見書を上げる必要ないと思っています。今それを自分でおっしゃったんです。それを見届けたいと。そうであれば、まだ意見書を求める段階じゃないと思うんですよね。

最後に一点、聞かせてください。どうせ答えないと思いますけれども。

マイナンバー制度については反対ですか。

○ (7番) 瀬長恒雄議員

先ほどから述べているように、今回の意見書ではマイナンバーカードに賛成か反対かという提案をしておりませんので、その点についての答えは差し控えたいと思います。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

○ (11番) 新垣亜矢子議員

幾つか質疑をさせていただきます。

まず、今回提出している瀬長恒雄議員はマイナンバーカードを持っているのかがまず一つ。

次、新しい事業をスタートさせるときは、トラブルが起こった場合に迅速な対応をしていくのは当然のことだと思います。早急に安全で安心できるものにしなければならないというのは当然のことなわけですけれども、医療機関も導入に向けて対応を急いでおります。来年のスタートに向けてですね。豊見城市民の7割がカードを取得したことが、この間一般質問でも答弁がありました。様々な手続が

便利になることに期待している反面、安全性も気になるわけですから、4月までに市民が安心して健康保険証との並びを廃止して、マイナンバーカードでの利用を安心してできるようにしっかり事業を進めてくれと声を上げるべきではないかと思っているのですけれども、今回健康保険証の廃止を中止するような求め方をしておりますが、これは住民意識と逆行しているのではないかと思いますがいかがですか。

3つ目、本市は令和2年度から前市長がデジタルファースト宣言を出してDX化、デジタル化を進めていますが、それこそ、マイナンバーカードも行政デジタル化の極みだと思っておりますけれども、どうお考えですか。

あと、マイナンバーカードを来年4月までに持っていなくても、保険証とひも付いてなくても資格確認書ですか、番号さえあれば病院は受診できるのですけれども、それでもマイナンバーカードの保険証のひも付けの部分の廃止を中止するように求めるのかどうか、お聞かせください。

#### ○（7番）瀬長恒雄議員

1番の私がマイナンバーカードを持っているかという質疑に対しては、現在持っておりません。

2番の住民意識と乖離していないかという点に対しては、様々なアンケート、そして世論調査において7割の方が、来年10月からの保険証の廃止はやるべきではないと。先ほど言った医者や歯医者さんの団体からも、来年10月からの保険証の廃止はすべきではないと、そのような声明が発表されております。

3番、自治体が進めるデジタルフォーメーションについて逆行していないかというような質疑だったと思いますが、その点につい

てもシステム、あるいはマイナンバーカードの制度が十分に機能を果たすようなものに現在なっていないという認識です。

4番、来年の4月から資格確認書が発行されるので不便にはならないというような質疑だったと思うのですが、そもそもマイナンバーカードの取得は任意であります。それに保険証をひも付けすること自体が、私は制度的におかしいなと思っています。マイナンバーカードを申請しない人に対しても、マイナンバーカードと保険証をひも付けなさいというような、半ば義務化するような法案自体は私はおかしいと思います。どちらも選べるようにすべきだというふうに私は考えております。

#### ○（11番）新垣亜矢子議員 一再質疑

今答弁いただいたのはちょっとずれているかと思うのですけれども、私はこの住民意識と逆行しているのではないかということを質疑したので、お答えいただいたのは、マイナンバーカードDX化の、行政デジタル化の極みだと思うが、どうお考えですかと。こっちは逆転している答弁だったのかと思うんですが、答えは一緒だと思うのでいいんですけれども。

諸外国に関しては、今観光客もどんどん入ってきている状態で、デジタル化が外国では進んでいて、来日観光客のキャッシュレス化もかなり浸透しています。日本がかなり遅れている状態だというのは、もう全国の国民が知っているところだと思いますし、商売をやっている人たちも、キャッシュを持ってなくてカードで払いたいのに、うちは対応していないというふうにお客を逃しているところもありますので、ここはぜひとも日本として、国政としてこのデジタル化を推進してい

ただきたいと思っているのですけれども、国としてのデジタル化の政策、マイナンバーカードの推進に関して、政党のこだわりで反対をしているということなのではないでしょうか。ここも聞かせていただきたいと思います。

さっき言った資格確認書の件ですけれども、もちろんマイナンバーカードは必ず持たなければいけないというものではないので、先ほど言ったところで反対する理由にはならないのかと私は思っているのですが、住民が、国民が便利に生活ができるように、例えば引っ越しをしてもこの健康保険証がマイナンバーカードにひも付けされていたらとても便利に使えるということがありますけれども、そういうところの便利さに関して、ニーズに関してはどうお考えですか。

○（7番）瀬長恒雄議員

外国の事例については承知をしております。

マイナンバーカードは必ず持たなくてもいいというような内容の質疑だったのですが、マイナンバーカードの取得は任意ですので、それは当たり前だと思います。

引っ越しとかいろいろな点でマイナンバーカードを持っていると便利になるというようにお話でしたが、その点も先ほど言ったように様々なシステムエラーが起きていると。その点の改善が必要かなというふうに感じています。

○（11番）新垣亜矢子議員 ー再々質疑ー

最後に、先ほどから川満玄治議員も新垣繁人議員もおっしゃっていますけれども、しっかりとした制度が拡充されて、トラブルもなくなったらオーケーだという、賛成するということがよろしいですか。

○（7番）瀬長恒雄議員

政府も今回マイナンバー制度の抜本的な見直しをやると。様々な官庁、地方自治体に通達を出したというふうなことであります。その成果を見極めたいと思います。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

（質疑者なし）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第6号 健康保険証の廃止は中止し、トラブルの多いマイナンバー制度の見直しを求める意見書については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって意見書案第6号 健康保険証の廃止は中止し、トラブルの多いマイナンバー制度の見直しを求める意見書については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

○（10番）川満玄治議員 ー反対討論ー

意見書案第6号 健康保険証の廃止は中止し、トラブルの多いマイナンバー制度の見直しを求める意見書に対して、反対の立場で討論したいと思います。

メリットとしては、先ほど提案者は全く答えていなかったもので、私のほうからメリットを示していきたいと思います。1、マイナンバーカードは個人の情報を一元管理することで、行政手続を効率化します。市民は煩雑な手続を短縮し、迅速なサービスを受けることができます。

2、マイナンバーカードを活用することで、

社会福祉の提供や給付金の申請手続が円滑になります。必要な人々に迅速に支援を提供することができます。これまで給付金を配るために莫大な行政コストを使っていましたが、マイナンバーカード制度を整えば、スムーズに素早く給付が可能になり、行政コストも低く抑えることが可能になります。

3、マイナンバーカードは個人を選別できるため、犯罪の防止や捜査の効率化に寄与します。不正行為や詐欺の防止に役立ちます。

4、マイナンバーカードを利用することで、公共サービスの利用が容易になります。例えば公共交通機関の利用や図書館の貸出手続がスムーズに行えます。

5、マイナンバーカードを医療機関で利用することで、受診や処方箋の受け取りがスムーズになり、健康管理が効率化されます。

6、災害時や緊急時にマイナンバーカードを活用することで、被災者の身元確認や救助活動の迅速化が可能となります。停電はずっとやることではないので、停電は必ず復旧します。そのときは確実に迅速な対応が可能と思います。

7、マイナンバーカードは社会的に弱い立場にある人々や移民の地位確認に役立ちます。包括的なサービスの提供や権利、保護の推進に寄与します。

8、マイナンバーカードを選挙時に活用することで投票手続が簡素化され、選挙の透明性や公平性が向上します。

9、マイナンバーカードの活用により、犯罪者やテロリストの身元特定が容易になります。社会の安全性と国家のセキュリティを強化します。

10、マイナンバーカードはビジネス活動や金融取引において、本人確認手続を簡素化し、

経済活動の促進に寄与します。スムーズな取引環境の確保が可能です。

11、マイナンバーカードは、デジタル社会の要請に応えるための基盤となります。セキュリティ強化やデジタルサービスの普及により、社会のデジタル化を推進します。

12、マイナンバーカードを使うことによって、コンビニなどで未成年の酒やたばこを買うのを防止でき、またコンビニ等も人手不足のためにセルフレジの導入の普及にもつながります。

このように、マイナンバーカードにすることによって様々なメリットがございます。また、つけ加えまして、先ほど垂矢子議員もおっしゃっていましたが、豊見城市はICT戦略、社会全体のデジタル化やSociety5.0時代にふさわしいデジタル化に向け、市民サービス、行政運営の向上、シティプロモーションへの最新のデジタル技術を活用し、窓口手続のオンライン化及び業務の効率化を図るとデジタルファースト宣言をした市としても、やはりマイナンバーカードは必須だと思います。

先ほど質疑もしたのですが、総務省が出しているマイナンバーカードの申請状況ですが、先ほど高齢者の方が不満、不平があるということをおっしゃっていましたが、実は総務省が出したマイナンバーカード申請状況は、令和5年4月末時点ですが、年齢別の人口に対する交付枚数率は、これはあくまでも4月の段階です。77.3%というのは6月25日段階なので、とりあえず4月時点なのですが、全年齢の平均は69.8%でございます。では、それを年代別に分けていきたいと思います。60歳から64歳が交付率76.3%、65歳から69歳が73.5%、70歳から74歳が70.2%、75歳から79歳までが何と87.1%。80歳以上でも72.4%と、



高齢者の全ての年代で平均以上の交付率であることから見ても、高齢者は私たちが思っている以上にマイナンバーカード制度の導入に対しては肯定的なことがこれを見れば分かると思います。高齢者の方々は私よりもスマホを使いこなしたり、デジタル化にかなり対応しているのがよく分かります。それでも分からない高齢者の皆様には、親族や周りの方々や自治体でサポートをしっかりとやることによって解決すると思われれます。

さらに、マイナンバーカードを健康保険証にひも付けることによるメリット。まず、マイナンバー保険証が1枚あることによって、保険証、診察券、お薬手帳等が1枚で済みます。今までの保険証は月に1回の確認が必要でした。しかし、マイナンバーカードがあればこの確認も不要になり、医療現場の確認作業がなくなるメリットもあります。マイナ保険証を医療機関で登録すると、過去に受けた診療内容や薬の情報を医師や薬剤師が見れるようになります。例を挙げますと、眼科で処方を受けた患者が耳鼻科に行ったとき、その眼科の情報を確認することが容易になります。そういうことになり、過剰な投薬、無駄な薬の受渡し、また無駄な検査を防ぎ、患者の医療費削減になります。先ほど質疑したのですが、マイナンバー保険証を使用した場合と現行の保険証を使用した場合は幾ら安くなるということは提案者は分かっていたようですが、実際にはマイナンバー保険証を使うほうが12円安くなるという試算が出ております。また、引っ越しや転職、結婚したときに更新も不要になります。そして最も大事なものは、今まで保険証の不正利用、先ほど提案者はないとおっしゃっていましたが、様々な不正利用がかなりの数あるそうです。健康保

険証には顔写真が載っていないので、誰でも利用できるということが言われています。分かるかは存じませんが、通称名称を使って保険証の申請ができるなど、健康保険証には様々な問題があります。それを防止できるのもメリットの一つです。上記事項がマイナンバーカードのメリットと保険証との一体化によるメリットです。

また、国は2024年から1年間、健康保険証も併用できると先日岸田総理も発言していました。保険証廃止まで2年強の時間があり、その間にしっかりと国は再発防止策を講じてほしいと思います。

このマイナンバーカードを活用したシステムで個人情報に他人に知られてしまう問題が相次いでいます。個人情報の保護が重要なのは、誰の目から見ても当然なことです。だからといって、ミスがあるからといって遅れている行政デジタル化を止めるわけには、私は断じていけないと思っております。様々な地域で様々なヒューマンエラー等もございしますが、マイナンバーカードの公金受取口座、マイナポイントのひも付けが違っていたり、保険証でもひも付けが違っていた、コンビニで誤交付があったり、大きく4つの事案が起きておりますが、いずれもマイナンバー、あるいはマイナンバーカードの仕組みやシステムが原因になっているものではありません。それとは別に、人による入力ミス、ログアウト忘れということなどがあります。人のやる作業において、完璧な作業というのはないと私も思っております。国もミスをしっかりと確認し、対策を講じてミスを極力減らすようにする必要があります。

マイナンバーカードにより、情報連携の正確性確保に向けた総点検についても、国も6

月中に先ほどの4つの事案に対してしっかりと対応策をまとめ、7月から秋口までに実行すると河野太郎大臣もおっしゃっていました。原因は、人為的ミスやシステムの不具合です。今はマイナンバーカードの普及や用途拡大を急ぐ時期にあり、人手不足などで現場の対応が追いついていない面もあると思われます。国もそこはしっかりと対策を講じると約束しています。

また、国や自治体に頼りっぱなしにするのではなく、自分の情報が適切に管理されているか、マイナポータルサイトで確認するなど、2、3分で実際にできる作業です。自分の情報は自分で守る自衛も必要であると思っております。

そしてこのマイナンバーカードの制度は、今後運転免許証との一体化や、マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載したりと、マイナンバーカードはもっと便利に使いやすくなります。提案者ですら分からなかったデメリットをはるかに上回るメリットを国もしっかりとPRしてほしい。それが不安解消につながる糸口だと私は思っております。

国は情報漏れが起きてもいたずらに不安が広がらないよう、制度の安全と信頼の確保に努めなければなりません。マイナンバーカードの申請が人口の77.3%に、令和5年6月25日時点で達した背景には、行政効率への期待があり、効果を目に見える形で示し、納得を得ることも重要だと思われまます。日本社会は、行政に間違えてはいけなと無謬性を求め、問題が起こるとすぐにゼロリスクを唱えて立ち止まりがちで、デジタル化を遅らせる一因になってきました。試行錯誤をしっかりと許容し、よりよい社会を目指す意識がデジタル社会の基盤を強くしていくのだと私は思っ

ております。このマイナンバーカード制度がしっかりと運用できれば、先ほど述べたように、デメリットをはるかに上回るメリットがあります。ミスをしたからといってすぐに中止をしていては、何もできなくなってしまいます。

さらに、提案者はメリットについても把握をしていないし、さらにこういう命に関わると言っていないながら、反対だけをして対案もないことには、私は非常にかがっかりです。よって私は意見書案第6号 健康保険証の廃止は中止し、トラブルの多いマイナンバー制度の見直しを求める意見書に対して反対の討論いたします。議員の皆様、ご理解、そしてご賛同をどうか、どうか切によろしくお願い申し上げます。私の反対討論とさせていただきます。

#### ○ 議長 外間 剛

次に、賛成討論の発言を許します。

#### ○ (15番) 要 正悟議員 一賛成討論一

意見書案第6号 健康保険証の廃止は中止し、トラブルの多いマイナンバー制度の見直しを求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

政府は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めるため、健康保険証を廃止する法律を制定しました。しかし、マイナ保険証をめぐることはマイナ保険証に他人の情報がひも付けられていた事例、また他人の医療情報が閲覧された事例など、トラブルが続出していることは、マスコミ等報道でご承知かと思ひます。医療情報というプライバシーに密接に関連し、また命と健康に関する情報をめぐるトラブルであり、極めて深刻な事態です。この状況を踏まえ、立憲民主党は6月9日、国民の不安を払拭するため、一旦立ち止まってシステムの総点検と健康保険証存続を求め

る要請を厚生労働省に行っています。なお、要請書には、セキュリティを確保した上で健康保険証とマイナンバーカードを一体化し、希望する人がマイナンバーカードを取得して、健康保険証としても利用すること自体は否定しないことを記載しています。

申し入れ後に、厚生労働部門長である早稲田ゆき衆議院議員は、マイナカードと健康保険証その他のひも付けが国民の不安を増大させている。一旦立ち止まって、まずは健康保険証を存続させることを強く求める。消えた保険証にならないように、私たちも国民の声に寄り添って、健康保険証の存続を求めてまいりますと述べております。

マイナンバーカードには、今後も様々な情報が統合されていく可能性もあり、医療情報だけではないものまで含められた場合、果たして本当に安全なのかということが考えられます。健康保険証の存続というのは、高齢者の方々が使いやすい、安心して使えることが重要であり、もう決めたからではなく、もう一度立ち止まって国民にしっかり説明してもらう必要があることから、制度の見直しを求めることをもって、私の賛成討論といたします。ご賛同をよろしく願いいたします。

#### ○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

#### ○ (13番) 真栄里 保議員 一賛成討論一

日本共産党、真栄里保です。意見書案第6号 健康保険証の廃止は中止し、トラブルの多いマイナンバー制度の見直しを求める意見書に賛成の立場から討論を行います。

健康保険証を一体化したマイナンバーカードは、トラブルが相次いでいます。岸田総理

は、マイナンバーカードの総点検を行うと言いますが、2024年の秋に保険証を廃止するという方針を変えていません。国民の信頼回復を掲げるなら、改定マイナンバー法を見直し、保険証廃止を中止すべきです。

政府は、発行済みの保険証を2025年秋までに使える猶予期間も使って対策を講じるとしています。しかし、逆立ちした考えではないでしょうか。欠陥が明らかになったシステムは、被害を拡大しないよう運用を直ちに停止するのが取るべき対応です。

マイナカードと保険証の一体化は、利用者が少ない現段階でも大きな混乱を引き起こしています。何の落ち度もない患者、医療機関に多大な負担をもたらし、保険診療の妨げとなっています。保険情報の誤登録や保険資格が確認できないトラブルがあっても運用は続ける。問題は、廃止期限までに解決するというのでは混乱を拡大し、国民の不信をさらに増大することになります。従来保険証で保険資格を確認して診察をする、薬を処方する仕組みに何ら問題は起きていませんでした。政府が一方的に混乱を持ち込んでいるのが、今の事態です。保険証を存続させるべき、まず立ち止まるべき、こうした声が全国で大きく巻き起こっているのは、そのためでありませぬ。

全国保険医団体連合会、保団連が今月の21日に発表した調査結果によると、マイナカードによるオンラインの資格確認システムを運用する全国8,437医療施設が回答。そのうちトラブルがあったのは5,493施設に上っています。実に65%余りの医療施設でトラブルが起きているわけでありませぬ。転職、退職、結婚などを機に加入する保険や個人情報が変わっても何か月も反映されない事態、後期高

年齢者の負担割合が間違っていた事例、患者が暗証番号を覚えていなかったの、資格確認がなされなかった事例、オンライン資格確認コールセンターに連絡してもつながらない、カードを読み込む機械が不具合、保険証を持ち歩いていなかったなどの理由で保険資格を確認できず、医療費の10割を患者に請求せざるを得なかった例は保団連の調査で1,291件に上がっています。これ以上混乱を広げないためにも、保険証の廃止は中止すべきです。

岸田政権が健康保険証の廃止に固執するのは、保健診察が受けられなくなるかもしれないと言ってマイナンバーカードの取得を強要するためです。岸田首相は、マイナカードをデジタル社会のパスポートと呼び、国民全員に持たせると強調しています。命に関わる医療を人質に取り、問題が起きても立ち止まることすら行わないのは、決して許すことはできません。健康保険証の廃止は中止し、トラブルの多いマイナンバー制度の見直しを求める意見書に賛成の討論とさせていただきます。

議員、職員の賛同をお願いして、私の討論を終わります。

#### ○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

意見書案第6号 健康保険証の廃止は中止し、トラブルの多いマイナンバー制度の見直しを求める意見書について、これを原案のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してくだ

さい。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成少数)

意見書案第6号 健康保険証の廃止は中止し、トラブルの多いマイナンバー制度の見直しを求める意見書については、賛成少数であります。よって、本案は否決と決しました。

————— ◇ 日程第11 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第11、意見書案第7号 沖縄を再び戦場にしないために日本政府に対し対話と外交による積極的平和構築への努力を求める意見書について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ (13番) 真栄里 保議員

意見書案第7号

令和5年6月28日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者	豊見城市議会議員	真栄里	保
賛成者	〃	瀬長	恒雄
〃	〃	瀬長	宏
〃	〃	新垣	龍治
〃	〃	高山	美雪
〃	〃	要	正悟
〃	〃	伊敷	光寿

沖縄を再び戦場にしないために日本政府に対し対話と外交による積極的平和構築への努力を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

#### 提案理由

沖縄は、78年前住民を巻き込んだ沖縄戦で多くの犠牲を払って来た。その教訓の上に「再び沖縄戦を繰り返すな」の誓いを胸に刻んできた。

戦争を起こさない一番の道は、対話による信頼を構築するたゆまない努力です。平和外交こそ戦争のない地域づくりの道であり、沖縄を再び戦場とすることがないように強く希求するため。

沖縄を再び戦場にしないため  
に日本政府に対し対話と外交  
による積極的平和構築への努  
力を求める意見書（案）

昨年末政府は、安保関連3文書、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画を閣議決定した。

自衛隊15旅団を師団への改編、宮古、八重山諸島、うるま市への反撃能力（敵基地攻撃能力）可能な長距離ミサイルの配備をはじめ沖縄市への弾薬庫建設、那覇基地の司令部、自衛隊病院の地下化など沖縄の軍事要塞化の動きを明らかにしている。

アジア太平洋地域の安全保障環境の厳しさを理由に更なる軍事力の強化をすすめることは、一触即発の軍事的緊張を高めることに他ならない。県民の間からも「沖縄が再び『標的』とされる」と不安の声が上がっている。

安保関連3文書は、中国の海洋進出をはじめ軍事増強を国際社会への挑戦と位置付けており中国を念頭に置いたものであることは明

らかである。

日本と中国は1972年日中共同声明、78年日中平和友好条約、98年の日中共同宣言を踏まえて2008年『『戦略的互惠関係』の包括的推進に関する日中共同声明』では「互いに脅威とならない」との合意が交わされた。

沖縄は琉球国の時代から中国や東南アジアの諸国と交易をおこなってきた長い歴史がある。日本と中国の貿易輸出入総額はすでにアメリカの貿易額を上回り、日本と中国の経済関係、隣国という地理的關係を変えないことはできない。

沖縄は、78年前住民を巻き込んだ沖縄戦で多くの犠牲を払って来た。その教訓の上に「再び沖縄戦を繰り返すな」の誓いを胸に刻んできた。

戦争を起こさない一番の道は、対話による信頼を構築するたゆまない努力が求められる。平和外交こそ戦争のない地域づくりの道であり、沖縄を再び戦場とすることがないように強く希求する。

#### 記

一、アジア・太平洋地域に軍事的緊張関係を増大させ、沖縄を再び戦争に巻き込む恐れのある長距離ミサイル配備計画を中止し、対話による平和外交に積極的に取り組むこと。

一、日中間でこれまで締結された、また確認された諸原則を厳守し、日中間の問題を対話と外交によって解決すること。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月28日  
沖縄県豊見城市議会

あて先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

内閣官房長官

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時47分)

再 開 (14時48分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

本案に対し質疑を許します。

○ (12番) 波平邦孝議員

この意見書について、幾つか質疑をさせていただきます。

我が国の安全保障についてお伺いしたいのですが、中国、北朝鮮、ロシアが軍事力を増強しつつ軍事活動を活発化する中、我が国はその最前線に位置していると思っております。提案者が考える我が国の安全保障について、お考えがあればお伺いしたいのが一点。

提案者のタイトルにありますように、対話による平和外交について、提案者が考える平和外交とはどのようなイメージなのか、具体的にお伺いします。

○ (13番) 真栄里 保議員

私も中国が海洋進出を強めている。このことについては、大変懸念をしています。このことについては、これは国際社会、また中国との関係においても、この地域を安全な環境にするために中国の海洋進出について抑制的に取り組むべきという立場であります。

もう一つは、平和外交はそれぞれの国の価値観、文化、歴史はそれぞれ違うわけです。

それをお互いが理解する。このことを努力する。このことなしに、自分たちの考えが一番正しいのだと。お前たちのほうが間違っているのだという立場では、日本も中国も台湾も、こういうことでは地域の平和と安定はもたせないわけですね。ですから、積極的に日本と中国、そして台湾も含めて、相互交流によって信頼関係をつくっていく。この取組をもっと大胆に行う必要があるのではないかと思います。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質疑

去る5月に我々与党市議団で、防衛省のほうにも勉強会をかねて、いろいろな意見交換をさせていただきました。私も今提案者にお伺いしたように、単純な質問を何個か防衛省の職員にも投げたのですけれども、例えば離島、宮古、石垣、与那国にも自衛隊が配備、これは防衛力の抜本的強化という内容でほぼ整備が済んでおりますが、例えば何で沖縄県に対して防衛力を強化しないといけないのかというような、本当に簡単な質問を投げさせていただいて、私も離島にルーツを持つ人間の一人として不思議だったので、様々な質問をさせていただいた中で、防衛省のほうから、我が国を例えば断固として守り抜くという意思と十分な能力があることを認識させ、そして相手に我が国を侵略する意思を持たせないということにつながります。沖縄県に対しても特段の配慮を必ず行っていきますという答弁をいただいたのです。その内容について、提案者のご意見があればお伺いします。

○ (13番) 真栄里 保議員

私も防衛省の皆さんと意見交換をやったことがあるのでよく分かりますけれども、沖縄、南西諸島は防衛の空白地帯だと言います。そして相手につけ入る隙を与えないと言います。

そういうことで、例えば沖縄の長距離ミサイルを、長距離ミサイルと言っているのは、今トマホークミサイルと極超音速ミサイル、いわば直接沖縄から北京を攻撃することが可能なミサイルを配備する。これが配備されたら相手の国も沖縄の基地に向けてミサイル配備を計画するのではないのでしょうか。それはどんどん軍事的にエスカレートして、際限のない軍拡競争に陥るだけではないかと思えます。ですから、アメリカの議会調査局がこのほど公表した、いわば嘉手納基地は脆弱なのだ。攻撃されたら嘉手納基地はひとたまりもありませんということをアメリカ議会で報告をしているわけですね。ですから、もっと後ろのほうから対応する。グアムやフィリピンのほうから対応する。こういうことも言っているわけです。沖縄が真っ先に戦場になる可能性が、このまま行けばあるわけです。だから私たちは、この沖縄戦の教訓は基地のあるところが真っ先に狙われた。基地がないところは攻撃を受けなかった。このためには軍事力の増強だけでは平和をつくることができない。だからといって、全ての自衛隊をすぐ撤収せよと言っているわけじゃないです。対話による外交が必要で、そこに長距離ミサイルを配備するのは、平和と安全のためになるのでしょうかということを行っているわけです。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再々質疑一

もちろん戦争については、皆さん誰もが反対ですし、この防衛力の抜本的強化に関しましては、今提案者もおっしゃったように、対話による平和外交というところももちろん理解しつつ、先ほど私が申したように、我が国を断固として守り、侵略する意思すら持たせないということは、抑止力を含めて戦争をさせないという意味もすごく私は伝わると思

うのですけれども、この意見書を含めて同じ思いで訴えているような内容だと思っているのです。それについて、提案者の意見があればお伺いします。戦争をさせないという意思を。

○ (13番) 真栄里 保議員

相手ののど元にミサイルを突き立てて平和の話合いをしましようということは、私は人間社会でも国際社会でもあり得ないと思うんですね。侵略する意思がないということは、友好関係を結んでいる国とは戦争を起ささないわけですね。日本と韓国が一時期、戦後の処理の問題でぎくしゃくはありましたけれども、韓国が、あるいは日本が同じ戦争をするというふうには誰も想定していないわけです。なぜなら、韓国を対象にした防衛体制は取っていませんし、韓国向けのミサイルの配備は行ってないからです。相手に侵略を起させないためにミサイルを配備するのだと言いながら、ボタンを一発押せば先に発射することもあり得ると言っている。この長距離ミサイルを、これまで自衛隊は防衛のためと言って、長距離ミサイルは配備してこなかったのを改めようとしている。逆に、相手の国に自分たちの国を侵略しようとしているのではないだろうかという疑惑を抱かせるのではないのでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時57分)

再 開 (14時57分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (11番) 新垣亜矢子議員

幾つか質疑をさせていただきます。

この意見書の内容を見る限り、日中間の間

題について書かれていると思っておりますが、先日も北朝鮮からのミサイルが発射されて、沖縄県でJアラートが鳴り響きました。今年は既に10回、令和4年は30回を超えたミサイル発射が行われております。日中間だけが問題なのか、北朝鮮の状況はどう考えているのか伺いたいと思います。

もう一つ、先ほどから防衛についてなのですが、沖縄県に本国の防衛について対話による外交を求めていくというふうに書かれているのですけれども、日本がどんなに対話を求めても、相手国が応じてない状況が続いていると思います。尖閣諸島の領海侵犯、領空侵犯も頻繁に行われておりますが、解決できるにはこの状況をどう理解すればいいのか。対話だけで済ませることができるのか聞きたいと思います。

日本政府がなぜこの時期にミサイル配備をしっかりとやっていこうと、そのようになぜやろうとしているのか提出者はご存じなのか、認識を伺います。

政治に携わる議員として、国民を守るための日本の防衛の在り方についてどう考えているのか伺います。お願いします。

#### ○（13番）真栄里 保議員

北朝鮮が頻繁にミサイルを発射しているということは、これは決して国際法上も許されることではありません。同時にこの間、Jアラートで大騒ぎしているのは、いわば北朝鮮が軍事衛星を打ち上げるためのロケットの発射で、しかも万一これが落ちてきたときに、沖縄県にあるパックスリーで迎撃しようとするものであります。パックスリーの射程距離は30キロしかありません。この30キロしかないパックスリーが、落ちてくる衛星の破片を打ち落とすことはできないということは、誰

でも知っていることなのです。ですから、このJアラートによる警戒警報そのものは、何ら役に立っていないということなんですね。同時に北朝鮮については、岸田首相があらゆる条件をつけずに話し合う用意があると言っているわけです。話合いによって脅威を取り除くことは、私は可能だと思います。岸田首相もそれを知っているから、あらゆる条件をつけないで話合いしましょうということを言っているんじゃないでしょうか。

もう一つは、なぜ沖縄南西諸島の防衛を日本の国が、あるいは自衛隊が強化しているのか。これは図らずもアメリカの大統領が私たちの要求に基づいて、日本は軍事予算を大幅に増強してくれた。大変大歓迎をしているわけです。これはまさしくアメリカの求めに応じて、日本が南西諸島の軍事的強化を中国を封じ込めるために行ったというふうに見るのが筋ではないかと思います。

私は安全保障、今中国と戦争すれば、一触即発事態になれば、沖縄は飢え死にするでしょう。ほとんどの食料を輸入、そして中国に頼っている。対中戦争が起きた際にどうなるかというシミュレーションをアメリカのシンクタンクが発表しました。アメリカの空母は2隻撃沈される。7隻から20隻の主要艦船が攻撃を受け、航行不能になる。死傷者は米軍だけで約1万人。米軍基地が攻撃され、戦闘機112機、艦船26機を失う。これには沖縄の人たちが何名亡くなったのかという数は報告されていないのです。戦争が始まれば、こういう犠牲を私たち県民が受けることは明らかなのです。ですから、私たちの一番の安全保障は対話による外交、そしてもちろん自衛隊を直ちになくせということではありません。これまで言ってきた専守防衛の立場に自衛隊



が立ち戻っていただきたい。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 ー再質疑ー

何だか私が聞いたことが答えられていないような気がしますけれども。

続いて、今答えられていたように話合いで防衛をするというふうに考えていると言っておりましたが、その言葉、今の環境、北朝鮮からミサイルがどんどん飛んでくるという状況において、日本はミサイルの迎撃をするということで設置をしようとしているのですけれども、この状況で議員として、政治家として住民に対して。「対話でどうにかするからミサイル迎撃は要らないよ」って言えるのですか。そこを聞かせてほしいと思います。

それとミサイルですけれども、この迎撃は飛んできたミサイルを着地する前に上空で、あるいは海の上で落として、なるべく被害が少なくなるようにということでミサイル配備をしたいというふうに私は認識をしているのですけれども、これは攻撃するためというよりも迎撃なので、そのところちょっと認識が違うような気がするのですが、どのようにお考えですか。この2つ、聞かせてください。

○ (13番) 真栄里 保議員

今沖縄が世界で、それで日本で大きな問題になっているのは、反撃能力を持った長距離ミサイルを配備するという事なのです。これは迎撃のためのミサイルではないのです。既に沖縄には飛んできたミサイルを迎撃するためのパックスリーがたくさん配備されています。これはご承知ですよね。ですから、今問題になっている長距離ミサイル、これについても配備を検討しているということを国会で明確に答えている。だから私たちは、沖縄を二度と戦場にしない。このために長距離ミサイルの配備は中止してほしいと。この意見

書はそうなっているわけです。これには私は与党も野党もみんな賛成をしていただけるといふ思いで、こういう文言に仕上げたのです。今の自衛隊が進める防衛政策を改めよというものではありません。対話による外交、そして長距離ミサイル、敵に、相手国に槍を突き付けて平和な話合いをしましょうということはあり得ないので、この長距離ミサイルの配備は中止せよということを求めるのがこの意見書です。これは多くの皆さんに賛同していただけるものだと思います。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 ー再質疑ー

私が聞いていることに直接答えられていないような気がするのですけれども。

最後に共産党さん、過去にもずっと日本政府がやろうとしている防衛力強化について、ずっとずっと反対をしてきました。この防衛をする、抑止力をつくるということに対してずっと反対をしているのですけれども、平和外交として対話を求め続けて、何か結果が出せるのですか。今全然変わらない状況で反対を続けていますが、私は日本国民、沖縄県民を守るために防衛力を強化することはやはり必要だと思っておりますけれども、ミサイル配備を止めることで、私はその防衛力が低下すると思っておりますけれども、何年これを言い続けるおつもりですか。ちょっと聞かせてください。

○ (13番) 真栄里 保議員

新垣亜矢子議員は意見書の趣旨をよく理解されていないのかなというふうに思います。この意見書で議論をしているのは、日本の防衛政策を根本から論議しようという話ではありません。沖縄を戦場にしないために、敵基地を攻撃することができる、1,200キロも1,500キロも飛ぶようなミサイルを沖縄に配

備することは、東南アジアに軍事的緊張関係をつくり出すことにつながるのではないですかということを言っているわけです。このことの意味をご理解いただいているというふうには思っています。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時07分)

再 開 (15時08分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (13番) 真栄里 保議員

日本政府はこれまで平和外交に力を入れてきたかと言えば、全くそうではないのだと思います。せっきやく2008年の日中の「戦略的互恵関係」の包括的推進に関する日米共同声明で、「お互いに脅威とならない」ということを確認していこう、まともな外交努力がこの間行われてきませんでした。この努力をもっとやってほしいというのが、この意見書の趣旨であります。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

○ (3番) 新垣繁人議員

何点かお聞かせください。

まず、今回の意見書を読んでいるのですが、私からしますと、本当にこのミサイル配備計画を中止していくと。外交によって、対話によって平和をつかんでいくのだということだとは思いますが、現実はどうでしょうか、現実はどうではないかと思えます。

そこでちょっと確認させてください。まず、そもそも豊見城市、全国もそうなのですが、各市町村のいろいろな計画がある中で、一番目に来るのが国民保護計画であります。まず、豊見城市の国民保護計画を読まれたことがあ

るか。

そして次に、読まれたことがあるのであれば、豊見城市国民保護計画と有事をどのように考えているのか。

あと一つが、その豊見城市国民保護計画の必要性をどのように考えているか。

あと一点が、個別的自衛権に対する提案者の見解をお聞かせください。

南西諸島問題、先ほど懸念されているということがあったのですが、国民保護計画にもつながってくるのですけれども、迎撃ミサイルとか、そういうのがもし配備がない場合、本当に国民の命、そして平和を守る上で……。本来はないほうがいいけれども、そうじゃない一方的な侵略とか、そういうものが来た場合、実際先ほどパックスリーは届かないということをおっしゃっていましたが、それを届かせるための防衛力強化というのがあるかと思うんですね。それを届かせるための防衛力強化だったらオーケーなのか。まず、そこら辺の認識を聞かせてください。

○ (13番) 真栄里 保議員

豊見城市の国民保護法に基づく避難計画については、私、3月議会で質問をしました。「避難計画はありません」ということで答弁がありました。

それと、私は個別的自衛権は、日本はあると思います。当然です。外国が侵略してきた場合には、あらゆる武力をもって敵を排除するというのは当然のことです。

その防衛力、今の憲法の範囲内でこれは国が考えることで、私が考えることではありません。私は軍事専門家ではありません。それは豊見城市議会の意見に従って、国が考えていただくのは当たり前のことです。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時12分)

再 開 (15時12分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (13番) 真栄里 保議員

3月定例会で、いわゆる対中緊張が高まっている下でミサイル配備が行われる。そうしたときに「豊見城市に市民を守るすべはあるのでしょうか」と聞きました。「ありません」という答弁であります。避難計画もありませんということなんですね。それ以上も以下もないと思います。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質疑一

それほど日本は、その有事に対して構えが大分遅れていると思います。世界の国々と比べてときに。だからこそ、シェルターも本来やらないといけないですし、そういうところも遅れています。沖縄も。ただ、今回のタイトルから気になるのは、沖縄を再び戦場にしないと。これは沖縄だけじゃなくて、日本国全体も本来そうであります。だからこそ確認したいのは、外交力というものは、本来防衛力と同時並行でやらなきゃいけないものじゃないかと。外交力だけではほかの国は相手にしないと思いますけれども、実際どの認識ですか。

○ (13番) 真栄里 保議員

沖縄だけではない、日本全土がその対象になるのだと。そうだと思います。しかし、戦争の入り口は沖縄から始まるのです。それは広大な米軍基地を抱える沖縄からミサイルが発射される事態になれば、沖縄から狙われるのは当然だからです。だから沖縄を二度と戦場にしてはいけないという思いで、その意見書を出しているわけですね。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時14分)

再 開 (15時14分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (13番) 真栄里 保議員

だから今日本は、自衛隊という防衛のための組織があるわけですよ。それは憲法の範囲内において、侵略してきた敵から国民を守るためにあるわけです。軍事力ではもう世界第4位だと言われているわけです。日本の国に足りないのは、外交力が足りない。外交力をうんと高めることが必要だということを私は言っているわけです。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再々質疑一

でも、案外かみ合ってきたのかなと思ってはいるのです。

やはり個別的自衛権は必要だというところで、だからこそ、個別的自衛をするための防衛力強化だと思うんですよ。その認識はないのですか。

○ (13番) 真栄里 保議員

今、配備しようとしている長距離ミサイルは防衛の範囲内を越えて、いわば敵の基地を直接攻撃することが可能だと。その発射のタイミングは、敵がこういう兆候を見せたときにやるのだということを国会で答弁をして、大きな問題になりました。要するに、敵がまだ攻撃を仕掛けてない段階でもミサイルを発射する可能性がある。これはもう明らかに防衛の範囲を逸脱した行為だというふうに私は思います。今、私たちに求められているのは、日本の国に求められているのは、自衛隊をなくせということを言っているわけではないのです。その立場の下で外国の国と交渉する、

対話を進めていく。このことが大事になっているということを求めているわけです。必要であれば中国に対しても意見書を出しましょうかね。

#### ○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はありませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第7号 沖縄を再び戦場にしないために日本政府に対し対話と外交による積極的平和構築への努力を求める意見書については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書案第7号 沖縄を再び戦場にしないために日本政府に対し対話と外交による積極的平和構築への努力を求める意見書については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

#### ○ (10番) 川満玄治議員 ー反対討論ー

意見書案第7号 沖縄を再び戦場にしないために日本政府に対し対話と外交による積極的平和構築への努力を求める意見書に対して、半分と言えればいいのかな。反対の立場で追加反対の立場で討論をしたいと思います。

沖縄が真っ先に戦争になるという主張は、一部では確かに存在します。沖縄は地理的に重要な位置にあり、周辺の軍事的な緊張が高まっている地域であることは、私も理解しているつもりです。また、日本と中国の間には、領土や海洋資源に関する争いがあり、これが紛争の引き金になる可能性もあります。戦争

は国と国との争いでございます。沖縄だけを地域指定するのは、沖縄県民の不安を、共産党を中心とするオール沖縄の皆様があおって、こじつけているようにしか私には見えません。全くもって理解ができません。

自衛隊の基地は、沖縄以外の地域にもたくさんあります。また、米軍基地も同様でございます。私も平和外交は絶対に必要だと思っております。もちろん二度と戦争をしたくない恒久平和を願うのは、私をはじめ日本国民共通の願いでもあります。

まず、対話による外交が戦争を完全に防ぐことを保障されていないという点が、私はおかしいと思います。対話が不成功に終わった場合、交渉が破綻し、敵対関係が悪化する可能性もあります。さらに、他の国家との対話には、信頼性や透明性の問題があります。政府の意図や目的が不明確であったり、約束が守られない場合もあります。そのような状況では、対話に頼るだけでは国家の安全や国益を保護することが難しいかもしれません。したがって、対話による外交のみに頼るのではなく、先ほど繁人議員、亜矢子議員、波平議員がおっしゃっているように、国防や外交手段を組み合わせることが私は重要だと主張することができます。

対話を試みる一方で軍事的な備え(防衛力)といたしますか、そういうことや同盟関係の強化などを検討する必要があると私は思っております。そういうことを理由に私は、意見書案第7号 沖縄を再び戦場にしないために日本政府に対し対話と外交による積極的平和構築への努力を求める意見書に反対の立場で今討論いたしました。それだけでは私は足りないと思ったので、反対とさせていただきます。

議員の皆様、ご理解、そしてご賛同を切に

切によろしくお願ひ申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○ 議長 外間 剛

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一賛成討論一

意見書案第7号 沖縄を再び戦場にしないために日本政府に対し対話と外交による積極的平和構築への努力を求める意見書について、賛成の立場から討論をいたします。

日本の安全保障政策は国連中心主義、仮想敵国を持たず、アジア重視の全方位外交、また専守防衛を原則とし、過去の侵略戦争の反省に立ち、平和主義を理念とする憲法を守ってきました。

日本と中国は、1972年、日中共同声明、1978年、日中平和友好条約、1998年の日中共同宣言を踏まえ、2008年、「戦略的互惠関係」の総括的推進に関する日中共同声明では、互いに脅威とならないとの合意がなされています。沖縄は、琉球国の時代から中国や東南アジアの諸国と交易を行ってきた長い歴史があり、日本と中国の経済関係、隣国という地理的關係を変えることはできません。そのような中、閣議決定された安保3文書は、中国の海洋進出をはじめ軍事増強を国際社会への挑戦と位置づけており、中国を念頭に置いているのは明らかです。

また、敵基地攻撃能力の保有、防衛費の大幅増など、専守防衛を完全に逸脱しているものでございます。そのことは日本の安全保障政策を根本から変え、日本をアメリカと共に戦争する軍事大国にする極めて重大な方向転換だと考えます。

政府は今もなお、米軍専用施設の70.4%を沖縄に押し付け、南西諸島への自衛隊配備、

戦場を想定した日米一体化による軍事訓練が行われています。さらにはうるま市、宮古・八重山へのミサイル配備、那覇基地の地下化、沖縄市の弾薬庫建設など、基地を要塞化する、推し進める政府の姿勢は、断じて許すことができません。宮古・八重山をはじめとする沖縄全島においても、住民の不安や危機感が高まっています。沖縄戦の教訓である、武力では平和を守れない、軍隊は住民を守らないなどをいま一層思い起こし、戦争へと進む可能性のある昨今の動きにストップをかける必要があると考えます。

以上を踏まえまして、ぜひ議員各位の皆様のご賢明な判断により、ご賛同いただきますよう申し上げます。私の意見書に対する賛成の立場での討論とさせていただきます。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一賛成討論一

意見書案第7号 沖縄を再び戦場にしないために日本政府に対し対話と外交による積極的平和構築への努力を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

これまで何が起きているのか、時系列で調べてみました。岸田首相は、去年5月23日の日米首脳会談でバイデン大統領に対して、日本の防衛力を抜本的に強化し、その裏づけとなる防衛費の相当な増額を確保すると約束し、そしてその後、去年の10月13日、バイデン政権は、国家安全保障戦略2022及び国家防衛戦略、さらには核兵器体制見直しミサイル防衛の3文書を公表いたしました。そして去年の12月に岸田内閣は、国家安全保障戦略及び国家防衛戦略、さらに防衛力整備計画の安

保3文書を閣議決定し、南西諸島にミサイル基地建設を急速に展開するという姿勢を示しました。

実は1年半前、2021年の12月だったと思いますが、共同通信がスクープしましたが、南西諸島に200余りの島々があって、その中には水が供給できる40か所にミサイル基地を配備できる島があると。この40か所の場所にミサイル基地を今後整備していく。これが日米共同作戦計画であるというふうにスクープいたしました。その基に今事が動いているようですが、今回の安保3文書は、1つは憲法の専守防衛を突き崩し、戦争につながる反撃能力、これは敵基地攻撃能力の保有、さらには5年間で43兆円という驚くべき大軍拡をやる。

もう一つ、大軍拡を支える国民への大増税が仕組まれているようですが、岸田首相は戦後の首相の中で初めて所信表明演説で、敵基地攻撃能力を含め、あらゆる選択肢を排除せず現実的に検討し、スピード感を持って防衛力を抜本的に強化する。このような敵基地攻撃能力の保有を公言いたしました。これは国民から批判を受けて、敵基地攻撃能力のこういう表現を今は反撃能力に言い換えております。

岸田内閣の防衛力整備計画で十分な数のミサイルを保有するとして、長距離攻撃ミサイル・トマホークを保有し、相手領土をせん滅する計画を進めております。専守防衛から先制攻撃の国へと変節させるもので、今トマホーク、これはブロック5、一番最新のトマホークを導入しようとしておりますが、搭載される弾頭は厚い壁を貫通し、無数の破片が飛び散って内部を破壊する。これがトマホークブロック5、つまり相手国の司令部、地下司令部を破壊できる代物を海上自衛隊のイー

ジス艦全8隻にトマホークを配備する計画と表明いたしました。

ミサイル配備だけではなく、アメリカの敵基地攻撃の戦力は日本各地に攻撃態勢があります。皆さんご存じのとおり、佐世保基地には海兵隊を乗せて戦闘を行う強襲揚陸艦が配備され、横須賀基地には原子力空母ロナルド・レーガンをはじめ、トマホークミサイルを搭載した11隻の攻撃艦隊が配備され、岩国基地には130基の空母艦載機が配備され、三沢基地、嘉手納基地には米空軍の100機以上の攻撃戦闘機が配備されております。

政府の国防戦略では、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠と言って核共有を言い出し、アメリカの核の傘に入るだけでなく、日本が爆買いをしたF35A、これは戦闘機。これに核弾頭を搭載する計画が完成間近だと軍事専門家が指摘をしております。今、奄美大島、宮古島、石垣島にミサイル基地を建設しておりますが、中国を封じ込める軍事態勢を取り、陸上自衛隊の12式地対艦誘導弾、これは射程200キロ。つまりは、宮古海峡に展開する中国艦船に対して攻撃をするという12式地対艦誘導弾の配備、あるいは防衛省は、中国領土まで届く射程のミサイル開発を今後5年間で取り組むという計画を発表し、それまでの間、アメリカ海兵隊の巡航ミサイル・トマホークで対応する。これは射程1,600キロですから、日本本土からも中国中央部を優に攻撃できるミサイルで、軍事緊張が一気に高まることとなります。

今回の国家安全保障計画の最大の欠陥は、中国や北朝鮮、韓国など東アジアの国々との平和外交をどう進めるのかの観点が全く欠落をしております。日本は、アメリカが引き起

こした戦争にこれまで一度もノーと言ったことがありません。ベトナム戦争、グレナダ侵略、イラク戦争、アフガン戦争にも、そして台湾有事が起こったとき、アメリカの軍事行動にノーが日本政府は言えるのでしょうか。

ロシアのウクライナ侵略が始まった頃の世論調査では、70から80%の国民が日本も軍事増強が必要と答えておりましたが、去年、2022年7月30日の日本世論調査協会の平和を項目とした世論調査では、「戦争を回避するためにあなたが最も重要と思うことは何ですか」の問いに、「軍備を大幅に増強し、他国からの侵略を防ぐ」と答えたのはわずか15%しかありませんでした。それに比べて「平和に向け日本が外交に力を注ぐべき」が32%、「戦争放棄を掲げた日本国憲法を遵守する」、これが24%、合わせて56%が平和的な対応を求めています。

外間与那国前町長は、私は自民党で自衛隊を与那国に誘致したが、ミサイル部隊を配備することは中国に銃口を向ける行為であり、与那国が攻撃される可能性があり、ミサイル配備に絶対反対と表明をいたしました。沖縄戦の教訓は、軍隊は住民を守らない。軍隊があるところが標的にされる。これが沖縄戦の教訓です。台湾有事を起こさないために、日中両政府は1972年の日中共同声明、そして1978年の日中平和友好条約、1998年の日中共同宣言を踏まえ、2008年の共同声明においては、双方は互いに強力なパートナーであり、互いに脅威とならないことを確認したと合意し、その後の日中首脳会談でも互いの脅威にならないことを繰り返し確認し、去年11月、アジア太平洋経済協力会議のときに日中首脳会談でもこの合意が確認されております。

ミサイル基地建設は、中国へ脅威を与える

ことであり、平和と友好に向けた共通の土台に立った平和外交の努力によって、紛争、緊張、対立を解決することは、誰もが望むことではないのでしょうか。その立場から、意見書については賛成の討論とさせていただきます。

#### ○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

意見書案第7号 沖縄を再び戦場にしないために日本政府に対し対話と外交による積極的平和構築への努力を求める意見書について、これを原案のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成少数)

意見書案第7号 沖縄を再び戦場にしないために日本政府に対し対話と外交による積極的平和構築への努力を求める意見書については、賛成少数であります。よって、本案は否決と決しました。

#### ◇ 日程第12 ◇

#### ○ 議長 外間 剛

日程第12、閉会中の継続審査の申し出についてを議題に供します。

経済建設常任委員会委員長から目下、委員会において審査中の陳情第1号 沖縄県漁連が事業主体となっている沖縄県水産公社の冷

凍施設の修繕整備に係る費用に対する支援について（要請書）、陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情、以上2件については、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。その理由は、なお慎重審査を要するためとなっております。

お諮りいたします。本件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、本件は閉会中の継続審査に付することに決しました。

#### ○ 議長 外間 剛

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和5年第4回豊見城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会（15時37分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（7番） 瀬 長 恒 雄

署名議員（8番） 吉 濱 智 也



# 議案等処理一覽表



# 議案等処理一覧表

— 令和5年第4回豊見城市議会定例会 —

## 1 議案処理状況

(1) 市長提出議案 20件

(2) 議員提出議案 5件

### (3) 処理状況

区分	件数	原案可決	適任	同意	可決	修正可決	否決	報告	承認	継続審査	原案可決及び認定	認定	未了
予算	1	1											
条例	5	5											
諮問													
同意	1			1									
承認	5								5				
認定													
報告	5							5					
議決事件	3	1			2								
意見書	5	3					2						
決議													
計	25	10		1	2		2	5	5				

## 2 請願及び陳情処理状況

### (1) 付託件数

○前定例会からの継続

請願 0件

陳情 1件

○今会期の付託

請願 1件

陳情 3件

○計

請願 1件

陳情 4件

### (2) 処理内容

請願

前会期からの継続	今会期委員会へ付託	採択	一部採択	趣旨採択	不採択	未了	取り下げ	継続審査
0	1	1						

陳 情

前会期からの継続	今会期委員会へ付託	採 択	一 部 採 択	趣 旨 採 択	不採択	未 了	取 り 下 げ	継 続 審 査
1	3	2						2

3 委員会への継続審査事件

(1) 経済建設常任委員会（2件）

陳情第1号 沖縄県漁連が事業主体となっている沖縄県水産公社の冷凍施設の修繕整備に係る費用に対する支援について（要請書）

陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情

(2) 議会運営委員会（1件）

各定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項等について

4 審議未了事件（0件）

# 資料



## 議長諸般の報告（6月定例会）

令和5年3月～令和5年5月

月 日	件 名	主催団体名・場所等	備 考
3月12日	豊見城市体育協会創立75周年記念式典	豊見城市立中央公民館 中ホール	
3月14日	豊見城警察署豊崎交番開所式	豊見城警察署豊崎交番	
3月27日	例月現金出納検査（令和5年1月分）の結果報告	豊見城市監査委員	
3月29日	令和4年度定期監査の結果に関する報告について	豊見城市監査委員	
4月1日	2023年オリオンECO美らSUNビーチ海開き	豊崎海浜公園管理棟前	
4月3日	令和5年度定期人事異動辞令交付式	豊見城市役所5階多目的室	
4月21日	第55回老人クラブ大会及び第45回レクリエーション大会	豊見城市立中央公民館 大ホール	
4月22日	豊見城市更生保護女性会定期総会	豊見城市社会福祉センター 2階研修室	
	豊見城市土木設計業協会総会・懇親会	琉球温泉瀬長島ホテル	
4月24日	令和5年度豊見城市商工会青年部第44回通常部員総会・懇親会	豊見城市商工会 大会議室	
4月25日	令和5年度豊見城市青少年育成市民会議定期総会	豊見城市立中央公民館 中ホール	
	豊崎・美らSUN会懇親会	ホテルグランビュウガーデン 沖縄レストラン棟	
	例月現金出納検査（令和5年2月分）の結果報告	豊見城市監査委員	
4月26日	令和5年度豊見城市交通安全推進協議会 功労者選考委員会及び役員会	豊見城市役所4階第1会議室	
4月27日	豊見城市議会議員研修会	豊見城市役所5階全員協議会室	
4月28日	令和5年度沖縄振興拡大会議	県立武道館アリーナ	
5月9日	令和5年度南部地区市町村議会議長会管内 離島行政視察研修及び臨時総会	渡嘉敷村	

月 日	件 名	主催団体名・場所等	備 考
5月10日	令和5年度南部地区市町村議会議長会管内 離島行政視察研修及び臨時総会	渡嘉敷村	
	令和5年春の全国交通安全運動出発式	豊見城市役所1階正面玄関 前広場	
5月11日	令和5年春の全国交通安全運動街頭指導	豊見城交差点(上田交差点)	
5月16日	第37回とみぐすく祭り・第8回とみぐすく 産業フェスタ第1回実行委員会	豊見城市役所5階多目的室	
5月21日	令和5年度豊見城市女性会定期総会	豊見城市立中央公民館 中 ホール	
5月22日	令和5年度豊見城市ウージ染め協同組合第 29回通常総会	豊見城市ウージ染め協同組 合	
5月23日	沖縄県教職員組合島尻支部 来訪(「義務教 育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のた めの意見書採択を求める陳情、「30人以下学 級早期完全実現」のための意見書採択を求 める陳情)	応接室	
5月25日	沖縄県土木建築部との行政懇談会	自治会館2階 大ホール	
	豊見城市商工会令和5年度第27回通常総代 会	豊見城市立中央公民館 中 ホール	
5月26日	豊見城市観光協会懇親会	市内	
5月27日	第61回海軍戦没者慰霊祭	海軍戦没者慰霊之塔前	
5月29日	例月現金出納検査(令和5年3月分)の結 果報告	豊見城市監査委員	
5月30日	令和5年度豊見城市管工事組合懇親会	ホテルグランビュウガーデン 沖縄	
5月31日	公益社団法人豊見城市シルバー人材セン ター設立20周年記念式典・祝賀会	豊見城市立中央公民館 中 ホール	



## 市長の市政一般報告（6月定例会）

令和5年3月～令和5年5月

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
1	3月1日	新商品開発チャレンジ支援事業 新商品発表会	3階第1会議室
		美ら島沖縄文化祭2022 豊見城市実行委員会総会（第4回）	庁議室
2	3月3日	来訪 株式会社エマオ 会長ほか	応接室
		時事通信社 市長インタビュー取材	応接室
		長嶺中学校 全国いじめ問題子どもサミット県代表参加報告	応接室
3	3月4日	自衛隊採用予定者激励会	シャボン玉石けん くくる糸満
4	3月5日	第129回豊見城市小学生バレーボール大会 開始式	市民体育館
		ティラノサウルスレース in 沖縄	オリオンECO美らSUNビーチ
		第38回沖縄県空手道・古武道演武大会	沖縄空手会館
5	3月6日	視察 トマトの選果場	市内選果場
		来訪 豊見城中学校女子サッカー部	応接室
6	3月7日	来訪 代表監査委員	応接室
		来訪 ゆたか小学校女子バスケットボール部	4階第1会議室
7	3月8日	監査委員辞令交付式	庁議室
		来訪 豊崎シーサイドパーク管理共同企業体 代表理事ほか	応接室
8	3月9日	来訪 沖縄防衛局企画部 次長ほか	応接室
		市商工会第7回部会総会 懇親会	市社会福祉センター
9	3月11日	陸上自衛隊ヘリコプター体験搭乗	航空自衛隊那覇基地
10	3月12日	第8回豊見城市スポーツ少年団武道大会 開会式	市民体育館
		市体育協会創立75周年記念式典	中央公民館
11	3月13日	来訪 産業医	応接室
		来訪 株式会社SEAFOLKS 代表取締役ほか	応接室
12	3月14日	豊崎交番開所式	豊崎交番
13	3月15日	来訪 公益財団法人日本バレーボール協会 火の鳥NIPPON女子チーム強化部長ほか	応接室

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
14	3月18日	第56回豊見城市スポーツ少年団サッカー大会（第1回東洋グリーン杯サッカー大会）開幕式	市陸上競技場
15	3月21日	ニュータウン自治会こども祭り	ニュータウン自治会
16	3月24日	人事異動辞令交付式	応接室
		来訪 土佐清水市スポーツ少年団	4階第1会議室
		来訪 Corona Sunsets Festivalプロデューサー、市観光協会イベント委員会	応接室
		来訪 京浜急行電鉄株式会社 広報マーケティング室	応接室
17	3月27日	総合教育会議	4階第1会議室
18	3月29日	株式会社国際システムから企業版ふるさと納税へ寄付金贈呈	応接室
		来訪 市赤十字奉仕団	応接室
		来訪 なないろ児童クラブ、志茂田児童クラブ	5階全員協議会室
		来訪 豊見城中学校2年 上江洲ひろや様ほか	応接室
19	3月30日	来訪 沖縄空手会館 館長ほか	応接室
		豊見城市地域包括ケア推進協議会委員委嘱状交付式	2階保健センター
		来訪 株式会社ライフコーポレーション	応接室
		F Mとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		響（とよ）む記者懇談会	応接室
		来訪 浅井謙建築研究所株式会社 取締役副社長ほか	応接室
		株式会社エネクスライフサービスから企業版ふるさと納税へ寄付金贈呈	応接室
OBメイトからこども未来基金へ寄付金贈呈	応接室		
20	3月31日	割愛退職者辞令交付式	応接室
		令和4年度退職者辞令交付式	4階第1会議室
		令和4年度退職者激励会	サザンビーチホテル
21	4月1日	第15回豊見城・那覇ブロック交流学童軟式野球大会（第15回ゼット杯争奪学童軟式野球大会）	瀬長島野球場
		オリオンECO美らSUNビーチ海開き	豊崎海浜公園（管理棟前）
22	4月2日	沖縄格闘フェス i n 石川闘牛場	うるま市石川多目的ドーム 闘牛場
23	4月3日	令和5年度定期人事異動辞令交付式	5階多目的室
		令和5年度新採用職員辞令交付式	5階多目的室

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
24	4月4日	来訪 一般社団法人デザインイノベーションおきなわ	応接室
25	4月5日	来訪 豊見城警察署長	応接室
		沖縄県市長会 第1回総会	自治会館
26	4月6日	来訪 エンバイロ・ソリューション株式会社	応接室
		来訪 株式会社琉球物産貿易連合 代表取締役	応接室
27	4月7日	市豊寿大学第1回講座での市長講話	中央公民館
		来訪 真玉橋団地自治会 自治会長ほか	応接室
28	4月8日	第8回歌と踊りのチャリティーコンサート	パレット久茂地 市民劇場
29	4月9日	自衛官候補生過程入隊式	那覇駐屯地 体育館
30	4月10日	交通安全運動 街頭指導	豊見城交差点
		市法律顧問委嘱状交付式	応接室
31	4月11日	来訪 B J M M A s c h o o l 代表ほか	応接室
		来訪 株式会社神戸経営管理センター、大良農園	応接室
32	4月12日	視察 自衛隊訓練	イーアス沖縄豊崎前
		来訪 一般社団法人沖縄県農業会議 会長、沖縄県農業委員会女性協議会 会長	応接室
		産業医委嘱状交付式	応接室
		第32回沖縄国道協会 理事会	八汐荘1階屋良ホール
		第44回道路整備促進期成同盟会沖縄県地方連絡協議会 理事会	八汐荘1階屋良ホール
		来訪 南部国道事務所 所長ほか	応接室
33	4月13日	来訪 ソーシャルバンク Z A I Z E N 株式会社 代表取締役	応接室
34	4月14日	日本赤十字社沖縄県支部 地区・分区長会議	ザ・ナハテラス
35	4月16日	島ぜんぶでおーきな祭 第15回沖縄国際映画祭 レッドカーペットオープニングセレモニー／国際通りレッドカーペット	国際通り
		うた自慢まち自慢2023 沖縄国際映画祭スペシャル 決勝戦	琉球新報ホール
36	4月17日	市食生活改善推進員協議会 総会	2階保健センター
		株式会社オーディフから寄贈品贈呈、こども未来基金へ寄付金贈呈	応接室
		来訪 南部広域行政組合 局長ほか	応接室

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
37	4月18日	株式会社鹿児島銀行から子ども未来基金へ寄付金贈呈	応接室
		来訪 沖縄気象台長ほか	応接室
38	4月19日	東京都へ出張（4/20まで）	東京都
39	4月21日	視察 豊崎小学校通学路	字豊崎
		第55回老人クラブ大会および第45回レクリエーション大会	中央公民館
40	4月22日	世界ドラゴンボート選手権女子日本代表豊見城市合宿 歓迎セレモニー	与根漁港
		市更生保護女性会 定期総会	社協2階研修室
		介護と福祉フェア2023	トヨプラ
41	4月24日	来訪 ハローワーク那覇 所長ほか	応接室
		市赤十字奉仕団定期総会	2階保健センター
		市長就任特集インタビュー	応接室
42	4月25日	来訪 オリオンビール株式会社 代表取締役社長	応接室
		来訪 社会医療法人友愛会 豊見城中央病院附属 健康管理センター センター長ほか	応接室
		市青少年育成市民会議 総会	中央公民館
43	4月26日	漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会総会	漫湖水鳥・湿地センター
		FMとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		響（とよ）む記者懇談会	応接室
		来訪 ソニー生命保険株式会社	応接室
		市交通安全推進協議会 功労者選考委員会及び役員会	4階第1会議室
44	4月27日	市町村長特別セミナー（4/28まで）	市町村職員中央研修所 （市町村アカデミー）
45	5月1日	こいのぼり掲揚式	市役所 市旗掲揚ポール前
46	5月8日	来訪 （株）びねっ	応接室
		来訪 根差部ベースナイン	4階第1会議室
47	5月9日	来訪 那覇バス株式会社 代表取締役ほか	応接室
		豊見城市自衛官募集相談員委嘱状交付式	応接室
		J A共済地域貢献活動「J Aオリジナル親子健康手帳ケース（700個）」贈呈式	応接室
		来訪 市食生活改善推進員協議会	応接室

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
48	5月10日	春の全国交通安全運動出発式	市役所正面玄関前広場
		来訪 株式会社沖龍 代表ほか	応接室
49	5月11日	交通安全運動 街頭指導	豊見城交差点
		南部広域行政組合 理事会	南部総合福祉センター
		環境衛生関係市町村理事協議会	南部総合福祉センター
		来訪 JAおきなわ 会長ほか	応接室
		来訪 一般社団法人沖縄県歯科医師会 会長ほか	応接室
50	5月12日	一日民生委員児童委員の委嘱式及び地域ミニデイサービス激励訪問	1階市民交流スペース
		来訪 プロボクシング仲里周磨選手（日本ライト級新チャンピオン）ほか	応接室
		訪問 ウージ染め展示即売会「COOL GREEN U-J I 2023」	タイムスビル1Fエントランス
		豊見城断酒会	市社会福祉センター
51	5月13日	市PTA連合会 総会及び懇親会	中央公民館
52	5月14日	千葉県へ出張（5/15まで）	千葉県
53	5月16日	来訪 市観光大使 尚玄（しょうげん）様	応接室
		第1回とみぐすく祭り実行委員会	5階多目的室
54	5月17日	株式会社南成建設、株式会社玉新建設から企業版ふるさと納税へ寄付金贈呈	応接室
		来訪 株式会社よしもとエンタテインメント沖縄 代表取締役ほか	応接室
		来訪 合資会社デ・ザイ工房	応接室
55	5月18日	第132回九州市長会 総会（5/19まで）	沖縄アリーナ
56	5月21日	市身体障害者福祉協会 定期総会	市社会福祉センター
		市女性会 定期総会	中央公民館
57	5月22日	来訪 日本下水道事業団研修センター 加藤教授	応接室
		来訪 航空自衛隊 那覇基地司令ほか	応接室
		赤十字社活動資金募集出発式	2階保健センター
		民生委員による子ども遊び場危険箇所点検報告	応接室
		来訪 豊見城電友会 会長ほか	応接室
		来訪：琉球海運株式会社 代表取締役社長、イオン琉球株式会社 代表取締役社長	応接室

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
58	5月23日	令和6年度沖縄振興予算要請に係る意見交換会	八汐荘1階屋良ホール
		来訪 沖縄大学 地域研究所 特別研究員 島田様	応接室
		来訪 沖縄ジョン万次郎会 会長ほか	応接室
		オーシャンドラゴンハーリー大会優勝報告	応接室
		来訪 Asteal株式会社 代表取締役	応接室
59	5月24日	来訪 株式会社ジーセットメディカル 代表取締役専務	応接室
		来訪 おきなわインターナショナルアカデミー 代表	応接室
		来訪 沖縄県議会議員 又吉清義様ほか	応接室
60	5月25日	市さとうきび生産振興対策協議会総会、市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会総会、市野菜振興推進協議会総会	5階多目的室
		南部地区畜産共進会協議会 理事会	自治会館
		県土木建築部との行政懇談会・懇親会	自治会館
		豊見城市商工会 第27回通常総代会	中央公民館
61	5月26日	来訪 株式会社コールアップジャパン 代表取締役社長ほか	応接室
62	5月27日	第22回豊見城市長杯学童軟式野球大会（第2回沖縄三和シャッターこども未来旗学童軟式野球大会）開会式	瀬長島野球場
		第61回海軍戦没者慰霊祭	海軍戦没者慰霊之塔前
63	5月28日	第22回豊見城市長杯学童軟式野球大会（第2回沖縄三和シャッターこども未来旗学童軟式野球大会）決勝戦	瀬長島野球場
64	5月29日	来訪 宇豊見城自治会 自治会長ほか	応接室
		豊見城市地域自立支援協議会全体会委員委嘱状交付	2階保健センター
		来訪 市商工会青年部	応接室
		FMとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		響（とよ）む記者懇談会	応接室
		来訪 市人権擁護委員 金城正光様ほか	応接室
		来訪 市内高等学校 校長	応接室
65	5月30日	市情報公開及び個人情報保護審査会委員委嘱状交付式	応接室
		来訪 ベストオブミス2023沖縄大会ファイナリスト	応接室
		視察（仮称）豊崎中学校現場	宇豊崎
66	5月31日	南部市町村会 理事会	自治会館
		沖縄総合事務局との国土交通行政に関する懇談会	自治会館